

令和4年第3回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

令和4年9月1日 開会

}

令和4年9月22日 閉会

吉田町議会

## 令和4年第3回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月1日)

|                        |     |
|------------------------|-----|
| ○町長挨拶                  | 1   |
| ○開会の宣告                 | 2   |
| ○会議録署名議員の指名            | 2   |
| ○会期の決定                 | 2   |
| ○諸報告について               | 2   |
| ○議会閉会中の委員会活動報告         | 2 0 |
| ○議案第42号～議案第57号の一括上程、説明 | 2 5 |
| ○報告第7号～報告第9号の報告        | 6 3 |
| ○散会の宣告                 | 6 6 |

### 第 2 号 (9月5日)

|                  |     |
|------------------|-----|
| ○開議の宣告           | 6 7 |
| ○議事日程の報告         | 6 7 |
| ○議案第51号の質疑、討論、表決 | 6 7 |
| ○散会の宣告           | 9 4 |

### 第 3 号 (9月12日)

|            |       |
|------------|-------|
| ○開議の宣告     | 9 5   |
| ○議事日程の報告   | 9 5   |
| ○議案第45号の質疑 | 9 5   |
| ○議案第46号の質疑 | 9 5   |
| ○議案第47号の質疑 | 9 9   |
| ○議案第48号の質疑 | 9 9   |
| ○議案第52号の質疑 | 1 0 1 |
| ○議案第53号の質疑 | 1 0 1 |
| ○議案第54号の質疑 | 1 0 1 |
| ○議案第49号の質疑 | 1 0 2 |

|            |     |
|------------|-----|
| ○議案第50号の質疑 | 105 |
| ○議案第55号の質疑 | 113 |
| ○議案第56号の質疑 | 113 |
| ○散会の宣告     | 114 |

#### 第4号 (9月15日)

|          |     |
|----------|-----|
| ○開議の宣告   | 115 |
| ○議事日程の報告 | 115 |
| ○一般質問    | 115 |
| 増田剛士     | 115 |
| 平野積      | 127 |
| 山内均      | 141 |
| ○散会の宣告   | 154 |

#### 第5号 (9月20日)

|            |     |
|------------|-----|
| ○開議の宣告     | 155 |
| ○議事日程の報告   | 155 |
| ○議案第44号の質疑 | 155 |
| ○散会の宣告     | 182 |

#### 第6号 (9月21日)

|            |     |
|------------|-----|
| ○開議の宣告     | 183 |
| ○議事日程の報告   | 183 |
| ○議案第44号の質疑 | 183 |
| ○散会の宣告     | 224 |

#### 第7号 (9月22日)

|               |     |
|---------------|-----|
| ○開議の宣告        | 225 |
| ○議事日程の報告      | 225 |
| ○議案第44号の討論、採決 | 225 |

|                     |       |
|---------------------|-------|
| ○議案第 4 5 号の討論、採決    | 2 2 6 |
| ○議案第 4 6 号の討論、採決    | 2 2 6 |
| ○議案第 4 7 号の討論、採決    | 2 2 6 |
| ○議案第 4 8 号の討論、採決    | 2 2 7 |
| ○議案第 4 9 号の討論、採決    | 2 2 7 |
| ○議案第 5 0 号の討論、採決    | 2 2 8 |
| ○議案第 5 2 号の討論、採決    | 2 3 0 |
| ○議案第 5 3 号の討論、採決    | 2 3 0 |
| ○議案第 5 4 号の討論、採決    | 2 3 0 |
| ○議案第 5 5 号の討論、採決    | 2 3 1 |
| ○議案第 5 6 号の討論、採決    | 2 3 1 |
| ○議案第 4 2 号の質疑、討論、採決 | 2 3 2 |
| ○議案第 4 3 号の質疑、討論、採決 | 2 3 2 |
| ○議案第 5 7 号の質疑、討論、採決 | 2 3 7 |
| ○議員派遣について           | 2 3 7 |
| ○議会閉会中の継続調査について     | 2 3 7 |
| ○町長挨拶               | 2 3 8 |
| ○議長挨拶               | 2 3 8 |
| ○閉会の宣告              | 2 3 8 |

開会 午前 9時00分

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和4年第3回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 開会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様元気な顔に接してうれしく思います。

大体これで終わるんですけども、今まで申し上げたことがないことなんでございますけれども、9月の議会というのは基本的には決算議会となりますよね。とりわけ、フランスなんかの場合は、ミッテランもそうですし、ジスカール・デスタンもそうだったんですけども、基本的にはそういうふうな議会で、言わば決算を、そして取り上げてきた人間たちが最終的に予算の執行に当たっての大統領になっていくんですけども、そういうふうな一つのサイクルがあるんですけども、私、ここにもう長く立つことがございますけれども、議会の皆さんの決算に対するいろいろな質問を見ると、基本的には大体定量的なもので終わってしまうと、そんな感じがいたします。

定性的な問題等がございますけれども、これはフランスのメーカーが得意とするところなんでしようけれども、物流量の問題ではなくて、やはり対象が不連続な性質の変化というのはどういうふうに見るか、1年間見るわけですけども、そういうところに当然のことながら、当初意図したものと、当然のことながら1年間の中で変わってくるものがございます。そういうようなものを議員の皆さんが生み出していただければ面白いなど、こんなふうな思うときもございます。

私は、総括をされる立場ですけども、自分でもそこに座りながら、ああ、こういうふうな攻め方をしたら結構面白いんじゃないかなとか、そんなふうな議員側の立場に立って考えることもございます。議員の皆さんも、様々な御意見が、執行部側のですね、私以下、とりわけ各課長でございますけれども、課長たちのいろいろな予算の組み立て方、それから、1年間の流れをどんなふうに見たかとか、そういうふうによれば、フレキシブルメーカーのお立場にいろいろな意味で示唆を与えてくれることを切に願います。よろしく願います。

○議長（大石 巖君） ありがとうございます。

---

### ◎開会の宣告

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、令和4年第3回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大石 巖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、3番、盛 純一郎君、4番、中田博之君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（大石 巖君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日9月1日から9月22日までの22日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日9月1日から9月22日までの22日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎諸報告について

○議長（大石 巖君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査及び財政的援助団体等監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会閉会中の系統議長会関係、その他に関することについてであります。7月4日月曜日、大井川の清流を守る研究協議会総会が島田市内において開かれました。

7月6日水曜日、富士山静岡空港利用促進協議会総会が静岡市内において開催されました。

7月7日木曜日、富士山静岡空港と地域開発をすすめる会総会が牧之原市内において開催されました。

7月29日金曜日、富士山静岡空港アクセス道路等建設促進期成同盟会総会が藤枝市内において開催されました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を踏まえた対応として、志太榛原五市二町議会議長連絡協議会においては、書面により開催と代わりました。

各総会等においては、それぞれ令和3年度事業報告並びに決算報告及び令和4年度事業計画並びに歳入歳出予算案などについて、いずれも承認、可決されました。

また、例年この時期に開催されておりました静岡県市町議会議員研修会は、動画配信されたものを視聴する研修となりました。

会議への出席に関する報告は以上のとおりであります。

最後に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほど、お願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和4年第3回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概要等について御報告申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が国内で初めて確認されてから、およそ2年半が経過し、これまでに誰もが経験したことのない日々が続いております。7月に入ってから急激に感染が拡大し、全国で連日20万人前後の感染者が報告をされ、8月23日には過去最多となる343人の死者数が確認されております。その翌日、県内においても1日当たりの感染者数が7,971人と過去最多を更新し、当町における感染者数も高止まりの状況が続いており、いまだに感染のピークが見えない状況でございます。

この感染の主流であるオミクロン株は、若い健康な人たちの重症例や死亡例が少ないと見られていますが、感染者が爆発的に増え、高齢者や基礎疾患のある方々に感染が広がれば重症化するリスクは高く、医療体制が逼迫している状況では救える命も救えなくなる可能性がございます。

こうした現実をいま一度直視をし、町といたしましては、一日でも早く感染者数が減少傾向に向かうよう、希望する方々へのワクチン接種を推進するとともに、基本的な感染防止対策の徹底を重ねてお願いしているところでございます。

一方、感染拡大防止のために、これまで幾つものイベント開催が見送られてまいりましたが、地域においては試行錯誤し、様々な対策を講じながらイベントを再開する動きが出てきております。

今年は3年ぶりに行動制限のない夏となり、例年通りとはいかないまでも、川尻地区では、八幡津島神社の夏季例大祭において、にぎやかに屋台の引き回しが行われ、住吉地区では、住吉神社の夏季例祭において、昨年より規模を拡大して行われた大名行列とともに、おはやしの音色が響き渡りました。久しぶりのお祭りに多くの方が、にぎわいを楽しむとともに、

町に活気が戻り、それぞれが地域のつながりを再確認したものと受け止めております。

さらに、8月23日には、町観光協会主催の港まつり花火大会が3年ぶりに開催されたところでございます。当日は感染の拡大を避けるため、観覧場所や駐車場を設けず、時間を短縮して行われましたが、少しでも近くで花火を見ようと、住吉や川尻海岸の周辺に多くの家族連れなどが集まり、皆さんがこの日を心待ちにしていた様子がかげえました。ドーンと胸に響く花火の音とともに、空高く打ち上がる大輪の花火は、皆様にとって忘れがたい特別な夏の思い出になったのではないのでしょうか。

この花火大会の開催に当たっては、様々な御意見もございましたが、当たり前のことが当たり前にできなくなった状況の中で、皆さんがひとしく空を見上げ、少しでも明るく前向きな気持ちになっていただきたいという願いで開催を決断したものでございます。

新型コロナウイルス感染症に対しましては、ネガティブに捉える人とそうでない人がいる中で、全てをネガティブに捉えて物事を進めていくと、地域社会が衰退しまうおそれがございます。このようなイベントの開催やにぎわいづくりは、皆さんが待ち望んでいるものと改めて実感するとともに、この新型コロナウイルスについては拡大と収束を繰り返し、この先、いつまで続くのか見通せない状況でございますので、町に元気を取り戻すためにも、今後もコロナ禍に対応しながら、できる限りポジティブに事業を進めてまいりたいと考えております。

それでは、令和4年度に入り、5か月が経過しました本年度の主な事業の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、令和4年度総合防災訓練につきまして御報告申し上げます。

本年度の静岡県総合防災訓練は、静岡県と島田市、牧之原市、川根本町及び吉田町の共催により、9月4日の日曜日に大規模地震の発生を想定して実施を予定し、当町では11会場において37項目の訓練を計画しております。

主な内容としましては、メイン会場となる吉田中学校のグラウンドにおいて、消防署や警察などの協力の下、倒壊家屋や多重事故からの救助救出、道路啓開訓練を行うとともに、初期消火や煙ハウスによる煙中避難、救助資機材の取扱い訓練などには、自主防災会の皆様にも積極的に参加していただく予定でございます。

そのほか、中央小学校においては、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設運営訓練を、吉田漁港においては、海上自衛隊や海上保安庁と連携した船による物資の輸送訓練を、川尻防潮堤多目的広場と河川防災ステーションにおいては、ヘリコプターが離着陸する誘導訓練を、吉田町防災公園においては、自衛隊の車両や救助資機材、県のEV車、電力会社の高圧発電機車、吉田町消防団の消防ポンプ車などの展示訓練などを計画しており、多くの町民の皆様にも参加していただく予定でございます。

今回の訓練においては、消防署や警察、自衛隊との連携の強化や災害時応援協定の検証なども行い、町のさらなる防災力の向上を図ってまいります。

次に、吉田漁港におけるレベル2の津波対策についてでございます。

吉田漁港におけるレベル2の津波対策につきましては、津波防御に効果を発揮する吉田漁港多目的広場の整備を最優先で進めており、多目的広場上部にアスファルトの通路を整備する工事や芝生を植生する工事について、今月中に着手できる見込みでございます。また、吉田漁港における津波対策施設の設計業務委託についても発注の準備を進めております。



次に、木造住宅耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」についてでございます。

県では、令和7年度をTOUKAI-0事業の最終年度と位置づけ、取組を強力に押し進めております。町では県との連携をさらに強化し、5月から新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で戸別訪問を開始し、旧耐震基準で建築された住宅176戸を訪問するとともに、8月には対象家屋の所有者1,000人に対してダイレクトメールを送付し、制度の周知を図っているところでございます。

今後も、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、助成制度や耐震の必要性について戸別に訪問し、説明するなどして啓発に努め、ブロック塀等撤去事業を含む耐震補強事業を推進してまいります。

次に、治水対策推進事業についてでございます。

住吉地区の浸水被害軽減に向けては、県が主体となって策定しました「坂口谷川水災害対策プラン」に基づき、現在、宮裏川河口部に設置されている3号ポンプを増強するための測量設計業務を進めているところでございます。

また、湯日川流域につきましても、近年頻発する大雨などによる浸水被害の軽減に向け、河川や浸水原因の調査、治水対策を検討するための業務について6月に委託契約を締結し、調査を進めているところでございます。

次に、河川改修事業についてでございます。

河川の流下能力を高めるため、昨年度の繰越事業として進めております大窪川の改修工事につきましても、出水期明けの11月には工事に着手できるよう準備を進めているところでございます。

次に、交通安全対策事業についてでございます。

町では、「吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラム」に基づき、通学路などにおける交通安全対策を進めております。昨年度に実施しました合同点検により、本年度、計画をしております町道高畑高島線におけるグリーンベルトの設置工事につきましても、7月に契約を締結し、現在は現場施工を進めているところでございます。

昨年度当初に抽出しました通学路などの危険箇所については、7月28日と8月4日に合同点検を実施しましたので、この点検による交通安全対策につきましても、関係機関と協議しながら進めてまいります。

また、7月20日に片岡区内の町道において登園中の園児の列に乗用車が衝突した事故を受けまして、7月22日に、警察、交通安全協会、片岡区自治会、町関係各課による緊急合同点検を実施し、事故現場を確認するとともに、交通安全対策について協議いたしました。この点検の結果、再発防止対策として、交差点の横断歩道や停止線、道路のセンターラインや外側線の引き直しを実施いたしました。

次に、道路維持管理事業についてでございます。

町では、道路を安全で健全な状態に維持できるよう、職員による定期パトロールを行うとともに、地域の皆さんから各自治会を通じて、町に提出される土木事業等要望箇所調書やメール、電話などにより道路状況を把握し、必要に応じて補修をしております。このような中、8月1日からは町公式LINEにおいて町民レポートの運用を開始し、道路異常について町民の皆様などから通報していただいております。8月26日までに12件の情報をいただいております。

今後も引き続き、地域の皆様の御協力をいただきながら、道路保全に努めてまいります。  
次に、橋梁維持補修事業についてでございます。

東名高速道路に架かる北原東橋ほか3橋の点検業務につきましては、5月26日に中日本高速道路株式会社と橋梁定期点検の施工に関する協定を締結し、協定の内容に沿って順次、点検を実施しているところでございます。片岡地区の愛宕歩道橋、川尻地区の大幡川幹線排水路第2号橋梁の補修工事につきましては、出水期明けの11月から現場施工に着手できるよう、入札の手続を進めております。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、新型コロナウイルスワクチン接種につきまして御報告申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、これまで吉田町総合体育館での集団接種を核とし、町内クリニック等における個別接種などにより補完する形で接種体制を確保しつつ、対象者への接種を安全で円滑に実施できるよう進めてきたところでございます。現在は、60歳以上の方などへの4回目の接種を中心に進めており、60歳以上の方の接種率は、8月26日時点で74.15%に達している状況でございます。

こうした中、7月22日と8月8日に国からオミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種について、1、2回目の初回接種を完了した全ての方を対象として10月中旬以降の接種開始を見込んで体制整備を開始するよう、市町村に対して要請があったところでございますが、一昨日には、国が開始時期の前倒しを目指し、調整をしているという報道もされております。

町といたしましては、現在、対象となる方の範囲や接種期間などに関する情報収集に努めるとともに、接種計画の策定を進めており、本議会定例会に提出いたします補正予算案に必要経費を計上してございます。

次に、子育て世帯への給付金支給事業についてでございます。

国において、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給することが決定をされ、当町においては、低所得の子育て世帯のうち、ひとり親世帯以外の児童に1人当たり5万円のプッシュ型給付を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の状況にある家計急変者の申請による給付も実施をしております。

現在のところ、家計急変者の申請はございませんが、プッシュ型の給付対象者には7月上旬に確認書を送付し、8月末までに児童143人に対し給付を行ったところでございます。

これと並行し、国によるコロナ禍における原油価格・物価高騰などにより、真に生活に困っている方々への追加支援措置である地方創生臨時交付金を活用し、町独自に町内在住で中学3年生までの児童がいる全ての世帯を対象として、児童1人当たり1万5,000円を特別に支給する事業を実施するため、本議会定例会に提出いたします補正予算案に必要経費を計上しております。

これらの給付金により、子育て世帯が日常生活を維持するための一助となりますよう、迅速に事務を進めてまいります。

次に、小規模保育施設整備についてでございます。

当町は、これまでに待機児童を出すことなく保育園を運営しておりますが、低年齢児、特にゼロ歳児と1歳児の保育の需要は年々高まっている状況でございます。このような状況の中、昨年度までに3社の民間事業者から、ゼロ歳児から2歳児までを預かる「小規模保育施

設」を運営したいという申出があり、そのうち1社は既存施設を改修して10月1日から、2社は新たに施設を建設して来年4月1日からの開所を目指し、準備を進めているところでございます。

町といたしましては、この3社に対して国庫補助を活用した施設整備の補助を行うとともに、スムーズに施設整備が進むよう、設置に係る申請等をサポートしてまいります。

次に、介護人材の確保対策についてでございます。

県が、令和2年度に策定しました第8期静岡県介護保険事業支援計画において、介護サービス見込量などに基づいた介護職員の必要数が示され、その推計によりますと、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、県内で約6万3,000人の介護職員が必要になるとされておりますが、その時点で供給できる介護職員数は約5万7,000人と、さらなる人材の確保が課題となっております。

こうした状況の中、当町においても介護人材の確保に向け、介護経験のない元気な中高年齢者や子育てが一段落した方などを対象として、7月に介護入門的研修を実施いたしました。研修には40代から70代までの14人が参加され、介護に関する基礎知識や認知症に関する知識を身につけていただくための講習とベッドや車椅子を利用した実習を行い、就業を希望される方だけでなく、より多くの方に介護について知っていただく機会を提供することができました。

今後は、受講者の中で就業を希望される方に介護施設への就労相談やマッチングを支援してまいります。

次に、保健事業と介護予防の一体的実施事業についてでございます。

高齢者の健康状態を多面的に捉え、フレイルや生活習慣病などを予防するため、住民主体の「通いの場」において、昨年度から取り組んでおります介護保険の地域支援事業と高齢者の保健事業を一体的に実施する事業につきましては、本年度最初のプログラムを「かたおかなごやかクラブ」において7月に実施いたしました。当日は、体組成計による測定、国保データベースシステムによる健診、医療、介護の分析データを活用した保健指導、健康運動指導士による運動指導を行っております。

今後は、その他の「通いの場」においても、この事業を実施して、高齢者のよりよい生活習慣の定着や運動器の機能向上を図り、引き続き、フレイルや生活習慣病の予防に努めてまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、商工業振興事業補助金について御報告申し上げます。

長引くコロナ禍において、売上げの減少に加え、原油価格や物価高騰に伴う原材料等の仕入価格の上昇などにより、深刻な経済的影響を受けております小規模事業者の事業継続などを支援するため、町といたしましては、吉田町商工会と協議を重ね、商工会が実施する5回目のプレミアム付商品券発行事業に対して補助金を交付することとし、この事業に係る補正予算を本議会定例会に上程させていただくこととしました。

今回のプレミアム付商品券発行事業は、商工会からの要望に沿って、前回の事業規模を大幅に上回るものとなっており、これにより町内において消費の拡大が図られるとともに、町内事業者の皆様の事業継続へ向けての一助となりますことを期待しております。

次に、吉田漁港の整備についてでございます。

水産物供給基盤機能保全事業により実施いたします港内泊地しゅんせつ工事につきましては、湯日川河口部を予定しております。8月に発注を終え、現在は低質調査や事前測量などの準備工を進めており、来年3月中旬の完成を目指しております。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、ふるさと納税推進事業につきまして御説明申し上げます。

さきの第2回議会定例会で御報告いたしましたとおり、昨年度のふるさと納税の寄附額は9億4,348万3,000円で、令和2年度の寄附額の7億645万円と比較しますと34%増加しております。

本年度は、寄附額のさらなる増加を目指し、事業者の皆様に対しまして返礼品の充実に向けた協力を呼びかけているほか、「ふるなび」「エーユーペイ」「ジェイアールイー」の三つのふるさと納税サイトを新たに追加し、寄附者の皆様に町の特産品の魅力が十分に伝わるよう努めているため、4月から7月までの寄附額は2億2,146万3,000円となっており、昨年度同時期の1億7,361万4,000円を約28%上回っている状況でございます。

これからふるさと納税への関心が高まる年末に向け、ウェブ広告への掲載も予定しており、ふるさと納税を通じて、より多くの方々には町の魅力をPRできる環境を整えてまいります。

次に、町内道路整備事業についてでございます。

中央幹線につきましては、現在、用地測量や設計業務を進めているところでございます。また、用地調査業務についても7月に契約を締結し、用地の取得に向けて関係地権者との交渉を進めてまいります。

大幡川幹線につきましては、道路線形検討業務を進めているところでございます。今後も道路計画線の決定に向けて、地元関係者の皆様と道路線形に関する意見交換を重ねてまいります。

三軒屋西の宮線につきましては、本年度発注しました測量設計業務において境界の立会いが完了し、現在は設計業務を進めているところでございます。引き続き、地権者の皆様の御協力をいただきながら、用地取得に向けた準備を進めてまいります。

下片岡山通り線につきましては、片岡橋右岸につながる延長約70メートルの歩道改良工事について8月に契約を締結し、現在は工事の着手に向けた準備を進めているところでございます。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町教育元気物語TCP Triwins Planの本年度における主な事業につきまして御報告申し上げます。

初めに、ICT環境の充実についてのうち、各小・中学校体育館におけるWi-Fi環境の整備についてでございます。

この整備につきましては、工事の実施に必要な設計業務委託について7月29日に契約を締結し、現在、工事の発注に向けて準備を進めているところでございます。ICT機器の整備につきましては、児童・生徒に1人1台を整備しているChromebookについて、6月に小学校用として60台の納品を完了し、中学校の全ての普通教室に65型の電子黒板を整備する事業について、7月に23台の納品を完了いたしました。

また、各学校で活用しているChromebookを保護者や未就学児童にも理解してもらうために、令和2年度から実施しております「親子Chromebook体験会」を7月

16日に中央小学校で開催いたしました。体験会には、今回も山梨大学の三井一希准教授と常葉大学の学生を講師として招き、これまでに実施したC h r o m e b o o kの使い方の初級コースに加え、端末上でクイズを作成したり旅行を企画したりするなどの中級・上級コースも設けて教室を開催し、参加した21組55人の親子がC h r o m e b o o kの活用について理解を深めました。

次に、教職員の研修体制の充実についてでございます。

町教育委員会では、教職員の資質や能力の向上のため、町内の全教職員を対象とした研修会を毎年実施しております。7月に自彊小学校で開催されました公開授業研修では、全クラスの授業が公開され、町内各学校の先生方が参観するとともに、信州大学の佐藤和紀准教授から授業力向上を図るための様々な御指導をいただきました。

また、8月1日に学習ホールで開催いたしました第2回吉田町全教職員研修会では、秋田大学の阿部 昇名誉教授をお招きし、全国学力調査で上位を取り続けている秋田県の「秋田式探求型授業」についての講話を聞き、授業改善に向けた有効なアドバイスをいただきました。

次に、放課後の子供の居場所づくりの一つとして進めております「公設学習塾の実施」についてでございます。

公設学習塾は、基礎学習の定着を図ることを主な目的として開催しており、本年度は6月からスタートし、各学校で年間15回程度を開催する予定でございます。新たな試みとしては、中学校においてオンラインで大学生から指導を受ける取組を実施しているところでございます。

次に、コミュニティ・スクールの整備についてでございます。

学校、家庭、地域のさらなる連携の強化に向け、4月から町内全ての小・中学校に導入しましたコミュニティ・スクールは、コミュニティ・スクールディレクターが窓口となり、学校応援団や地域住民の方の協力を得ながら、授業の充実や環境の整備を推進しております。

また、毎月1回コミュニティ・スクールディレクター連絡会を開催し、各学校間での情報共有や協議を行っており、学校教育課の指導主事と共に近隣地域の先進校を視察したり、県が主催するコミュニティ・スクール推進協議会において、県内での取組状況について情報交換を行ったりするなど、コミュニティ・スクールを効果的に進めていくための研修も実施しております。

以上が、「吉田町教育元気物語T C P T r i w i n s P l a n」における主な取組の実施状況でございます。

新型コロナウイルスの感染状況が予断を許さない中ではありますが、小・中学校においては、夏休み期間が終了し、登校が再開されております。町教育委員会では、感染予防と学習保障を両立させ、確かな学力を身につけ、健全な心身を着実に育むため、引き続き、児童・生徒の心のケアにも配慮しながら、感染症対策や学力向上に係る取組を進めていくこととしております。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、上水道事業につきまして御報告申し上げます。

上水道の施設整備につきましては、静岡県生活基盤施設耐震化等補助金を活用し、配水池からの応急給水拠点となる避難所までの配水本管布設替えのための測量設計業務を実施して

いるところでございます。そのほか、川尻配水系の水道施設整備のための基礎検討業務も実施しております。また、老朽管布設替え等の工事につきましては、本年度予定している工事のうち、5件については既に発注を終え、残りの工事につきましても発注に向けて準備を進めているところでございます。

次に、公共下水道事業についてでございます。

公共下水道の施設整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、国庫補助事業として事業を進めております。

管渠につきましては、川尻南部汚水幹線工事、取付管設置工事、マンホールポンプ場電気設備更新工事を計画しており、いずれの工事も発注を終え、順調に進んでおります。

浄化センターについては、電気設備更新工事を既に発注し、建築附帯設備工事、土木施設更新工事、自家発電機設備に係る工事につきましても、発注に向けて準備を進めているところでございます。

そのほか、下水道全体計画や事業計画の見直し業務、ストックマネジメント計画策定のための点検・調査及び診断業務を引き続き実施しているほか、下水道使用料の改定に向け、下水道料金等審議会を開催し、下水道経営の効率化と健全化に取り組んでおります。

次に、浄化槽設置費補助金交付事業についてでございます。

浄化槽設置費補助金交付事業につきましては、昨年度から転換に対する宅内配管費用と浄化槽撤去費を補助対象に追加し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進しております。本年度は予算額を大幅に増額し、さらなる転換の促進を図っていたところでございますが、既に昨年1年間の転換数の2倍ほどの申請を受け付け、予算の上限に達していることから、補助拡充の効果が着実に表れているものと受け止めております。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、自治体DXの推進につきまして御報告申し上げます。

国では、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項を具現化し、国の支援策などを取りまとめた「自治体DX推進計画」を令和2年12月に策定しており、町では現在、この計画に沿って主に三つの業務に取り組んでおります。

一つ目は「吉田町DX推進計画の策定」に係る業務についてでございます。

この計画は、業務の効率化や住民の利便性の向上などを目的に、今後、町がDXを着実に推進していくための方針をまとめたもので、現時点では、町の基本理念として三つの柱までを決定しており、今後、住民アンケートやパブリックコメントなどを実施し、本年度末までに計画の策定を完了するよう事務を進めてまいります。

二つ目は「自治体情報システムの標準化・共通化」に係る業務についてでございます。

この業務は、住民記録、地方税、福祉など、自治体における主要な20の業務を処理するシステムについて、国が作成しました標準仕様に準拠したシステムを各自治体が構築し、利用することを目指すもので、令和7年度までを目標に、この標準準拠システムへ移行するものとされております。町では、現在、情報システムに関する委託業者と今後の改修に向けて協議を進めながら、全職員を対象に研修を行い、令和7年度までに確実にシステムを移行できるよう業務を進めております。

三つ目は「行政手続のオンライン化」に係る業務についてでございます。

この業務は、デジタル化による利便性を早期に享受できるよう、マイナンバーカードを使ったオンライン手続を可能にするもので、町では、子育てや介護に係る26の手続について、現在、関係各課などで協議を進めており、本年度末までにオンライン手続ができる体制を整えてまいります。

これら三つの業務に関しましては、CIOである副町長が中心となり、さらに、本年度配置しました専門的な知識を有し、国や他自治体の動向などに詳しいCIO補佐官から助言や支援を受けながら、全庁的に業務を進めており、今後も引き続き、当町の実情に合ったデジタル化を推進し、業務の効率化を図るとともに、住民サービスの向上に努めてまいります。

次に、マイナンバーカードの取得促進に係る取組についてでございます。

マイナンバーカードの申請につきましては、写真撮影から登録までの一連の申請手続を短時間で行えるよう、申請補助端末を昨年8月に導入し、マイナンバーカードの取得を積極的にサポートしており、8月12日時点で1,102人の方の申請を支援しております。

また、窓口で書類をお渡しする際に、マイナンバーカードの申請やマイナポイントなどについて印刷した封筒を使用したり、新型コロナワクチン接種会場で啓発チラシを配布したりするなど、積極的にカードの取得を呼びかけております。

さらに、さきの参議院議員通常選挙の期日前投票期間中には、投票会場の入り口付近において出張申請サポートを実施し、81人の方に申請をしていただきました。これらの取組を始めてから8月14日までに3,259件の申請を受け付けており、カードの交付申請や受け取り業務が急増していることから、毎週水曜日に午後7時まで窓口を延長して交付事務を実施するとともに、毎月第2日曜開庁時には職員を増員して対応しているところでございます。

今後も引き続き、国のマイナポイント事業の実施と併せて、これらの取組を積極的に進め、マイナンバーカードの取得促進を図ってまいります。

次に、吉田町とJR東日本との合同研修についてでございます。

8月1日から6日までの6日間、町職員とJR東日本社員との合同研修を実施いたしました。これは、JR東日本が1年を通して行う社員研修のカリキュラムの一つとして、自治体職員と共に地域課題解決型のフィールドワークを行うもので、町といたしましては、民間企業と合同で行う研修は初めての試みでございました。

この研修では、町が提示した課題に対して、町職員とJR東日本の社員がグループごとに調査・研究を行い、課題解決に向けた政策をプレゼンテーションする内容となっており、各グループからは課題の解決につながる様々なアイデアを提案していただきました。

今回の研修において民間企業の社員と関わることにより、職員は様々なことを学び、大いに刺激を受け、リーダーシップ力を磨くことができたと感じております。この研修が、町にとっても大変有意義なものとなりましたことから、今後も、このような研修を開催し、職員の意識改革や資質の向上を図るとともに、住民ニーズや時代の変化に柔軟に対応できる行政運営に努めてまいります。

以上、本年度の主な事業の進捗状況を御報告させていただきました。

長引くコロナ禍において、社会情勢は非常に厳しい中ではございますが、引き続き、住民サービスを低下させぬようポジティブに事業を進めていくとともに、町民の皆様が安全で安心した生活を送ることができるよう、国や県、ほかの自治体、医療機関などと緊密な連携を図りながら、これまで以上に感染防止対策に万全を期してまいります。

町民の皆様をはじめ、議員各位におかれましては、こうした町の姿勢を御理解いただき、町政運営に対する、より一層の御支援、御協力を賜りますことを切にお願い申し上げ、本定例会の行政報告といたします。

○議長（大石 巖君） 町長、御苦労さまでした。

次に、監査委員から決算審査報告をお願いをいたします。

監査委員、藁科武夫君。

〔監査委員 藁科武夫君登壇〕

○監査委員（藁科武夫君） おはようございます。

監査委員の藁科武夫です。よろしく申し上げます。

令和3年度決算等審査意見を申し述べますので、よろしく申し上げます。審査意見を述べる順序につきましては、1、各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見。2番目に、水道事業会計及び公共下水道事業会計決算審査意見。3番目に、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見とします。

では、各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書の1ページをお願いします。

審査の対象は、各会計歳入歳出決算、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況です。

審査に当たっては、吉田町監査基準に準拠し、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、各会計の決算その他関係書類及び基金運用状況について資料の提出及び関係職員の説明を求めた上で、審査を行った。

審査の結果。

各会計の令和3年度決算その他関係書類について、審査した限りにおいて、法令に適合し、かつ正確であると認められる。また、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められる。

2ページをお願いします。

審査の概要。

決算の概要。

令和3年度の一般会計と特別会計の歳入歳出決算額は、次表のとおりである。

令和3年度一般会計及び特別会計の予算現額合計は187億3,458万2,000円で、前年度に比べ23億860万3,000円減少している。

歳入額合計では187億1,808万4,000円で、前年度に比べ17億2,084万6,000円減少している。また、執行率は99.9%で、前年度と比べ2.8ポイント増加となっている。

歳出額合計は173億3,774万2,000円で、前年度と比べ24億4,478万6,000円減少している。また、予算現額に対する執行率は92.5%で、前年度と比べ1.5ポイントの減少となっている。

実質収支額合計は13億7,674万5,000円で、前年度と比べ7億3,063万2,000円の増加となっている。

2、一般会計。

歳入歳出決算額。

一般会計歳入歳出決算額及び収支状況並びに前年度との比較は、次表のとおりである。

上記の表から見ると、歳入額は134億3,770万2,000円、歳出額122億3,920万4,000円、歳入歳出差引額は11億9,849万8,000円、翌年度繰越額359万7,000円を差し引くと、実質収支額は



11億9,490万1,000円となっている。前年度と比べ、歳入額は18億1,717万5,000円の減少、歳出額は25億6,327万6,000円の減少、実質収支額は7億5,279万3,000円の増加、歳入調定額は18億2,462万4,000円の減少となっている。

(2) 歳入決算額の概要。

ア、自主財源・依存財源については、次表のとおりです。

4ページをお願いします。

自主財源は76億7,629万9,000円で、前年度と比べ1,954万8,000円増加している。この主な要因は、繰入金、繰越金が減少したが、町税、寄附金が増加したことによるものである。依存財源は57億6,140万4,000円で、前年度と比べ18億3,672万1,000円減少している。主な要因は、国庫支出金、町債が減少したことによるものである。構成比率は、自主財源が前年度と比べ6.9ポイント増加した。

イ、収入済額の款別内容については、次表のとおりです。

5ページをお願いします。

一般会計収入額総額は134億3,770万2,000円で、前年度と比べ18億1,717万5,000円減少している。これは主に国庫支出金の減少によるものである。

ウ、町税について。

町税の決算額は、前年度と比べ2,403万1,000円の増加となっている。これは主に法人町民税及び町たばこ税の増加はあるものの、個人町民税及び固定資産税が減少したことによるものである。町税の歳入総額に占める割合は40.6%となっており、前年度と比べ5ポイント増加している。収入未済額は9,789万9,000円となっており、前年度と比べ1,036万円減少となっている。

6ページをお願いします。

エ、ふるさとよしだ寄附金について。

令和3年度ふるさとよしだ寄附金総額9億4,348万3,000円は、前年度と比べ2億3,703万3,000円の増加となっている。来年度も引き続き、寄附額の増額を図るとともに産業振興を推進することを期待する。

オ、町債について。

令和3年度の借入額は8億175万1,000円であり、前年度と比べ2億6,555万3,000円の減少となっている。

(3) 歳出決算額の概要。

歳出決算額134億2,215万3,000円に対して、支出済額は122億3,920万4,000円である。翌年度繰越額2億2,434万円、不用額9億5,860万9,000円で、執行率は91.2%となっている。

7ページをお願いします。

ア、歳出決算額の款別内容は、次表のとおりである。

8ページをお願いします。

3、特別会計。

(1) 吉田町土地取得事業特別会計。

歳入総額は3万5,000円、歳出総額は3万5,000円、歳入歳出差引残額はゼロ円である。土地取得事業特別会計の令和3年度末土地残高は10億880万7,000円となっている。

(2) 吉田町国民健康保険事業特別会計。

歳入決算額28億5,030万3,000円から歳出決算額27億6,947万円を差し引いた形式収支は8,083万3,000円の黒字で、前年度の実質収支7,489万3,000円を差し引いた単年度収支は594万円の黒字となる。決算額は前年度と比べ、歳入額は4,445万9,000円、歳出額は3,851万9,000円それぞれ増加となっている。

款別歳入決算額を前年度と比較すると、次表のとおりである。

9ページをお願いします。

国民健康保険税の収納状況を前年度と比較すると、次表のとおりである。

国民健康保険税の収納率は81.6%で、前年度に比べ1.1ポイント向上している。不納欠損額は396万2,000円で、前年度に比べ48万3,000円増加し、収入未済額は1億4,007万9,000円で、前年度と比べ1,025万5,000円減少している。

款別歳出決算額を前年度と比較すると、次表のとおりであります。

10ページをお願いします。

(3) 吉田町後期高齢者医療事業特別会計。

歳入決算額2億9,301万6,000円から歳出決算額2億9,216万7,000円を差し引いた形式収支は85万円の黒字で、前年度の実質収支22万4,000円を差し引いた単年度収支は62万6,000円の黒字となる。決算額は前年度に比べ、歳入額は264万8,000円、歳出額は327万4,000円それぞれ減少となっている。

款別歳入決算額を前年度と比較すると、次表のとおりであります。

後期高齢者医療保険料の過去3年間の収納率の推移は、次表のとおりです。

後期高齢者医療保険料の調定額に対する収入率は99.4%となっており、前年度と比べ0.1ポイント上昇している。

11ページをお願いします。

収入未済額はマイナス5万7,000円となっており、前年度と比べ84万8,000円減少している。不納欠損額の状況は14万6,000円となっており、前年度と比べ9万8,000円減少となっている。

款別歳出決算額を前年度と比較すると、次表のとおりである。

(4) 吉田町介護保険事業特別会計。

歳入決算額21億3,702万8,000円から歳出決算額20億3,686万7,000円を差し引いた形式収支は1億16万1,000円の黒字で、前年度の実質収支1億2,887万円を差し引いた単年度収支は2,870万9,000円の赤字となる。決算額は前年度と比べ、歳入額は5,451万9,000円、歳出額は8,322万8,000円それぞれ増加となっている。

款別歳入決算額を前年度と比較すると、次表のとおりである。

12ページをお願いします。

介護保険料の過去3年間の収納率の推移は、次表のとおりです。

介護保険料の調定額に対する収入率は98.4%となっており、前年度と比べ0.2ポイント上昇している。

款別歳出決算額を前年度と比較すると、次表のとおりとなっている。

13ページをお願いします。

実質収支に関する調書。

各会計の実質収支に関する調書は、その内容を各会計の決算書と照合した結果、計数は正確であった。

## 5、財産に関する調書。

### (1) 公有財産。

土地及び建物。

(ア) 土地。前年度末現在高と比較して4,140.89平米増加している。これは、図書館用地と片岡北吉田特別支援学校（相良方面）バス停の上屋設置に伴う用地改修によるものである。

(イ) 建物。前年度末現在高と比較して81.66平米増加している。これは、水防センターの建設によるものである。

イ、有価証券。

当年度中の増減高はなかった。

ウ、出資による権利。

当年度中の増減高はなかった。

### (2) 物品。

前年度末現在高と比較して195増加している。増加した主なものは、空調機器類、電子黒板、医療器具類、事務用品等である。

### (3) 債権。

吉田町奨学金貸与金（債権）は63万円増加し、当年度末624万7,000円となっている。

## 6、基金の運用状況。

### (1) 吉田町物品調達基金。

基金運用に係る収入金額は、本年度の売上金額742万4,000円等である。支出金額は、本年度仕入金額739万2,000円で合計739万2,000円となっている。前年度繰越金372万9,000円を加えた差引現金は376万1,000円で期末棚卸額は23万9,000円となっており、基金運用残高は条例に定める基金の額である400万で、回転率は1.9となっている。

14ページをお願いします。

まとめということをお願いしたいと思います。

今もなお、新型コロナウイルスは変異を続け、収束の見通しが明らかではない。このような危機的な状況の中で、新型コロナウイルスと悪戦苦闘しながら、懸命に町民を支えている職員には深く感謝する。

また、町では、「津波・防災まちづくり」の最重要施策である駿河海岸防潮堤（川尻工区）が完成したことや国が整備を進めた「大井川川尻地区河川防災ステーション」及び町の「水防センター」がともに完成したことは、町が安全・安心な町づくりを進めていく新たな一歩になったと考え、引き続きの努力を期待します。

なお、予算執行については、事業目的及び事業計画に沿って行政運営が行われ、事業の目的に沿った成果が得られたものと認められる。これからも町民が安心して暮らせる町づくりの行政運営を期待します。

令和3年度吉田町水道事業会計及び吉田町公共下水道事業会計決算審査意見書をお願いします。

審査に当たっては、吉田町監査基準に準拠し、地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかといった観点から検討を行い、財産の管理状況、財政状況及び予算の執行状況について資料及び関係職員の説明を求めた上で、審査を行いました。

審査の結果。

各事業会計とも、審査した限りにおいて、法令に適合し、かつ正確であると認められる。

2ページをお願いします。

水道事業会計決算の概要。

1、事業の概要。

令和3年度末の給水人口は3万1,705人で、前年度末と比べて390人減少している。また、総配水量は460万8,320立方メートルで、総有収水量は409万641立方メートルであり、前年度と比べ総配水量は6,122立方メートル、総有収水量は5万2,609立方メートル減少している。

なお、有収率については88.8%で、過去5年間平均は88.3%である。

また、1立方メートル当たりの供給単価、給水原価の推移を見ると、次表のとおりとなっている。

2、工事の状況。

建設改良工事の施工内容は、次表のとおりであります。

3、予算の執行状況。

予算の執行状況は、次表のとおりである。

収益的収入及び支出。

水道事業収益の決算額6億3,122万4,000円は、予算額に対して、収入率は101.6%であり、前年度と比べ652万7,000円の減少となっている。水道事業費用の決算額5億398万3,000円は、予算額に対して執行率は90.8%であり、前年度と比べ1,482万8,000円減少となっている。

4ページをお願いします。

(2)資本的収入及び支出。

資本的収入の決算額は7,945万7,000円で、予算額に対して収入率は66.5%となっている。資本的支出の決算額は3億8,801万7,000円で、予算額に対して執行率は82.1%となっている。

なお、発行額、償還額及び期末残高の状況は、次表のとおりであります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額3億856万円の補填は、減債積立金、建設改良積立金、過年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填されています。

(3)その他の予算事項。

ア、企業債。

企業の目的、限度額、起債方法、利率及び償還方法は、予算に定められた範囲内で執行されています。

イ、一時借入金。

一時借入金の限度額は2,000万円であるが、借入れはされていません。

ウ、議会の議決を経なければ流用できない経費。

流用はなく議決を受けた予算の範囲内で執行されています。

エ、棚卸資産購入限度額。

当年度の棚卸資産購入額は307万4,000円で、予算に定められた購入限度額605万9,000円の範囲内で執行されている。

4、経営の成績。

経営成績は、次表のとおりであります。

6 ページをお願いします。

本年度は、収益計は決算額 5 億 7,990 万 2,000 円で、前年度と比べ 591 万 6,000 円減少しており、費用計は決算額 4 億 7,225 万 5,000 円で、前年度と比べ 1,023 万 2,000 円減少している。この結果、純損益は 1 億 764 万 7,000 円の純利益が生じている。

費用に対する収益の割合は、次表のとおりである。

本年度は前年度と比べ、営業収支比率は 0.2 ポイント減少、経常収支比率及び総収支比率は 1.4 ポイント増加となったが、いずれの収支比率も 100% を上回っていることから、良好な経営状況といえる。

7 ページをお願いします。

財政状態。

貸借対照表は、次表のとおりであります。

8 ページをお願いします。

資産合計は 72 億 9,037 万円で、前年度と比べ 4,414 万 9,000 円減少している。

負債合計は 36 億 365 万 1,000 円で、前年度と比べ 1 億 5,179 万 6,000 円減少している。

資本合計は 36 億円 8,671 万 8,000 円で、前年度と比べ 1 億 764 万 7,000 円増加している。

すみません。「千円」を入れていただきたいと思います。

短期的な支払い能力を示す流動比率は、前年度と比べ 17.3 ポイント上昇し 374.1 ポイントとなり、固定資産を自己資本で賄える能力を示す固定比率は 2.6 ポイント減少し 128.2% となった。また、長期的な安全性を示す自己資本構成比率は 1.4 ポイント上昇し 71.1% になった。各指標から見ると、経営の安全性は保たれている。

9 ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書。

キャッシュ・フロー計算書は、次表のとおりであります。

10 ページをお願いします。

以上により、本年度は 207 万円資金が増加し、資金期末残高は 6 億 2,600 万 2,000 円となった。

なお、現金預金残高は金融機関の残高と一致していることを確認しました。

11 ページをお願いします。

まとめ。

以上が令和 3 年度水道事業会計の決算審査結果である。

工事状況については、送水管の耐震化を進めている基幹管路耐震化や有収率向上を図るための老朽管を耐震管にする配水管布設替え工事、施設機会設備更新工事等 6 件、1 億 8,793 万 1,000 円が実施された。また、令和 3 年度末管路延長は 526.1 メートル延長増設し、29 万 4,700.9 メートルとなっている。

水道料金の未収金は 879 万 9,000 円で前年度より 60 万 4,000 円減少し、収納率は前年度と同率であった。不納欠損額は 202 万 3,000 円で前年度より 24 万 5,000 円増加となった。水道料金の納付については公平性の確保に努めていただきたい。

今後の水道事業については、住民生活のライフラインとし、安全で高品質な水道水の安定した供給が求められている。したがって、地震などの自然災害に備え、より一層の基幹管路の耐震化や老朽管の布設替えが必要である。かつ、応急給水計画に基づき、応急給水の体制

整備を進めることも必要である。

12ページをお願いします。

公共下水道事業会計の概要。

事業概要。

(1) 接続人口・水洗化率状況。

接続人口・水洗化率の状況は、次表のとおりである。

令和3年度末における処理区域内人口は1万1,174人で、前年度と比べ73人増加している。接続人口は8,300人で、前年度と比べ302人増加し、人口普及率は38.4%となり、前年度と比べ0.6ポイント増加している。水洗化率は74.3%で、前年度と比べ2.3ポイント増加している。

下水処理状況。

下水処理状況は、次表のとおりである。

令和3年度の年間汚水処理量は89万2,017立方メートルで、前年度と比べ1万49立方メートル減少している。年間有収水量は84万9,797立方メートルで、前年度と比べ3,619立方メートル増加し、有収率は95.3%であり、前年度と比べ1.5ポイント増加している。

工事の状況。

建設改良工事の施工内容は、次表のとおりであります。

13ページをお願いします。

予算の執行状況。

予算の執行状況は、次表のとおりである。

収益的収入及び支出。

下水道事業収益の決算額7億3,202万4,000円は、予算額7億4,702万7,000円に対し、収入率は98%であり、前年度と比べ2,624万5,000円減少となっている。下水道事業費用の決算額7億1,560万1,000円は、予算額に対して執行率は97.5%であり、前年度と比べ2,362万6,000円減少となっている。

資本的収入及び支出。

13ページ、14ページをお願いします。

(資本的支出)。

資本的収入の決算額は8億6,277万4,000円で、予算額に対して収入率は99.9%となっている。資本的支出の決算額は8億8,000万7,000円で、予算額に対して執行率は99.5%となっている。

なお、発行額、償還額及び期末残高は、次表のとおりである。

資本的収入額が資本的支出額に不足する1,723万3,000円は、引継金1,723万円で補填した。その他の予算事項について。

起債。

記載の目的、限度額、起債方法、利率及び償還方法は、予算に定められた範囲内で執行されている。

一時借入金。

一時借入金の限度額は3億円であり、令和3年度末残高はゼロ円となっている。

ウ、議会の議決を経なければ流用できない経費。

流用はなく議決を受けた予算の範囲内で執行されている。

公共下水道事業の運営に充てるための一般会計からの補助金予算額7,698万円は、令和3年度末の残高は6,978万9,000円となっている。

### 3、経営成績。

経営成績は、次表のとおりである。

16ページをお願いします。

本年度は、総収益計は決算額7億777万7,000円、総費用計は決算額7億725万4,000円となり、この結果、純損益は52万3,000円の純利益が生じている。このうち経常利益については50万4,000円である。

次に、費用に対する収益の割合は、次表のとおりである。

営業利益率が100%を大きく下回っているため、経営状況は良好とはいえないが、一般会計からの繰入れがあるので問題ない状況である。

### 4、財政状態。

(1)貸借対照表は、次表のとおりである。

18ページをお願いします。

資産合計は126億6,928万9,000円で、前年度と比べ487万3,000円減少している。

負債合計は121億5,240万6,000円で、前年度と比べ539万6,000円減少している。

資本合計は5億1,688万3,000円で、前年度と比べ52万3,000円増加している。

次に、財務比率の主な指標は、次表のとおりであります。

短期的な支払い能力を示す流動比率は、前年度と比べ7.6ポイント上昇し32.5%となり、固定資産を自己資本で賄える能力を示す固定比率は4ポイント減少し164.5%、長期的な安全性を示す自己資本構成比率は1.2ポイント上昇し60%となりました。

19ページをお願いします。

まとめということで、工事の状況においては、汚水幹線工事、浄化センター反応タンクの耐震補強工事など13件で4億529万6,000円が実施された。管渠整備面積は289.94ヘクタールとなり、前年度より3.97ヘクタール増加した。

合併処理浄化槽の設置推進については、補助金交付基数64件、3,258万3,000円で、宅内配管工事費や単独浄化槽の撤去費を補助対象に追加したことにより前年度と比べ9件で1,396万8,000円増加となった。

なお、令和2年度に策定された「吉田町汚水処理ビジョン」及び「吉田町公共下水道事業経営戦略」に基づき、下水道全体計画や事業の見直し業務を引き続き実施され、令和4年度は下水道料金改定に向けた協議がされることになるので、下水道経営の効率化と健全化の取組に努められたい。

かつ、町民の生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目指して、計画的に事業を推進することを期待します。

令和3年度決算に基づく吉田町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書をお願いします。

吉田町監査基準に準拠し、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算に基づき算定された、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかといった観点から検討を加え、資料及び関係

職員の説明を求めた上で、審査した。

その結果、健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令等に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類も適正に作成されているものと認められる。

2、3ページをお願いします。

健全化判断比率について、次表のとおりであります。

健全化判断比率等の状況について。

ア、実質赤字比率について。

実質収支は11億9,490万1,000円の黒字となっており、健全な財政状況下にある。

イ、資金不足比率について。

水道事業会計及び公共下水道事業会計とも資金剰余の状態にあるので資金不足比率は生じていないので、健全な財政状況下にある。

ウ、連結実質赤字比率について。

連結実質収支は20億8,334万円の黒字となっており、健全な財政状況下にある。

エ、実質公債費比率について。

令和元年度から令和3年度までの3か年平均である実質公債費比率は10.6%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っている。

オ、将来の負担比率について。

将来の負担比率は43.3%となっており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回っている。

(3)是正を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

以上をもちまして、令和3年度決算等審査意見とします。

よろしくをお願いします。

○議長（大石 巖君） 監査委員、御苦勞さまでした。

それでは、ここで暫時休憩とします。

開始は10時40分とします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時40分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

---

#### ◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（大石 巖君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を総務文教常任委員会委員長から報告をお願いします。

8番、山内 均君。



〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

総務文教常任委員会では、調査が完了しましたので、その報告をもって委員長報告といたします。

配付させていただきました1ページを見てください。

まず、調査の事項です。

調査事項としましては、国民健康保険事業について。

調査の目的です。

町は、総合計画の基本理念における施策の大綱の一つを「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」としている。国民健康保険事業については、広域化による体制の強化が行われたが、健全な事業運営の確保のためには、住民が制度について正しく理解し、適正な受診と公平な負担を行うことが必要である。そこで、町が行っている国民健康保険事業の現状と課題について調査・研究をする。

3、期間は、調査・研究が終わるまでとします。

4、調査の経過、5、調査の結果、まとめについては、別紙のとおりといたします。

2ページから4ページにかけて、委員会が行った17回の回数を掲載をいたしました。その中で、2ページの第3回を見ていただけますでしょうか。

調査事項については、総務文教常任委員会では、1が、国民健康保険制度等に関する事について、2が、国民健康保険税に関する事について、3が、国民健康保険給付等に関する事についてという形で調査することに決定をいたしました。

次の第4回ですね、国民健康保険制度等に関する事については、8月17日に町民課から説明をいただきました。

第6回の委員会です。国民健康保険税についての説明については、10月25日に町民課から説明いただきました。

第8回は、(3)国民健康保険給付等に関する事については、12月8日に町民課から説明いただきました。

調査の結果です。

5ページになります。

我々は、先ほど言いましたように、調査の1、国民健康保険制度等に関する事について、調査の2、国民健康保険税に関する事について、調査の3、国民健康保険給付等に関する事についてということで調査を進めました。

まず、調査の1です。国民健康保険制度等に関する事について。

制度の概要、それと、保険制度との関連ですね、要は、二つ表に示されていますので、それを見て、また、それを参考にしてください。

6ページになります。

国民健康保険被保険者数の推移についてです。

国保の被保険者数は年々減少しているが、一番の要因は少子高齢化である。

減少による影響は、被保険者数が減少しても医療費が同時に減少すれば大きな問題がないが、被保険者数が減少し、医療費が増えると、1人当たりの負担が大きくなるため、状況によっては、国保税の税率を上げる対応を検討することになる。

被保険者数は、静岡県内の状況も、吉田町と同様に全体的に減少をしている。表にあります、吉田町国民健康保険加入状況です。グラフも参考にしてください。次は、吉田町国民健康保険事業療養給付費状況です。グラフを参考にしてください。その次の8ページには、静岡県の状況です。

9ページに行きます。

2です。被保険者の構成に関しては、この文書で確認をしてください。

3、平成30年度からの制度と広域化の要因について。

広域的運営の必要性はどこにあるのかということについては、この10年間で70歳以上の高齢者が1.3倍、医療費も1.3倍になった。団塊の世代が全員75歳になる2025年には、医療費の総額が61.8兆円になる見込みである。国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から都道府県も国民健康保険制度を担うことになった。

次の国民健康保険の運営主体が県に移ったが、主たる理由は。

これは内容を見ていただけますでしょうか。

まず、1の関係です。委員会としての意見です。

国民健康保険は、自営業の人、被用者保険加入以外の人、無職の人、年金受給者、会社員でも会社で健康保険に入っていない人、全てが加入する。なお、退職や転職した人は、加入手続きを自分で行わなければならない。手続きを行っていない場合は、その期間が無保険期間となる。保険切替えの周知をしっかりと行い、国民皆保険制度を守らなければならない。

外国人の急増に対する対策は、これからの課題となると思う。しっかりと対策を行わなければならない。

11ページ、調査2です。国民健康保険税に関することについてです。

1の国民健康保険税が高額である理由です。

当町における国民健康保険税率は他市町と比較してどのようか。また、その分析はしているか。

税率については、財政状況、医療費状況、基金の取崩し、一般会計からの繰入れなども踏まえた上で、それぞれの市町が決定している。

表に移りますけれども、これは令和3年度吉田町の国民健康保険税の税率の表です。

下は、30年度から令和2年、調定額・収納額・収納率の推移の表とグラフであります。参考にしてください。

静岡県全体及び吉田町とも、被保険者数の減少によって、調定額は年々減少している。それに伴って、収入額も年々減少しているが、収納率は年々上昇する状況であり、当町の収納率は県の平均を上回っている。

13ページのエです。

町は県下で国民健康保険税が一番高いと言われているが、その理由はに対しては、当町の国民健康保険税が他の市町より高いのは、平均して所得が高いことが理由である。また、当町については、1人当たりの調定額が県下で一番高かったが、令和2年度は5番になっている。当町は、国保税率自体が高いかもしれないが、一般会計から繰入れをして高くないようにしている市町もあるが、当町では一般会計からの法定外の繰入れについては行っていないため、これが高いと言われる理由の一つである。

なぜ国民健康保険税は他の健康保険の保険料より高いのか。

これに対しては、国保は加入者の平均年齢も高く、医療費もその分多くなっている、1人当たりの医療費も高くなっている。医療費が高くなると、それに必要となる保険税も高くなるので、これが他の保険より高い理由である。

国民健康保険税に関し、町が直面する状況と課題に関しては、県内の賦課方式の統一が課題であるということです。

13ページの国民健康保険税の収納率については、収納率の目標の設定は町独自では定めていないが、収納率向上の数値目標として、県の定めた目標値、県内各市町の収納率を参考に、前年を上回る収納率を目指している。収納率向上の方策は、口座振替の推奨を図っているほか、日曜開庁での収納、納税相談の実施、コンビニ収集、Pay Payでの収納もあり、納税者の利便性を図っているということです。

国民健康保険税の算定方式については、省略をします。

委員会としての意見です。

当町の国民健康保険税が他の市町より高いのは、平均して所得が高いことが理由に挙げられているが、低所得者は納税に苦勞していると思う。国保税未納者に対し、短期保険証を発行するなどの対応をする場合があるが、「誰でも払える保険制度」にすべきである。

国保税の収納率の向上には、数値目標を設定し、努力をしてほしい。

次のページ、調査3です。

国民健康保険給付等に関することについてです。

1の保険給付費の実態については、グラフを参考にしてください。

保険者努力支援制度についてです。

保険者努力支援制度の概要について、その現状と課題は何か。令和2年度の実績は。

これに対して、保険者努力支援制度は、平成30年度に新設された制度で、県と市町がそれぞれの評価基準に基づいて算定された交付額が国から県へ交付され、県から市町へは特別交付金として交付される。

交付額についても、令和元年度の578万9,000円から、令和2年度には709万4,000円へと増加をした。

イ、国保税を下げるためには、診療や薬代を含む医療費の抑制が必要である。

当町において、最も重点的に取り組んだことは、特定健診、重症化予防、収納率の向上などである。まずは健診を受けて、自身の状況を知ることが疾病の早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぐことになる。

当町では、平成20年度から健診費用を無料とし、土曜日、日曜日の健康診断やがん検診と同時受診及び個別検診を受けることができる医療機関を増やすよう取り組んでいる。さらに、人間ドック等も多くの人に受診してもらえるように費用を一部助成するとともに、契約医療機関を増やし、その結果、健診の受診率は県下全体を毎年上回っているということです。

18ページ、ウのジェネリック医薬品です。後発医薬品の推奨に関しては、吉田町におけるジェネリック医薬品の使用割合はどのくらいかということに対しては、当町におけるジェネリック使用割合は、令和2年の9月の診療分で80%となっている。レセプトからは、令和3年10月診療の状況は82.6%であるため、政府が掲げているジェネリック使用割合の目標値の80%を上回っている。

3の特定健診については、当町では、特定健診が開始された平成20年度当時から健診を無

料としている。また、土日の健診、がん検診との同時受診、町内の一部の医療機関で個別検診を行うことにより、受診率は40%となっている。国が受診率の目標を60%と掲げているため、当町においても、目標値60%に向け、取り組んでいかなければならないということです。

それに対しての委員会の意見としては、医療費抑制の観点から、多くの人に特定健診や人間ドックの受診勧奨を行い、疾病の早期発見や早期治療につなげてほしい。

保険者努力支援制度に関しては、現在取り組んでいることに目標を設定し、推進してほしい。特に、特定健診・特定保健指導、メタボの項目は、医療費にも関係することであることから計画的な対応をお願いしたい。

次に、まとめです。

まとめとしては、国民皆保険を支える国民健康保険制度の被保険者数は、少子高齢化等の要因で年々減少しているが、1人当たりの医療費は年々増加している。

国民皆保険制度を守るためには、広域化による体制強化と同時に、医療費の増加を抑えることが重要課題である。

特に、特定健診は疾病の早期発見や早期治療につながり、重症化を防ぐことによって医療費を抑制する重要な要素である。

また、吉田町の国民健康保険税が高いのは、国民健康保険被保険者の所得水準が高い、令和2年度は県下で5番目であるが、高いことが一因であるが、所得水準に満たない人には納税に大きな負担となっている。国保税率を下げるためには、問題解決のための目標設定と特定健診の受診率の向上を目指した様々な啓発活動が今以上に必要と考えている。

併せて、保険者努力支援制度においては、特に特定健診・特定保健指導、メタボ及び国保税の収納率の項目は、数値目標を設定し、計画的な対応を進めていただきたい。

なお、見開きのA3の表です。A3に関しては、令和3年度の保険者努力支援制度の集計結果です。吉田町は網かけをしてあります。他の市町と比べてみてください。

以上が総務文教常任委員会の報告であります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

それでは、続きまして、産業建設常任委員会委員長から報告をお願いします。

6番、蒔田昌代君。

〔産業建設常任委員会委員長 蒔田昌代君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（蒔田昌代君） 6番、蒔田昌代です。

産業建設常任委員会から議会閉会中の委員会活動について報告をいたします。

産業建設常任委員会は、議会閉会中に委員会を2回開催しました。

令和4年6月定例会の委員会において、所管事務調査として、調査事項1、環境保全事業における安全対策についてと、調査事項2、道路維持管理事業における安全対策についての

二つを決定いたしました。

令和4年7月11日月曜日、吉田町役場4階第2会議室において、午前8時57分から午前10時44分、議員6人、番外1人、事務局2人。

協議事項、所管事務調査について。

二つの調査案件である、環境保全事業における安全対策についてと道路維持管理事業における安全対策についてに係る担当課からの説明を求めるため、質問事項について協議した。

道路維持管理事業における安全対策についての質問事項の中の損傷箇所の発見方法についての項目の中にある、令和3年度道路修繕回数と除草した件数は、過去5年間分を求めることとする。担当課からの説明については、二つの調査案件に関する三つの課に出席してもらい、説明を聞くこととする。委員から出された質問は、正副委員長でまとめ、委員にメールする。

以上を決定し、委員会を終了いたしました。

令和4年8月8日月曜日、吉田町役場4階第2会議室、午前8時53分から午後12時15分、議員6人、番外1人、事務局2人、当局3人。

協議事項、所管事務調査について。

二つの調査案件である、環境保全事業における安全対策について、道路維持管理事業における安全対策についての前の委員会でまとめた質問事項について、担当課から回答を受け、質問をした。

10月頃、大型草刈り機を使った作業が行われる際に、見学できるように担当課へ依頼する。次回の委員会は9月定例会中に行う。今日の担当課からの回答と委員からの質問を踏まえ、委員会の意見をまとめる。

以上を決定し、委員会を終了いたしました

以上で、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

委員長報告に対して、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

#### ◎議案第42号～議案第57号の一括上程、説明

○議長（大石 巖君） 続いて、会議規則第35条の規定によりまして、日程第5、第42号議案から、日程第20、第57号議案までの16議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和4年第3回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について1件、条例の制定について1件、決算の認定について7件、補正予算について6件、人事案件1件の合計16件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第42号議案は、吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍推進をさらに進めることを目的として、育児休業の所得要件の緩和等を行うため、所要の変更を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第43号議案は、吉田町議会議員及び吉田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、吉田町議会議員及び吉田町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成を公費負担する内容の条例制定をお認めいただくとするものでございます。

第44号議案は、令和3年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、令和3年度の一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額134億3,770万1,908円、歳出総額122億3,920万3,962円、歳入歳出差引残額11億9,849万7,946円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第45号議案は、令和3年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、令和3年度の土地取得事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額3万4,908円、歳出総額3万4,908円、歳入歳出差引残額ゼロ円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第46号議案は、令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

本議案は、令和3年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額28億5,030万3,267円、歳出総額27億6,947万119円、歳入歳出差引残額8,083万3,148円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第47号議案は、令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

本議案は、令和3年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額2億9,301万6,279円、歳出総額2億9,216万6,567円、歳入歳出差引残額84万9,712円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第48号議案は、令和3年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

本議案は、令和3年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額21億3,702万1,061円、歳出総額20億3,686万6,687円、歳入歳出差引残額1億16万1,374円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第49号議案は、令和3年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和3年度吉田町水道事業会計

決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することをお認めいただくとともに、併せて令和3年度の水道事業会計決算につきまして、収益的収入6億3,122万4,258円、収益的支出5億398万3,460円、資本的収入7,945万6,700円、資本的支出3億8,801万6,804円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億856万104円は減債積立金、建設改良積立金、過年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填する内容をお認めいただこうとするものでございます。

第50号議案は、令和3年度吉田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和3年度吉田町公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することをお認めいただくとともに、併せて令和3年度の公共下水道事業会計決算につきまして収益的収入7億3,202万3,542円、収益的支出7億1,560万1,447円、資本的収入8億6,277万4,310円、資本的支出8億8,000万6,885円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,723万2,575円は、引継金で補填する内容をお認めいただこうとするものでございます。

第51号議案は、令和4年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、令和4年度の一般会計歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ13億6,657万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ133億4,571万1,000円とするとともに、地方債の補正を行う補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第52号議案は、令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、令和4年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,083万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ27億9,822万7,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第53号議案は、令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、令和4年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ85万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ3億1,587万9,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第54号議案は、令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、令和4年度の介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億463万9,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ21億8,951万円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第55号議案は、令和4年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、令和4年度の吉田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額に2,044万8,000円を追加する内容の補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第56号議案は、令和4年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、令和4年度の吉田町公共下水道事業会計予算につきまして、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ300万3,000円を追加すること、第4条本文括弧書きの

一部を改めるとともに、資本的支出の予定額に883万2,000円を追加すること、第9条に定めた経費に583万5,000円を追加すること、第10条に定めた一般会計からの補助金の額を改めることとする内容の補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第57号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在、吉田町教育委員会委員であります中村成宏委員が、本年10月4日をもって任期満了となりますことから、引き続き、中村氏を吉田町教育委員会委員に任命することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上が上程いたします16議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、今回の16議案のうち、第51号議案 令和4年度吉田町一般会計補正予算（第2号）につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業及びプレミアム商品券発行事業につきまして、早急に実施する必要があることから、早期の議決をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計長、伊藤美絵君。

〔会計管理者兼会計課長 伊藤美絵君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（伊藤美絵君） 会計課でございます。

会計課からは、本定例会へ上程いたしました第44号議案 令和3年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の令和3年度吉田町歳入歳出決算書及び参考資料ナンバー4の吉田町一般会計歳入歳出決算参考資料を御用意ください。

それでは、最初に、決算書の10ページを御覧ください。

令和3年度吉田町一般会計歳入歳出決算の歳入総額は134億3,770万1,908円、歳出総額は122億3,920万3,962円、歳入歳出差引残額11億9,849万7,946円でございます。これは、前年度と比較いたしますと、歳入は金額で18億1,717万4,520円、率にしまして11.9%の減となっております。また、歳出は金額で25億6,327万5,746円、率にしまして17.3%の減となっております。

それでは、内容について御説明させていただきます。

決算書は12ページから15ページと、参考資料ナンバー4の決算参考資料の1ページ、2ページ、右側の令和3年度の列を併せて御覧ください。

初めに、歳入でございます。

1款町税は、収入済額54億5,879万6,026円で、前年度と比べ金額で2,403万932円、率にして0.4%の増となっております。

1項町民税は21億9,401万5,428円、前年度に比べ5.2%増となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、個人所得が減少し、個人町民税が若干落ち込んだものの、町内大手企業を中心にコロナ禍であっても好調を維持できたことなどから、法人町民



税が前年度に比べ34.6%増となったことが要因でございます。

2項固定資産税は27億1,690万4,392円で、前年度に比べ3.3%の減となっております。これは、土地家屋償却資産とともに課税標準額が前年度に比べて減少したことに伴い、税額が減少したことが主な要因でございますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症に係る特例措置として、厳しい経営にある中小事業者等に対して事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税課税標準の減免が行われ、当町においては、家屋で135件、償却資産で105件の特例の適用がなされております。

3項軽自動車税は1億630万9,265円で、前年度に比べ3.0%の増となっております。

4項町たばこ税は2億962万2,680円、前年度に比べ6.2%増となっております。これは、令和3年10月の税率改正によるものでございます。

5項都市計画税は2億3,194万4,261円で、前年度に比べ2.7%の減となっております。2項固定資産税と同様に、課税標準額の減少及び新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の適用等によるものが要因でございます。

以上が町税の収入状況でございます。

なお、本年度の不納欠損額は町税全体で898万1,475円、収入未済額は9,789万8,853円でございます。

不納欠損に係る主な事由としましては、滞納処分を行う財産がない。滞納処分を行うことにより、その生活を著しく困窮させるもの。外国人などが出国して徴収見込みのないもの等でございます。

14ページを御覧ください。

次に、2款地方譲与税は、収入済額1億78万1,000円で、前年度より3.9%の増となっております。

内訳としましては、1項地方揮発油譲与税が2,547万8,000円、2項自動車重量譲与税は7,284万9,000円、16ページに移りまして、3項森林環境譲与税は245万4,000円でございます。

3款利子割交付金は、収入済額286万4,000円で、前年度と比べ23.2%の減となりました。

4款配当割交付金は、収入済額2,438万3,000円で、前年度に比べ53.2%の増となりました。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額3,481万5,000円で、前年度に比べ60.6%の増となりました。

18ページを御覧ください。

6款法人事業税交付金は、収入済額1億212万4,000円で、前年度に比べ64.0%の増となっております。この交付金は、県に納付された法人事業税の7.7%に相当する額が市町に交付されるものでございます。市町への交付基準は、令和3年度は法人税割額及び従業者数によって案分され、交付されるものでございます。

7款地方消費税交付金は、収入済額7億3,976万8,000円で、前年度に比べ8.8%の増となっております。

8款環境性能割交付金は、収入済額1,095万2,000円で、前年度に比べ0.7%の増となっております。

20ページを御覧ください。

9款地方特例交付金は、収入済額1億2,293万6,000円で、前年度に比べ210.8%の増となっております。この交付金は、住宅ローン減税に伴う減収を補填するための交付金、自動車

税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填する交付金、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填する交付金と新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る中小事業者等の固定資産税及び都市計画税の減収分を補填する交付金でございます。

10款地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合わせまして収入済額8億7,198万円で、前年度に比べ65.7%の増でございます。令和3年度におきましても、当町は基準財政需要額が基準財政収入額を超えておりますことから、普通交付税が交付される団体となっております。

22ページに移りまして、普通交付税は7億4,695万2,000円、特別交付税は1億2,502万8,000円でございます。

なお、令和3年度における吉田町の財政力指数は、単年度で0.86、3か年平均で0.91でございます。

11款交通安全対策特別交付金は、収入済額470万5,000円で、前年度に比べ7.3%の減となっております。

12款分担金及び負担金は、収入済額6,980万6,660円で、前年度に比べ15.8%の増となっております。

内訳でございますが、1項分担金は476万8,500円で、漁港施設の改修に伴う水産事業費分担金でございます。

2項負担金は6,503万8,160円で、社会福祉費の老人施設入所者負担金や児童福祉費の保育所保護者負担金、こども発達支援所利用者負担金、一時預かり利用者負担金などがございます。

24ページから29ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料は、収入済額7,031万2,792円で、前年度に比べ0.2%の増となっております。

内訳でございますが、1項使用料は5,687万4,970円で、健康福祉センター使用料、漁港施設の占用料や使用料、道路、河川の占用料、町営住宅使用料、体育館等の教育施設の使用料などがございます。

2項手数料は1,343万7,822円で、税務関係の各種証明手数料、戸籍窓口手数料、狂犬病注射済交付手数料などがございます。

28ページから37ページを御覧ください。

14款国庫支出金は、収入済額19億4,411万2,091円で、前年度に比べ54.2%の減となっております。

内訳でございますが、1項国庫負担金は9億2,579万1,650円で、民生費では障害者自立支援給付費負担金や児童手当費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金など、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金など、教育費では、子育てのための施設等利用給付費負担金などが主なものでございます。

2項国庫補助金は10億1,001万94円で、総務費では、結婚新生活支援事業費補助金、外国人受入環境整備交付金、個人番号カード交付事業費補助金など、民生費では、地域子ども・子育て支援費交付金、衛生費では、母子保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費など、土木費では、社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業費補助金など、教育費では、特別支援学級児童就学奨励費補助金など、地方創生推進では、新型

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金などが主なものでございます。

なお、前年度において実施された新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として、1人10万円を支給した特別定額給付金事業は、令和3年度においては実施されなかったことから大幅な減額となっているものでございます。

3項国庫委託金は831万347円で、国民年金事務費などの委託金でございます。

36ページから47ページを御覧ください。

15款県支出金は、収入済額9億5,158万7,962円で、前年度に比べ24.5%の増となっております。

内訳でございますが、1項県負担金は3億7,551万1,273円で、民生費では、障害者自立支援給付費や児童手当費、子ども・子育て支援給付費、衛生費では、後期高齢者医療事業費、教育費では、子育てのための施設等利用給付費などの負担金でございます。

2項県補助金は4億8,650万2,143円で、総務費では、静岡空港隣接地域にぎわい空間創生事業費やマイナポイント事業費、民生費では、重度障害者医療費助成事業費、こども医療費、放課後児童健全育成事業費、衛生費では、生活排水改善対策事業費、農林水産費では、水産業振興総合推進事業費、土木費では、木造住宅耐震補強助成事業費、消防費では、地震・津波対策等減災交付金、教育費では、部活動指導員等の補助金が主なものでございます。

42ページから47ページを御覧ください。

3項県委託金は8,957万4,546円で、衆議院議員選挙費、静岡県知事選挙費や徴税费、経済センサス等の統計調査費などの委託金でございます。

46ページから49ページを御覧ください。

16款財産収入は、収入済額1,098万7,017円で、前年度に比べ52.2%の減となっております。

内訳でございますが、1項財産運用収入は846万265円で、土地建物貸付収入、基金の利子及び配当金収入でございます。

2項財産売払い収入は252万6,752円で、道路用地の売払いなどによる不動産売払い収入でございます。

48ページから51ページを御覧ください。

17款寄附金は、収入済額9億4,627万5,379円、前年度に比べ33.4%の増で、一般寄附金が169万2,379円、ふるさとよしだ寄附金は、一般寄附金が6億6,288万7,500円、指定寄附金が2億8,059万5,500円、企業版ふるさと納税は110万円でございます。

50ページから53ページを御覧ください。

18款繰入金は、収入済額5億6,293万2,950円で、前年度に比べ27.6%の減となっております。

内訳でございますが、1項特別会計繰入金は2,262万403円で、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金でございます。

2項基金繰入金は5億4,031万2,547円で、財政調整基金繰入金2億8,797万7,000円、減債基金繰入金2,909万7,977円、教育振興基金繰入金894万2,100円、地域福祉基金繰入金103万8,000円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金2億1,027万8,000円、新型コロナウイルス感染症経済変動対策貸付資金利子助成金基金繰入金297万9,470円でございます。

19款繰越金は、前年度繰越金でございますが、収入済額は4億5,239万6,720円で、前年度に比べ11.5%の減となっております。

52ページから61ページを御覧ください。

20款諸収入は、収入済額1億5,343万5,311円で、前年度に比べ19.1%の増となっております。

内訳でございますが、1項延滞金、加算金及び過料は920万4,481円で、町税の延滞金でございます。

2項町預金利子は2万3,572円で、運用定期、普通預金などの利子でございます。

3項貸付金元利収入は32万5,500円で、高等学校等奨学金返還金でございます。

4項受託事業収入は440万9,700円で、農業者年金基金受託事業収入及び静岡県土地改良事業団体連合会受託事業収入でございます。

5項雑入は1億3,947万2,058円で、納付金といたしまして日本スポーツ振興センター納付金、総務費雑入では、县市町村振興協会市町交付金、五市二町連携中枢都市圏構想事業負担金など、民生費雑入では、心身扶養共済保険料や放課後児童クラブ徴収金、児童発達支援事業収入、保育園児童給食代など、衛生費雑入では、後期高齢者医療広域連合健康診査委託金など、教育費雑入では、講座受講料などでございます。

60ページを御覧ください。

21款町債は、収入済額8億175万1,000円で、前年度に比べ24.9%の減となっており、償還元金より少ない借入額となっております。

内訳といたしましては、農林水産業債では、南駿河湾漁協製氷機整備事業、土木債では、防潮堤側道整備事業、吉田町内道路舗装修繕事業、吉田町内橋梁維持補修事業、消防費では、防潮堤天端整備事業、水防施設整備事業などに伴う借入れと臨時財政対策債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

款項及びその中での主な事業について御説明いたします。

決算書の66ページから69ページ、参考資料4の3ページを御覧ください。

1款議会費は、支出済額9,483万5,379円で、前年度に比べ0.6%の減となっております。議会運営費、議会調査活動費などがございます。

68ページを御覧ください。

2款総務費は、支出済額15億406万8,563円で、前年度に比べ65.1%の減となっております。

主な支出といたしましては、1項総務管理費は12億5,652万841円で、前年度に比べ68.8%の減となっております。この大幅な減額となっている要因は、令和3年度においては、1人10万円を支給した特別定額給付金給付事業が実施されなかったことによるものでございます。

1目一般管理費では、職員人件費をはじめ、一般行政事務費、吉田町牧之原市広域施設組合負担金等の主に経常経費でございます。

なお、人件費については、後ほど説明させていただきます。

72ページから75ページを御覧ください。

2目文書広報費では、町の情報を迅速かつ的確に発信するため、令和3年8月から町のLINE公式アカウントの運用を開始し、町の情報発信ツールを新たに追加いたしました。

78ページを御覧ください。

5目財産管理費では、庁舎管理費や公有財産管理費の土地借り上げ料などがございます。  
82ページから91ページを御覧ください。

6目企画費では、町内の公共交通の維持及び利便性の向上を図るため、片岡北吉田特別支援学校バス停留所下りに上屋を設置いたしました。また、今後の町の公共交通施策の方向性と令和4年度から令和8年度までの具体的な方針を示した吉田町地域公共交通計画を策定いたしました。また、町の魅力づくりと移住定住促進を図るため、若年者住宅取得応援補助金事業など、各施策を実施するとともに、前年度からの繰越事業で小山城前にアンテナショップを設置いたしました。

90ページから101ページを御覧ください。

7目自治振興費は、自治会や町内会への補助金でございます。

8目防犯対策費では、防犯灯の維持管理を行うとともに、各自治会からの要望を受けて、新たな防犯灯を設置しております。

9目交通安全対策費では、交通安全推進費や交通指導員活動費、交通安全施設整備事業として道路の区画線設置工事や防護柵設置工事などを実施いたしました。

10目人事管理費では、会計年度任用職員人件費や職員の福利厚生などの人事管理とともに、職員の人材育成を図るための職員研修を計画的に実施しました。

11目事務改善対策費は、電算処理業務に関するパソコン借り上げ料や委託料、情報公開制度推進費等でございます。

12目空港対策費は、富士山静岡空港関連の団体への負担金、補助金でございます。

2項徴税费は、14目77万998円で、前年度に比べ13.9%の減でございます。これは、過年度分徴税還付金が減額となったことなどによるものでございます。

106ページを御覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費は6,539万2,875円で、前年度に比べ35.1%の減でございます。翌年度繰越額は352万円で、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務費委託料でございます。

108ページから117ページを御覧ください。

4項選挙費は3,924万6,032円で、前年度に比べ272.1%の増でございます。県知事選挙費、衆議院議員選挙費、参議院議員選挙費が主な支出でございます。

116ページを御覧ください。

5項統計調査費は107万3,357円で、前年度に比べ88.3%の減となっており、これは前年度に5年に一度の国勢調査が行われたことによるものでございます。令和3年度は、経済センサス調査費でございます。

118ページから121ページを御覧ください。

6項監査委員費は106万4,460円で、前年度に比べ8.9%の増で、監査委員の報酬等でございます。

120ページから127ページを御覧ください。

次に、3款民生費は、支出済額34億8,886万7,503円で、前年度に比べ17.4%の増となっております。

主な支出といたしましては、1項社会福祉費が、支出済額15億1,103万9,295円で、前年度に比べ8.5%の増となっております。

1目社会福祉総務費は、民生児童委員活動費や社会福祉協議会補助金などでございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業の一つとして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として1,296世帯へ1世帯当たり10万円を給付いたしました。この住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業の翌年度繰越額は1億6,992万2,648円でございます。

126ページを御覧ください。

2目国民年金事務費は、国民年金事務に係る人件費及び事務費でございます。

128ページから139ページを御覧ください。

3目国民健康保険費は、国民健康保険事業特別会計繰出金などでございます。

4目老人福祉費は、健康福祉及び老人福祉センター、北区いきいきセンターなどの指定管理委託料、シルバー人材センター、町老人クラブ活動に対する補助金などでございます。

5目心身障害者福祉費は、重度障害者医療費や駿遠学園、つくしの家などの負担金、心身障害者自立支援事業費、障害者自立支援施設管理事業費等でございます。

138ページから143ページを御覧ください。

6目人権地域改善費は、神戸西会館運営費等でございます。

7目介護保険費は、介護保険事業特別会計繰出金等でございます。

142ページから151ページを御覧ください。

2項児童福祉費は19億7,782万7,908円で、前年度に比べ25.2%の増となっております。増額の要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策として高校3年生までの子供へ1人当たり10万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金事業の実施等でございます。

主な支出といたしましては、1目児童福祉総務費は、こども医療費や先ほど申し上げました子育て世帯への臨時特別給付金及び低所得の子育て世帯を支援するための子育て世帯生活支援特別給付金等でございます。

なお、子育て世帯への臨時特別給付金事業では、高校3年生までの子供4,519人、1人当たり10万円を給付いたしました。

150ページを御覧ください。

2目児童措置費は、児童手当事務費等でございます。

152ページを御覧ください。

3目保育所費は、保育園4園の運営費等でございます。

162ページを御覧ください。

4目児童館費は、児童館運営費や放課後等児童クラブ運営費、地域子育て支援拠点事業費等でございます。

168ページを御覧ください。

5目児童厚生施設整備費は、町内8か所の児童遊園地の維持管理費でございます。

3項生活保護費の支出済額は、行旅人扶助料300円でございます。

4項災害救助費は、支出はございませんでした。

170ページを御覧ください。

次に、4款衛生費は、支出済額19億3,886万3,273円で、前年度に比べ16.6%の増でございます。

主な支出といたしましては、1項保健衛生総務費は4款衛生費と同額となっております。前年度からの繰越明許費は4,000万円でございます。

1目保健衛生総務費では、保健センターの管理費のほか、志太榛原地域救急センター、榛原総合病院、吉田町牧之原市広域施設組合火葬場などの負担金でございます。令和2年度において地域医療対策事業費といたしまして、町内に診療所または病院の新規開設または既存施設の拡充をする医師に対する補助制度を創設し、令和3年度に1件の内科医が継承する形で開業し、補助金を支出しました。

174ページを御覧ください。

2目予防費では、感染症予防費、新型インフルエンザ等特措法に基づく予防接種を適正に行えるよう、マイナンバー制度を活用した情報連携を開始するためのシステム改修費や新型コロナウイルス感染拡大により自宅療養者が急激に増加し、保健所の逼迫に加え自宅療養者に対する県の支援が間に合わなくなる事態も起こり、各市町が県の制度を補完または協力する形で、自宅療養者の食料支援、パルスオキシメーターの貸出しを行う事業の開始に合わせ、速やかに感染が確認できるように抗原検査キットを早急に確保する必要が生じたため、予備費から需用費と備品購入費へ流用いたしました。

新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費では、当町は個別接種より集団接種を中心に行うことで、集団接種での1回当たりの接種人数をできる限り多く徹底できる体制を整え、予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を安全かつ円滑に実施いたしました。

178ページを御覧ください。

3目環境衛生費は、飼い主のいない猫対策などの環境衛生推進事業、合併浄化槽設置補助金などの生活排水改善対策事業の吉田町牧之原市広域施設組合のし尿処理費、ごみ処理費の負担金等でございます。

184ページを御覧ください。

4目公害対策費は、環境調査及び分析調査の委託料等でございます。

5目母子保健衛生費は、安心して出産、子育てができるように乳幼児・妊婦健診の委託料、町独自の妊娠、出産等応援パッケージ助成費、子育て包括支援センターの運営費等でございます。

188ページを御覧ください。

6目健康づくり事業費では、ダンス健康づくり事業費や健康体操の運営費等でございます。

190ページを御覧ください。

7目老人保健事業費では、後期高齢者医療事業や療養給付費負担金、保険基盤安定繰出金等でございます。

192ページを御覧ください。

8目健康増進事業費は、各種がん検診などの委託料等でございます。

194ページを御覧ください。

5款労働費は、支出済額295万1,829円で、前年度に比べ0.7%の減でございます。雇用対策費や労働福祉費でございます。

6款農林水産業費は、支出済額4億4,936万1,813円で、前年度に比べ122.4%の増となっております。

主な支出といたしましては、1項農業費は8,383万3,328円で、前年度に比べ3.4%の増でございます。

196ページを御覧ください。

1目農業委員会費は、農業委員会運営費や農業者年金事務費でございます。

200ページを御覧ください。

3目農業振興費では、多目的機能支払交付金事業補助金や農業次世代人材投資資金等でございます。

4目畜産業費は、食肉センター再編に伴う負担金等でございます。

202ページを御覧ください。

5目農地費では、水門・排水機場の管理費をはじめ、土地改良事業費の大井川土地改良区負担金等でございます。

204ページを御覧ください。

2項林業費は816万5,912円で、前年度に比べ20.3%の増でございます。松くい虫防除事業費、保安林等環境保護整備事業費でございます。

206ページを御覧ください。

3項水産業費は3億5,736万2,573円で、前年度に比べ212.9%の増でございます。

1目水産振興費では、町の水産振興に資するため、南駿河湾漁業協同組合が実施した製氷施設の老朽化に伴う更新工事に対して、水産業振興総合推進事業費補助金を支出しました。

208ページを御覧ください。

2目漁港管理費では、吉田漁港4号岸壁防食工事、漁港内泊地しゅんせつ工事、多目的広場の盛土工事や護岸工事を行うとともに、津波・高潮危機管理対策事業として、吉田漁港のレベル2に対応した吉田漁港津波対策業務委託を実施しました。

210ページから215ページを御覧ください。

7款商工費は、支出済額1億7,345万2,429円で、前年度に比べ36.3%の減となっております。

主な支出といたしましては、2目商工業振興費では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う経済対策の一環として、吉田町商工会が事業主体となって、プレミアム付商品券発行事業第3弾及び第4弾の2回を実施したことに対しまして、商工業振興事業費として補助金を交付いたしました。

第3弾のプレミアム付商品券発行事業については、事業期間は令和3年6月26日から9月30日までの期間で、発行総額は1億5,000万円、うちプレミアム50%分が5,000万円、加盟店は164事業所ございました。商工会に対しまして5,339万円の補助金を交付しております。

第4弾のプレミアム付商品券発行事業については、事業期間は令和3年11月27日から令和4年2月28日まで、発行総額は1億5,000万円、うちプレミアム50%分が5,000万円、加盟店は170事業所ございました。補助金交付金額は5,332万円ございました。

214ページから217ページを御覧ください。

3目観光費では、観光振興費として観光施設清掃管理業務委託料や観光PR事業費等でございます。

なお、令和3年度においては、凧揚げまつり、吉田港まつり・花火大会、小山城まつりとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっております。

218ページから223ページを御覧ください。

8款土木費は、支出済額12億6,929万4,953円で、前年度に比べ8.0%の減となっております。



す。

主な支出といたしましては、1項土木管理費が2億3,337万8,530円で、前年度に比べ17.9%の減でございます。

1目土木総務費では、前年度からの繰越明許費と併せて防潮堤整備事業として防潮堤の側道整備工事及び天端整備工事等を実施しました。これにより、高さ11.8メートルの川尻防潮堤の整備が完了したとともに、川尻防潮堤側道1号線の供用を開始することができました。

224ページを御覧ください。

2項道路橋梁費は2億5,114万4,107円で、前年度に比べ14.1%の増でございます。

2目道路新設改良費では、問屋堤線の用地測量調査業務や大幡川尻2号線の道路改良を実施しました。

3目橋梁維持費は、橋梁の点検業務や補修設計業務を実施したほか、前年度からの繰越明許費と合わせて3橋の補修工事などを実施しました。

226ページを御覧ください。

3項河川費は2,903万413円で、前年度に比べ61.9%の減でございます。

1目河川総務費は、前年度からの繰越明許費において治水対策推進事業として川尻地内の河川改修を実施しました。

2目河川維持費は、堤防除草の委託料などがございます。

3目河川しゅんせつ改良費では、大窪川の河川改修を実施しました。

230ページから239ページを御覧ください。

4項都市計画費は7億4,609万663円で、前年度に比べ2.6%の減でございます。

1目都市計画総務費は、都市計画基礎調査業務委託料、TOUKAI-0促進事業費の木造住宅耐震補強助成事業費等でございます。

2目土地区画整理事業費は、浜田土地区画整理組合、富士見土地区画整理組合の補助金でございます。

4目公共下水道費は、公共下水道事業繰出金でございます。

5目公園費は、小藤路公園、西の宮公園、青柳公園などの公園維持管理委託料等でございます。

6目緑化推進費は、緑化審議会運営費、みどりのオアシスマつり委託料等でございます。

238ページを御覧ください。

5項住宅費は965万1,240円で、前年度に比べ70.4%の減でございます。町営住宅の維持管理費等でございます。

240ページから251ページを御覧ください。

9款消防費は、支出済額5億1,584万2,484円で、前年度に比べ22.7%の減でございます。このうち前年度からの繰越明許費は5目災害対策費の地震対策費234万3,000円と情報伝達充実強化事業費2,558万500円の合わせて2,792万3,500円でございます。

1目常備消防費は、吉田町牧之原市広域施設組合消防費負担金、消防救急広域事業費委託料等でございます。

2目非常備消防費は、消防団運営費や消防団員福利厚生費でございます。

3目消防施設費は、消防団用資機材の修繕料等でございます。

4目水防費水防施設整備事業費は、吉田公園の南側、大井川河口西側において、国が整備

しました大井川川尻地区河川防災ステーション内に水防倉庫や水防団待機所を備えた水防センターを整備いたしました。

5目災害対策費では、防災・減災対策の取組を念頭に置き、今後の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針として、吉田町国土強靱化地域計画を策定いたしました。また、避難所における生活環境の改善と充実を図るため、町が避難所として指定している川尻会館の改修を行った川尻自治会に対して、防災コミュニティ・センター整備事業補助金を支出しております。

250ページを御覧ください。

10款教育費は、支出済額9億8,643万2,803円で、前年度に比べ24.4%の減でございます。このうち前年度からの繰越明許費は、教育総務費の幼児教育振興事業費100万円でございます。

1項教育総務費は3億1,241万1,796円で、前年度に比べ34.6%の減でございます。

254ページを御覧ください。

3目教育諸費では、国が進めるGIGAスクール構想の実現に向けたICT環境の充実を図るため、電子黒板38台を各小学校に配備いたしました。

260ページから271ページを御覧ください。

2項小学校費は1億2,859万8,872円で、前年度に比べ13.3%の減でございます。

1目学校管理費は、3小学校の維持管理費等でございます。

270ページを御覧ください。

2目教育振興費は、要保護・準要保護児童就学援助費等でございます。

272ページを御覧ください。

3目特別支援学級費は、3小学校の特別支援学級運営費と就学奨励費等でございます。

272ページから279ページを御覧ください。

3項中学校費は6,418万1,377円で、前年度に比べ10.3%の減でございます。

1目学校管理費は吉田中学校維持管理費、2目学校振興費は要保護・準要保護生徒就学援助費、3目は特別支援学級費でございます。

278ページから283ページを御覧ください。

4項社会教育費は2億8,481万9,013円で、前年度と比べ67.8%の増でございます。

1目社会教育総務費は、芸術文化推進事業費や地域教育推進事業費の放課後子ども教室委託料等でございます。

284ページから293ページを御覧ください。

2目公民館費は、中央公民館の運営費や活動費でございます。

3目学習ホール費は、学習ホールの維持管理を含む運営費でございます。

4目図書館費は、図書館の管理運営費でございます。落雷に伴う図書館リモートユニット修繕料を補正で早急に対応いたしました。

294ページを御覧ください。

5目ちいさな理科館費は、ちいさな理科館の事業費でございます。

294ページから299ページを御覧ください。

5項保健体育費は1億9,642万1,746円で、前年度に比べ55.2%の減でございます。

1目保健体育総務費では、社会体育振興費、体育施設、広場、総合体育施設などの維持管

理費等でございます。

298ページを御覧ください。

2目給食施設費は、吉田町牧之原市広域施設組合共同調理場費の負担金でございます。

3目体育館運営費は、総合体育館及び体育センターの運営費等でございます。

なお、総合体育館につきましては、令和3年度は新型コロナウイルスワクチン接種の集団接種会場として使用しました。

304ページを御覧ください。

11款災害復旧費は、支出がございませんでした。

306ページを御覧ください。

12款公債費は、支出済額10億7,460万4,003円で、前年度と比べ4.6%増となっております。内訳でございますが、1目元金は10億1,842万1,947円、2目利子は5,618万2,056円でございます。

13款諸支出金は、支出済額7億4,062万8,930円で、前年度に比べ17.6%の減となっております。

310ページを御覧ください。

2項基金費は7億4,062万8,930円で、財政調整基金に4億5,658万4,576円、減債基金3,478円、環境保全基金に119円、小・中学校建設基金に9,038円、教育振興基金に32万7,965円、ふるさとよしだ寄附金基金費に2億8,368万2,500円、新型コロナウイルス感染症経済変動対策貸付資金利子助成金基金に59円の積立てをいたしました。

312ページを御覧ください。

14款予備費は、当初予算で2,000万円を措置し、1,350万2,000円を補正し、そのうち1,697万4,000円を充用いたしました。

充用の内訳といたしましては、大雨対応に伴う機械借り上げ料4件、金額で90万9,000円、落雷被害により故障した修繕費5件、金額で1,045万6,000円、新型コロナウイルス感染症対応事業3件、金額で316万7,000円、その他施設修繕費8件、金額で244万2,000円でございます。充用件数は全部で20件でございます。予算現額の1,652万8,000円は不用額となっております。

次に、職員人件費について申し上げます。

参考資料はございません。

最初に、正規職員について申し上げます。

令和3年度決算時の職員数は224人、令和2年度は227人でしたので、3人減となりましたが、給料、手当、共済費の合計支出額は155億7,015万8,413円で、前年度対比0.3%の増となりました。

次に、会計年度任用職員について申し上げます。

令和3年度決算時の職員数は、フルタイム会計年度任用職員が70人、パートタイム会計年度任用職員が167人の合計237人でした。会計年度任用職員全体の支出額は5億3,772万3,140円となりました。

最後に、参考資料ナンバー4の決算参考資料の5ページを御覧ください。

一般会計性質別の最終構成比でございます。主なものを申し上げますと、人件費の構成比は17.9%、物件費の構成比は14.9%、扶助費の構成比は11.9%、補助費の構成比25.4%で、

これらが全体の70%を占めております。

なお、防災費の構成比は8.8%でございました。

以上が令和3年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についての説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（大石 巖君） それでは、ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午後 零時20分

再開 午後 1時22分

○議長（大石 巖君） それでは、皆さんおそろいですので、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

続きまして、総務課長、お願いたします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長 太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課からは、第42号議案、第43号議案及び第57号議案について、そして、財政管理課関係で上程をしました2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第42号議案 吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は1ページから4ページ、参考資料ナンバー1を御覧ください。

本議案は、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めることを目的として、育児休業の取得要件の緩和、育児休業の取得の柔軟化、育児休業の取得回数制限の緩和等を行う内容の条例改正につきましてお認めいただこうとするものでございます。

育児休業につきましては、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置といたしまして、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年4月6日に公布され、同年10月1日から施行する予定でございます。

このことに伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年5月2日に公布され、同年10月1日から施行されることとなりました。

地方公務員法第24条第4項において、国及び他の地方公共団体の職員との間に健康を失しないようにしなければならないと規定されておりますことから、当町におきましても、国家公務員と同様の措置をしようとするものでございます。

それでは、主要な改正内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第2条は、非常勤職員の育児休業取得要件を緩和する改正でございます。

改正前は、育児休業を取得する場合は、子が1歳6か月に達する日までに、その任用が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない非常勤職員となっておりますが、改正後は、子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業を取得する場合は、当該勤務の末日から6か月を経過する日までに、その任期が満

了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない非常勤職員と育児休業を取得する期間により要件が緩和されましたので、その内容を追加いたしました。

次に、第2条の3及び第2条の4は、非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化を図る改正でございます。

第2条の3の改正前は、1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するための育児休業は、1歳到達日の翌日を初日としておりましたが、改正後は、配偶者の育児休業末日が子の1歳到達日後である場合は、配偶者の育児休業末日の翌日以降を初日とすることが認められましたので、本条例にも追加いたしました。

第2条の4の改正前は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業は、1歳6か月に到達日の翌日を初日としておりましたが、改正後は、配偶者の育児休業末日が子の1歳6か月に到達後である場合は、配偶者の育児休業末日の翌日以降を初日とすることが認められましたので、本条例に追加いたしました。これにより、夫婦交代での育児休業を取得することが可能になりました。

次に、第3条は、育児休業の取得回数制限の柔軟化を図る改正でございます。

育児休業の取得が原則2回まで可能になりましたことから、育児休業等計画書の申出及び経過期間を規定していた第5号を削るものでございます。

次に、第3条の2は、法律の一部改正に伴い条ずれが生じることから、第2条の5を削り、同規定内容を新たに第3条の2とする改正を行うものでございます。

次に、第10条は、第3条の改正により育児休業等計画書が不要となったことに伴い、育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書と変更するために、同条第6号に規定するものでございます。

なお、この条例施行日は、令和4年10月1日からとすることとし、また、条例施行日前に育児休業等計画書を提出した場合は、従前の例によることと経過措置を定めるものでございます。

続きまして、第43号議案 吉田町議会議員及び吉田町長の選挙における選挙運動の公費負担に係る条例の制定について御説明申し上げます。

議案書5ページから10ページ、参考資料ナンバー2を御覧ください。

本議案は、公職選挙法の一部が改正され、町村議会議員及び町村長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成について、条例による選挙公営の対象となったことから、当町におきましても選挙公営制度の目的と公職選挙法の趣旨に沿い、条例の制定をしようとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、趣旨についての規定で、公職選挙法に基づき、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めると規定しております。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担についての規定で、候補者は供託物が吉田町に帰属することとならない場合に限り、第6条で定める額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用できると規定しております。

第3条は、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出についての規定で、選挙運動用自動

車の使用の公費負担を受けようとする者は、選挙運動用自動車の使用に関する有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならないと規定しております。

第4条は、選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払いについての規定で、選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するに当たっての契約類型ごとの公費負担限度額を定め、町が一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、実費分を支払うことを規定しております。

公費負担限度額は、一般運送契約の場合、1日1台6万4,500円、個別契約の場合は、自動車借入契約については1日1台1万6,100円、燃料供給契約については1日7,700円、運転手雇用契約については1日1人1万2,500円としております。

なお、この公費負担限度額は、公職選挙法施行令第109条の4第2項に定められている国会議員の選挙公営限度額に準じて、同施行令と同額としております。

第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定についての規定で、第4条の選挙運動用自動車の使用に関し、一般運送契約と個別契約の複数契約がある場合には、候補者の指定する、いずれか一方の契約が締結されているものとみなし、両方の制度を同時に利用することができないと規定しております。

第6条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額についての規定で、第2条に規定する選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額を、候補者1人につき6万4,500円に、立候補届出日から選挙期日前日までの日数を乗じて得た額とすることを規定しております。

第7条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担についての規定で、候補者は供託物が吉田町に帰属することとならない場合に限り、第10条で定める額の範囲で選挙運動用ビラを無料で作成できると規定しております。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出についての規定で、選挙運動用ビラの作成の公費負担を受けようとする者は、選挙運動用ビラの作成に関する有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならないと規定しております。

第9条は、選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払いについての規定で、選挙運動用ビラの選挙公営制度を利用するに当たっての公費負担限度額を1枚当たり7円73銭に、議員の選挙に当たっては1,600枚を、町長の選挙に当たっては5,000枚を乗じて得た額の範囲内と定め、町がビラ作成業者からの請求に基づき実費分を支払うことを規定しております。

なお、この公費負担限度額は、公職選挙法施行令第109条の8及び109条の7第2項第1号に定められている国会議員の選挙公営限度額に準じて、同施行令と同額としております。

第10条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額についての規定で、第7条に規定する選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額を候補者1人につき7円73銭に、第9条に規定する作成枚数を乗じて得た額とすることを規定しております。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担についての規定で、候補者は供託物が吉田町に帰属することとならない場合に限り、第14条で定める額の範囲で選挙運動用ポスターを無料で作成できると規定しております。

第12条は、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出についての規定で、選挙運動用ポスターの作成の公費負担を受けようとする者は、選挙運動用ポスターの作成に関する有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならないと規定しております。

第13条は、選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払いについての規定で、選挙運動用

ポスターの選挙公営制度を利用するに当たっての公費負担限度額を1枚当たり541円31銭にポスター掲示場数を乗じて得た額に31万6,250円を加えた額をポスター掲示場数で除して得た額と定め、町がポスター作成業者からの請求に基づき実費を支払うことを規定しております。

なお、この公費負担限度額は公職選挙法施行令第110条の4第2項第1号イに定められている国会議員の選挙公営限度額に準じて、同施行令と同額としております。

第14条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額についての規定で、11条に規定する選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額を候補者1人につき、第13条で定める単価の限度額にポスター掲示場数を乗じて得た額と規定しております。

第15条は、委任についての規定で、この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し、必要な事項は選挙管理委員会が定めると規定しております。

なお、参考資料ナンバー2は、第15条の規定に基づき、本条例の施行に関し、必要な事項を定める条例施行規定の案でございます。

最後に、附則について、施行日を、この条例の公布日とし、同日以降の選挙から適用することとしております。

続きまして、第57号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

議案書31ページを御覧ください。

本議案は、現在、吉田町教育委員会委員であります中村成宏委員が、本年10月4日をもって任期満了となりますことから、引き続き、中村成宏氏を教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

中村氏の住所は、吉田町神戸198番地の4。氏名は、中村成宏。生年月日は、昭和35年8月3日、現在62歳でございます。

中村氏は、大学卒業後の昭和59年4月に学校組合立牧之原小学校に教諭として赴任し、その後、平成18年4月から中央小学校教諭、平成20年4月からは牧之原市立菅山小学校、牧之原市立坂部小学校、中央小学校の教頭として教頭職を8年、平成28年4月からは牧之原市立坂部小学校、牧之原市立細江小学校の校長として校長職を5年歴任され、令和3年3月に退職されるまでの37年間、学校教育の推進に御尽力されました。

また、退職後の令和3年4月からは吉田町会計年度任用職員として中央小学校で教員補助業務に、また、県の非常勤職員として吉田中学校で教員の初任者指導に当たっておられます。さらに、令和3年11月1日からは吉田町教育委員会委員として御活躍され、長きにわたる教育現場において培われた豊富な経験と高い識見に基づき、的確な意見を述べるなど、町の教育行政の推進に貢献していただいております。

これらの経験や識見をお持ちの中村氏は、現在、町が取り組んでおります教育改革、吉田町教育元気物語TCP Triwings Planを推進していく上で、適任の人材であると確信しております。

以上が総務課からの3議案についての説明でございます。

続きまして、財政管理課関係の第45号議案及び第51号議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第45号議案 令和3年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

令和3年度吉田町歳入歳出決算の一般会計の次につづられております、令和3年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の6ページを御覧ください。

歳入総額3万4,908円、歳出総額3万4,908円、歳入歳出差引残額ゼロ円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、まず初めに、歳入から御説明申し上げます。

8ページ、9ページの歳入事項別明細書を御覧ください。

1款1項財産運用収入の収入済額は1万7,601円でございます。これは、土地開発基金の利子収入でございます。

次に、1款2項財産売払収入、そして、2款1項繰入金につきましましては、実績なしのため収入はございません。

次に、3款1項繰越金の収入済額は1万7,307円でございます。これは、前年度からの繰越金でございます。

次に、10ページ、11ページにかけましての4款1項預金利子につきましましては、収入はございませんでした。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

12ページ、13ページの歳出事項別明細書を御覧ください。

1款1項総務管理費の1目一般管理費の支出済額は3万4,908円でございます。これは、土地開発基金への積立金でございます。

次に、2目財産取得費及び3目繰出金につきましましては、支出がございませんでした。

以上が歳出でございます。

次に、16ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3万4,000円、歳出総額3万4,000円、歳入歳出差引額はゼロ円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませぬので、実質収支額はゼロ円でございます。

次に、23ページは、令和3年度末土地残高でございます。また、この附属資料としまして、参考資料ナンバー5の2、令和3年度末土地取得事業特別会計所有地一覧表を提出させていただきました。

以上が、第45号議案 令和3年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての内容でございます。

続きまして、第51号議案 令和4年度吉田町一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和4年度吉田町一般会計補正予算（第2号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億6,657万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億4,571万1,000円とするものでございます。また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましましては、2ページ



から4ページまでの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

次に、第2条でございます。

こちらの地方債の補正をお認めいただくとするものでございます。

その内容につきましては、5ページから6ページにございます、第2表、地方債補正を御覧ください。

まず、1の変更でございます。

総合体育館防火シャッター整備事業につきましては150万円を増額し、補正後の限度額を600万円とするものでございます。また、臨時財政対策債につきましては2億1,382万1,000円を減額し、補正後の限度額を1億4,017万9,000円とするものでございます。

次に、2の廃止でございます。

こちらに記載いたしました五つの事業につきまして、起債の借入れを取りやめるものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

それでは、引き続き、その詳細につきまして別冊の説明書に沿って御説明申し上げます。

令和4年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明申し上げます。

9款地方特例交付金につきましては84万2,000円の増額でございます。これは、交付決定に伴いまして個人住民税減収補填特例交付金を84万2,000円増額するものでございます。

続きまして、10款地方交付税でございます。こちらは2億3,549万5,000円の増額でございます。これは、令和4年7月26日に令和4年度普通交付税大綱が閣議に報告、了解され、本年度の当町に対する普通交付税の額が6億449万5,000円と決定されましたことから、当初予算計上額を上回る額につきまして増額するものでございます。

続きまして、4ページ、14款国庫支出金でございます。こちらは3億5,883万5,000円を増額するものでございます。

その内容でございますが、まず、1項1目民生費国庫負担金につきましては846万6,000円の増額でございます。これは、介護保険事業に係る低所得者保険料軽減負担金過年度分につきまして、令和3年度決算に係る精算に伴い8万4,000円を計上、また、保育所の開所に伴いまして、子どものための教育・保育給付費負担金838万2,000円を増額するものでございます。

次に、2目衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金7,869万5,000円を増額するものでございます。

次に、2項1目総務費国庫補助金につきましては17万5,000円の増額でございます。これは、マイナンバーカードの交付事務に係る個人番号カード交付事務補助金17万5,000円を増額するものでございます。

次に、4ページから5ページにかけましての2目民生費国庫補助金につきましては4,617万4,000円の増額でございます。これは、小規模保育事業所の施設整備に係る補助金の交付決定に伴いまして、保育所等整備補助金4,617万4,000円を増額するものでございます。

次に、3目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費5,628万7,000円を増額するものでございます。

次に、6目教育費国庫補助金につきましては70万円の増額でございます。これは、小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策に対する学校保健特別対策事業費補助金につきまして70万円を計上するものでございます。

次に、10目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては1億6,833万8,000円を計上するものでございます。

続きまして、6ページ、15款県支出金でございます。こちらは286万3,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、まず、1項1目民生費県負担金につきましては307万3,000円の増額でございます。これは、介護保険事業に係る低所得者保険料軽減県負担金過年度分につきまして、令和3年度決算に係る精算に伴い3,000円を計上、また、保育所の開所に伴いまして子ども・子育て支援給付負担金307万円を増額するものでございます。

次に、3項4目権限移譲事務交付金につきましては、交付決定に伴いまして21万円を減額するものでございます。

7ページを御覧ください。

18款繰入金でございます。こちらは1,582万5,000円の増額でございます。これは、1項1目特別会計繰入金につきまして、令和3年度決算に伴い、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計から一般会計に繰り入れる額を、それぞれ増額するものでございます。

続きまして、19款繰越金でございます。これは、令和3年度の一般会計決算がまとまったことに伴いまして、令和3年度一般会計の歳入歳出差引額から令和3年度からの繰越明許費の一般財源の額を差し引いた額が11億9,490万円となり、当初予算計上額を上回りましたので、上回る額の9億9,490万円を増額するものでございます。

続きまして、8ページ、20款諸収入でございます。こちらは103万9,000円の増額でございます。

まず、4項1目農業者年金基金受託事業収入につきましては3万4,000円の増額でございます。これは、農業者年金事務委託手数料の交付決定に伴いまして、農業者年金基金受託事業収入を増額するものでございます。

次に、5項2目雑入につきましては100万5,000円の増額でございます。これは、2節民生費雑入につきまして、過年度分精算に伴いまして、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金返還金5,000円を計上、また、3節衛生費雑入につきましては、コロナワクチン接種費等100万円を増額するものでございます。

9ページを御覧ください。

21款町債でございます。こちらは2億4,322万1,000円の減額でございます。

まず、1項1目民生債の健康福祉センター空調設備整備事業、2目農林水産業債の山崎頭首工補修事業、3目土木債の調整池修繕事業及び西の宮雨水幹線整備事業、そして、5目教育債の吉田中学校給食用エレベーター整備事業につきましては、一般財源として収入される普通交付税、前年度繰越金、臨時財政対策債が決定しましたことから、交付税措置のない起債をそれぞれ取りやめるものでございます。

また、5目教育債の総合体育館防火シャッター整備事業につきましては、借入事業区分の変更に伴いまして150万円を増額するものでございます。

次に、6目臨時財政対策債につきましては、普通交付税交付額の決定に伴い、臨時財政対

策債の発行可能額も決定いたしましたので、その発行可能額に合わせるよう2億1,382万1,000円を減額するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

1款議会費は71万円の増額でございます。これは、1項1目の議会費につきまして、人事異動等に伴い職員人件費を増額するものでございます。

続きまして、12ページ、2款総務費でございます。こちらは161万円の減額でございます。

まず、1項1目一般管理費につきましては、人事異動等に伴いまして職員人件費を1,586万9,000円減額するものでございます。

次に、5目財産管理費につきましては545万円を増額でございます。これは、12ページから13ページにかけての庁舎管理費につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、役場庁舎、トイレの照明改修に係る修繕料198万円、設計委託料40万円をそれぞれ計上、また、火力発電の燃料価格の高騰に伴う燃料費調整単価の上昇によりまして電気料を307万円増額するものでございます。

次に、10目人事管理費につきましては923万円の増額でございます。

その内訳でございますが、会計年度任用職員人件費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る雇用保険料及び社会保険料をそれぞれ増額するものでございます。また、人事管理費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、勤怠システムの導入に係る経費894万3,000円を計上するものでございます。

次に、14ページの11目事務改善対策費につきましては、情報化推進費について新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、緊急時における連絡体制の整備に係る経費として、通信運搬費を28万2,000円、緊急時連絡体制整備委託料を401万5,000円計上するものでございます。

次に、2項1目税務総務費につきましては、人事異動等に伴いまして職員人件費を378万1,000円減額するものでございます。

15ページを御覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては129万5,000円の減額でございます。その内容でございますが、人事異動等に伴い職員人件費を147万円減額、また、戸籍住民基本台帳事務費につきましては、マイナンバーカードの交付事務に係る住民ネットワークシステム委託料17万5,000円を増額するものでございます。

次に、4項1目選挙管理委員会費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費を35万8,000円増額するものでございます。

17ページを御覧ください。

3款民生費でございます。こちらは1億4,641万6,000円の増額でございます。

まず、1項1目社会福祉総務費につきましては382万8,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、人事異動に伴い職員人件費を230万3,000円増額、また、福祉総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、窓口業務用の音声提示機器の導入に係る経費として、通信運搬費2万7,000円、システム導入手数料8万3,000円、システム使用料18万6,000円、窓口業務用音声提示機器122万

9,000円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、2目国民年金事務費につきましては、人事異動に伴い職員人件費を689万8,000円増額するものでございます。

次に、3目国民健康保険費につきましては、人事異動等に伴いまして職員人件費を283万7,000円減額するものでございます。

次に、19ページの4目老人福祉費につきましては、社会福祉施設管理事業費につきまして、過年度分の精算に伴う県補助金等返還金5,000円を増額するものでございます。

次に、6目人権地域改善費につきましては、神戸西会館運営費について、燃料費調整単価の上昇に伴い電気使用料を6万1,000円増額するものでございます。

次に、7目介護保険費につきましては119万8,000円を減額でございます。

その内訳でございますが、人事異動等に伴い職員人件費を140万4,000円減額、また、介護保険事業会計繰出金につきましては、令和3年度決算に係る精算に伴い、低所得者保険料軽減繰出金過年度分16万8,000円を増額、次の低所得者利用者負担額軽減措置事業費につきましては、令和3年度決算に係る精算に伴い、県補助金等返還金3万8,000円を増額するものでございます。

21ページを御覧ください。

2項1目児童福祉総務費につきましては6,999万2,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、人事異動及び子育て世帯特別給付金支給事務に係る時間外勤務手当の計上により職員人件費を551万9,000円増額、また、22ページの児童福祉費につきましては、令和3年度の決算に係る精算に伴い補助金等返還金411万8,000円を増額、次の子ども発達支援事業費につきましては、燃料費調整単価の上昇に伴いまして電気使用料を4万9,000円増額するものでございます。

また、吉田町子育て世帯特別給付金支給事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍における物価高騰等に直面する子育て世帯に対する支援として、子育て世帯特別給付金の支給に係る経費6,030万6,000円を計上するものでございます。

23ページを御覧ください。

3目保育所費につきましては6,780万9,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、人事異動に伴い職員人件費を1,010万8,000円減額、また、保育園管理費につきましては、わかば保育園の用地購入に係る経費として証紙印紙代1万円、施設用地3,877万6,000円を計上、小規模保育事業所の施設整備に係る補助金の交付決定に伴いまして小規模保育施設整備事業費補助金を2,260万7,000円増額、保育所の開所に伴いまして地域型保育給付費1,452万4,000円を増額するものでございます。

また、24ページのさくら保育園運営費、すみれ保育園運営費、さゆり保育園運営費、そして、わかば保育園運営費につきましては、燃料費調整単価の上昇に伴いまして電気使用料をそれぞれ増額するものでございます。

次に、4目児童館費につきましては185万8,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、25ページの児童館運営費につきましては、燃料費調整単価の上昇に伴い電気使用料を32万2,000円増額、また、新型コロナウイルス感染症として空気清浄機購入に係る一般備品79万4,000円を増額するものでございます。また、放課後児童健全育

成事業費及び地域子育て支援拠点事業費につきましては、燃料費調整単価の上昇に伴い電気使用料をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、26ページ、4款衛生費でございます。こちらは1億4,691万7,000円の増額でございます。

まず、1項1目保健衛生総務費につきましては、人事異動及び新型コロナウイルスワクチン接種に係る時間外勤務手当の計上によりまして職員人件費を1,500万3,000円増額するものでございます。

次に、26ページから27ページにかけての2目予防費につきましては1億3,191万4,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種に係る会計年度任用職員人件費について218万円を増額、また、感染症予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への配布用食料品に係る特定消耗品費269万5,000円を増額するとともに、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種対象者等に係る自費接種に係る償還払いについて、子宮頸がん予防接種費助成金150万8,000円を計上するものでございます。

次の感染拡大防止検査費用助成事業費につきましては、収入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上に伴う財源振替となっております。

また、28ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費につきましては、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種に係る経費といたしまして、人材派遣委託料や予防接種委託料など、計1億2,553万1,000円を計上するものでございます。

続きまして、29ページを御覧ください。

6款農林水産業費は1,179万3,000円の増額でございます。

まず、1項1目農業委員会費につきましては47万円の減額でございます。

その内訳でございますが、人事異動等に伴い職員人件費50万4,000円を減額、また、30ページの農業者年金事務費につきましては、歳入のところで御説明しました諸収入の農業者年金基金受託事業収入を充当して特定消耗品費3万4,000円を増額するものでございます。

次に、2目農業総務費につきましては、人事異動等に伴いまして職員人件費を1,043万5,000円増額するものでございます。

次に、5目農地費につきましては45万3,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、30ページから31ページにかけての水門・排水機場管理費につきまして、燃料費調整単価の上昇に伴い電気使用料を45万3,000円増額、また、用水路改良維持修繕費につきましては、山崎頭首工補修工事350万円の起債を取りやめましたことから、350万円を一般財源に振り替えるものでございます。

次に、3項2目の漁港管理費につきましては137万5,000円を増額でございます。

その内訳でございますが、人事異動に伴い職員人件費を117万5,000円の増額、また、32ページの漁港管理費につきましては、燃料費調整単価の上昇に伴い電気使用料を20万円増額するものでございます。

続きまして、7款商工費は7,672万3,000円の増額でございます。

まず、1項1目の商工総務費につきましては、人事異動等に伴いまして職員人件費62万8,000円を減額するものでございます。

次に、33ページ、2目商工業振興費につきましては7,662万4,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、商工業振興費につきまして、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として、吉田町商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業に係る経費7,652万6,000円を計上するものでございます。

また、中小企業振興費につきましては、過年度分の計算に係る補助金等返還金5万7,000円を計上、産業支援事業費につきましては、燃料費調整単価の上昇に伴い電気使用料を4万1,000円増額するものでございます。

次に、3目観光費につきましては、観光振興費について燃料費調整単価の上昇に伴い電気使用料を72万7,000円増額するものでございます。

続きまして、8款土木費でございます。こちらは955万3,000円の増額でございます。

まず、1項1目土木総務費につきましては250万3,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、人事異動等に伴い職員人件費を119万5,000円増額、また、35ページの土木管理費につきましては、燃料費調整単価の上昇に伴い電気使用料を130万8,000円増額するものでございます。

次に、4項1目都市計画総務費につきましては394万円の増額でございます。

その内訳でございますが、人事異動等に伴う職員人件費の増額でございます。

また、36ページの土地利用対策費につきましては、調整池修繕事業210万円の起債を取りやめましたことから、同額を一般財源に振り替えるものでございます。

次に、2目土地地区画整理事業費につきましては10万7,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、人事異動等に伴う人件費の増額、また、37ページの西の宮雨水幹線整備事業費につきましては1,800万円の起債を取りやめましたことから、同額を一般財源に振り替えるものでございます。

次に、4目公共下水道費につきましては、公共下水道事業会計の補正予算（第1号）に伴いまして公共下水道事業繰出金を300万3,000円増額するものでございます。

続きまして、9款消防費は379万6,000円の減額でございます。

まず、1項2目非常備消防費につきましては、消防団運営費について燃料費調整単価の上昇に伴い電気使用料を7万9,000円増額するものでございます。

次に、5目災害対策費につきましては387万5,000円の減額でございます。

その内訳でございますが、人事異動に伴い職員人件費を391万8,000円減額、また、情報伝達充実強化事業費につきましては、燃料費調整単価の上昇に伴い電気使用料を4万3,000円増額するものでございます。

39ページを御覧ください。

10款教育費は2,005万円の増額でございます。

まず、1項2目事務局費につきましては、人事異動等に伴いまして職員人件費344万5,000円減額するものでございます。

次に、3目教育諸費につきましては、幼児教育振興事業費について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、私立幼稚園に対する新型コロナウイルス感染症対応事業費補助金100万円を計上するものでございます。

次に、40ページ、2項小学校費の1目学校管理費につきましては479万9,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、人事異動等に伴い職員人件費を9万4,000円増額、また、住吉

小学校維持管理費と中央小学校維持管理費につきましては、屋外トイレの手洗い器用水栓の改修に伴う修繕料及び燃料費調整単価の上昇に伴う電気使用料についてそれぞれ増額するもので、住吉小学校維持管理費につきましては125万円を増額、そして、中央小学校維持管理費につきましては202万2,000円を増額するものでございます。

次の41ページ、自彊小学校維持管理費につきましては、燃料費調整単価の上昇に伴い電気使用料を95万2,000円増額、また、屋外トイレの洋式化、手洗い器用水栓等の改修に係る施設整備48万1,000円を計上するものでございます。

次に、3項中学校費の1目学校管理費につきましては50万1,000円を増額でございます。

その内訳でございますが、人事異動等に伴い職員人件費111万3,000円を減額、42ページの吉田中学校維持管理費につきましては、屋外トイレの手洗い用水栓の改修に伴い、修繕費25万1,000円を増額、また、燃料費調整単価の上昇に伴いまして電気使用料を136万3,000円増額するものでございます。

次に、4項1目社会教育総務費につきましては913万円の増額でございます。

その内訳でございますが、人事異動等に伴い職員人件費216万円を減額、また、43ページの社会教育総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、中央公民館、学習ホール、吉田町体育センター、吉田町立図書館、神戸コミュニティ広場管理棟の各施設におけるトイレの手洗い器用水栓及び照明改修に係る経費として、修繕料876万円、設計委託料253万円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、2目公民館費につきましては、燃料費調整単価の上昇に伴い電気使用料を28万5,000円増額するものでございます。

次に、3目学習ホール費につきましては、燃料費調整単価の上昇に伴い電気使用料33万7,000円を増額するものでございます。

次に、4目図書館費につきましては1,051万9,000円を増額でございます。

その内訳でございますが、人事異動に伴い職員人件費を752万5,000円増額、44ページの図書館管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、飛沫防止パーティションに係る特定消耗品費14万1,000円、W i - F i 環境整備に係る施設整備122万1,000円をそれぞれ増額し、また、燃料費調整単価の上昇に伴いまして電気使用料を163万2,000円増額するものでございます。

図書館活動推進費につきましては、歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上に伴う財源振替となっております。

45ページを御覧ください。

5目ちいさな理科館費につきましては、歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上に伴う財源振替となっております。

次に、5項1目保健体育総務費につきましては350万4,000円の減額でございます。

その内訳でございますが、人事異動に伴う職員人件費の減額でございます。

また、46ページの体育施設広場維持管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上に伴う財源振替となっております。

次に、3目体育館運営費につきましては42万8,000円を増額でございます。

その内訳でございますが、総合体育館運営費及び吉田町体育センター運営費につきましては、燃料費調整単価の上昇に伴いまして電気使用料をそれぞれ増額するものでございます。

47ページを御覧ください。

12款公債費につきましては610万9,000円の減額でございます。これは、平成23年度に借入れを行いました臨時財政対策債の利率の見直しにより利率が下がるとともに、令和3年度借入分の借入利率が当初の見込みを下回って確定されたことにより利息の支払いが減ること、また、令和3年度に実施した繰上償還分の確定に伴いまして、1項1目元金につきましては300万6,000円の減額、2目利子につきましては310万3,000円の減額となるものでございます。

最後に、48ページ、13款諸支出金は9億6,593万1,000円の増額でございます。これは、2項1目基金費につきまして、今回の補正に際し、すぐに事業の財源とすることのない収入を財政調整基金として積み立てるための支出でございます。

以上が、第51号議案 令和4年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についての内容でございます。

なお、今回の補正予算のうち、4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費につきましては、オミクロン株に対応したワクチン接種に係る事業であり、できる限り早急に事業着手する必要があります。また、7款商工費のプレミアム付商品券発行事業は、コロナ禍等で停滞している地域経済の回復に向け、町内事業者の支援及び物価高騰等の影響を受けている町民の家計負担の軽減のため、できる限り早急に事業着手する必要があると考えております。このため、この補正予算につきましては、早期議決をお願いさせていただこうとするものでございます。

以上が、第45号議案及び第51号議案についての説明でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

〔町民課長 門田万里子君登壇〕

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課からは第46号議案、第47号議案、第52号議案、第53号議案の4議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案書15ページの第46号議案 令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明申し上げます。

別冊の吉田町歳入歳出決算書のうちの吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の6ページを御覧ください。

令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計の歳入総額28億5,030万3,267円、歳出総額27億6,947万119円、歳入歳出差引残額8,083万3,148円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、詳細につきまして歳入から御説明申し上げます。

事項別明細書の8ページを御覧ください。

まず、8ページから11ページまでの1款国民健康保険税は、調定額7億8,392万8,399円に対し、収入済額は6億3,988万7,064円で、現年度分の収納率は94.94%、滞納繰越分の収納率は24.92%でございます。また、不納欠損額は396万2,466円でございます。

次に、10ページ、11ページの2款使用料及び手数料は、収入済額27万92円で、保険税に係る督促手数料でございます。



次に、10ページから13ページまでの3款国庫支出金は、収入済額7万9,000円で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定額以上減少した世帯に対する保険税の減免措置に係る国の財政支援分でございます。

次に、12ページ、13ページの4款県支出金は、収入済額19億1,732万4,358円で、保険給付費のうち療養諸費、高額療養費及び移送費分が県から交付される普通交付金と保険者努力支援分などの特別給付金でございます。

次に、5款財産収入は、収入済額4万2,696円で、基金利子でございます。

次に、12ページから15ページまでの6款繰入金は、収入済額1億9,894万7,203円で、保険税の軽減措置分である保険基盤安定繰入金などの一般会計繰入金と基金からの繰入金でございます。

次に、7款繰越金は、収入済額7,489万3,242円で、前年度からの繰越金でございます。

次に、14ページから19ページまでの8款諸収入は、収入済額1,885万9,612円で、保険税に係る延滞金や精算に伴う返納金などでございます。

続きまして、歳出でございます。

事項別明細書の20ページ、21ページを御覧ください。

1款総務費は、支出済額1,227万8,508円で、事務経費である一般管理費と国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

また、22ページ、23ページの2項徴収費は、国民健康保険税の賦課徴収に係る事務経費、3項運営協議会費は、コロナ禍のため書面開催としたことにより前年度より減少しております。

次に、24ページから33ページまでの2款保険給付費は、支出済額18億7,242万5,968円でございます。

主なものは、1項1目一般被保険者療養給付費の16億32万2,982円で、疾病や負傷に係る療養給付費等でございます。

また、26ページ、27ページの2項1目一般被保険者高額療養費は2億3,854万3,818円で、一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に支給したものでございます。

さらに、32ページ、33ページの6項1目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあり、労務に就くことができなかった期間に対して支給するもので、申請により4件の支給を行いました。

次に、32ページから37ページまでの3款国民健康保険事業費納付金は、支出済額7億9,109万9,144円で、県へ納付したものでございます。

次に、36ページから39ページまでの4款共同事業拠出金は、支出済額69円で、退職医療制度に係る事務費でございます。

次に、38ページ、39ページの5款財政安定化基金拠出金の支出はございませんでした。

次に、38ページから43ページまでの6款保健事業費は、支出済額2,213万5,810円でございます。

1項1目の保健衛生普及費は、人間ドック委託料が主なものでございます。

また、2項1目の特定健康診査等事業費は、生活習慣病に特化した特定健康診査及び特定保健指導を実施いたしました。

次に、42ページ、43ページの7款基金積立金は、支出済額3,514万5,000円で、令和2年度

より繰り越した繰越金から償還分を除いた残りを国民健康保険事業基金に積み立てたものでございます。

次に、42ページから47ページまでの8款諸支出金は、支出済額3,638万5,620円で、保険税還付金及び前年度の精算に伴う償還金でございます。

次に、46ページ、47ページの9款予備費は、当初予算で500万円を計上しておりましたが、6款2項の特定健康診査等事業費において予測以上の支出が発生したため6万円を充用したことにより、残りの494万円が不用額となっております。

次に、50ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額28億5,030万3,000円、歳出総額27億6,947万円により、歳入歳出差引額は8,083万3,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は8,083万3,000円でございます。

最後に、52ページの財産に関する調書を御覧ください。

吉田町国民健康保険事業基金でございますが、令和3年度末の現在高は4億4,597万3,643円となっております。

以上が、第46号議案 令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、議案書17ページの第47号議案 令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明申し上げます。

先ほどの国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の次でございます、吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書の6ページを御覧ください。

令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計の歳入総額2億9,301万6,279円、歳出総額2億9,216万6,567円、歳入歳出差引残額84万9,712円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、詳細につきまして歳入から御説明申し上げます。

事項別明細書の8ページ、9ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料は、調定額2億4,541万5,200円に対し、収入済額は2億4,532万6,400円で、現年度分の収納率は99.79%、滞納繰越分の収納率は38.62%でございます。また、不納欠損額は14万6,200円でございます。

次に、2款使用料及び手数料は、収入済額1万3,300円で、保険料に係る督促手数料でございます。

次に、3款繰入金は、収入済額4,674万3,922円で、低所得者と被用者保険等の被扶養者であった方の均等割額の減額分を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、8ページから11ページまでの4款繰越金は、収入済額22万3,745円で、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

事項別明細書の14ページ、15ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額2億9,155万5,622円でございます。被保険者に納付していただいた保険料と一般会計から繰り入れた減額分を後期高齢者医療広域連合へ納付したものでございます。

次に、14ページから17ページまでの2款諸支出金は、支出済額61万945円で、保険料の還

付金のほか、督促手数料及び預金利子を一般会計へ繰り出したものでございます。

次の3款予備費の使用はございませんでした。

次に、22ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額2億9,301万6,000円、歳出総額2億9,216万6,000円により、歳入歳出差引額は84万9,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は84万9,000円でございます。

以上が、第47号議案 令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、議案書の26ページ、第52号議案 令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

別冊となっております令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,083万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,822万7,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

引き続き、その詳細につきまして御説明させていただきます。

また、別冊となっております令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

7款繰越金につきましては7,083万3,000円の増額でございます。令和3年度の決算がまとまりましたことから、歳入歳出差引額と当初予算で計上いたしました繰越金の差額を増額するものでございます。

次に、3ページの歳出でございます。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては18万1,000円の増額でございます。納付金額が確定し、差額分が生じたことから、1項1目の一般被保険者医療給付費分を12万6,000円、2項1目の一般被保険者後期高齢者支援金等分を5万5,000円それぞれ増額するものでございます。

次に、4ページの7款基金積立金につきましては6,330万3,000円の増額でございます。

令和3年度決算及び補正予算（第1号）がまとまり、国民健康保険事業基金に積み立てる額が確定したことから措置するものでございます。

次に、5ページの8款諸支出金につきましては734万9,000円の増額でございます。令和3年度決算に伴う精算のため、保険給付費等交付金の普通交付金償還金を537万1,000円、特別交付金償還金を197万8,000円それぞれ措置するものでございます。

以上が、第52号議案 令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

続きまして、議案書27ページ、第53号議案 令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

別冊となっております令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

の1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,587万9,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

引き続き、その詳細につきまして御説明させていただきます。

また、別冊となっております令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

4款繰越金につきましては85万円の増額でございます。令和3年度の決算がまとまりましたことから、歳入歳出差引額と当初予算で計上いたしました繰越金の差額を増額するものでございます。

次に、3ページの歳出でございます。

1款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては83万7,000円の増額でございます。令和3年度に収納いたしました保険料のうち、未精算分となっている保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付するために増額するものでございます。

次に、4ページの2款諸支出金につきましては1万3,000円の増額でございます。令和3年度の決算がまとまりましたことから、保険料に係る督促手数料と預金利子を一般会計へ繰り出すため増額するものでございます。

以上が、第53号議案 令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

町民課から提出いたしました4議案についての説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして、福祉課長、お願いします。

福祉課長、鈴木尚雄君。

〔福祉課長 鈴木尚雄君登壇〕

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課でございます。

福祉課からは第48号議案及び第54号議案の2議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議案書の19ページ、第48号議案 令和3年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

別冊の吉田町歳入歳出決算書の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の6ページを御覧ください。

令和3年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入総額21億3,702万8,061円、歳出総額20億3,686万6,687円、歳入歳出差引残額1億16万1,374円となる決算をお認めいただくとするものでございます。

それでは、詳細につきまして歳入から御説明申し上げます。

8ページからの歳入事項別明細書を御覧ください。

1款保険料は、第1号被保険者保険料で、収入済額4億8,291万8,220円で、不納欠損額は285万4,202円、収入未済額は484万8,110円でございます。第8期介護保険事業計画により令

和3年度から令和5年度までの3年間、保険料の基準額は月額5,000円としております。

次に、2款使用料及び手数料は、収入済額2万2,700円で、介護保険料の督促手数料でございます。

次に、3款国庫支出金は、収入済額4億2,101万1,808円で、介護給付費に対しての国庫負担金、財政調整交付金、地域支援事業費に対しての国庫補助金、事務費交付金、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金と介護保険災害等臨時特例補助金でございます。

次に、12ページからの4款支払基金交付金でございます。収入済額4億8,714万8,000円で、第2号被保険者の保険料でございます。

5款県支出金は、収入済額2億7,532万9,987円で、介護給付費及び地域支援事業費に対する県負担金及び県補助金でございます。

6款財産収入は、収入済額2万5,687円で、介護給付費準備基金の利子でございます。

次に、16ページからの7款繰入金でございます。収入済額は3億3,933万1,920円、一般会計繰入金及び介護給付費準備基金繰入金でございます。

次に、18ページ、8款繰越金でございます。収入済額1億2,887万374円で、前年度の決算による繰越金でございます。

9款諸収入は、収入済額236万9,365円で、雑入、預金利子、延滞金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

初めに、22ページ、1款総務費でございます。支出済額は3,865万284円で、介護保険事業の執行に必要な事務費でございます。1項の総務管理費のほかに、3項介護認定審査会費が主な支出となっております。

次に、26ページからの2款保険給付費でございます。支出済額17億4,205万7,127円で、1項の介護サービス等に対する介護給付費が主な支出となっております。

次に、30ページからの3款基金積立金でございます。支出済額6,672万2,000円で、前年度決算による介護給付費準備基金への積立金でございます。令和3年度末現在、基金残高は3億2,378万4,296円でございます。

次に、4款地域支援事業費でございます。支出済額1億1,036万6,305円で、1項介護予防生活支援サービス事業費は、要支援、要介護状態になることを予防する介護予防事業を行ったものでございます。

34ページ、2項包括的支援任意事業費は、地域包括支援センター運営事業や認知症施策推進事業などの包括的支援事業及び36ページの介護相談員の派遣や配食サービスなど、任意事業を行ったものでございます。

38ページの3項一般介護予防事業費は、一般高齢者への運動器の機能向上事業、認知症予防事業、栄養改善事業などの費用でございます。

次に、40ページからの5款保健福祉事業費でございます。支出済額194万4,362円で、高齢者の自立支援・重度化防止対策の事業として、高齢者移動支援事業、独り暮らし高齢者等緊急通報システム事業、ワンコインサービス事業などを行ったものでございます。

次に、42ページからの6款諸支出金でございます。支出済額7,712万6,609円で、1項償還金及び還付加算金は、保険料の還付金及び前年度補助金の精算分を国・県等へ返還するものでございます。

2項の繰出金は、実績による一般会計への繰出金でございます。

44ページの7款予備費につきましては、執行はありませんでした。

次に、48ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額21億3,702万8,000円、歳出総額20億3,686万6,000円、歳入歳出差引額1億16万1,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は1億16万1,000円となります。

以上が、第48号議案 令和3年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、議案書の28ページ、第54号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の1ページを御覧ください。

第1条、第1項でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億463万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,951万円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項区分の補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものがございます。

引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って説明申し上げます。

令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページ及び3ページの歳入を御覧ください。

初めに、4款支払基金交付金でございます。社会保険診療報酬支払基金の介護給付費交付金の令和3年度決算に基づく精算分522万4,000円を補正するものでございます。

次に、5款県支出金でございます。介護保険給付費県負担の令和3年度決算に基づく精算分8万6,000円を補正するものでございます。

次に、7款繰入金でございます。令和3年度決算に基づく精算分として、低所得者保険料軽減繰入金16万8,000円を補正するものでございます。

次に、8款繰越金でございます。令和3年度の歳入歳出決算に基づき9,916万1,000円を補正するものでございます。

次に、歳出でございます。

説明書の4ページから御覧ください。

3款基金積立金でございます。令和4年度の歳入に係る今回の補正額1億463万9,000円から国・県等への精算に伴う歳出の諸支出金に係る補正額5,963万円を差し引いた額4,500万9,000円を基金積立金として補正するものでございます。

次に、6款諸支出金でございます。令和3年度の実績に基づく国・県等への補助金返還金と一般会計からの繰入金に対する返還金である一般会計繰入金の合計5,963万円を補正するものでございます。

以上が、第54号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての説明でございます。

福祉課からは第48号議案及び第54号議案の2件の議案につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、ここで暫時休憩とします。  
再開は3時10分とします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時08分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じまして、休憩前に続き会議を再開します。  
ただいまの出席議員数は13名です。  
続きまして、上下水道課長、お願ひします。  
上下水道課長、内田宏一君。

〔上下水道課長 内田宏一君登壇〕

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは第49号議案、第50号議案、第55号議案、第56号議案の4議案につきまして説明申し上げます。

初めに、議案書の21ページ、第49号議案 令和3年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明申し上げます。

別冊令和3年度吉田町水道事業会計決算書の1ページを御覧ください。

1ページから4ページまでが決算報告書でございまして、この金額は消費税を含んでおります。

初めに、収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款の水道事業収益の決算額は6億3,122万4,258円でございます。

その内訳としまして、第1項営業収益の決算額5億6,032万1,353円で、主な項目は給水収益でございます。

第2項営業外収益の決算額は7,090万2,905円で、主な項目は長期前受金戻入及び雑収益でございます。

続きまして、支出につきましては、第1款水道事業費用の決算額は5億398万3,460円でございます。

その内訳としまして、第1項営業費用の決算額は4億4,247万8,477円で、主な項目は原水浄水及び排水給水費、減価償却費などがございます。

第2項営業外費用の決算額は6,150万4,983円で、主な項目は支払利息及び企業債取扱諸費でございます。

第3項特別損失からの支出及び第4項予備からの充用はございません。

3ページ、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入の決算額は7,945万6,700円でございます。

その内訳としまして、第1項企業債の決算額は6,000万円でございます。

第2項他会計出資金の決算額はゼロ円でございます。

第3項国庫県支出金の決算額は382万8,000円で、基幹管路耐震化事業に係る補助金でござ

います。

第4項その他資本的収入の決算額は1,562万8,700円で、工事負担金及び加入分担金でございます。

続きまして、支出につきましては、第1款資本的支出の決算額は3億8,801万6,804円でございます。

その内訳としまして、第1項建設改良費の決算額は2億2,529万3,760円で、主な内容は高区配水系送水管布設替え工事等でございます。

第2項企業債償還金の決算額は1億6,272万3,044円でございます。

この結果、欄外に記載しましたとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億856万104円は、減債積立金1,000万円、建設改良積立金9,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,500万3,771円、過年度分損益勘定留保資金1億2,053万1,987円、当年度分損益勘定留保資金7,302万4,346円で補填するものでございます。

次に、5ページ、6ページを御覧ください。

令和3年度吉田町水道事業損益計算書でございます。損益計算書の金額は消費税を含んでおりません。

損益計算の結果、当年度純利益は6ページの下から4行目にありますとおり1億764万6,782円でございます。また、その他未処分利益剰余金変動額の1億円は、減債積立金取崩し金額1,000万円と建設改良積立金取崩し金額9,000万円の合計金額でございます。

以上により、当年度未処分利益剰余金は2億1,133万6,986円でございます。

次に、7ページ、8ページを御覧ください。

令和3年度吉田町水道事業剰余金計算書でございます。

最終行にあります当年度末残高は、資本金が29億87万6,481円、資本剰余金合計が1億350万4,896円、利益剰余金合計が5億9,233万6,986円でありまして、資本合計36億8,671万8,363円でございます。

次に、9ページを御覧ください。

令和3年度吉田町水道事業剰余金処分計算書案でございます。

当年度末残高の未処分利益剰余金は2億1,133万6,986円ございまして、議会の議決による処分数額2億1,000万円のうち、資本金への組入れ1億円は、令和3年度の減債積立金の取崩し金額1,000万円と建設改良積立金の取崩し金額9,000万円の合計金額です。また、減債積立金への積立ては2,500万円、建設改良積立金への積立ては8,500万円とすることを本議会においてお認めいただくとするものでございまして、この結果、処分後の繰越利益剰余金を133万6,986円とするものでございます。

次に、決算書10ページから12ページを御覧ください。

吉田町水道事業貸借対照表でございます。

10ページの資産状況でございますが、固定資産合計66億4,225万4,747円と流動資産合計6億4,811万5,039円を加えた72億9,036万9,786円が資産の合計となっております。

11ページの負債状況でございますが、3の固定負債の企業債については19億3,673万2,071円で、4の流動負債は企業債未払金、引当金、預り金合わせて1億7,325万2,810円でございます。さらに、5の繰延べ収益と合わせて負債合計36億365万1,423円でございます。

12ページには資本状況を示しておりまして、資本合計36億8,671万8,363円で、負債資本合



計72億9,036万9,786円となり、これが資産合計と一致するものでございます。

以上が、第49号議案 令和3年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての内容でございます。

次に、議案書の23ページ、第50号議案 令和3年度吉田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明申し上げます。

別冊、令和3年度吉田町公共下水道事業会計決算書の1ページを御覧ください。

1ページから4ページまでが決算報告書でございます。この金額は消費税を含んでおります。

初めに、収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款の下水道事業収益の決算額は7億3,202万3,542円でございます。

その内訳としまして、第1項営業収益の決算額9,188万778円で、主な項目は下水道使用料でございます。

第2項営業外収益の決算額は6億4,012万3,320円で、主な項目は長期前受金戻入などがございます。

第3項特別利益の決算額は1万9,444円で、主な項目はその他特別利益でございます。

続きまして、支出につきましては、第1款下水道事業費用の決算額は7億1,560万1,447円でございます。

その内訳としまして、第1項営業費用の決算額は6億3,312万2,460円で、主な項目は管渠及び処理場費、減価償却費でございます。

第2項営業外費用の決算額は8,247万8,987円で、主な項目は支払利息及び企業債取扱諸費でございます。

第3項予備費からの充用はございません。

3ページ、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入の決算額は8億6,277万4,310円でございます。

その内訳としまして、第1項企業債の決算額は2億4,330万円でございます。

第2項負担金の決算額は998万8,100円で、主な項目は受益者負担金でございます。

第3項他会計負担金の決算額は4億4,613万1,210円で、企業債の元金償還に充てるものがございます。

第4項国庫県支出金の決算額は1億6,335万5,000円で、管渠の整備や浄化センターの反応タンク耐震補強工事等に係る社会資本整備総合交付金でございます。

続きまして、支出につきましては、第1款資本的支出の決算額は8億8,000万6,885円でございます。

その内訳としまして、第1項建設改良費の決算額は4億3,387万5,675円で、管渠及び浄化センターの建設改良費でございます。

第2項企業債償還金の決算額は4億4,613万1,210円でございます。

次に、5ページを御覧ください。

令和3年度吉田町公共下水道事業損益計算書でございます。損益計算書の金額は消費税を含んでおりません。

損益計算の結果、下から3行目にあります当年度純利益は52万3,141円でございます。ま

た、一番下の行、当年度未処分利益剰余金は85万7,061円でございます。

次に、6ページを御覧ください。

剰余金計算書でございます。

最終行にあります当年度末残高は、資本金が2,107万5,223円、資本剰余金合計が4億9,495万304円、利益剰余金合計が85万7,061円でありまして、資本合計5億1,688万2,588円でございます。

7ページを御覧ください。

剰余金処分計算書案でございます。

議会の議決による処分類はなく、繰越利益剰余金を85万7,061円とするものでございます。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。

貸借対照表でございます。

8ページの資産状況でございますが、固定資産合計124億9,520万2,871円と流動資産合計1億7,408万6,041円を加えた126億6,928万8,912円が資産の合計となっております。また、負債状況でございますが、3の固定負債の企業債については45億3,780万7,155円で、4の流動負債は企業債、未払金、引当金等を合わせて5億3,561万7,815円でございます。さらに、9ページ、5の繰延べ収益と合わせて負債合計121億5,240万6,324円でございます。

資本状況でございますが、資本合計5億1,688万2,588円で、負債資本合計126億6,928万8,912円となり、これが資産合計と一致するものでございます。

以上が、第50号議案 令和3年度吉田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての内容でございます。

続きまして、議案書の29ページ、第55号議案 令和4年度吉田町水道事業会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。

別冊の令和4年度吉田町水道事業会計補正予算(第1号)の1ページを御覧ください。

第2条でございますが、令和4年度吉田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額のうち、第1款水道事業費用の額に2,044万8,000円を追加し、5億5,862万4,000円とすることをお認めいただくとするものでございます。

その内訳は、第1項の営業費用でございます。

引き続き、その詳細を別冊の参考資料に沿って説明申し上げます。参考資料ナンバー11の1、吉田町水道事業会計補正予算(第1号)附属書類の6ページを御覧ください。

1款1項1目の原水浄水及び排水給水費において、水道施設電気代の上昇から光熱水費を21万円、同じく動力費を1,900万円、合計1,921万円増額し、3目の業務費においては、消費税のインボイス制度導入に伴って必要となる水道料金システムの改修に123万8,000円を増額するものでございます。

以上が、第55号議案 令和4年度吉田町水道事業会計補正予算(第1号)についての説明でございます。

続きまして、議案書の30ページ、第56号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。

別冊の令和4年度吉田町公共下水道事業会計補正予算(第1号)を御覧ください。

第2条でございますが、令和4年度吉田町公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、収入の第1款下水道事業収益を300万3,000円追加して、補正

後の額を6億8,119万3,000円とし、支出の第1款下水道事業費用を300万3,000円追加して、補正後の額を6億6,928万9,000円とすることを認めいただくとするものでございます。

収入における内訳は第2項の営業外収益、支出における内訳は第1項の営業費用でございます。

次に、第3条でございます。

予算第4条の本文括弧書きを御覧のように改め、資本的支出の予定額のうち、第1款の資本的支出を883万2,000円追加して、補正後の額を8億8,405万2,000円とすることを認めいただくとするものでございます。

内訳は、第1項の建設改良費でございます。

次に、第4条でございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第9条に定めた職員給与費の予定額に583万5,000円を追加し、補正後の額を5,405万4,000円とすることを認めいただくとするものでございます。

次に、第5条でございます。

他会計からの補助金として、予算第10条に定めた額を1億6万5,000円に改めることを認めいただくとするものでございます。

引き続き、その詳細を別冊の参考資料に沿って説明申し上げます。参考資料ナンバー12の1、吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）附属資料の6ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

営業外収益のうち、他会計補助金の一般会計補助金の額を222万9,000円、他会計負担金の一般会計負担金を77万4,000円、合計300万3,000円増額するものでございます。

7ページを御覧ください。

支出でございます。

営業費用のうち、まず、管渠及び処理場費においては、光熱水費を電力料金の値上げに伴って600万円増額し、次に、総係費においては、人事異動等に伴って給与に係る費目をそれぞれ御覧のとおり減額するものでございます。

9ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の下の表は支出でございます。

建設改良費において、人事異動による増額として給与に係る費目をそれぞれ御覧のとおり増額するものでございます。

以上が、第56号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についての説明でございます。

上下水道課から提出した4議案について説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 以上で説明が終わりました。

---

#### ◎報告第7号～報告第9号の報告

○議長（大石 巖君） 日程第21、法令に基づく報告を行います。

第7号報告 令和3年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告について、第8号報告 令和3年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について及び第9号報告 令和3年度決算に基づく吉田町公共下水道事業会計資金不足比率の報告についての3件について、各担当課長から順次報告をお願いします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長 太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

財政管理課関係の第7号報告 令和3年度決算に基づく吉田町吉田町健全化判断比率について御報告申し上げます。

議案書の32ページ、33ページ及び参考資料ナンバー13を御覧ください。

この報告は、令和3年度決算に基づく健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告させていただくものでございます。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率があり、それらを指標にして財政の健全性を客観的に判断するものとなっております。当町の令和3年度決算に基づく四つの健全化判断比率は、議案書の32ページの表にあるとおりでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる全ての会計において、実質収支が赤字ではないため、いずれも指標は示されておりません。また、実質公債費比率につきましては10.6%、将来負担比率につきましては43.3%となりました。

なお、括弧内に表示いたしました数値は、早期健全化基準を示したものでございますが、いずれの比率も基準よりも大幅に過小な数値か、数値が表示されない結果となり、いずれの指標から見ても健全な状況であると示されています。

それでは、別冊の参考資料ナンバー13、令和3年度決算に基づく吉田町健全化判断比率を御覧ください。

最初に、1ページ、総括表①健全化判断比率の状況でございます。

上段には、先ほどの四つの健全化判断比率が示されております。財政健全化法では、この四つの指標の値によりまして、財政が比較的健全な自治体、早期の財政健全化が必要な自治体、財政の再生が必要な自治体の三つに区分されます。その結果、早期の財政健全化が必要な自治体や財政の再生が必要な自治体においては、財政健全化計画、財政再生計画の策定や起債の制限など、県や国の指導が行われることとなります。

それでは、個々の指標につきまして御説明いたします。

まず初めに、実質赤字比率でございます。

対象となる会計は、2ページの一般会計等の欄にありますとおり、当町では一般会計と土地取得事業特別会計が該当となります。この二つの会計の実質赤字額が、標準財政規模に対してどの程度の割合を占めているのかを比率で表すこととなっておりますが、いずれの会計においても赤字が出ていないため、1ページの総括表には数値が表示されておりません。

次に、連結実質赤字比率でございます。

この対象となる会計は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を含む全ての会計となりま

す。連結実質赤字比率は、対象となる全ての会計の実質赤字額及び資金不足額等の総額が標準財政規模に対して、どの程度の割合を占めているのかを比率で表すものでございますが、いずれの会計も実質収支が赤字ではないため、1ページの総括表には数値が表示されてお

まん。

次に、実質公債費比率でございます。

この比率の対象となる会計は、地方公共団体の全ての会計に加え、その地方公共団体に関係する一部事務組合及び広域連合の全ての会計が含まれております。実質公債費比率は標準財政規模に対する公債費等の負担の程度を示す指標となるものでございますが、実務上では地方債の借入れを行う場合、協議の対象となるのか、許可の対象となるのかを判断する基準に用いられております。

具体的には、一般会計等が負担する元利償還金と一部事務組合への負担金や公営企業への繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められる額がどの程度、標準財政規模を圧迫しているのかを示したことになります。

令和3年度決算に基づく実質公債費比率は10.6%となりまして、前年度の11.5%から0.9ポイント下がっております。この要因につきましては、3ページ、総括表③実質公債費比率の状況を活用しながら御説明いたします。

実質公債費比率は決算の数値、決められた計算方法に求めた数値、交付税算定資料からの数値を用いて計算されました単年度実質公債費比率の3か年平均で判断することになっております。比率が下がった要因といたしましては、令和3年度につきまして算定上、分母に計上される標準財政規模が増加したことから比率が下がり、その結果、前年度の3か年平均よりも低い比率になりました。

1ページを御覧ください。

続きまして、将来負担比率について御説明いたします。

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の地方債残高や将来支払っていく可能性のある負担など、今後予定されている財政負担の割合を指標化したものでございます。また、当町におけるこの比率の対象となる会計は、実質公債費比率と同様に、地方公共団体の全ての会計に加え、その地方公共団体に関係する一部事務組合及び広域連合の全ての会計となります。

当町の令和3年度決算に基づく将来負担比率は43.3%となり、前年度の59.5%から16.2ポイント下がっております。この要因につきましては、4ページの総括表④将来負担比率の状況を活用しながら御説明いたします。

算定上、分子に計上される将来負担額の地方債残高が減少し、また、公営企業債等の繰入見込額、組合負担等見込額、退職手当負担見込額もそれぞれ減少したことから、分子全体で前年度より減少となりました。

また、算定上、分母に計上される標準財政規模が増加したことから、分母全体で前年度よりも増加となっております。分子が減少し、分母が増加したことによって、前年度よりも比率が下がっております。

四つの比率について御説明いたしましたが、各比率から見た当町の財政状況は、いずれも健全であることが示されております。

以上が、第7号報告 令和3年度決算に基づく吉田町健全化判断比率についての内容でござ

ざいます。

これをもちまして報告を終了いたします。

○議長（大石 巖君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、内田宏一君。

〔上下水道課長 内田宏一君登壇〕

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは第8号報告と第9号報告について説明申し上げます。

初めに、第8号報告 令和3年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について説明申し上げます。

議案書の34ページ、35ページ及び参考資料ナンバー14を御覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項の規定により、令和3年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率を算定した結果、吉田町水道事業会計の決算は黒字となっておりますので、資金不足は生じておりません。したがって、報告書の資金不足比率の欄は数字での表示はございません。

続きまして、第9号報告 令和3年度決算に基づく吉田町公共下水道事業会計資金不足比率の報告について説明申し上げます。

議案書の36ページ、37ページ及び参考資料ナンバー15を御覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項により、令和3年度決算に基づく吉田町公共下水道事業会計資金不足比率を算定した結果、吉田町公共下水道事業の会計の決算は黒字となっておりますので資金不足は生じておりません。したがって、報告書の資金不足比率の欄は数字での表示はございません。

以上が、第8号、第9号の報告でございます。

○議長（大石 巖君） 以上で報告が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 3時44分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会5日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第1、第51号議案 令和4年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから、第51号議案についての質疑を行います。最初に、歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質問にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

それでは、歳入について、質疑はありますか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 歳入、町債の9ページを見てください。

5億の中に教育債、その中に総合体育館の防火シャッター整備事業、これについてお伺いしますが、これは新しく出てきたものですが、前回の全員協議会の際に、防火シャッターの不都合、不具合、何か聞いてちょっと寒けがしたんですけれども、事故ってそういうところから出るんですよね、とんでもないものが。

要するに言いたいことは、防火シャッター、これ、先ほど聞いたときにはもう最初からの話だということだったんですけれども、管理ってどういう形での、そのところの管理、要するに今日はオーケーを出したときのそういう記録ってありますか、管理をした、管理の記録って。防火シャッターに対する管理の記録って。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

今、議員御質問の総合体育館の防火シャッターの管理ということでございますけれども、毎年1回、特定建築物の定期調査を実施しております。その中で防火シャッターの状況等の

ほうを確認して、その調査会社のほうから、そういった不具合等がありましたら、こちらのほうに報告を受けているという状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 確かに我々の仕事として、そういうものがあるわけですが、特殊建築物の定期検診というやつが。その中で見つかることが、見つかってよかったと思うんですけども、非常に怖かったのは、それが今回、教育債というものを新たに起こして、そしてこれからこの議案が通れば、これから進めていくということですよ。

ただ、やっぱり先ほど言った寒けがしたというのは、ちょっと前も静岡で殉職者が出ましたじゃないですか、新宿の火災も大勢の人が死んだでしょう。ここに危機管理監がおりますのでよく分かっていると思いますけれども、その中で、今回、確かに債権、教育債を起こすのもいいんですけども、後で出ますけれども、財政調整基金とかそういうものがそのためにあるわけですから、すぐにやれるような状況をやっていただきたいなど、そう思うんですけども、その辺はどうですか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ、防火シャッターの不具合が報告されて、その後の対応ということでございますけれども、今、その不具合が生じているところが2階のロビー、剣道場の前、アリーナとの境になります。そここのところの対応としましては、不具合が生じた後、シャッターを閉めっぱなしというんですか、常時閉鎖している状況で対応のほうをしております。

あと、それこそ今年度当初予算のほうで、予算のほう措置しておりますので、今現在、その修繕、対応のほうをしているという状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の話で、現在、それを対応はもうしているということですか。それで、そうすると、今言った危険な箇所というのは、やっぱり周知しておいてください。何かあったときには、本当に大事なことだと思いますので。

それとあと、やっぱりそういう形で、さっき言ったようなお金の使い方は、そういうときには、私はもう専決でもいいような気がするんです、人の命に関わるようなものに関しては、ぜひ教育債も必要ですけども、そういう形ですぐやれる体制を取っていただきたい。もし地震とか何かあったときにはその場でアウトですから。ぜひ、その辺をどうでしょう、これからのことも含めてやっていただけるような形を、回答をいただきたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

今の防火シャッターにつきましては、当初予算で、まずお認めいただいております事業であると。その上で、当初、この事業を実施していくに当たりまして、教育債のほうを想定しておりました。ただ、それ交付税措置率がゼロ%ということで、あまりこちらおいしくないものということで、今回、そこを緊急防災減災事業債のほうに借り換えするということによりまして、交付税措置率が70%のものに借り換えするという、その補正予算ということ



ですので、この事業自体は今年度も当初から予定されていたものやっけていくに当たって、あくまでも、今回、補正については町債の借換えというものになります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今言われたおいしくないとかおいしいとか、そういう話じゃなくて、これに関しては定期点検で見つかるようなものに関しては、そのために見つけるわけですから、ぜひやれるような体制を取っていただきたいですよということをお願いしておきます。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

まず、事業を実施する必要性については、当初予算のときに議論をされて、こちらは済ませていただいておりますので、今回、あくまでも、今回の補正については財源的には有利か不利かだけで判断させていただいておりますが、実際、事業については、当初のときに議論させていただいているというものでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） いや、そんなこと言われると、何で、今まで、まだやっていないんですかという話。命に関わるようなものじゃないですか。定期点検で見つかるようなものに関しては、すぐやれるような状況をつくってくださいねということです。理由なんていいんです。やっぱりできるときには、すぐできる、やれるものやっけてくださいということです。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

不具合の報告を受けて、すぐ、先ほども申し上げましたけれども、常時閉鎖して対応を図っておるところです。もし、緊急性ということで判断をしたときには、予備費のほうの充用ですか、そういったもので対応していくというふうに考えますけれども、今回の対応に関しては、常時閉鎖して、緊急時にも対応できるように常にしておった状況でございますので、今年度予算措置のほうをさせていただいて、今現在、工事、修繕工事に着手しているという状況です。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） どうしても納得いなくて、危機感としては、危機管理監として今までずっと携わってきた中で、定期点検でそういうものが、不備が見つかったと、そういうときには即対応しろというあれを出すわけでしょう。その辺はどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監、岸端孝典君。

○危機管理監（岸端孝典君） 今おっしゃられている防火シャッターにつきましては、建築基準法の、多分、防火区画の形成をするための防火シャッターだと思います。そういったところで不具合があったということで、閉めて、防火区画の形成ができる状態になっているということです。対応としては、それで、当然修理はしなくちゃいけないんですけれども、現時点での対応は、それでいいのかなと思います。

例えば、これが階段室のような堅穴区画の防火扉みたいなところであれば、少し早めに修繕をとというようなことで、避難経路の確保ということで必要になるかと思っておりますけれども、

今回の防火シャッターにつきましては、防火区画という建築基準法での設備でありますので、そこは現在、閉めて対応して、修繕を図るということを進めているというような考えになると思います。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

○8番（山内 均君） はい。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、次に、歳出に入ります。

1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、質疑なしと認めます。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

説明書の12ページから13ページ、財産管理費、庁舎管理費、電気使用量307万円と、あと町管理の公共施設12施設の25の事業所の電気使用量1,379万2,000円の合計1,686万2,000円、この歳出増について質疑いたします。

先週末、協議会での内容確認において概要は伺いました。町施設全体での電気使用量は、1%程度しか上昇していないのに対して、主に世界情勢による安定供給の不足、それから原油やLNGガスなどの火力発電の原料調達高騰と、これが燃料調整単価の値上げに反映された結果ということでした。上がり幅は約36.1%、なかなかの数字です。

この燃料調整単価、ちょっと調べました。これは基準価格の1.5倍、平均燃料価格の1.5倍までを上限として、それ以上は課さないという、今ルールみたいなんですが、供給元の大手電力会社によると、大口の自治体も含む法人契約は、今後、この上限価格が撤廃されていかれる話合いが今行われているということです。今後さらに値段上がってしまうかもということころです。

そこでお伺いしたいんですが、本予算計上を踏まえて、今年度や来年度の庁舎施設、電気料金の見通しをどのようにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

今、議員から今年度、また来年度の庁舎施設の電気料金の見通しということでございますが、先ほど、今、議員もおっしゃられたように、今、世界情勢というのが大変不安定というところがございます。また、今、原油価格等も、今、調達コストも上がっているという中で、現状は、今現在の私たちの分かる範囲の中で、今回の補正予算のほうを計上させていただきました。

今後の見通しにつきましては、非常に、なかなか難しいところございますが、今後についても料金、今のところは料金体系の見直しというか、基本単価のところについては、今、見直しございませんが、今後について、そこも変わってくる可能性も、正直あるかというふう

に思っています。

これにつきましては、今後の見通しというのはなかなか難しいですが、今の現状以上に今後、上がってくる可能性は確かにあるというふうに思っています。

その場合につきましては、必要に応じまして、またその都度、補正予算等をまたお認めいただくというような形になろうかと思いますが、今、現状考えられる範囲ということで、今回、予算計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

夏場がだんだん落ち着いてくる時期だとは思いますが、今後、また特にエアコンの暖房とか冬場に備えてというところで、自治体でできる努力というのがどこまでかというところはあると思うんですが、これもお伺いします。

従来から伺っていますと、やはり節電にはかなりの取組をされているとは思いますが、特に本年度、いわゆる上がり幅がすごい、爆上がりですね、これに対して、電気料金の高騰、これを町行政として、今町内で、何か意思統一してこういうことをしていこうですか、そうした通達、そうしたものはありましたでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

まず、これまでの経過というか、役場の中での呼びかけでございますけれども、これ、従来からも行われているわけですが、まず一つの対応としましては、クールビズの関係でございます。こちらは5月からということで、例年早くクールビズのほうを始めておりまして、9月、10月という期間で行っています。

また、節電の呼びかけを行っておりまして、昼休み等、こちらの消灯、それから時間外におきましては、必要な箇所以外は消灯するということの徹底の呼びかけをお願いしております。

また、温度設置も踏まえて、こちら呼びかけを行っているというところでございます。

さらに、庁舎のエアコン等につきましては、自動制御というのがございまして、ある程度のところで、幾ら設定細かくやっても全体でも温度を調節するという機能がございますので、そうしたことで対応を図っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 自治体単独でできることは、そうした節電への努力しかないのかなというところは理解、よくしております。全国の大小自治体の事例などをちょっと見ても、様々な取組、今、おっしゃられたようことも当然なんですけれども、各自治体によっては規模によって、ユニークな取組などもされているようです。

そんな中で、私自身は、何でも電気使うなというよりは、どちらかというと、行政のサービスですか職員さんの業務効率、これを損なうことなく、うまく節電や効率的な電力利用に取り組んでいくしかないと考えております。

そこでお伺いしたいんですけれども、導入コストの問題あるかと思うんですが、耐久性や発電効率にすぐれたLED照明、あるいは、今度はトイレにはつくんですか、有人感知のセンサー、こうした導入をさらに推進していくべきじゃないかと考えるんですが、そのあたり

についてはどうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

今、議員がおっしゃられたように、発電の効率というところがやっぱり将来にも含めて考えていかなきゃいけないということは、私たちも常々思っております。

そうした中で、当町は平成27年から29年にかけて、環境省の省CO<sub>2</sub>加速化・基盤整備事業いわゆる、これ環境省のモデル事業なんですけど、こちらを活用しまして、やはりLED等導入したときにはすごくコストがかかりますので、これを平準化するというところで、10年間のリース、バルクリースという形で対応をさせていただいています。そのときに、庁舎、それから、ほか7施設、図書館、各保育園、小・中学校含めて7施設でLEDの取替え、全ての取替え、それから、あとエアコンの関係を高効率のエアコンに変えるというようなことで、事業を行ってきております。

こうしたことをこれまでも推進してきたわけですが、今回、庁舎内におきましては、会議室と事務室は全て、もうLED終わっていますけれども、やはりトイレとか、普段使用時間が短いところについては、これまでLEDのほうしていなかったわけですが、今回、一部、有人の感知センサーを取り付けまして行っていくということでございます。

あと、LEDにつきましては、こちら市町村振興協会の関係ですが、省CO<sub>2</sub>可能ユニバーサルデザインの補助金ございますので、こうしたことを活用しながら、今後、LEDの改修のほうを進めていければというふうに思っております。

現在も、今、LED照明含めて、いろんな公共施設、あとトイレ含めて行っておりますので、今後もこちらのほう進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そうですね、LEDに関しては、民間でも、例えば小さい話なんですけど、電気切れたら今度は長持ちするもの、多少導入コストが何倍かあれば10年、20年のスパンで使えるものでペイするんじゃないかというところで、やはり月々のランニングコストが抑えられるというところでは、これからもどんどん推進していただきたいと思います。

最後の質問をさせていただきます。

自治体においては、太陽光などの自然エネルギーによる自家発電、これを少しずつではあるんですが、併用している事例も見受けられます。当町においては、まちづくり公社北オアシス館、これが災害時備蓄電力としてソーラーエネルギーを使っていると。ただし、ちょっとお話を伺ったところ、なかなか発電で生み出す量で、館内の電力のある程度を賄うところまではいけていない、あくまで災害時の緊急用の備蓄を常にしているということでした。

また、せんだって協議会で、図書館の設置の太陽発電装置、これが現在は故障中でちょっと動いていないというようなこともございます。

当町の現状、こんなところだと思うんですが、こうした自然エネルギー利用で一部電力を賄うという方向性、考え方に対しては、町はどのような考えを持っていますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

ただいま議員から、自然エネルギーの利用ということで御質問いただきました。

当町におきましても、昨年、水防センターを設置させていただきました。こちらにつきましては、全て自然エネルギーで、風力、太陽光で全て電力を賄うということで行っております。ただ、自然エネルギーの関係ですと、やはり発電量と申しますか、そこが非常に今ネックになっているということ、それからあと蓄電の関係です。ここが非常にコストがかかるということで、やはりその施設の内容であるとか、施設規模であるとか、そうしたものを踏まえた中で、今後、その導入というのを考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

いずれにしても、自然エネルギーの利用というのは大変、電力の確保というか、それも含めて脱炭素ということの中で、大変重要なものだと思っておりますので、今後、また国の動き、また補助メニュー等も見ながら、必要なところに配置をするというふうに行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 今後、施設の新しい、新築ですとか、建て替えの際には、そうしたことも検討に入れていただければと思っております。

質疑終わります。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の14ページ、11目の3の事業、情報化推進費の緊急時連絡体制整備委託料、これについてお伺いいたします。

企画課からいただいた資料によりますと、これは新型コロナウイルス感染症対策地方創生交付金ということで、財源はあります。その事業の内容なんですが、概要、これ、コロナに関してのみ、これを使うというようなことで交付金をいただいて、この事業をやろうとしている。

実際のところ、コロナに罹患したりとかという中で、じゃ、職員がこれまでこういう状況があつて、これ、本当に必要ですねという中で、これを選択して、交付金もいただくようになったのか、それとも何かのメニューにこういうのがあつて、これあつたら便利だねというようなところで、これを選択して、これを上げてきたのか、まず1点、その辺をお伺いいたします。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

コロナの活用メニューの中に様々な先進事例から、こんな活用ができると、いろんなメニューがございます。その中の活用の一つとして、コロナにこういうことが、活用ができるという事例を見せてもらったことはたくさんあります。

まず、コロナにも使える、それからいろんなことに発展もできていくのではないかとということで、今回取り入れさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そうしますと、この緊急時というこの言葉定義、当初はコロナ関係で使うというのはもちろんあるんでしょうけれども、これを、じゃ、だんだん拡大解釈していったって、この緊急時というのは、どこまでを町としては考えているのか。

それと、民間ではテレワークというのは、今当たり前ようになってきているんですが、公務員で何かいろんな縛りがあるみたいで、なかなか民間のように簡単には右から左にできるのが難しいということをいろいろ聞いております。

そうした中で、これに関しては非常にゆるく、右から左で、もうテレワークやるんだよと、これは国の方針だからデジタル関係でテレワーク推奨しますよでやったときに、この緊急時というところがだんだん拡大解釈されていくような気もしないでもない。

せっかく病気療養であるとかそういうときにこれを使うとなると、ゆっくり静養できないんじゃないかという思いもあります。その辺について、どういった規定というのか、定義というのか、つくってあるのかないのかというところをお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

議員おっしゃることは重々、こちらのほうでも同じような問題を抱えておまして、まずは御想像できているテレワークとかというものではない、まだうちのほうでもどんな事業がテレワークができるのかというところまで議論が進んでおりませんので、今回上げさせていただくのは、あくまでもお休みをしている方との連絡をとる一つのツールというもので捉えているものでございます。

確かに国のほうでも自治体DX推進計画というものも進んでおりますので、その中でいずれ吉田町も考えていかなければいけないという課題を持っておりますけれども、今回の事業のことは、そこまではまだいっていないということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番。

ですが、緊急というところの言葉の定義というか、そこをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

お休みされている方にお仕事をするとかという問題ではなくて、こちらから休んでいる方と連絡を取る場合に、このシステムを使おうというものです。うちのほうで書類のちょっと指示をいただきたい、相談をしたい、そういったときに、顔を見てお話ができたりだとか、ちょっと書類のことを相談ができたりだとか、そういったことに使おうというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 簡単にいうと、テレビ電話みたいなのもでもできるという、それをわざわざお金をかけてこういったものを構築してやっていくということでもよろしいですか。

それとも、もっと特殊なものがあるやろうとしているのか。今のお話だと、今の時代、本当にスマホでテレビ電話で画面見ながらできちゃうんです。それをわざわざこういったものを構築しつつやるというのには、何か特別なものがあるんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

顔を見てお話をできるというもののシステムなんですけれども、もう一つ、この特徴としては、町で1人1台ずつ配備されているパソコンのところに、貸出しをしたパソコンからアクセスができるという機能も持っております。ですので、同じ資料を見ながらお話ができるということも、この一つの特徴になります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 内容は大体分かりました。ただそれがだんだん拡大解釈でいかないよというのか、そこをやっぱり一番。逆に、休んでいる人間を使う、使うというかお願いして、それでチェックしにやとなると、やはり、せっかくお休みされているのをそういうことで使うというのは、非常に休むほうも常に、いつ連絡来るかなと待っている、そういう状態になってもやっぱりうまくないと思いますので、ちゃんとしたそういったその辺のルールづけというものをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

あくまでも休んでいる方に全員、必ずこの1台のパソコンを貸し出すというふうには考えておりません。どうしても必要があるときの緊急時というふうに町では捉えております。運用のことに關しては、まだこれからですので、うちのほうもその点はしっかり考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質問はありませんか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

16ページになります。

こちら、3項の1目戸籍住民基本台帳の中の12節住民ネットワークシステム委託料のところでお聞きします。

こちら、マイナンバーカードのほうの申請される方が増えているということで、端末1台を増やすということを聞いております。令和3年度の一般会計の決算資料を見ますと、やはり令和2年度に比べて、コンビニでの交付される方などの人数も倍ぐらい増えているようなこともありますので、こちらのほうが端末のほうを増やすことで、かなり住民の方もサービスの向上につながると考えます。

ただ、交付に当たる前の、例えば事務関係、また交付後の事務関係とかで、今想定される窓口での対応のほうでは、何か課題とかあるような気もするんですけれども、その辺はどのように考えていますか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

マイナンバーカードの取得交付に関する事務に対して、交付をする前の対応ということですが、それは皆さんに、それこそ失敗なくつくっていただくように、周知をもっと今以上に、今ではまだ足りないと思っていますので、今以上にまた周知をしていく、分かりやすい情報を発信していくということになるかと思っております。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） すみません、私の質問が少し曖昧で申し訳なかったんですけども、国が進めていますマイナポイントなどが、今、9月30日まででかなりマイナポイントを利用することで、皆さんに周知を進めているところもあったりとかしまして、町のほうでそういったところの住民への問い合わせなども、今後増えてくる可能性はあると考えるのですが、その辺のところ、町のほうで何か対応策として、新たな資料だったりとか、何かそういったものを考えたりとかしているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

マイナポイントにつきましては、今、議員おっしゃったように、今のところですが、今月9月30日が一応申請の締切りになっております。今からこの期間で、また新たなものをつくって配布ということは、今は考えておりません。

ただ、マイカード取得ということ自体よりも、マイナポイントに関しての問い合わせがかなり多くなっておりますので、国では、一部ですが、もしかしたらマイナポイントの期間を延長するかもしれないということは言っていますので、万が一延長されるようなことがあれば、そのときには今よりも、それこそ先ほども言いましたが、今以上にもう少し分かりやすい、確かにマイナポイントの取得の仕方がスマホで操作をするということが少し分かりにくいところがあるかと思えます。問い合わせも現場での問い合わせですが、かなり多いですので、その辺は分かりやすくしていきたいと思えます。

また、マイナポイントの事業が今月いっぱい終わったとしても、その後もカード自体の取得に関しての、また分かりやすい丁寧な説明をまたしていきたいと思っております。

以上です。

○2番（楠元由美子君） 了解しました。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

18ページになります。

すみません、失礼いたしました。間違えました。

○議長（大石 巖君） いいですか。

○2番（楠元由美子君） はい。

○議長（大石 巖君） じゃ、ほかに質疑なければこれで終結しますが、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、次に、3款の民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、楠元由美子君。



○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

18ページになります。

社会福祉費、1目社会福祉総務費の17節の窓口業務用音声揭示機器についてお聞きします。

こちら、コロナ補助金のほうを活用されて窓口のパーティションでは聞き取りにくい音声をiPad端末によって文字表示をして、サービスの向上につなげるものとお聞きしております。こちらのほう、文字のほうの表示は分かりやすくなるかと思われるんですけども、音声のほうは同時には発生されないようなシステムと聞きましたが、ほかの市町でもやっぱりそのようなもので対応しているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、鈴木尚雄君。

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課でございます。

今、御質問のありました音声のほうが出るようなシステムかどうかというところについて、出ないということで先日説明をさせていただきました。

ほかの市町についてどうかというところになりますけれども、今回、機器のほうを導入するに当たって、同様の機器を使用して、もう既に導入している焼津市さんのほう、ちょっと担当の者が実際に見せてもらいに行っております。そちらのほうで使っている機器と今回同様の物を入れようとしておりますので、他市町で現在使われている、近隣の市町で使われているものについても、音声としては出てこなくて文字を表示する。そういったシステムを使っているということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 音声のほうは出力されないもので、文字のほうの表示だけの対応になるということですが、なかなかマスクをしていたりとかして、すごく顔の表情も職員の方も気をつけてはいらっしやると思うんですけども、対応されるときになかなか音も出ないと、すごく何か窓口に来た方がまた不安な要素を抱えることもあるかと思いますが、音声を使った、そういったサービスを使っているような市町とかはなかったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、鈴木尚雄君。

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課でございます。

今回、機器を導入するに当たって、特に全国的にどういったものが導入されているかというところまでは調査のほうをしておりますので、ちょっと分からないところがあるんですけども、今回、導入をしようとしている機器につきましては、音声、声が聞き取りづらい方のために目で、しゃべったことが文字として認識できるようにするものということで、そちらを目的としておりますので、殊さら声を発声するというか、大きくしようとする目的で導入するものではございませんので、あくまで聞き取りづらいところを目で見て文字を追って補うという、そういったものになります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 了解しました。福祉課ということで内容もデリケートだと思うので、そういった表示物のほうが多分妥当だとは思いますが、やっぱり来られる方はいろいろと事情を持って来られる方も多いと思うので、またそういった機械的な対応で済ませるのではなくて、すごく窓口の方も極力努力はされているとは思いますが、マスク越

しのちょっと表情がなかなか分かりづらい中ですがけれども、対応のほうは温かくしていただければと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 答弁はいいですね。

○2番（楠元由美子君） はい。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の22ページ、吉田町子育て世帯特別給付金支給事業費ということでございます。

これ、町独自の事業ということでありますが、これまでも国からの事業とかで、似たようなのが何度かありました。そうした中で、今回は吉田町独自だよと、これ独自性をちゃんと町民の方に分かっていただけるように、名前というか、名称が非常に固いんです。それをもうちょっとPR、吉田町独自のものだよというようなことで、PRできるような名称というものを、サブタイトルでもいいんですが、こういった公式な場ではこういったタイトルで、もちろんあるんでしょうけれども、そうした町民に対して、吉田町はこういうのをやっているんだよというPRのためにも、そうした名称というか、そうしたものを設けるというようなことを考えることはできないんでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

ご提案ありがとうございます。現在、補正上程に当たりましては、こういった形で設定をさせておりましたが、この後、議決、この補正がお認めいただけたところで、町民に対してのPRのほうをさせていただきます。説明書の中にもありましたように、広報用紙のほうやLINE等で紹介させていただくんですが、それとは別に個別への郵送の予定もありますのでそういった文書の中に一つチラシを入れる予定ですので、そのチラシの中でも、また統一した名前でも分かりやすくしていきたいと思っておりますので、LINE等を出すときと、個別への郵送するときに、ちょっと何か検討してみたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

ぜひ、独自性が分かるような名称というものがあれば、よく吉田町は特別に何かやっているのというような声も聞きますので、そうしたときに、こういうのやっているんだよということが分かるようなところでお願いしたいと思っております。

それともう一点、資料をいただいた中で、このスケジュールがでございます。それで給付のスケジュールについてなんですけど、給付開始が1月ですよ。そうなってきますと、この後の議論もあるんですけど、商工会のプレミアム商品券、この発売が、販売が11月上旬、5日からという予定。せっかくこの給付1万5,000円の給付をする中で、それとリンクさせていけば、より対象の方にとってありがたいものになるんじゃないかなと思っております。

仮に1万円、5セット1万円のを、プレミアム商品券を購入しようとしたときに、この給付金が1万5,000円あれば、それを使ってやると、さらにもうかると言ったら失礼なんだけれども、効果が出ると。それをまた町内で使っていただけるということにしていくと、いろんなことでリンクされて、非常にいい効果が出てくるんじゃないかなと思うんですが、

ここの給付に関して、スケジュール、もうこれ以上詰められないよというのか、どこか調整できれば間に合わせられるのか、それとも商工会のほう日をずらせというの、まず無理だと思いますけれども、その辺をちょっと検討できるのかどうかというところでお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

議員おっしゃられるように、もしもっと早くできればと思うところなんです、プッシュ型で支給ができるのが12月末を、今、予定をしています。このプッシュ型になる方がおよそ8割と考えています。この8割をプッシュでやるに当たりまして、システム改修を行って、もちろん間違いのないように口座に入れていきたいと考えておりますので、このシステムが本当に順番を間違えずに支給ができるかどうかといったところもテストをする必要があるんですが、議員おっしゃっていた、今まで国がやっていたシステム、あるだろうがというところもあると思いますが、今までのシステムにつきましては、国が統一的行っていたので、どのシステム会社でも同じパッケージのところを調整していけばつくることができたんですが、今回はパッケージがないものですから、一からシステムをつくるような形になって、少し時間もかかります。誤作動がないかといったところの確認も必要になりますので、丁寧な対応をするためにも、ちょっと時間をかけてしっかりとしたシステムをつくるということで、町のほうでできるところは時間を割いて対応できるんですが、どうしても業者さんで誤差のないシステムをつくっていただくことを考えると、急いでやって12月の末にプッシュ型というような形になってしまいます。

スケジュールにつきましては早めることができないというところで、このもともと資料配らせていただいているのが最速のところと考えております。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

これはちょっと副町長にお聞きしたいんですけども、こういった各課でものが、事業が出てきたときに、こことこことリンクしたらもっと効果出るから、もっと早くにやればよかったねとかというようなのあると思うんですけども、そういったチェック、チェックと言ったらおかしいんですけども、そういった事業を課をまたいでリンクさせるというような考えで、事業を展開するというようなことはできないんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） まさにその辺の各課の間の調整とか、そういうのは私なり谷澤理事の職務だと思っております。今回の件については、増田議員御指摘のようなプレミアム商品券とこれをリンクさせることについては、我々議論した中では、すみません、私にはそういう発想は全然浮かばなかったです。大変面白い発想かと思うのですが、今、こども未来課長から話がありましたように、スケジュール的にはなかなか難しいというか、前倒しできないものですから、増田議員おっしゃったように、商品券、後押し、後に送れば商品券の発行を2月にすれば、それはちょうどいいタイミングになるかと思いますが、それはまたそれで、一方、商品券のことを考えたときにはできるだけ早くということもありますので、発想としては非常に、私もちょっと新たな発想として受け止めましたが、今回の件については現実的にはなかなか難しいと思います。

ただ、各課の間のいろんな横の連携みたいな話については、今後もその辺については十分に留意してやっていきたいと思います。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

23ページのところです。

3目の保育所費、その中で保育園管理費の中の18節小規模保育施設整備事業費補助金ですが、2,260万円、このことに関してですけれども、吉田町は保育園の待機児童はゼロということで、非常にいい形が進んでいると思います。

しかし、今回出てきたやつが、説明につきまして、ゼロ歳児から2歳児までを今度、お預かりをすると。私としては、本当は親が育てるのが一番いいんですけれども、こういうことも働き方の中の改革の中でやむを得ないかなと思っているんです。

これは、こういう方向性というのは国の方向性なんですか。それとも、どこかの、どこかで、どういう形でこの施策というか、これが進んでいくわけですか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） 議員、今、御質問あったところ、分かりにくいので、何に対して国が進めてしようとしているかといったところ、すみません、もう一度お願いします。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今言ったゼロ歳児から2歳児、それを保育する、預かる施設ですよ。今、世の中が、要するに、非常にそういう方向に進んでいるじゃないですか。それは、都会がそうなっていますけれども、吉田町よりこれは国の政策なんですか、方向性を示していくのは国なんですか、国に対してのこういう協調ということで始まっているんですか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

ゼロ歳から2歳までの子供をどんどん保育していこうという国の施策というよりは、女性が今、職場でお仕事されているという方の働き方に対するの支援という形になります。

全協のときにも御説明をさせていただきましたが、職場復帰や母親が仕事をしよう、探そうといった方が町内でももちろん増えてきておりますし、都会でももちろん増えてきていて、待機児童が発生したということになります。この待機児童発生をしないようするための国の施策で、施設を用意しましょうという中の一つは、小規模といったものの補助金になりますので、国が補助して待機児童をなくしていきましようといった施策になります。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 聞いたのは、例えばこの方向性をしていくことに、全協の説明の中では、吉田町はまだこれに関して2棟ということなんです。2棟をとにかく補助を出しましょう。その中で、木造の平屋建ての297、これが保育士の人数が8人、それともう一つは、木造2階建てで180平方メートルで9人と、合計17人。これ、ちょっと調べたら、出生の数を調べましたら、吉田町に関しては、去年が205人、その前が205人、3年ぐらい前か4年が250人、255人ぐらい。要するに、今言われた、これからその施策をしていくに当たって、働こうと思っている人たちに当然アピールしなきゃいかんということで聞いていますけれども。

それと、200人を超した人たちに、1年で17人、約20人、これに関しては、町のほうではこの施策というのはどういう形で進んでいくんですか、どういう形でやっていきますか。要するに、どのぐらいの規模が、どのぐらいの人数が預けることができるような形まで進んでいきますかという計画はお持ちですかというわけですけれども。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

こども未来課が今推進している計画、もともと国で設置するようにと決められている子ども子育て計画がございます。その計画に沿いまして、自然増でどれぐらい人数が増えていくかといったところも見越しながら、施設の数をごとだけ確保しなければいけないかといったものを、数を出させていただいて、今のもともとの園と、あとどれぐらい必要かといったものは計算させていただいております。

ただ、それこそ出生数と預かる子供の数といったものは同じように増えていくわけではないものですから、働く方がどれだけになっていくか、それを見守ることができる、親がどうやって関わっていけるかと、おじいさん、おばあさんがどうやって関わっていけるかにもよりますので、出生数が減ってくるから保育の数は必要ないよという、イコールではないと考えておりますので、預ける側、親御さんたちの意見も聞きながら、動向を確認しながら、そういう先ほど言いました計画も毎年、1年に一度は見直しをしたりですとか、進捗状況、確認を行っておりますので、その中で数値の変更などを行っていくような予定でおります。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私の言いたいことは、それをやめろとかそういうことではなくて、これに関してはもっとやっていくべきであるし、いく方向にいくでしょう、世の中で。ただし、一つは、この議案にも出ています、今回、育休の制度、それも含めて、私、古い人間としては、やっぱり子供を育てるのは親でなくちゃいかんと、基本的にはそう思っているんです。でもその中で働き方の改革、変わってきて、その中でこういう形が出てくるのは当然のことであると。それともっと働けるような状況をつくるために、吉田町として、一番、これから聞きたいことが新しい施策として、これはやっぱり吉田町の施策として、これからある程度、メニューとして入ってくるということになるんですか。その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

新しい制度といいますと、今回、補正をお願いしているのは、既存にあるもともとの小規模の保育所にプラスアルファして、来年度からスタートできる2棟の建設についてと、今回の10月からスタートする小規模の施設を一つ策定していくといったものの補正になります。

今、町のほうでは待機児童、今時点は出てはいないんですが、それこそ保育士確保のところではなかなか足りないところというのもありまして、本当にもう待機児童出てしまうかもしれないといったぎりぎりのところもございました。その中で、民間でも保育のほうの御協力、ノウハウを持った者たちがやっていただけるということで、お話ありましたので、民間にも御協力していただきながら、町で保育できる部分と、そうでない民間で御協力してもらえ部分とを併せて、今回、補正をお願いして、議員おっしゃったように親が育てるのがいいんだというお話もあったんですが、核家族化しておる今の中で、親御さんが心配な中、孤独な

中で保育することなく、子育てのサポートができるような保育園、こういった小規模保育園を策定していきながら、虐待やうつ病になっていくような、保育で不安になってうつ病になっていくようなお母さんたち、親御さんたちを減らすためにも、ノウハウを持って、みんなで支援していこうというのが町の方針と考えております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

私が言いたいのは、これを批判とかそうじゃなくて、これから先ほど言ったように働き方が変わってきますよね。その中にある程度までは、町の施策として、これをやっぱり増やしていく、進めていく、そういうのが分かれば、今働いている若い人たちも、それに関して安心した生活である働く場とか、そういうのを意識して生活ができますよね。ですから、私としては、これは本当はメインの形として、ある程度までは吉田町の施策として進めてくださいと、そういう方向でいくんですかと聞いたかったです。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

年度当初に重点の施策として、充実した子育て支援の実施といったものを、今回当初予算で町の施策として上げさせていただいております。もともと考えていたもので、今回これを新しい施策として考えているものではなく、もともと町で、今年度子育てに支援をしていくよといった当初からの予定で実施していくものです。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 考えていること、大体同じだと思うんです、方向としては。要するにできるだけ若い女性が働ける状況をいかにつくるかということに推進、邁進していただきたいということですので、ただそれだけ、それをお願いして終わります。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 先ほども出ましたけれども、22ページの吉田町子育て世帯特別給付金支給事業について、理事にお伺いしたいと思います。

その事業の町独自というところにポイントを絞ってお伺いしたいんですけども、これの財源というのは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であると。従来からこの交付金を使って、町独自の支援策を考えたらどうかというのは、議会はただしてきたと思うんですけども、当局のお答えは、プレミアム商品券を発行する。それは倍率とか考えれば独自でやっているというふうに理解しておりますけれども、それがベストな支援策ではないかというような回答を得ていたと思うんですが、今回、コロナが感染が拡大して2年たった今、町独自の施策を打とうということになった、その経緯というのはどうだったのか、ちょっと説明いただけますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

今回、新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金の関係で、今回、この独自施策の子育て支援のほうを入れたのか、どう、なぜ入れたのかということもあるかと思います。

今回、まず新型コロナウイルス感染症の臨時交付金には2つの側面がございます。一つは、これまでの新型コロナウイルス感染症の臨時交付金と同様に、社会経済との両立といいます

か、社会経済の回復を含めた中での交付金の一つ、それから、今回新たに物価高騰、この同じコロナ禍の中で、物価高騰に対応する補助額という枠がございます。今回、例えば給食費であるとか、そうした関係で、他市町等でも給食費の助成であるとか、そうしたことが出ているかと思えます。当町におきましてもその観点から、担当課踏まえていろいろ検討した結果、今回、子育て支援に特化した、この交付金を活用するというので、この子育て世帯の特別給付金というのを、今回計上させていただいたというところでございます。

なお、今回、この交付金につきましては、4月に入ってから、実際に決定のほう、額、いわゆる上限額というのが示されて、その後約6,000万円なんですが、その物価高騰ということで、上限額が示されたという中で、それで中で検討して、これまでの事業を踏まえて検討しまして、今回、9月補正ということで計上させていただいたというものでございます。

ですので、このコロナの子育ての特別給付金というのは、コロナ禍の中においての物価高騰、また生活困窮への支援ということの目的で、今回、計上させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） これ、やること自体は賛成で、ありがたいことだというふうに思っておりますけれども、今後、そういうことに対して、町独自の支援策ということを今後考えていこうという御意志があるのか、今回は6,000万来たんでそれでやっちゃおうというようなことなのか、その辺の状況をお願いします。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 今後のことについては、何とも今の段階で申し上げる状況にはないと思っております。それは、物価高の状況がまた今後どうなるかも分かりませんし、もちろん財源の問題も当然、国からのまた交付金のようなものがあるかどうかということも見定めなきゃいけませんので、今後のことについては、また、今後の状況を見ながら判断させていただくということになろうかと思えます。

以上です。

○12番（平野 積君） 以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結します。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

28ページになります。

こちらの2目予防費の中の12節接種券などの作成委託料のことでお聞きします。

こちら、今回の9月定例会の初日、町長の行政報告の中にもお話がありましたオミクロン株に対して、今後、町のほうから希望される方へのワクチン接種を推進するというのでお話がありました。今まで接種券のほうの郵送は一律郵送されていたと思えますけれども、こちらのほうはどのような形で今後されていく予定でしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

接種券の発送につきましては、今、国がオミクロン株対応のワクチンについてどのように進めていくか、そういった審議会が9月2日に開かれております。その中でも接種間隔であるだとか、そういった詳しいところの決定まで至っていないように承知しております。

関係法令等整い次第、その接種の始まる時期、それからワクチンの配送の時期がはっきりしないと、町としても接種体制をいつから始められるかといったスケジュールがなかなか組むのが今難しい状況にあります。一律ということがその接種間隔と関係しているところがございますし、接種体制を組む上で、接種できる方が全員、一斉に接種できるかも分からないという状況にあります。混乱を招かないように優先順位等、また国からも示される部分もあるかもしれませんが、一律に発送できる部分があるかどうかですので、どのぐらいの間隔で、例えば3回目の人が受けるのか、4回目の人の5回目がいづ受けられるのかだとか、そういったものが今後示されてくるので、議員がおっしゃった、一斉にといったところがどのようにお答えしたらいいのか分かりませんが、今までの接種歴によって接種券を発送する時期というのは、個々に違ってくるのではないかと。

それから町が組める接種体制、1日に何回打てるのか、1か月間に何日の接種日を設けられるか、そういったところによって、予約枠を空けつつ、接種券を配送、そういったことも今後検討していかなければならない大きな課題というふうに捉えております。

ですので、一斉に発送するかどうかも踏まえて、今後検討をしていく一つの重要な課題というふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

詳しい詳細、またタイムリーな内容でして、分かりやすく説明いただきました。

もう少し教えていただきたいのが、今まで接種券のほう、お知らせとともに配送されていたと思うんですけども、自分が一番気になるのは、希望されるかどうかというのは先方の自由意思だと思うので、その辺も踏まえて、接種へのお知らせと接種券を同封して、町のほうは郵送するような予定でいるのかどうか、そこを教えてください。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

議員の御質問の一斉という意味が、今、私がかかったような気がするんですが、対象者全員に接種券を送付するかどうかといったところの観点ですか。希望する方ということ、希望された方のみ接種券を郵送するのか、対象者という方には全員郵送するのかというところの議論なのかなというふうに、今受け止めました。

そのお答えにつきましては、対象者の方には全員、時期は一律ではないとして、でもその方が必要な時期に郵送することを考えております。それが国がいう接種勧奨というところの、町にある役割だと考えておりますので、対象者の方には今まで同様、接種券、それから必要な説明書等を同封して、郵送することを考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。



○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

もちろん国からの接種勧奨として、町がやらなければならないことは重々理解しています。ただ、近隣ではないですけれども、ほかの自治体では、例えばお知らせのみを郵送されて、そこから希望される方が行政のほうに連絡して接種をされるというようなシステムを行っているところも聞きました。町長の行政報告の中で希望される方へのというお話だったものですから、その辺が今までとどのように変わるのかというところが気になりました。その辺の町のほうの考えを教えてください。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

町の考え方といたしましては、接種勧奨を町に役割がございます。努力義務を適用していない部分につきましても、お知らせするという意味も持っているということで、広く広報を今までもしてまいりました。ですので、今までも接種勧奨はしておりますが、接種しなさいと義務を加えているわけではないので、接種をしたい方には速やかに接種ができるように接種体制を組むという体制で、今までも来ておりますので、町の姿勢としましては、今後もそこは変わらないというふうに考えております。

接種を希望するかしないかにつきましては、その接種券の中に、国が作成したパンフレット等を封入させていただいて、皆さんに判断をしていただくというところになるろうかと思えます。今までと同様の姿勢というふうには考えております。

以上です。

○2番（楠元由美子君） 了解しました。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 5番、山口です。

そのページの一番上、新型コロナウイルスワクチン接種対峙事業費1億2,553万円についてお聞きしたいと思います。

御説明の中で、オミクロン株接種の経費というような初めの説明があったんですけれども、町長の町政報告の中でも、まだ10月ぐらい半ばなんですけれども、もしかしたら前倒しになるかもしれないということは、今、課長の答弁の中でお話あったんですけれども、これは2価ワクチンであります。2価ワクチンというのは、従来の武漢型とオミクロン株、2つに効果があるということで、国のほうでは進めておるワクチンですけれども、このオミクロン株のワクチンの内容は、BA1、今年の1月ぐらいにはやった第6波のときにはやったBA1のワクチンでありまして、今現在主流のBA5という主力のオミクロン株には厚労省の発表ですと、効き目あるというふうな発表はあるんですけれども、国からのそういった細かなデータというのは示されているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

9月2日の国の審議会、ワクチン分科会の中でも、それぞれの専門の先生方から資料が提出され、それについて議論をされたというところの情報は、収集はしております。今後、町へのそういったデータを示していただけるタイミングだとかそういったものにつきましては、明日、国の自治体への説明会が予定されております。そこで審議会での内容、それからそう

いったオミクロン株対応ワクチンでの、今の段階での国から町への伝達する内容等は示されるのではないかなというふうに予測はしておりますので、私どもも明日の国の説明会を早く内容を見たいと、そういうような状況でいるところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） この新しいワクチンに対しましては、アメリカのCDC、疾病対策センターでは接種をやめますということで発表がありました。また、ヨーロッパ全体に対しても、このワクチン打たないということで、今、世界中でこの2価ワクチンを打つのは、実は日本だけというふうになっております。担当課ですとそういう資料ももしかしたらないのかもしれないけれども、このワクチンは人体に接種した記録がありません。ぶっつけ本番で打つワクチンであります。そのあたりで危険性というのはいないのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

町といたしましては、国以上のデータであるとか、独自で研究調査をしているわけではございませんので、やはり国がしっかりした専門のところで審議いただいて、決定したことを町への国からの指示をもとに接種を実施していくという立場にございますので、町といたしましては、国からの説明を待ちたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 3月に一般質問を、これ、私、しまして、そのときには町にあるワクチンは武漢型なんで、今現在、オミクロン株がはやっているのに、接種しても効果はないんじゃないかというような質問をさせてもらったんですけども、高校時代の生物の授業をちょっと思い出して、引っ張っているいろいろ勉強をしたら、抗原原罪という言葉があります。抗原原罪というのは、免疫が病原体に最初に出会ったときの記憶に固執し、変異株感染時に柔軟で効果的な反応ができなくなってしまう、抗原原罪の作用機序というのがあります。作用機序というのは、薬物が生体に何らかの効果を及ぼす仕組みのことを作用機序というんですけれども。

何を言いたいかということ、最初、皆さんが打たれたワクチンは武漢型のワクチンを抗体に入れてしまうと、要するに免疫性ですと上書きをしないということで、今年の1月以降にオミクロン株を打った方は、そういったものが逆にウイルス性を促進するというふうに言われておりますけれども、そのあたりはどうなのでしょう。

今日までの吉田町の感染者が3,600人ぐらいいて、人口の10%を超えています。浜松のホームページによりますと、浜松では今年の1月から6万5,000人の陽性者がありまして、そのあたりでも66%が接種をした人になっておるんですけれども、そのあたりのお考えどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

抗原原罪、議員がいろいろ勉強してくださって、いろんな見識を持たれているということは理解をさせていただきましたが、町といたしましては、国のワクチンの有効性、そういったものをもとにワクチン接種を進めておりますので、有効性については中和抗体の産生の仕

方であるとか、免疫原性の部分についての専門家の先生方が審議会でいろんなデータを使って発表され、それを説明を受けた審議会の構成員の先生方が議論をされて認めていく、進めていくといった流れの中で、国のワクチン接種は進められているというふうに理解をしておりますので、その町独自で、何のワクチンを打った人がどんなふうに感染の状況にあるとか、そういった、そもそもどなたが感染しているかというのは、町にはデータだとか情報はございませんので、町独自にそういった数字を出すであるとか研究調査をするということは、まずできないという状況です。

浜松市につきましては政令市でありますので、感染者の情報を持っている中でのそういった独自の分析をされたのではないかなというふうに思いますが、町といたしましては、何度も繰り返しになりますが、国の指示どおり、接種はしていくということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

27ページ、特定消耗品、これコロナ感染者の食料支援ということだったんですけれども、感染者の中にはアレルギーを持たれた方がいるかもしれません。そういったところへの対応というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

コロナ陽性になって自宅待機をされている方ということになりますが、防災での考え方も一緒だとは思いますが、御自分の体調だとか、そういった体質で普段から災害時に食料品を各家庭で備蓄をしたりだとか、そういう考え方の中では、個人個人で配慮をして備蓄をされているとは思いますが、今回のこちらの町からの食料支援につきましては、どういったアレルギーがあるからこれは除去してあるだとか、そういったところまでは配慮はしていないというのが現状です。

ただし、中に入っている物については、全て今、原材料の表示がしてございますので、それを見て判断をしていただかなければというふうには考えますが、今の段階ではそういった配慮をして配送する、種類を変えたりだとか、そういったことはしておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） そうした場合には、アレルギーに関しては注意してくださいよというところを感染者が求められたときには、注意喚起するような書面とかを入れてあるほうがよいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

先ほどの自然災害についても、いつ何どき起こるか分からない、それからコロナの感染についても、今はどんなに皆さんが気をつけていただいても、いつどこで感染するか分からない状態ということで、やはりアレルギーをお持ちの方は一番、自分の体のことがよく分かっていらっしゃる方であっていただきたいなというふうには思いますが、町としましては、今、箱の中には本当に食料しか入っていない状況にありますので、お知らせの中に何かそういっ

たアナウンスが入れられればいいかなというふうに、今、検討していきたいというふうには考えました。ありがとうございます。

○4番（中田博之君） 了解です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結します。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） じゃ、これで質疑を終結します。

次に、7款の商工費に入ります。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書33ページの商工業振興費です。

今回、第5弾のプレミアム商品券ということで、小規模店のみ使えるA券と全加盟店で使えるB券の比率が、今までの3対2から1対1に変更になっているわけです。この辺のB券の比率を上げたそれに至る経緯というのは、どういう議論があっただろうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 今回、プレミアム商品券、我々検討するに当たりまして、先ほどもちょっと話が出た物価高という問題が結構、今大きいと思えました。その辺をどう対応しようかということで、プレミアム商品券に性格として二つあると思ひまして、一つは町内の小規模の事業者さんへの支援ということと、町民への支援という二つの側面があるかと思っています。それで、一番最初は特に、第1回のプレミアム商品券は小規模店でしか使えなくて、スーパーとか使えないということで、どっちかという小規模店への支援という形の軸足が大きかったと思ひます。それが、今回、物価高ということ踏まえまして、やはり町民への支援ということを少し考えなきゃいけないんじゃないかという議論をさせていただきまして、その過程の中で、それであればA券、B券の割合を1対1にして、できるだけスーパーとかで使えるような形を取るのが物価高対策として有効ではないかということで、そういう議論を踏まえて、今回1対1という形にさせていただきました。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 全加盟店で使えるB券が多くなるということは、使う側からすると大変ありがたいことだというふうには理解しているんですけども、この補助金が商工会への補助金である。町単独でやろうというんじゃなくて、商工会への補助金であるということ踏まえたときに、今回、2,000万円増額するわけです、補助金を。そうすることによって、今まで発行総額が1億5,000万から2億1,000万になって、A券に関しては1,500万上がるわけです、1対1に代わりますから、1,500万、A券に関しては。ところがB券に関しては4,500万上がるわけですね。

そうすると、大店舗に関しても商工会の方がいらっしゃるというのは認識していますけれども、より大型店への恩恵が増えるということに関しては、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 大型店への増えるということなのですが、発行総額を増やすことによって、今度は2億1,000万の発行総額になりますので、大型店とそれ以外では半分半分だとして1億500万という形になります。これまで小規模店では1億5,000万の発行総額に対して6割だとすると9,000万だと思います。そうすることによって、小規模店へも発行総額からいえば割合が増えるんじゃないかということで、2,000万増やすことによって小規模店への配慮もできると、その辺は商工会との要望も踏まえて、そういう形で対応させていただいたということでございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 以前、町政連絡会でしたか、このB券の行き先というか、使われ方というのは、町は認識しているかという質問をすると、商工会は知っていると思いますというお答えで、やっぱりこういう増額するとか、比率を変えるとか、そういうことによってどういう効果があるのかということ、要するに、町は、B券がどれだけ行って、B券の中に大型店舗の中に8店舗ぐらい商工会、登録されている方がいらっしゃる。そういうところへどれだけ流れていっているのか、そういうことを理解すると、単純に、私の思いで大型店はほとんど、B券というのはほとんど大型店で使われているとしか思っていないんですけども、全店舗で使えるんですけども、使うのは大型店、そうすると、大型店にどれだけ行って、そこに商工会の方のお店にはどれだけ行っているのかとか、そういうことを理解したのを調査して認識した上で、今回の2,000万増額によって、単純に計算すると1億5,000万になって、1,500万上がるんですけども、大型店が4,500万上がるというけれども、実際はいわゆる第4回の経験を踏まえれば、大型店のうち、商工会にもこれだけ流れるというような、そういう説明があれば、あなるほどなと思うんですけども、要するに、補助金、商工会への補助金として出す、二面性があるというのは理解していますけれども、商工会への補助金として出す場合、これによって商工会へもこれだけ、単純に1,500万アップだけじゃなくて、もっと上がるんだというようなことを説明すると、町民にとってもいいことですし、商工会にとってもいいことだというようなことが理解できるような説明をしていただければ助かると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） ちょっと今、質問の趣旨とかあれなのですが、商工会に、加盟者だけに仮に限ると、それはまた我々不公平だと思っていますので、それは商工会にお願いして、商工会の加盟者だけには限らないでくれということをお願いしております。

そういうことで、商工会の補助金ではあるんですが、一応、発行主体として、商工会に協力いただいているということで町政全体のところで、商工会にはそういう御理解をいただいて、御協力いただいているということで、商工会の補助金、当然補助金なんです、その辺のところは町政全体を見据えた形でやっていただいて、商工会にお願いしているんで、ただ商工会にとっても当然、今回の、これまでもそうですが、こういうプレミアム商品券を発行することで、商工会の加盟者も増えているというふうに聞いておりますので、商工会にも当然メリットがあり、町民全体にもメリットがある施策ではないかというふうに、我々は考えております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それは理解しています。私が気になるのは、その使い道を町が理解していないというところが気になるわけです。要するに、B券が商工会が関係するんだから理解はしています。ここから、この店が何枚返ってきたか、そのうちA券は何枚で、B券が何枚だというのは、商工会は理解していると思うんですが、補助金出すわけですから、町もその実態というのを把握するというような作業を行ったらどうかという提案です。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

今回の商工会に補助を出しますこのプレミアム商品券の事業でございますが、この事業を実施というか、今回予算計上するに当たりましては、商工会とも打合せ、協議等も行ってきております。

先ほど来、いわゆるA券、B券の比率、いわゆるB券がA券のほうにどれだけ使ったかとか、そうした数値というのも、商工会とも協議をした中では、私たちもそこでは把握をさせていただいております。これまで、B券の中ではちょっと単純計算になりますけれども、A券にはB券のうちの約23%強、A券のほうにB券から流れているという状況がございます。そうした中で、今回、この金額も含めて、商工会から要望書をいただいて、額の決定をお互いに協議をして、7,000万円の補助額、発行総額が2億1,000万円ということで、一応、今回、話が、協議のほうまとまりましたので、今回補正予算のほう、私たちが7,000万円ということで計上させていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） この23%というのは初めて聞きましたけれども、大まかには理解した上で質問しているんですが、より細かく、商工会はその券がどこへ流れたかというのは理解しているはずですし、把握しているはずですので、町もそういうデータを、商工会に補助金を出すんだから、そのデータは出せと言って、町がしっかりそれを把握した上で2,000万上げる。それはいいことだと思っているんですよ。そのときには町はこうふうに理解しているということを説明していただければ、より納得できるし、町民の皆さんにお話しするときにもしやすくなるかなという思いなんですけど、その辺に関してはどうでしょう。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

今回、これはあくまでも過去の実績に基づいて、商工会との協議の中ですので、今回がどうなるかというのはちょっと正直、結果ということになりますけれども、今回、これまでの5,000万円にプラス、先ほど副町長申し上げましたとおり、物価高騰というところもございまして、そうした中で、商工会からも増額要請というのでも来まして7,000万円ということで決まっています。

今後につきましては、この検証といいますか、当然、補助金の趣旨ということはありませんし、また実績報告ということで上がってまいりますので、今後、プレミアム商品券発行事業が今後あるとすれば、そうしたものを加味しながら、次回以降につなげていければというふうに思っております。

以上でございます。

○12番（平野 積君） 了解です。

○議長（大石 巖君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結します。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

土木費について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 全協のときにもちょっと言わせていただいたんですけども、今回、財政調整基金、これがとにかく今までこんなに大きな金9億6,000万。9億6,600万、約10億に近い金がいきなり町資金の中に入れていくということに関して、私としては町民の人たち、いろんな人たちが望んでいるものに関して、ちょっと、理由いっぱいあるでしょうけれども、もう少し町の人たちが望んでいるものに対して使えないかと。

例えば、前回もちょっと言ったんですけども、国から道路に関して、とにかく吉田インターから東へ向かっていく道、広い道、あそこは確かに皆さん困っているんです。確かに困っていて、それで国のお金でやってもらったときに、ある程度終わりぐらいでカットされて、そうして途中でやめたことあります。途中で工事は縮小したと。でも、そういうときに、これ、そういうところに使ってほしいんです、財政調整基金って。

今回のさっき言ったシャッターの件もそうなんですけれども、そういうものにもっと柔軟に使えるようなシステムというのはつくれないのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 全協でも御説明しましたが、これは3年度決算に基づいて、繰越金としてがほとんど財源ということになっております。その繰越金が今年度は非常に多かったと。一つは、説明しましたけれども、税収が、去年とは別に税収の高さが変わっているわけじゃないんですが、当初予算で、コロナの影響を踏まえて大きく見積りを下げたものですから、その分のところで5億以上の増収があったということです。

これは今回、今、財政調整基金にして積みますが、今、議員がおっしゃったようなことについては、毎年度の予算編成過程の中できちんと我々議論して、その辺はやっていきますんで、今すぐこれが、お金がある、すぐ使えということにはならないんです。

これについては今後、予算編成の過程の中で検討していく、そういうプロセスを踏むというふうになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、副町長言われたとおり、確かにそのとおりであると思えますけれども、昨日の理事にもいろいろ聞いたときに、ルールが確かにあります。それと途中でやめたときに返還しなきゃならん準備のお金も必要でしょう。でも確かにそのとおりなんですけれども、そのとおりの中で毎年、恐らく2億、3億とか、もっと少ない数字の中ではやむを得ないと思っていたんです。だから、こういう形でやったときに、この突然、10億に近い金が入ってきたときに、町の人たちは、やっぱり、えっと思うわけじゃないですか。要するに、あくまでも公平な税金ですから。

そうすると、それは、そりゃ公平な形で皆さんが納得できるように使える形、そうやってやっていただけると、非常に町としても、議会としても、そういう形での対応が町の人たちに説明できるし、そうすると、やっぱりもっと使い続けるというような気がするものですから。

特に、先ほど言ったシャッターの件に関しては、準備でしますよと言っていますけれども、半年たって何もやっていないんです、危険な部分に。そういうものにこそ使ってほしいんです。

そういう意味での質問というよりも、こういうものに関して、町の姿勢をお聞きしようと思って質問させていただきました。ルールに関しては、みんなが納得できるようなルールがあれば、またちょっと説明していただければ、それで皆さんが町の人たちに分かるような形をやっていただけるといいと思っています。あくまでもカウンターの中の理論ではなくて、カウンターの外の理論を取り込んでいただきたいと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） ルールというのは、まさにこの予算編成の審議を通じて行っていくということで、それがまさに民主主義でございますので、その税金の使い方については、我々が予算を提案し、議会で御議論いただいて審議していただくわけですから、税金の使い道のルールというのは、もう僕はそれに尽きるかと思っております。

○8番（山内 均君） 言うことなし。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 同じところです。

今回、積立金が9億6,600万の財政調整基金に入れると。3年度末の残高が16億9,700万、令和4年度に4億ほど取り崩すと。そうすると、令和4年度の末には22億6,000万円ぐらいの残高になると。



以前から、町は財政調整基金は20億貯めたいんだということをおっしゃっていたわけです。今回、たまたまかもしれませんけれども、20億を超す、目標達成できたわけです。そうしたときにその使い道として、これはまさに予算編成に関わることになるとは思いますが、ある面、交付金に頼ってやっている。それは交付金が削られれば、ちょっとその事業を下ろすというようなことが実際に起こっているわけで、本当に町が必要であると思うことに関して、交付金に頼らず、そこは進めていくんだというような考えというのは、これからちょっと発想を変えてやっていくというようなことはあるのか。まだまだ2億ぐらいじゃ足りませんよとおっしゃるのか、その辺はどうでしょう。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 財政調整基金が22億になったと。20億とこれまで説明してきた場合が、いざという場合にやっぱり20億ぐらいはないと運用できないと。

今回、2億超したといっても、はっきり言って、私の頭の中の計算では足りないんです。これから住吉の防潮堤、坂口谷川の堤防かさ上げ、それから漁港、それから大井川の堤防のかさ上げ、それからインター周辺の問題、それから新たに入られた地域公共交通の問題、そういう問題が目白押しなんです。当然のことながら、国のほうにいろいろお願いしますが、全部が全部、右から左につくわけじゃありませんので、当然のことながら、それ相応のものを持っていきやならないと思っていますので、この財政調整基金の使い方に関しては、予算編成権は私にありますので、私にお任せいただきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今、交付金をしっかり取ってきてやっていただけるといいと思うのですが、その中において、やっぱり今、町長がおっしゃったような事業に関して、やっぱり交付金が少なくなったとしても、それは、今おっしゃったのは絶対やっていかなきゃいかんことだと思わないので、そういうところへ財政調整基金をちょっと予定よりは上乗せして使うというようなこともやっていただきたい。これ、交付金が下りたから、これやりたいたいのだけれどもちょっと我慢するというようなことは、ちょっと考え方変えて、それなら財政調整基金導入してしっかりやっていこうというようなことをやっていただきたいという思いなんですが、その辺は。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 当然のことながら、交付金の問題ありますけれども、仮に交付金の来ない場合であっても、当然、うちの町のこれまでやってきました津波防災まちづくり、これ、そんなに時間かけてもできませんので、やはり早急に進めなければならないと。当然のことながら、財調で積み上がったものについては、それを導入していくと。当然のことだと考えます。

以上です。

○12番（平野 積君） 了解です。

○議長（大石 巖君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結します。

全般にわたり、特に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） それでは、これで全ての質疑を終わります。  
これをもって、本議案の質疑を終結いたします。  
これから、51号議案についての討論を行います。  
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

- 議長（大石 巖君） 以上で、本日の日程は終了しました。  
御協力いただき、ありがとうございました。  
本日は、これをもって散会といたします。

散会 午前10時45分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会12日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

本日は、特別会計及び企業会計の決算及び補正予算に関する議案の質疑を、総務文教常任委員会の所管に係る議案を行いまして、続けて、産業建設常任委員会の所管課に係る議案を、それぞれ議案番号順に行います。

途中、説明員の入替えを行い、進めてまいりますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いをいたします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いをいたします。

---

◎議案第45号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第1、第45号議案 令和3年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第45号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第46号の質疑

○議長（大石 巖君） 次に、日程第2、第46号議案 令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第46号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

説明書の35ページを見てください。

国民健康保険特別会計の特定健康診査等事業費ですね。この中に、効果という欄でちょっと質疑をしたいと思いますけれども、保険者努力支援制度、これが平成30年度に新設された制度で、国が定めた様々な手法に対し、保険者として努力を行う市町に交付金を交付する制度であるということです。

令和3年度の保険者努力支援制度の集計結果が、調査をやった結果が示されておりました。その中で、令和3年度の吉田町の非常に重点的にやっている部分が、結果を出している部分が、重症化予防や後発医薬品等促進の取組ですね。その中で、決算書の中にも書いてありますけれども、12ページのところで出てきますけれども、令和3年度が保険者努力支援分、それとして1,087万円、令和2年度が709万4,000円、令和元年度が578万9,000円ですね。

こういうことで、結果として載っておくことが非常に、まさに効果だと思うんですよね。そこに掲載する必要がある、私はいろいろ効果をもたらすのではないかと考えていますので、載つける必要があると思うんですけれども、どうお考えですかね。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

議員がおっしゃるとおり、35ページの特定健診のところ、特定健康診査等事業費、この効果に、保険者努力支援制度の成果を載せたらということで、全員協議会のときと答えがダブって申し訳ないんですけれども、一つに限ったものではありませんで、これも議員おっしゃったように、様々な指標に基づいての点数の合計での金額になりますので、一つの事業のところ、そのことだけを載せるというのもどうかと思いますし、今後、そちらについては御意見として伺っておいて、また今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 掲載をしたらいいか、なぜ、その理由をちょっと考えますと、この制度によって、町に1,087万円の交付金、すごいお金ですよ。それを町民の人に知ってもらって、それが町民の方の重症化予防の健診に協力してもらおうことができるだろうと。それを表の部分、いろんなセクションがあるということですが、そういうのは出してもらって、それを見たことによって、皆さん、町の人たちが、もっと健診の率が上がっていくだろうと、重症化予防に力を入れるだろうと。その次に入りますけれども、そこにもちょっとそういうものがありますので、ぜひその辺は、しっかりと自信を持った報告をしていただきたいんですね。

数字を報告することによって、中を見ていきますと、曖昧な表現が本当に多いんですけれども、しっかりした数字を出すことによって評価がはっきりと表れますので、そういう形でやったらどうかと思うんですけれども、どうでしょうかね。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

確かに努力をした結果の成果ですので、これを効果として載せるということは、こちらとしても頑張った結果が表に出ることになりますので、すごくいいことだと思います。ただ、

議員おっしゃるように、効果のところは保険者努力支援制度に限ってのことというのは、先ほど来申しておりますとおり、少し難しいかもしれませんが、効果としての書き方を、成果が出れば成果が出たなりの書き方を、また検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） もう一つ、私は掲載することによって、この制度のいい結果を求める、そういうことで、掲載することによって一石二鳥の効果があるんじゃないかと、そういうことを、効果を生み出すことができるんじゃないかという思いでやりました。

ちなみに、吉田町の順位は、資料、令和3年度の保険者努力支援制度のいろんな項目を見ますと、掛川市が1番ですね。掛川市、焼津市、川根本町、吉田町は13番目なんです。そうすると、まだまだやらないかんことがいっぱいあるような気がして、載せることによって、そういうのを前に進めることと、それともう一つは、それを載せることによって、後戻りができないよと。そういう形の、吉田町の施策として、それがしっかりとした根づいていく方向に行くと思うんですよね。

その辺で、そういう形での掲載に関しては、非常にお願いをしたいと。そして、その効果はしっかりと出てくるだろうという予測の下で考えていますので、その辺のお考えがあればお聞きをいたします。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

非常に、繰り返しになって申し訳ございませんが、効果の書き方で成果を公表することについては、今後また検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 決算書の2ページから3ページの基金繰入金及び4ページから5ページの基金積立金に関してです。

基本的には基金に関しての問いなんですけれども、令和3年度の基金繰入金は6,900万円、基金積立金は3,500万円、その結果、基金の取崩しということになっています。令和元年度は3,800万円の積立て増、令和2年度は800万円の積立て増、それに対して、令和3年度は3,400万円の取崩しという結果になっています。

私が心配するのは、基金を取り崩す状況になってしまったということが、将来的に税率アップとか、そういうことにつながりかねないなという心配なところがありまして、まずは、令和3年度に取崩しになったという原因というか、その辺を説明いただけますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

基金残高が令和2年度よりも令和3年度が減少してしまった理由ということですが、まず、令和3年度の当初予算の計上時に、コロナの影響による所得の減少などを見込みまして、国保税の収入を低く計上しております。その分、国保会計の歳入全体が減少するというところを見込んで、歳入歳出で生じた差の部分を、基金を取崩ししております。

この取崩し額が大きかったために、積立額よりも取崩し額のほうが大きくなったというこ

とで、基金残高が減少しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） ちょっと別の面でお伺いしますけれども、昨年の決算において、県下の賦課方式を統一していこうというお話がありましたけれども、それ、令和4年度ぐらいまでには決まるんじゃないかというお話があったんですが、今、それに関する進捗状況はどうなんでしょう。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

賦課方式につきましては、予定では令和2年度、令和3年度で話合いをして、令和4年度には決着をつけようということで、県下でワーキンググループなどを開いて検討しているところなんですけど、最終的には、県がこうしようという答えを明確に出してくれないと、35市町全部がどうしていいかわからない、ただ集まって話合いをして、それで終わっているという状況でして、35市町みんなに、答えを明確に出してくれと、それに、言い方がどうかかわからないですけども、それに従うということではおるんですが、まだ県がどうしても答えを出さずに、みんなで話し合っただけで決めようというスタンスをまだ変えていないものですから、なかなか進んでいない状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 県の報告によれば、1人当たりの納付金が令和4年度、また県下で2番目に返り咲いたという状況なわけです。結局、1人当たりということがいいのか悪いのかは別にして、1人当たり高い金額を県に納めているということは、その分、町税として集めなければならないという状況だと思うので、今回、話では、なかなか遅れるのかもしれませんが、令和9年度に税率を統一しよう。今の話ではもっと遅れそうなんですけれども、少なくともそこぐらいまでは今の料率を維持して、積立金は4億幾らなんで、それを積立金を取り崩してでも今の料率というのを守っていただいて、できるだけ被保険者に賦課がかからないような状況にしていきたいと思うんですが、その辺はどうでしょう。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

今回、基金残高も減少したんですけども、ただ、今回の令和3年度の決算額の繰越額は、必要額を差し引いた分をまた令和4年度に積立てをすることになるんですけども、こちらは今議会で補正予算に上程しておりますので、これをお認めいただければ、それを積んだことで、減った分がまた元には戻ることになっております。

今後ということも含めますけれども、特に何も変わらない、大きな保険料率統一の9年度の目標以外に、また大きな何か制度改正などが間になれば、今のまま順調にいけば、基金は取り崩して積んでを繰り返して、今のまま、もしかしたら、少しずつは減少していく予想ではありますけれども、今の料率を変えずに、今の状態のままでやっていけると考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

---

◎議案第47号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第3、第47号議案 令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第47号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第48号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第4、第48号議案 令和3年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第48号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 介護保険料に関しての質問でちょっと、資料としてはないんですが、令和3年度から5年度までの保険料を、令和3年度、標準額を4,800円から5,000円に上げて、年間6万円ということに上げたわけですけれども、結論から言いますと、それ上げる必要があったのかという質問です。

平成30年度は歳入歳出差引額が2,500万円で、令和元年度は7,500万円でした。令和2年度は1億2,900万円ほどと年々増加しているわけです。その状況において、3年度に料率を上げたということなんですけれども、上げるということを決断するためのデータとか、将来予想もしていると思うんですけれども、それを説明していただいて、こういう結論で、結論として200円アップを決めたんだということはどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、鈴木尚雄君。

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課でございます。

今、保険料を月額5,000円としたことについての御質問がありましたが、現在の月額5,000円という保険料につきましては、第8期の介護保険事業計画におきまして、令和3年度から5年度までを月額5,000円とするということで実施をしているものになります。

この金額についてでございますが、こちらの金額の設定につきましては、今後の人口推計、要介護認定者数の推計、介護保険サービス利用者数の推計、サービスの事業料の推計、介護保険給付費の推計から、令和3年から5年間、どれぐらいのところにしておけば、将来にわたってこちらの事業のほうを継続できるかという試算に基づいて設定したのになっております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） その決める際に、決算としては令和元年度までのデータしかないですよ。令和2年度のデータそのものの決算のデータはないと思うんですが、それを決定する際に、令和2年度の見込みというのは当然出された上でやっていると思うんですが、その際には、繰越金もまた5,000万円増えるわけですよ、令和2年度はね。

やっぱり私が思うのは、だんだん繰越金が増えているにもかかわらず上げる。実際上がって、保険料は3,000万円ぐらい上がっているわけですね。結果的に令和3年度も、繰越金は1億2,000万円から1億円に減るんですが、積立金は増えているわけです。トータルとしたら、3年度はやっぱり収入増になっているわけですけども、そういうことからすると、本当に必要だったのかという思いになってしまうんですけども。

結果的に3年間を読んだとして、初年度の令和3年度はまた増えているわけですよ、歳入というか。そこの読みと、何が違ったということになるわけですか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、鈴木尚雄君。

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課でございます。

今、繰越金が増えている原因は何かという御質問だと思いますけれども、現在、繰越金が増えている主な要因としましては、国庫負担金ですね、こちらのほうが大分、こちらの実績よりも多く頂いているということになります。その結果、翌年度、補助金等返還、償還金ということで、もらい過ぎたものを戻しているところになるんですけども、こちらの国庫負担金につきましては、実績に基づいて頂いているものではなく、国のほうが算定した金額をもって、町のほうにこの金額で交付申請をということで、国のほうで定められた金額で国庫負担金の申請をしているところでございます。

その結果、実績よりももらい過ぎている場合ということになりまして、また今年度も補正予算のほうで、償還金ということで返還に応じた補正予算をこの議会のほうでも提出させてもらっておりますけれども、実績と国の見込みによる交付額との差がだんだん大きくなってきている、このように考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 介護保険料というのは、県下で比べても低いというのは認識した上で、国民健康保険が高いんだから介護保険ぐらい安くしろよとは思いますが、要は議会でこれ認めているんですよ、上げるというのはね、決算のときに。次は3年後ですよ。令和5年度の末あたりから令和6年度以降のものを決めるわけですから、そのときには、町民の意識とすれば、できるだけ低いほうがいいというのは思いは変わらないんで、その辺のしっかりデータを見据え、今後の読みも当然あるんでしょうけれども、できるだけ低い料率で抑えていただきたいと思うので、そこはしっかり見定めた上で料率を決めてねということなんですが、何か一言あれば。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、鈴木尚雄君。

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課でございます。

今、議員のほうからおっしゃっていただいたとおり、当町のほうの保険料、県の中でも低いほうから4番目ということで、そちらのほうは認識というか、存じておるところでございます。



ます。

そういった中で、今回の今の令和3年度から5年度までの保険料の算定に当たりましても、先ほど言ったような推計及び積立金の取崩しも想定した上で、保険料のほうを設定しております。ですので、次期の第9期の介護保険事業計画におきましては、この2年間ちょっとの間に実績としてはなるとは思いますが、そこでの支出の状況ですね、そちらのほうも考慮しながら、介護保険料が基本的には上がらないようにというような方向で行けるような計画を立ててまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

---

#### ◎議案第52号の質疑

○議長（大石 巖君） 次に、日程第5、第52号議案 令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第52号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

---

#### ◎議案第53号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第6、第53号議案 令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第53号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

---

#### ◎議案第54号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第7、第54号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第54号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

ここで、暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時25分

再開 午前 9時27分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

---

#### ◎議案第49号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第8、第49号議案 令和3年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから第49号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

この間、全協のほうでいろいろ内容を聞いたんですけども、令和3年度の損失水量が約51万7,000立米で、損失金額が約4,580万円というふうに伺いました。

損失水量の中では、個人の敷地内エリアが約2万立米ということで、それを引くと、49万7,000立米というのは町の水道が損失しているというふうに受け取るわけですけども、毎年これだけの水量で金額を損失していても、実際、ここにあるものがなくなっていくと目に見えているんじゃないかと、地面の下というんですかね、道路の下とかそういうところで、見えないところで損失しているもので、ということは、直接見えないもので、さほど、言い方は悪いですけども、そんなに気になっていないというんですか、有収率が88.8%ということではありますが、さほど気になっていないかどうか、その辺先にお伺いします。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

有収率が88.8%だということについては、これをもう少し改善したいという気持ちは持っております。

有収水率を下げている要因の一つは、やはり漏水だというふうに考えています。漏水というのは、議員も今おっしゃっていただきましたように、上に噴き出すか、あるいはしみ出してくれば、住民からの通報協力等もあって、こちらも把握することができますが、地下に浸透し続けている場合には、目視で気づくことは難しいところがございます。

そこで、我々は、配水池からの水量にいつもと違う変化がないかというのを遠隔監視装置で毎日確認をしております。画面の折れ線グラフから、いつもと違うような増加の傾向を示しましたときには漏水を疑いまして、また、通常は、午前4時頃の配水量というのは非常に

少ないんですけども、この時間帯の量がいつもと違うときも漏水を疑って、確認作業を進めるということをしております。

それから、専門業者に委託をしましての漏水調査というのも毎年行っております。当町の水道区域は、低区・高区・川尻区の3つから成っておりますので、これを低区で一つ、高区・川尻区を合わせて一つと、2つのグループに分けてまして、それぞれ交互に調査をしております。配水区としては2年に1回の調査となりますが、町の漏水調査としては毎年行っていることとなります。この調査の結果、漏水が判明した箇所については、早急に修繕を行っております。

有収水率の向上は、どの水道事業体にとっても課題となっております。参考までに、当町の有収水率をよそと比べますと、比較可能な令和2年度の数字では、当町が89.8%だったのに対しまして、全国の類似団体の平均値が81.6%でしたので、平均よりも8.2ポイント高い数字となっております。

また、県内の水道事業体の中では、比較可能な令和元年度のデータから、吉田町が88.6%だったときに、37事業体中の8位ということで上位にありました。このときの県内の平均値が80.0でございました。

ということで、88.8%、これは地道ではありますが、これまでの対策が功を奏してきた結果、維持できている結果だと考えています。ただ、とはいいましても、これにあぐらをかいているということでは決してございませんで、議員のおっしゃるように、有収水率を今以上に向上させ、損失額を減らす努力を重ねてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木。

吉田町の水道は大井川の伏流水ということで、この頃も、大井川の水が命の水というふうに使われていることもあって、損失させているということ、大変もったいないなというふうに使っています。

今伺った、いろいろ調査をやって、修繕もしているということで、建設改良工事の中では布設替えとかというのをやっているけれども、それに当てはまるかどうか、ちょっとよく分からないですけども、修繕は修繕で、今、他の市町のところと有収率を比べて、吉田町がすごくいいということに伺ったんですけども、それは吉田町は吉田町で、他の市町は他の市町というふうに考えていただきまして、あくまでも、100%にしろと言うわけではありませんが、大体1%で5,000万円ぐらいでしたっけ、4,000万円ぐらいですか、金額に換算するとそうなるというふうにも伺っているものですから、みすみすそれだけの大きな金額を、どぶに流すですか、それじゃ本当にもったいないものから、1%でも2%でも、修繕を行って、今やっている、業者に委託して調査をやっているということですけども、その辺をもう少し、水道管も延べメーターですと、かなり長いものから、大変だとは思いますが、そういう中でも、1%でも2%でも損失がなくなれば、町の利益につながるんじゃないかなというふうにも思うものから、自分は、ですから、もう少し調査費をつけて、漏水箇所をちゃんと確認して、修繕するということが必要じゃないかというふうにも思うんですけども、実際損失させている金額と調査して修繕する金額って、どっちがどうというのはちょっと分からないですけども、そういうことを考えると、徹底的に修繕するよりも多

少漏水していたほうが金額的にはいいんじゃないかというような、そういう考えということでもないですよ。その辺ちょっと伺います。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） まず、御質問の中にありました1%に換算するとという金額については、1%は470万円くらいというふうに見込んでいます。

御質問の本題のほうですけれども、私が拝命して以後、この半年で起きた漏水についてですが、いずれも古いVP管でございました。やはり漏水は老朽した管、それも、管材としてタイプが古いVP管で起きやすいという関連性があるというふうには思っています。

この古い管の更新をどんどん進めていけば、漏水を減らすことにつながるというふうに思っておりますが、議員もおっしゃってくださいましたように、当町の水道事業の持つ水道管の総延長が300キロあるという中で、VP管が56キロあります。その中でも40年以上経過したものに限っても、まだ38キロあるということで、これを一遍に直していくというのが、まだまだ難しい状況にあります。

令和4年度の話になりますが、本年度は、これらの中でも優先して更新すべき場所をリストアップする作業というのを今進めております。我々は水道管のデータを持っておりますので、埋設後の経過の年数であるとか使用されている管材、これはVPが主になりますけれども、その管から、経過年数と管材から管の劣化度というのを求めまして、もう一方で、その管の口径であるとか、口径は太ければ太いほど、その利益に供している利用者の方も数多くなりますので、その口径、それから病院等の施設を担っているかというような重要度、これも加味しまして、更新の優先順位づけをしようとしています。

限りある予算でございますので、効果的に今後の老朽管更新に割り当てるために、どこを優先していけばいいかというようなことを位置づける手だてとしたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木。

水道事業会計、黒字でやっているもんで、その辺のところの金額をまたこっちの調査と修繕のほうへ使っていただければ、その修繕ができて漏水が減れば減るだけ、1%ずつ減っていけば、約470万円が損失がなくなっていくという勘定でいけば、利益をある程度使って修繕をしていって、年間どれくらいやれるか、ちょっと計算しないと分かりませんが、そうしていけば、やっただけ損失が減っていくということは、大変よくなっていって、最終的には100に近くなるんじゃないかなというふうに思うもんですから、今以上にちょっと調査と修繕をやって、それで損失を減らしていくということですね。

実際、自分もこうして毎年、目に見えて損失のパーセントが減っていけば、大変ありがたいと、自分もありがたいと思うもんですから、そういう形で、調査・修繕のほうも、予算的にもちょっと増やしてやっていくという、そういうことはいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

議員がおっしゃってくださいました調査費を、調査のほうをもっと増やしてということについては、令和3年度からそのようなことをやっております。

令和2年度までの漏水管調査というのは、私が先ほど言いましたように、古いVP管が主だということで、VP管のところだけ調査をするというようなやり方をやっていましたが、令和3年度からは、VP管ということに限らずに、割と広い、もっとほかの管材についてもやるということで、令和3年度は総延長で151キロ、低区をやったわけですが、151キロの延長に対して調査をやりました。本年度は、令和4年度の話ですが、令和4年度は低区と川尻区を、VP管に限らず、広い調査をやるというふうにしておりまして、調査のほうは令和3年度から手厚くやっています。

修繕、それによって見つかったような漏水の修繕というのは、事後的な対応になります。漏水しているところを直すという事後的な対応になりまして、建設改良費とは違う修繕費の中でやっているんですが、建設改良費の中で、私が先ほど言いましたのは、古い老朽管はあらかじめ直すというような、ちょっと予防的な対策になると思います。

この予防的な対策のほうを増やしていけば、漏水を未然に防げるじゃないかと思うんですけども、今、建設改良費のほうでは、老朽管の布設替えと同時に、大規模災害時に備えて、応急給水拠点までの管路の断水を防ぐということで、基幹管路の耐震化を今行っております。基幹管路の耐震化のほうも、利用者の皆様への安定供給に必要な事業だと考えておりますので、限られた予算の中で老朽管対策と基幹管路の耐震化、バランスを見ながら、今、実施をしたいというふうに考えております。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

要望になります。毎年有収率のパーセントが上がっていくように期待して、質問終わります。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

---

#### ◎議案第50号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第9、第50号議案 令和3年度吉田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから第50号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ちょっと確認をしながらお聞きします。

下水道の50号議案の1ページ、2ページの辺りからお聞きします。

この中に、下水道の営業収益、要するに水道の使用料ということで、いろいろ数字が出ています。この数字が、監査報告を見ると、多少ちょっと、どっちが正しいのか分からないですけれども、例えばここで見ていくと、平成29年というのが下水道使用料が8,581万4,000円と、これ監査報告書からですけれども、令和元年度が8,461万4,000円、これ前年度より減少しているわけですね。それと、令和2年度が、ちょっと数字が分からないですけれども、

9,100万6,000円かな、監査報告書で見ると、241万9,000円の減額ですよとか、そういう数字が出ていますね。3年度は水道料金が、決算書だと8,343万円、実際の表でいくと、実際の水道料金の水道料というのが9,177万278円ですね。

お聞きしたいのは、同じ下水で、毎年毎年更新をしながら、下水をつなげる人が増えていて、そして、それでもその中で減少が起きる理由というのは、なかなか、いろいろあると思うんですけども、主な理由、どういうことが理由として、前年度よりも工数は増えながら、要するに施工した件数は増えながら使用料が減少すると。そういうのというのは、どういう形の原因というのが見受けられるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 過去の決算でございましたので、ちょっと確かなことはあれですが、下水道使用料のほうは水道の使用のメーターを見ておりますので、水道をお使いになった量が少ない年には、流された、排除された下水の量も少ないということで、そういうこともあろうかと思えます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） これを聞いたのは、例えば今回コロナで、かなりの人たちが大きなところには出向いていかなくなったと、多分、そういうものが影響しているのかなという気がするんですね。

多分それが、不健全であるとは思いませんけれども、そういう中での、そういう減少する理由が見つかったときには、それをカバーするようなものを考えにやいかんと思うんですけども、その辺はどうですか。大きなところへのお客さん、人の出入りが少なくなってきて、当然そういうことで減少したとか、そういう考えられるということですけども、ほかに何かあれば伺います。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） コロナとの関連性につきましては、下水道ではなくて水道のほうに分かりやすかったんですが、水道は、コロナになりました、たしか令和2年度の決算は、コロナ以前の令和元年度よりも水道の給水収益がぐんと上がりました。これは、緊急事態宣言とか出て、皆さん外へなかなか出られなくなった、外食もできにくくなった、自宅の在宅の時間が増えた、在宅の機会が増えたということで、たしか令和2年度の水道の収益はぐんと上がっています。

令和3年度も、令和2年度ほどではなかったですけども、コロナの規制のほう若干緩和されて、外出もしやすくなったということで、令和3年度の水道の収益は、令和2年度よりもたしか少し少なかったけれども、コロナ前の令和元年よりは、まだ上回っているというような数字でした。コロナと水道収益あるいは下水道収益との関連でいえば、そういうことになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 分かりました。いろんな要因があると思います。

実はその中で、しっかりとちょっとお尋ねをしたいのが、今の5ページのところの内容について、私にとっては違和感がありますので、お聞きをします。

例えば、3ページに出ています第3項の他会計負担金が4億4,613万2,000円、5項の他会

計補助金が534万円、そして、その中で、5ページにいきますけれども、純利益というのが、毎年毎年純利益として計上されていますよね、計上をね。その純利益というものが、下水道事業そのものが生産性はないわけですよね。そこに52万3,141円というのが純利益として出たんですけれども、純利益という表現が私にとって、下水道には全て税金が投入され、そうしていったときに、純利益という表現、それが非常に合理性があるのかと思うんですけれども、これは何か公会計であるとか、そういう形で決められたものなんですか。

例えば余剰金とか、そういうものの表記のほうが正しいような気がするんですけれども、それはどうですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

ここに出てきます用語につきましては、先ほどの純利益につきましても、地方公営企業法の中に定めのある用語・様式でございますので、これについては御勘弁をいただきたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） それが、国交省ですか、どこかで示されたものであれば、それを变えるということは難しいでしょうけれども、それはそれで。

それとあと、これは確認をしておきたいです。

当然、今言った他会計負担金、要するに町民税からの繰入れであるとか、そういうものが入ってきますよね。そのときに、今ここに書いてある、3ページの第3項に書いてある他会計負担金4億4,600万円、第5項の他会計補助金、こういうのというのは多分、純利益というか、最終的な金額を多分この辺に持って行って、逆算をしていくものなんですよ。多分そういう、この決まっていく決め方というのは何か、こうするというのはあるんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

おおむねにおいては、議員が今おっしゃったことと、仕組みと同じだと思っています。予算を組みますときに、1年の事業を見通しまして、赤字が出るような予算というのは組むことができません。起債の元金の償還であるとか、利息の支払いであるとか、金額の決まっているものもございます。

ということで、出ていく費用を全て見通しをしまして、入ってくる下水道使用料の見込みも立てます。残念ながら、今、とても追いつくものではございません。一般会計からお金を入れていただかないと、それは他会計負担金という名の基準内の繰入金と他会計補助金という基準外の繰入金、両方頂かないと収支がつかない、赤字になってしまうということで、予算のときに赤字にならないだけの金額を見通しをつけまして、予算で一般会計からの繰入金として予算立てをします。

ということですので、議員がおっしゃるように、純利益を生み出すためのという言い方は、あるいは当たっているというふうな考えをいたします。1年間ランをしまして、最終的には予算額どおりに満額頂いたとしたら、例えば令和3年度の決算では、たしか700万円を超す純利益を生じたことになろうと思います。ただ、一般会計からの繰入金を頂いて、不用額が出たからそれを下水道のほうで純利益にするというのは、ちょっといかがなものかという考えがございまして、予算のうち700万円は受け取らずに、一般会計のほうへ留保したままで

ございます。

そういうことで決算を打ちまして、52万何がしの純利益を得たということでございます。  
以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の純利益、要するに、毎年ずっと思っていたんですけども、不足金の比率の報告書、これに関して、本当にこんなのかと。実際に私としては、自分でビジネスしていますから、こういうものに関しては敏感に感じるわけですよ。それはそれでしょうがないことなんだろうけれども、止めるわけにはいかない。私はこれ、止めていただきたいんですけども、そういう意味では、今の回答に対しては納得しますよね。

それと、もう一つ、先ほどの下水道使用料、僕が非常に悩ましく感じているのは、例えば区画整理の中に、富士見が84軒中40軒ぐらいはまだやっていないと、利用していないですよ。今度の浜田にしたって、実際には区画が63の中から17軒と、ほかはやっていない。

要するに言いたいことは、こういう工事の仕方をしていると、本来は下水道事業に関しても、先ほど言った水道の使用料によって、非常に、使ってもらって、それを合理的に回していくわけですね、収益というのですね。だから、そういうのも含めて、よく聞くのは、実際に通ったけれども、まだ入っていない人たちが3割くらいと。区画整理をやることによって、そういうのってもっと増えていって、形、不健全になりませんか。私、非常にそう思って、取りあえず見ているんですけども、それはどういうふうな形で評価するんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

汚水処理整備施設としての浄化槽のほうであれば、家を建てるだとか転換をする、単独からの転換をするというニーズに、一つ一つ必ず合致した需要となりますので、こちらは、そういう意味では効果が高いというふうに思っています。無駄のない出費だと思っています。

浄化槽と下水道は、そういう意味では似た施設ではあるんですけども、浄化槽法と下水道法の法律の目的を見ますと、公共用水域の保全であるとか、もう一つ何だったか、目的の中で重なるキーワードがあるんですが、浄化槽法のほうにはなくて下水道法の中に出てくるのに、都市の健全な発達という言葉が出てきます。下水道のほうは、都市計画施設、都市施設でもあるわけです。都市計画、計画的な町づくりをしようというときに、必要な都市施設だという位置づけがあるものですから、浜田のような組合が区画整理をしようというときに、まさに計画的な町づくりをしようというときに、この道路の中に下水道管を入れて、下水道が使える町にするということは目的にかなったことだと、都市計画施設という位置づけからすれば、目的にかなった事業だというふうには考えております。

ただ、議員がおっしゃるように、その効果が発揮される時期というのが、浄化槽のように直ちに発揮されるわけではなくて、少し時間がかかるということだというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 参考資料ナンバー10-2の8ページ、ほかにもあるんですけども、令和3年度の供用開始面積拡大というのは3.97ヘクタールであると。トータルで289.94ヘク



タールになったということなんですけれども、従来の計画からすると、年7.66、7.65ヘクタールの拡大を続けることによって、令和8年に計画の379に対して335.31ヘクタールまで拡大して、それ以降は工事をしませんという計画になっていると思うんですが、計画の開始の令和3年を見ますと、8.21ヘクタールしか増えていない。要するに、このままこのペースで工事していくと、令和8年なんてとても無理で、令和14年になってしまうということになるわけです。

令和8年で管渠工事は停止するのか、335.31ヘクタールまで工事を続けるのか、一般質問や質疑で何度かお伺いしましたがけれども、前任者は、令和8年度完成に向け頑張りますとしか答えない。今、長の考えとしては、どういうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

議員のおっしゃいました数字というのは、恐らく汚水処理ビジョンの第1回資料の中で、令和2年度から令和8年度までの7年間で毎年7.66とか7.65という数字が載っていた、あの計画のことをおっしゃっていると思います。

この表なんですけれども、その前のページで、汚水処理ビジョンの検討結果に基づき管渠整備を実施した場合のというふうに書いてあるものですから、ちょっと紛らわしいんですが、浄化センターの流入水量予測を次ページに示すということが書いてございまして、この表でシミュレーションをしたかったのは、浄化センターへの流入量を最大限に振った予測をしたときに、現有の浄化センターの施設だとか設備の許容量は足りるのか、増築する必要はないのかというのを検証した表でございます。

この中で、全体区域面積379ヘクタールのうち、整備が不要と見込まれる区域を除いて、整備すべき面積を335.31ヘクタールだというふうに拾い出しをしまして、これを令和8年度までに全て整備して、計画最終年次の令和17年度に、その中に住まわれる方が100%下水道に接続したとして、みんなが下水を流したときに、その汚水量を今の処理場の施設・設備の能力で受け持てるのか、増設しなくて大丈夫かというシミュレーションをした表が、あの表でございました。その結果、建物の増築は必要なくて、現在の建物の中に機械を増設するだけで足りるという結果を得たものでございます。

では、今後の管渠の整備計画は、実際はどうやって進めていくんだということでございますが、県が策定しました静岡県生活排水処理長期計画の中に、令和8年度に概成となる95%を目指し、市町と連携して取り組むという目標がございますので、先ほどの表にも出てきました全体計画のうちの335.31ヘクタールのうち、実効性のより高い、実効性というのは「効」の字なんですけれども、実効性のより高い区域に整備を進めていきまして、これに達するような年次計画を今つくっているところでございます。

なお、令和8年度を過ぎましても、下水道の事業計画は、区域こそ広げませんが、年次の更新というのは続けてまいります。これは、この事業が下水道法に位置づけられた公共下水道事業であり続けるために必要なことでございます。例えば起債を借りるにしても、公共下水道事業であるということで起債を充てることができるので、年次計画はずっと更新をしていきます。

国が言いますところの令和8年度までの概成がならなかった場合、この場合の以後の管渠整備でございますが、今国は、概成後の国庫補助については、管渠の維持・更新に係るもの

については補助は撤廃するというのは言っているんですが、新規の設置、新設、新しく埋設する管、普及促進のために埋設する管については、現行の補助を維持するというふうに言っていますので、仮に令和8年度までに95%が未達成で、まだ残りを残してしまったというようなことが仮に起きた場合には、それが整備の必要な箇所であれば、令和8年度以降も補助を活用するなりして、整備は続けたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 結構新しく聞いた話が多くて、どこから質問したらいいのかよく分からないんですが、まず、年次更新というのは、具体的に何をやることなんですか。計画が進んでいくのは理解していますけれども、年次更新とは具体的に何を意味しているのか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 昔は認可という言い方をしましたが、今は事業計画という言い方をします。これまでの吉田町の事業計画は、整備範囲を次々に漸増的に増やして広げるということをやってきました。汚水処理ビジョンあるいは公共下水道建設委員会の中で、区域はこれ以上広げないという結論、一定の方向性をいただいていますので、区域を広げるといことはしないんですが、公共下水道事業、例えば浄化センターなどにつきましては、機械がやがて古くなってきて、更新をすることもございますので、公共下水道事業であり続けるんだということで、事業期間の最終年次を次へ次へと、どんどん延ばしていくということでございます。

それで、機械の更新に必要であれば、ストックマネジメント計画に基づいた更新計画を立てれば、国費を頂くことができますし、起債を借りるときも、これは吉田町の公共下水道事業であるという位置づけを得られますので、起債を借りることもできますし、ということで、最終年次を次へ次へ延ばし続けるという意味でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） では、335.31ヘクタールまで管渠を広げるという話で、それは計画上、令和8年にそういう当てはめただけであって、実際の整備計画というのは別にあるようなお話に聞こえたんですが、それは本当にあるのか。それであれば、令和8年までにどこまで拡大するのかというのはどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

現時点では、まだ確たるものは持っていない、先ほど言いましたのは、計画をつくっているということでございます。議員がおっしゃったあの資料ですね、整備年次が全く同じような、7.65という数字が横並びに並んでおりました。あれは実際の、今度の実行的なというのは「行」のほうの実行的な計画という意味ですが、実行的な計画とはなっておりませんでしたので、これを令和8年までに概成を目指すためには、今度は管路の延長であるとか、それから、それに張りついている人・住居を拾い出して、下水道の場合は下流からやっていくというのが基本ではあるんですけれども、どういう順路で年次計画でやっていけばいいのか、年次の予算も当てはめるかという、本当に実行的な計画を今つくらなければというところで、今つくっているところでございます。

少し、整備面積のお話をちょっとしますが、今、計画を立てるときに、管渠の整備に係る

要素というのが3つあると考えています。一つは予算です。もう一つが延長です。3つ目が、それで得られる整備面積ということになってまいります。

年次計画を立てるときに平準化したいのは、予算でございます。残りの全体、整備すべきところを拾って、4年間とかで割り振って、年間で平準化したいのは予算です。残りの中には、施工単価の高い推進工事が必要なようなところはちょっと見当たりませんでしたので、恐らくは全て開削工事、重機で溝を掘って中に下水道管を埋めるという開削工事でいけると思っています。深ければ工事費が高い、浅ければ安いという違いはあるんですけども、年間をならせば、そこはそんなに違いはないのかなと思っています。ですので、予算と延長は、ほぼ正比例すると思っています。

これに伴って得られる整備面積というのは、毎年同じ延長をやっても、整備面積というのは同じになってこないということがあります。仮に毎年1.2キロの工事延長を整備するとしたときに、ある年の整備する区域は「口」という字のように一辺が300メートルの辺で4辺囲まれた面積、これ、300メートル掛ける300メートルですので、900平米の整備面積ということになりますが、次の年も同じように1.2キロやろうとしたときに、今度は「田」という字だったとしたら、200メートルの辺が横に3本、200メートルの辺が縦に3本で、合わせると1.2キロの延長を整備したことになりますが、この面積は200掛ける200で400平米にしかなりませんので、道路の密なところを整備すると、得られる整備面積が小さくなるというような傾向がありますので、毎年予算を平準化して、延長も平準化してやろうとしていくんですけども、面積というのは本当はばらばらになってきます。

ですので、さっき言った、毎年7.66という数字が横並びに並ぶというのは、実行的な計画となっていませんので、今は本当のベースで考えた計画をつくりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 7.66というのがいい加減な数字であるというのは、最初から承知の上ですよ。ただスタートと結論をリニアに結んで、それを割っただけの話なんですから、それは理解しているんですが、令和元年までには平均して5.5ヘクタールぐらいやっていたものを、令和2年、3年になると4.ちょっとぐらいになっている。

令和2年6月の一般質問の答弁で、未整備の区域は浜田土地区画整理事業の区域内が中心となりますことから、浜田土地区画整理事業との調整により、一般的な区域に比べ整備費を抑制しやすいこと、また、残りの事業量については、近年と同程度の事業量を令和8年度まで継続することにより概成できる見込みであることから、下水道事業につきましては、令和8年度まで整備を継続する方針でございますと述べているわけです。

事業量は、要するに予算は平準化したとしても、浜田の土地なんで、土地区画整理なんで、どんどん進みますよというような答弁で、8年までにやれますと言っているんですけども、要はここで言うていただければいいですよ。335.31ヘクタール、令和8年度までにやりますと。今は「口」だの「田」だの、ややこしいこと言っていますけれども、とにかく心配しないでくれと。8年度までに335、これは町民の皆さんにお知らせしているわけですよ、管渠は8年で終わりますと。それは守りますとということをしっかり言うてくれれば、それで私は全然、8年で終わるといのは納得しているわけだから、そこをしっかりとやりますと言っ

てくれればいいんですが、そこはどうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 令和8年度までに完了を目指すということは、経営計画の中でも言っておりますので、完了するようにやっています。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そうすると、一番最初に言ったように、今の4.幾つのペースではとても間に合いませんと。何か策があるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 一つ、整備面積を増やす、あるいは加入する人を増やすという策がございますが、今、恐れ入りますが、今日時点ではまだ、相手方のあることで、ちょっとはっきりしたことが言えない部分もございますので、御容赦いただきたいと思います。策としては一つございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 先ほどの答弁の中で、ちょっと一つだけ聞かせてください。

区画整理の中でやるということが、都市計画的な観点での施工ですね。そして、現実、富士見の過去のやつを見ると、ほとんど進んでいないという中で、先ほど言い訳的に言われていたんですけども、何年くらいで、要するに全部を埋めようと、都市計画的に。町のほうはどういうふうに考えていますかね。

今、ほとんどが、はっきり言って進みませんよね、絶対に、30年たとうが50年たとうが。その辺は町の方針として、要するに町を守るための方針として、どのくらいの設定をしながらやっていくものなんですか。できなかつたらどうするんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

今、浜田とのコラボが、何年までに全員の加入を目指すということは、ちょっとはっきりとした数字は言えませんが、都市計画事業として、組合が浜田に優良な宅地を生み出して、ここに人を呼び込んでというような事業をするときに、下水道のほうも、それにかなう都市施設を造るということで始めたこととございます。現に、大型の店舗も張りついて、あそこに価値を見いだして、あそこに張りついてきてくださっているわけですから、住宅のほうも増えていく。

もう一つ、津波防災町づくりで、川尻に防潮堤もつけまして、初めに人の生命を守るということで始めたのが、次に財産とか事業活動ということで今進めておりますので、あそこに優良な宅地が生まれるものと思っています。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 言い訳じゃなくて聞きたかったのが、吉田町としてどの辺の、都市計画的に完成させようと。どういう、そういうふうに思っているんですか。もしそれがなかったら、それはもしやっただとしても、どこかで間違いなく破綻するんじゃないですか。そんなこと、あらかじめ誰が考えたって分かるはずだから。今、現状見ていたって、家が建つのも2軒か3軒でしょう。そういうふうに考えていくと、どこかで決断することをしないと、この町の最終的に引っ張っていくのって、破綻ですよ。私はそう考えているんですね。

その辺ももうちょっと、計画、計画、計画はいいんだけど、計画と同時に、町を守るための一つの計画を改めて考えていただきたいということが私の本当の本心ですね。けがしてからじゃ、本当にどうにもなりませんからね。

それで、特に、なぜそう言うかという、下水を守るためには、実際使っている浄化槽、循環を守るためには、できるだけ多くの人が入ってもらわなければならないと。それが健全な方法として、最初いったはずなんですね。最初の何年頃まで、すごい大きな夢を持っていったけれども、最終的には破綻することが分かっていますよね。破綻というか、どこかで行き詰まることは分かっていますので、その辺もしっかりと、やっぱり町の人たちには、しっかり出してやらんといかんじゃないですか。その辺もまた、理事のほうでも、その辺はちょっとお願いしますね。やっぱりお願いしますよ、みんな怒っていますからね。本当に、怒っている人いっぱいいますよ。でも、それじゃあれだもんで、ぜひお願いしますね。

○議長（大石 巖君） 質疑はどういう趣旨ですか。もう一度発言をお願いします。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 納得させるために、どのくらいの計画を持っていますかということですね。最初の計画です。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 今回の御質問は、浜田の土地区画整理についての御質問かと思っておりますので、今回の議案には関係ないかと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 要望でよろしいですか。答弁は必要ありませんか。

○8番（山内 均君） 争うつもりない。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結します。

---

#### ◎議案第55号の質疑

○議長（大石 巖君） 次に、日程第10、第55号議案 令和4年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

第55号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

---

#### ◎議案第56号の質疑

○議長（大石 巖君） 次に、日程第11、第56号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第56号議案についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

---

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で、本日の日程は終了しました。  
御協力いただき、ありがとうございました。  
本日はこれをもって散会といたします。  
御苦労さまでした。

散会 午前10時16分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会15日目でございます。

本日は4番、中田博之議員から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は12名であります。これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（大石 巖君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

---

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

〔9番 増田剛士君登壇〕

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

私は、さきに通告のとおり、シーガーデンシティ構想推進計画、沿岸地域における新たなにぎわいの創出について質問を行います。

私は、過去、3回の町議会選挙において、交流人口の拡大や観光資源の発掘、通過の町から訪れたい町への事業促進等を推進することを訴えて、議員となってまいりました。

また、平成28年10月には、常任委員会の視察で香川県歌津町、高松市に出かけ、海浜公園事業やサイクリング事業に関し、調査研究をしてまいりました。

町は、平成28年3月からシーガーデンシティ構想の見える化に向け本格的に始動し、令和元年12月にシーガーデンシティ構想推進計画、シーガーデン（川尻海岸）整備編を公表いたしました。

シーガーデンシティ構想は、津波防災町づくりとにぎわいづくりを一体的に進め、豊かで勢いのある町へさらに心を魅了する要素を加えた新たな吉田町をつくり出したいという町長

の強い意志が反映されたものであると認識しております。

本年5月14日に、駿河海岸防潮堤川尻工区及び河川防災ステーションの完成式典を行い、津波防災まちづくり事業においては、住吉側の対策を残してはいるものの、一つの区切りとなったと感じております。

一方、にぎわいづくりに関しましては、これからの取組として、シーガーデンシティ構想推進計画に沿った事業展開が進められる模様であります。

そこで、海岸地域における新たなにぎわいの創出について、以下質問いたします。

(1)シーガーデンのゾーニング計画における三つのゾーンについて

①親水・交流ゾーンについては、吉田漁港多目的広場利活用検討委員会において調査研究がされていると理解していますが、その具体的な内容は。

②海辺のプロムナードゾーンにおいて、サイクリングやジョギングなどを楽しむことが示されているが、幅6メートルの防潮堤天端をどのように整備するのか。

③レジャーとスポーツゾーンにおけるアウトドア体験施設等の整備、多目的グラウンド等の整備とは、どのようなものを想定しているのか。

(2)この推進計画において、海の駅やみなどオアシス申請を視野に入れた考えはあるのか。

(3)吉田漁港多目的広場利活用検討委員会と吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会の今後の役割は。

(4)沿岸地域における新たなにぎわいの創出を考えたとき、行政として整備するものと民間事業者が事業として整備していくものと双方が必要であると考えますが、町の見解は。

以上、答弁よろしく申し上げます。

○議長(大石 巖君) それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長(田村典彦君) シーガーデンシティ構想推進計画、沿岸地域における新たなにぎわいの創出についての御質問のうち、一つ目のシーガーデンのゾーニング計画における三つのゾーンについてのうち、1点目の親水・交流ゾーンについては、吉田漁港多目的広場利活用検討委員会において調査研究がされていると理解しているが、その具体的な内容についてはお答えをいたします。

シーガーデンシティ構想推進計画、川尻海岸整備編につきましては、川尻海岸防潮堤と吉田漁港区域内の多目的広場の整備に合わせて、令和元年12月に策定をいたしました。推進計画の策定に当たりましては、住民代表や有識者のほか、国・県の職員により構成されます吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会において協議していただきました。また、推進委員会の作業部会でございます吉田漁港多目的広場利活用検討委員会において、他市町の漁港の利活用状況の調査等を踏まえ、多目的広場の利活用について提案をいただいております。

この検討委員会では、漁港環境の向上とにぎわいの創出、町の防災の強化を目的として四つの柱を立て、多目的広場の利活用を検討していただきました。

一つ目は、漁港環境の向上としまして、漁港の景観向上を図り、水辺空間の有効利用のための施設整備を図るもの。

二つ目は、水産振興の発展、漁港のにぎわいの創出としまして、漁港で水揚げされるシラスを主体に飲食、物販スペースをはじめ、水揚げや競りなどが見学体験できる仕組みの創出。



三つ目は、町の防災機能の強化としまして、ヘリポートや緊急物資の一時保管場所等としての活用。

四つ目は、人と人が交流できる環境づくりとしまして、駿河湾の眺望を楽しみながら多目的に利用・交流ができる場の創出としております。

また、これらの方針を実現するために、ゾーニングという形で提案していただいております。多目的広場は、西から眺望ゾーン、中央のエントランス交流ゾーン、東の多目的ゾーンの三つに分けており、眺望ゾーンは駿河湾や富士山の景色を楽しむことができるゾーン、エントランス交流ゾーンは来場者の交流の場として活用できるゾーン、多目的ゾーンは災害時のヘリポートや緊急物資の一時保管場所、平常時にはレクリエーションの場として、各種イベントや県営吉田公園との連携も視野に入れたゾーンとしております。

次に、2点目の海辺のプロムナードゾーンにおいてサイクリングやジョギングなどを楽しむことが示されているが幅6メートルの防潮堤天端をどのように整備するのかについてお答えをいたします。

防潮堤天端につきましては、既に整備が完了し、5月14日から供用を開始しております。約1.5キロメートルの天端道は、吉田公園と多目的広場をつなぐ動線といたしまして、駿河湾や富士山を眺めながらサイクリングや散歩を楽しんでいただけるようアスファルト舗装により整備しており、階段や坂路を設置し、防潮堤の途中からも天端道や海岸へアクセスできるようになっております。

天端道の両端には、吉田中学校の皆さんにシャリンバイを植樹していただきました。このシャリンバイは潮風や直射日光に強く、厳しい環境条件においても成長が期待できるものがございます。

また、静岡空港に着陸する飛行機の乗客に向けたPRとして、天端道に静岡県吉田町の文字を表記し、さらにはウォーキングなどの際に目安となるよう100メートルごとに距離を表記しております。

この天端道では、供用を開始して以降、多くの皆様にジョギングやウォーキング、サイクリングを楽しんでいただいております。

次に、3点目のレジャーとスポーツゾーンにおけるアウトドア体験施設等の整備、多目的グラウンド等の整備とはどのようなものを想定しているのかについてお答えをいたします。

シーガーデンシティ構想推進計画におきましては、県営吉田公園とその周辺をレジャーとスポーツゾーンと位置づけており、既存の吉田公園につきましては花と緑の癒やしのゾーンに、大井川川尻地区河川防災ステーションについては防災ゾーンにそれぞれゾーニングしております。

海辺のスポーツ交流ゾーンにつきましては、吉田公園と西側町有地の南側において、アウトドア体験やスポーツなどを楽しむことができる環境を創出することとしており、その具現化に向け、本年度吉田公園南側活用可能性調査を実施しております。この調査は、法規制関連計画、現地の土地利用状況等の現況把握や敷地分析を行った上で吉田公園の指定管理者やイベント主催者等へのヒアリング結果などを踏まえ、利活用の方向性を検討し、このゾーンに整備する機能と施設を盛り込んだ基本計画を策定するものがございます。

続きまして、二つ目のこの推進計画において海の駅やみなとオアシス申請を視野に入れた考えはあるのかについて、お答えいたします。

議員のご質問にあります海の駅は、プレジャーボートで海からもアプローチできるマリンレジャーの振興拠点と定義されており、マリンレジャーに関する施設のほか各種イベントの開催、朝市による海産物等の販売、地元漁船等を活用した漁業体験など、地域の特性を生かした取組が各地で行われております。

今後、民間事業者が多目的広場を含む漁港区域内の未利用地などを活用し、船舶係留施設など海の駅の要件に合致する施設を整備してにぎわいづくりに取り組む場合には、その事業者による申請が行われることも十分に考えられます。

みなとオアシスにつきましては、旅客施設や観光案内施設、産地直売施設などが整備された施設であり、地域住民の交流や観光振興を通じた地域の活性化を目的としております。

この制度につきましては、港湾が登録の対象となっておりますことから、吉田漁港は登録の対象にはなっておりません。

こうした現状ではございますが、マリンレジャーの拠点やイベントの開催、地場製品の直売などといった役割は、多目的広場を含む親水・交流ゾーンの整備、活用イメージと合致しておりますので、全国各地の海の駅やみなとオアシスの運営・商法などにつきましては参考にしてまいりたいと考えております。

続きまして、三つ目の吉田漁港多目的広場利活用検討委員会と吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会の今後の役割はについてお答えをいたします。

冒頭でも御説明させていただきましたとおり、川尻地区の防潮堤などの整備に合わせて平成30年度から令和元年度にかけてそれぞれの委員会を開催し、にぎわい創出に向け議論、推進計画の策定に向けて様々な提案をいただきました。

吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会につきましては、吉田漁港を含む住吉地区の防潮堤の整備に当たり、沿岸部のにぎわい創出に向けた推進計画を策定する際に、川尻地区と同様に計画策定に向けた協議をしていただくこととなります。

吉田漁港多目的広場利活用検討委員会につきましては、川尻地区の推進計画策定に際して設置した作業部会でありますので、既に役割を終えております。

今後、住吉地区の推進計画を策定する際にも、必要に応じて同様の作業部会を設置し、推進計画の策定に向けた調査等をしていただくことになると考えております。

続きまして、四つ目の沿岸地域における新たなにぎわいの創出を考えたとき、行政として整備するものと民間事業者が事業として整備していくものとの双方が必要であると考えれば、町の見解はについてお答えいたします。

議員の御質問にあります官民連携の取組につきましては、シーガーデンシティ構想推進計画におきまして、事業の継続性や採算性に留意した上で、民間事業者のノウハウと創意工夫による魅力ある施設整備等を効果的に実施することとしております。

民間事業者との連携につきましては、昨年2月に静岡市PPP/PFIプラットフォームに参加し、サウンディング調査を実施しており、様々な分野の事業者から多目的広場での事業アイデアを御提案いただいております。

多目的広場におけるにぎわい創出につきましては、行政がヘリポートや駐車場、園路、トイレなどの基本的な施設に加え、電気配線や水道、排水などの施設を整備し、民間事業者に積極的に参画を呼びかけてまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

御答弁ありがとうございました。非常にざっくりとしたような答弁に感じております。

そうした中で、まず最初に、(1)の②のところでは、

サイクリングやジョギングなどを楽しむということで、天端をどう整備しているのかというところではございますが、現在、天端というか回廊です、先月も自分行っていますし、しょっちゅう私行っています。そうした中で、もう雑草が繁茂している中、天端が基本6メートルくらいということではございますが、それがもっとも狭まっている。そうした中で、今は多目的広場ができていないので、それほどの利用はないのかもしれないけれども、これから本格的になってきたときに、往復でもし使うとしたら非常に狭いですよね。ジョギングする方がいる、散歩する方がいる、一方、自転車、サイクリング。自転車というのは基本、軽車両です。それなりの基本的な軽車両としてちゃんとしなきゃいけないところもあると思うんですよ。

いろいろ聞いていきますと、県のほうもサイクリングにはかなりこれから力を入れてくる、そうした中で、ここもコースに入れてこようというような話も聞いておりますが、そうしたときに、本当にあの幅で上下線というか往復使えるような整備として、今の現状でいいのかというのが非常にあるんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今、議員のおっしゃる、ありましたコースにつきましても、県のほうのサイクリング計画の中に候補地としてうちのほう挙げておまして、今後、そういうことでの利活用というのはうちのほうも進めていきたいというふうには考えております。

そういう中で、今、舗装してあるところが大体5メートルほどあります。5メートルのところでは歩行者、自転車が擦れ違う中では、状況からすると5メートルありますのでかなり広いというふうな認識があるんですが、ただ、今後、多目的広場が供用開始されて、あそこがつながって人のにぎわいが生まれて、その中でそういう計画も盛り込まれた中で、今後そこで歩行者であるとか自転車がどのような動きをするかによっては、それこそどういう整備をするかというのはまたそのときの検討になると思いますが、自転車専用レーンを造るだとか歩行者との両方をどういうふうにさせていくかということにつきましては、状況を見ながら安全性を考慮しながら、今後検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そうした中で、現状、自転車を持ってあの天端まで途中で上がれないんですよね。階段はあります。階段はありますけれども、自転車を途中から上がることができない、これはまず整備としてしていくべきだと思うんですよ。現状、通っても降りられないんですよ、終点まで行かないと。終点までというか、途中まで。大井川のほうからこう来ますと、多目的広場手前でこの先はもう行けないということで、止められます。降りようと思っても降りるところがない、自転車で。

これはもう、ちゃんとまずやらなきゃいけないんじゃないかな。これから使っていただくにしても、途中で降りるところがないというのは非常にどうなんだというのがありますので、そこはまず先に、今の段階でもできるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今言った天端道の利用につきましては、今、多目的広場がまだ供用開始されていないという中で、途中の階段を使ってなかなかやはりあの角度だと自転車を持って上がるというのは難しいという中で、さらに階段を使って将来的にも上り下りするとすると、かなりやはり勾配的にはきつところもありますので、ちょっとあそこを整備するというのは、そういう要望があればまた検討はしますが、なかなかちょっと難しいかなというふうには考えます。ただ、少なくとも、多目的広場のほうから自転車で上がって天端を使えるような形には、それでも多目的広場の供用のほう早く開始をして、あそこから自転車が入れるような形態にはなるべく早くして、安全に使っていただけるような形にはしたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 要望があればということでありましたが、実際、行ってみれば分かるんですけども、欲しいです、現状。だから、そこはもう本当ちゃんと対策をお願いしたいと思います。

次にいきます。

海辺のスポーツゾーンということでございます。資料のほうもつけてございますが、あれを見ると、また多目的グラウンドというような表示もあります。この、多目的という言葉を使うと、逆に何でもありで何にもできないというものになりかねないと思うんですが、このグラウンドについてどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

多目的という形でうたったりする、逆に言えばいろんなものに使えるという面はございます。今回、その利用につきましても、今年度発注しております利活用の可能性調査の中でどういうふうな使い方ができるかというところには検討しておるところでございますが、先般うちのほうでJRの研修がございました。その中で、ここのゾーンについてどういうふうな利用ができるかというところもその研修の中で検討していただいたんですが、そういう中で、やはりその視点というのが町外から来た若い方、あとはうちのほうの若い職員と一緒にあって検討した中では、ある案としては何もつukらないというもの一つの考え方ではないかと、そういう中で、規制がない中でいろんな人に使っていただけるというのも一つの魅力ではないかという案もございました。そういう考え方もその中では検討させていただきまして、可能性調査の中で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

公園であるとかそうした広場を造るのはいいんですよ、すごく。現状、今、町内に公園あ

りますよね、都市公園にしても何にしても。そこをあるスポーツが専有的に使われているというのが非常にあると思うんです。これは以前、町長のほうからも答弁いただいているんだけど、昼間空いているときだったら使ってもらっていいじゃないかというような答弁を確か過去いただいております。

でも、その方々が非常に力を持ってきちゃって、その人たちの許可を取らないとなかなか使えないというか、そこでそのスポーツをやっているとき、昼間、小さいお子さん連れて来てもここでやっているから、じゃ、端のほうで遊びましょね、みたいになっている、それは、私正しいというか、利活用に関して、いいことじゃないと思う。そこを今後、そういう新しいものを造ったときに、そういうことにまたなっちゃうんじゃないかという危惧があります。そういう点については、どういった対策をしていこうというようなものがあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

やはり、そういう中で利用する場合については、何かの約束事をつくり出すということもございますし、そこを将来的にも町のほうはずっと管理していくということなのか、それとも民間のほうがそこを利用して、何かそういうものをにぎわいづくりというのものにある程度このコンセプトに合った形で進めていくということも考えられますので、そういう中では、ある程度そういう約束事を決めて、使えるものと使えるときと使えないときというものはちゃんと分けしながら、利活用のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ぜひ、お願いしたいと思います。

次にいきます。

海の駅、そしてみなとオアシスについてでございますが、県内では海の駅が11か所ほど認定されておるとお思います。そうした中で、みなとオアシスは7つの港がされております。これに関しては、これを申請して取ることによって全国的にも非常にPRができるということですので、すごくいいものだなとおもっております。過去、視察に行ったところも、やっぱりみなとオアシスかな、を申請して特別な名前をつけている。海ほたるか何とかという名前をつけてやっておりました。現状どうか知らないけれども、そうしたことによって、やはり遠くからの誘客も期待できるということでぜひやっていただきたいとおもいます。

そうした中で、平成28年の「広報よしだ」の3月号です、ここで町長からのメッセージの中に、「本町を訪れた国土交通省の取材チームの皆様も現地を訪れ、漁港東側の多目的広場、吉田公園と川尻海岸の眺望を組み合わせたシーガーデンの姿を思い描いて、日本を代表する海浜公園になるんじゃないですかとエールを送ってくれました。」ということが述べられております。ということは、これをちゃんと整備することによって、それぞれの法的な問題あるとおもいます。でも、国交省の方が平成28年の時点で、町長の頭の中を伝えたところ、すばらしいと、ある意味太鼓判を押してくれているわけですよ。でしたら、こういった法的なものに関して何かやり方があるんじゃないかということで、サジェスション受けて、ぜひ前向きに、このどちらでもいいです、動くということをお願いしたいんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

やはり今、議員さんおっしゃるとおり、日本を代表するような整備が、今後も、今、うちのほうでシーガーデンシティ構想の推進計画の中でうたってあるように、各ゾーンを各そういう目的に応じて整備を進めていきたいというふうに考えております。ただ、先ほど答弁でもありましたとおり、それを海の駅、みなとオアシスというネーミングで出そうとなかなかやはり整備に関してはハードルが高いという中で、そういうネーミングではなかなか整備のほうに難しいという中でも、今現在、海の駅だとかみなとオアシスで各地区で取り合っています。規模的に、例えば建屋を建てなくてもそういうイベント的なもので集客ができるとか、そういうものも考えられますので、そういうところはぜひ参考にさせていただいて整備のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

私が今考えているみなとオアシスにしても海の駅にしても、吉田町全体がシーガーデンという構想ですよ。そう考えると、吉田町全体を巻き込んだところで、ここはそういうものだよということで申請を考えるというのも一つの手かなと思っております。現に、北オアシスパーク辺りには、もう吉田町の玄関口であるということで観光案内云々があります。

このみなとオアシスにしても海の駅にしても、こういうものがあればそれを認定できるよという条件がありますよね。それを合致していくには、吉田町全体を一つの面として、一つのシーガーデンとして考えたときに、できるんじゃないか、ましてや、国交省の皆さんが、これができたらすばらしいということで言うておりますので、ぜひ、そういう面でもやっていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

先ほど言った海の駅とかそういう名称でいくと、なかなか難しいというところはございますが、やはり議員さんがおっしゃいましたシーガーデンシティ構想というのは、町の中を巻き込んだ中で、全体でにぎわいをつくるという中では、現在、県のほうに、ふじのくにフロンティアを拓く取組というものがございまして、吉田町のほうでは、前は物資供給拠点確保事業ということで、今あります防災公園のところと、あと、企業のほうが進出しました川尻のところと2点でやっておりましたが、現在は、ふじのくにフロンティアを拓く取組という中で、富士山静岡空港周辺観光産業交流推進エリアということで牧之原市、吉田町、島田市、空港の隣接地域の中である程度エリアをつくりまして、にぎわいであるとか産業の発展であるとかそういうエリアをつくりまして、ふじのくにフロンティアというのに、今、県のほうで指定されております。

そういうことで、その中で整備を進めながら、ある程度そういう中でも売り出すといいですか、そういうことができると思いますので、そういうことを積極的に活用しまして、整備のほう進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ぜひ、そういった方向でやっていただければ、この町を本当にもっと売ることができるし、私が常々思っております交流人口の拡大につながっていく。交流人口が増えるということは、ここへ来れば何かしらお金を落とさせていただける、これはもう産業的にも非常にいいことであるし、そういった方向に持って行く、ましてや今このコロナ禍になった中で、これからやっていくんですから、もうどういう対策をすればお客さんが来るのかというのは分かるわけですよ。だから、その辺も企画の中に入れて考えていただければと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

続きまして、この委員会です。

委員会、産業部会であったり何でありということ、これからまた新たに具体的なものをつくるにしても、こういうものをつくっていくのかなと思います。そうしたときに、過去の話になるのか分からないけれども、この委員の方々って大体何の委員会にも属しているような方々です。

新しいこういった町づくりというかもの考えるには、いろんな書物にもあるんですが、若者、よそ者、ばか者というような言葉がよく出てきます。やはり、このメンバー見てももう本当に決まった方々で、組織もそうなんだけれども、そういう中で、そういった若者、特にこの構成メンバー見ても、女性が非常に少ないです。女性目線というものもこれから必要であると思います。そうした中で、もっとバランスのいい委員の任命というのか嘱託というのか、していかないといろんな目で見られない。

それこそ、今、ダイバーシティという中で、多様性、下手したら外国人の目も欲しいかもしれない。そういう中で、本当に何の会にも出てくるような団体の方々、これで新しいことできるのかなと非常に思うときもあります。その点について、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

シーガーデンシティ構想の推進委員会ということで、メンバーのほうが決定的であるというふうなお話でございますが、シーガーデンシティ構想の推進委員会というのは、町全体構想の中のことを議論していかなきゃならないという中では、やはりメンバーの中でもあります識見を有する方であるとか、国の方であるとか、やはり県の方、そういうのは管理者としてもやはり入っていただかねばいけないという中と、あとは、町全体のことを考えるという中では住民代表として自治会の方が入って、なかなかメンバーが固いという話でございますが、ただ、推進委員会の今度下部組織、実際今回、多目的広場利活用検討委員会というのがございますが、そこに関しましては、そういうメンバーをある程度固定はせずに自由度があるというところで、メンバー選出ができますので、今回の多目的広場利活用検討委員会の中にも漁協の女性部会の方に入っていて、そういう目線もある程度中に入れながら検討していただいたということがございますので、そちらの検討委員会、作業部会的な検討委員会のほうでは、ポイントポイントでその作業部会というのはつくっていきますので、その中では、やはり、今、議員さんのおっしゃった女性の目線であるとか、若者の目線であるとか、そういうものを取り入れることができますので、そういうところでは検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そうした中で、じゃ、どういう方が適任かというのはなかなか難しいと思います。だったら、いっそのこと公募したらどうでしょうかというのが自分の思いなんです、公募でもうこういうことを我々は吉田町として考えている、これに何かアイデアのある方、公募しますのでぜひ参画願いますみたいなところでやったら、もう本当にいろんな意見を持った方が来るんじゃないかと思います。まず、そういった広い考えというものはあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

やはり、そういうポイントポイントでいけば、時代に合った施設整備ということに関しては、時代にあったものを取り入れていかなければならないという中では、やはり、今の考え方であるとかそういうものを積極的に取り入れていかなければなりませんので、そういう公募にするのか、どういうふうにするのかというのは検討の余地あると思いますが、やはりそういう目線の人選につきましては、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ぜひ、検討倒れしないようにお願いしたいと思います。

続きまして、民官連携ということで非常に具体的な話になってくるのかもしれませんが、サウンディング調査を実施していて、いろんな分野の事業者からアイデアを提案していただいておりますというような答弁がございます。具体的に何か、この場で公表できるようなアイデアとかというものはあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

サウンディング調査ということで、令和2年度に7社を募って、その中で参画するという意味ではなくて、ここを活用するんだったらどういう活用の仕方があるかというような意見交換という場として、サウンディング調査のほうさせていただきました。やはり、まだ、多目的広場につきましてはまだ共有化してない時点ですのでありますが、そういう中のアイデアとしては、やはり、先ほど言ったジョギングコースだとか、あと、サイクリングコースにしたらかなりいいんじゃないかというところと、空港と連携をして空港から手ぶらで来られるような、とか、あとバーベキューなんかもそこで手ぶらで来てできるというのもお客を呼び寄せるにはいいんじゃないかというような意見はございました。

あとは、町なかだとなかなか、先ほど言った規制がかかってくるものが、海であればある程度できるものもあるということも考えていったらどうかというような意見が出されたところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そうしたアイデアをいただく中で、じゃ、こういうのがと思ったときに、シーガーデン構想の資料で過去にもらったものの中に、町として交付金でいろいろ整備したところがありますよね、漁港であるとかそういったものの中で。そういうものが絡んでくると、業者が思っ



ているものと、後から、法的にできないよと頭ごなしに来る可能性がある、そういうものを全部公表した中でアイデアをいただいているのか、そういうものがなくて、ただ我々がここにこういう土地がある、これを活用して何かしたいと思っているんだけどアイデアくださいと言うのと全然違うと思うんですよ。その点は、どういうサウンディングをかけているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

このサウンディング調査につきましては、幅広い一般的な意見を聞きたいという中では、今、議員さんおっしゃったように、ここにこういう規制があって今ここが建てられないというような条件については、あまり公表していません。やはり、それをもし仮にアイデアをやるとすると、こういう手法で外さなきゃならない、ただ、今の状況でいくとこういう手法だとできないという選別については、町のほうでやっていかなければいけないというふうに思いますが、アイデアを募る時点ではそのことは考えずにぎくばらんにアイデアを出していただきたいということで、アイデアのほうを出していただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 一つの例としまして、最近、静岡市の用宗が非常に今注目を浴びているというか、もともと何にもないところで、あそこも用宗の漁港があってシラスがあってという条件的には似ているのかなと、そうした中で、民間業者がいろんな策を講じて、先日、自分も行ってきたんだけど、結構、他県ナンバーの車が駐車して、しかも若いカップルが散策しておりました。これからあそこもどう発展していくか分からないんですが、ああいったことを考えると、本当に民間が手を出してくれば非常に活性化してくるんだというのが目に見えて分かると思います。

我々、吉田町に関しては、結構、国であるとか県の持ち物が絡んでやりづらいというのが非常にあるのかなとも思いますが、そういったものを上手に解消していくのが町の仕事かなというのが非常に思っているところです。そうしたところで民間にぼーんと投げちゃうというやり方が非常に活性化するにはいいのかなと思いますが、そういったやり方については町としてどうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

やはり、今、議員さんおっしゃるとおり、ある程度しがらみがある中では、そういうものをなるべく外して民間の活力を使いながら進めていきたいというふうには考えております。やはり、そういう中には、整備するにも補助金をもらっていたりだとかいろんなしがらみが確かにありますので、そこについてはどういう手法でやれば外せるのか、ましてや外せないのかということのうちでも研究していかなければいけないし、今後、これはまだ決まったわけではございませんが、国のほうでも、やはりにぎわいというものは大切だという観点で動きがあるようですので、そういうところで、もしそういう打開策というか、民間が参入できるようなものが今後生まれてくれば、やはりそれを活用しながら整備のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） シーガーデン構想、立ち上げてからもう大分日がたってきております。そうした中で、一つ一つ目に見える形ではなってきたてはいますが、まだまだこれからそういった点でやっていかなきゃいけないのがあると思うんですが、めどと言ったらおかしいんですが、住吉側もありますんで、そこははっきりは言えないのかもしれないんですが、取りあえず、今、川尻側は推進計画までできた、これをどう進めてやっていくのかというところの展望ですね、何かありましたら町長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先ほどの議員がおっしゃった例の平成28年に国からきた人間、これ、私が前から親しく付き合っておる人間でございまして、いずれ事務次官になるのも確実な人間でございすけれども、彼が私と二人で話をして、川尻の防潮堤、それからその後ろ側、川尻の海岸、それから住吉ずっと、当然坂口谷川までいく、それから今の川尻防潮堤のそれから大井川の天端へずっと行くと、そういう大きな中において構想した海浜公園というのはないんですよ。そこを私が彼といろいろ話をしている中において、これ非常に面白いと、ある意味においては国としてもバックアップできるんじゃないかと、そういうふうなことがありましたので、めどはなかなか難しいんでしょうけれども、ある時点で少し対応を彼なんかの力を借りながら描いていきたいなと、こんなふうに思っています。

やはり、大きなものとしては、何ていうんですか、例えば、単純なことなんですけれども、私、ハワイに行ったことはないんですけれども、ほとんどの海岸の白砂、あれはあその砂じゃないんだそうです。全部運んで来るんだそうですよ。そういうふうなことも考えられますね。川尻の海岸というのもなかなかそこまでいかないのかもしれないかもしれませんが、大きく大きくしてもいいと思うんですけれども、国の知恵を借りながら主体を変えていくと、そういうようなことをそんなに遠くない日に選び出せるんじゃないかなと、こんなふうに思っています。

最終的には、やはり国が乗り出さないとこの計画はなかなかできないと思いますので、国が乗り出してくれば民間も動き始めますので、そういうことを考えながら、動き出す環境を立てていきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 国が先か、民間が先か、意見が先か、アイデアが先かというところであるかと思いますが、これだけもう町長の頭の中が国のほうに伝わっている、そうした中で、じゃ、具体的にどうしていくのかというところは、職員の皆さんの仕事かなと思っております。民間のそうした思いがどんどん大きくなっていくような企画を立てていけば、国も動かざるを得ない、そういう方向に持っていくというのが一つの手法かなとも思いますので、ぜひやっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） まずは、やはり国といろいろ意見を交換しながら主体をつくっていくと。国が動き始めれば、当然、民間が動き始めます。民間が先に動くというのはなかなかないですよ、基本的に。だから、国がまず動くと、国がある程度の主体と、国のいわゆる力を借りながらそこに様々な言わば民間の力を中に引っ張り込んでいくと、そういうふうな、まず大きな構想をつくるのが先ではないかと。

当然、現在やっているようなことも当然のことながら進めていかなきゃなりませんけれども、その辺、やっぱり大きな構想の中にそれぞれの言わばポジションを与えられていくと、そんなふうに考えていますので、まず、あまり小さく考えることなく、まず大きく描いて、その中に現在やっているようなことも落とし込んでいくと、そういうふうな手法が一番いいんじゃないかと、こんなふうに思っています。

例えば、私の知り合いで、三井不動産の上のほうにお友達がいますので、そういう方々の力を借りながらやっていきたいと。議員御存知かと思えますけれども、浦安のディズニールンドは三井不動産がやったんですよ。その、やった人間が上のほうにおりますので、その人間とも時々会って話をする機会もございますので、そここのところで考えてまいりたいと、こんなふうに思っています。

まず、国が動いて、そこに民間が動く。現在やっている様々な町でやっているものもその中に下絵として入っていくと、こんなふうにしていけばいいんじゃないかと、こんなふうに思っています。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今回は、シーガーデンシティ構想の川尻工区というか、にぎわいについて質問させていただきましたが、ぜひ、これを実現していかないと、自分の思い、町民に訴えてきた思いというものがありますので、これをやっぱり何とかしていかなきゃいけない、これはもう自分の使命だとも思っておりますので、ぜひ、今後も引き続きやっていっていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、9番増田剛士君の一般質問が終わりました。

---

#### ◇ 平 野 積 君

○議長（大石 巖君） 続きます、12番、平野 積君。

〔12番 平野 積君登壇〕

○12番（平野 積君） 12番、平野です。

私は、通告のとおり、自治振興について質問いたします。

吉田町における自治会への加入率は、過去8年間で約12%減少、平成26年から令和3年度まででありますけれども、減少しています。自治会は任意団体であり、強制加入できないものと認識していますが、約65%の加入率では町の方針、政策、防災に関する情報等が約3分の1の住民には伝わらないことになってしまいます。

また、自治会への加入率低下や担い手不足は、全国的にも大きな問題となっており、その要因として自治会の役の重さ、負担の多さが挙げられています。その解消のために、行政からの依頼事項の負担を減らしていく必要があるとされています。

一方、吉田町自治振興費補助金交付要綱の第1条には、「町長は、相互扶助の精神に基づく地域の連携を増進し、良好な地域社会の維持及び形成に資するため、住吉区自治会、川尻区自治会、片岡区自治会、北区自治会及び自治会連合会に対し、予算の範囲内において補助

金を交付する」と記載されています。そして、補助金の種類として、自治振興費補助金、自治会運営費補助金、地域活性化推進事業費補助金、町内会運営費補助金、町内会活動費補助金が挙げられていますが、過去その増額はほとんどありません。

そこで、町が自治会活動へのさらなる支援を行うことによる暮らしやすい地域社会の実現、地域コミュニティの強化、地域住民による防災体制の確立等の充実のために、以下の点について質問いたします。

(1) 町は自治会にどのような期待をしているか。

(2) 町は自治会加入のメリット・デメリットをどのように考えているか。

(3) 町は自治会への加入率が年々低下している原因をどのように分析しているか。また、その対策を考えているか。

(4) 町が自治会に依頼している内容の見直しを考えているか。

(5) 町が自治振興費補助金等自治会への補助金を増額しない理由は。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 自治振興についての御質問のうち、1点目の町は自治会にどのような期待をしているかについて、お答えいたします。

自治会など自治組織とは、一般的に、一定の地域において、そこに住む方々の自主的な意思による総意に基づき、互いに親睦を図りながら、地域で起こる様々な課題を解決し、快適で住みやすい地域社会をつくることを目的に組織された任意の団体でございます。町といたしましては、住吉、川尻、片岡、北区自治会がそれぞれ自治会ごとに定めた目的を達成するとともに、住民が積極的にコミュニティ活動に参加し、地域活動が自発的に進められていることを期待しております。

また、それぞれの自治会長や町内会長を中心に地域住民の創意と工夫によって活動されている自治会は、地域コミュニティの中心的な担い手であり、行政と住民が一体となって取り組む町づくりを進める上で最も重要なパートナーであると考えております。

次に、2点目の町は自治会加入のメリット・デメリットをどのように考えているかについて、お答えいたします。

さきに申し上げましたとおり、そもそも自治組織とは、一定の地域において、地域のことを自らが決定しそれを実行するためにつくられており、その考えに賛同された方々が任意で加入し構成される団体でございます。このようなことから、自治会に加入されている皆様は、御自分で様々な判断をし、意思を持って組織に所属するという選択をされており、自治会の加入における各個人のメリットやデメリットにつきましては、町が一律に申し上げられるものではないと考えております。

しかしながら、地震や台風などの災害時には、行政の力だけで全てに対応することが難しくなると考えられ、そのような状況においては、顔が見え、いざというときに互いに助け合える最も身近なよりどころとして、自治会が果たす役割は非常に大きいものと捉えております。

次に、3点目の町は自治会への加入率が年々低下している原因をどのように分析している

か。また、その対策を考えているかについて、お答えをいたします。

自治会への加入につきましては、少子高齢化や核家族化をはじめとする社会情勢の変化、個人の価値観の多様化などにより、若い世代を中心に自治会・町内会離れが全国的に課題となっているところでございます。

当町の自治会加入率につきましても、議員御指摘のとおり、年々緩やかに減少している状況でございます。しかしながら、平成26年度と昨年度の自治会への加入世帯数を比較しますと、二つの自治会においては増加をしており、議員からお示しいただいた資料にはございませんが、本年度においては町全体で見ても増加に転じている状況でございます。

このように、加入世帯数が増加しているにもかかわらず加入率が減少しているのは、加入率の算定に当たって、分母となる住民基本台帳上の登録世帯数の増加が原因であると分析しております。この登録世帯数の増加については、世帯の単身化、核家族化が進んでいることや同一世帯内で世帯分離をしている家庭が増えていること、外国人人口の流入など様々な要因が複合的に絡み合い、このような状況になっていると考えており、今後は、転入者や外国人への加入促進のため、自治会連合会と連携を図り、企業への働きかけや全国の先進事例なども参考にしながら、対応について検討してまいります。

次に、4点目の町が自治会に依頼している内容の見直しを考えているかについて、お答えいたします。

議員の御質問にあります町が自治会に依頼しているものにつきましては、委員等の選出や町からの文書配布が該当するものと考えております。

町から自治会の皆様に推挙をお願いしている主な委員には、交通指導員、民生委員、児童委員、生涯学習推進員、保健協力委員などがございまして、その選出に当たっては、それぞれ担当課から就任いただく際の条件などについて説明をさせていただき、自治会の皆様には、その条件を満たしていると判断された方々を選出していただいているところでございます。

この委員等の選出につきましては、地域の負担となっているという声もございしますが、地域に精通している方に委員として職務に当たっていただくことにより、その効果が地域に還元されていくという側面がございます。こうしたことから、委員等の推挙につきましては、地域のことを熟知している自治会を通じてお願いするのが最善の方法と考えており、現状においては、町からの選出依頼を見直すということは考えてはおりません。

また、町からの文書配布につきましては、毎月12日に職員が隣組長に配達し、隣組長の皆様から各戸に配布をしていただいております。この文書配布につきましては、町からの情報を皆様に発信する手段として、長い間試行錯誤を繰り返しながら現在のスタイルで行っており、過去には毎月2回依頼しておりました文書配布を月1回に軽減したという経緯がございます。現時点においては、町からの文書が町民の皆様に行き渡る最善の方法であると考えておりますが、今後、進むデジタル化により、文書自体の在り方が変化していくことなども想定されますので、こうした状況を踏まえながら対応を検討してまいりたいと考えております。

最後に、5点目の町が自治振興費補助金等自治会への補助金を増額しない理由はについて、お答えいたします。

自治会の運営は、それぞれの自治会が実施主体となり、年度ごとに事業計画を作成し、自治会運営にかかる費用を加入世帯から自治会費として徴収してその経費を賄っており、町におきましては、自治会、町内会、隣組の活動をバックアップするため、各自治会に対して自

治振興費補助金を交付しております。

議員がどのようなお考えで補助金を増額しない理由について御質問されているのか趣旨は分かりかねますが、この自治振興費補助金につきましては、毎年自治会の皆様と調整を行った上で予算に計上しているものでございます。予算は毎年度見直しをするものであり、各自治会の要望やそのときの状況に対応していくべきものと考えておりますので、各自治会において新たな取組を行うなど状況が変化した場合につきましては、補助金の増額や補助制度の新設などについて検討してまいりたいと考えております。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） では、再質問させていただきます。

答弁にもありましたけれども、自治会というのは地域コミュニティの中心的な担い手であり、行政と住民が一体となり取り組む町づくりを進める上で最も重要なパートナーであると考えていますということで、私もそのように思っておりますけれども、もう少し具体的に、自治会に対して、自治会の役割というんですか、どういうふうな捉え方をしているか、町は、パートナーではあるけれども、具体的にどういう取組をやっていたかというようにことがありましたら、その辺を少し説明していただければと思いますけれども。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

町長から答弁させていただいたことも重複するかもしれませんが、町から補助金のほうを支給して自治会の活動をバックアップさせていただいております。その活動の中には、交通安全だとか防災会の活動だとか、あと、社会福祉活動だとか環境美化活動、青少年の育成活動とか、そういった様々な目的を持った補助金もございますので、そういった細部にわたり、自治会の皆さんには、町の活動に対して、または地域の取組に対して御協力をいただきながら、行政とともに町づくりをしていただきたいと思います。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 自治会の役割ということに関しては、私自身は大きくは二つ役割があるというふうに考えていまして、一つ目は、自治会ですから自治管理するということにおいて、住みやすい環境を整備するとか安全の確保をするとか地域の住民のコミュニティ、そこを円滑に進めるというような役割と、もう一つは、町との相互連携ですよね。

町の情報をしっかり伝えていただくということと、地域の住民のニーズや課題というのを逆に町に、自分たちでも相談して公告していくんですけども、町に対してしっかりとその課題を伝え、お互いにその課題を解決していくというような大きな役割があるのではないかと考えているんですけども、そうしたことを考えると、基本は全戸加入というのが、それが最も効果的に動けるものだというふうに認識しているんですが、低下している。基本は、組織の前提とすれば、やっぱり全戸加入というのが一番望ましいんですが、現状で低いということについて、問題点は今のところ町としては感じているのか感じていないのか、そこはどうですか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

町としましても、できるだけ多くの方が自治会に加入していただきたいという気持ちは持っております。問題点としては、議員と共有をしているというか、同じようなことは考えておりますけれども、なかなか個々の考え方もございますので、町が強制して自治会に加入ということを勧められないという立場もございまして、大変、動きには苦慮しているというのが現状でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 令和3年10月25日に行われました総務省自治行政局市町村課が主催した「自治会・町内会の活動の持続可能性について」で出された資料でございますけれども、市区町村の施策により自治会活動が変化した主な事例に吉田町が出ています。変化の概要には、「女性町内会長が増え、町内会運営や防災訓練など、女性目線の意見が取り入れられた。常会などにも、女性役員がいることで女性の町民が発言しやすくなった」と紹介されています。

このことを話したいわけではなくて、その資料に都市の人口別加入率というのが出ています。人口5万以上、10万未満の自治体は、全国平均で68.1%、1万以上5万未満の自治体は75.3%、1万未満の自治体は88.8%ということになっております。吉田町の人口3万弱ではありますけれども、65.7%という、同じくらいの人口の自治体に比べて低いということに関しては、何かお考えはありますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

議員からも資料のほう示していただいたとおりの数字なんですけれども、町長からも御答弁させていただいたとおり、原因としては単身世帯でお仕事等で吉田町に定住の期間が短い方の転入も多いということと、あと、家族の中で世帯分離をされている方が多いということ、あと、アパート等で一部屋に複数人の世帯主を設けて、ルームシェアみたいな形でお住まいになっている方が多いと、また、高齢者施設等で住所は同じなんですけれどもお部屋ごとに世帯主があると、様々な原因があるのかなというふうに町では考えております。

そういった世帯数を分母として加入数のもので計算をしますと、どうしても様々な要因、そういった要因が重なりまして、議員からお示ししたとおりの数値に加入率としてはなってしまうということになります。

加入数で見えていきますと、吉田町としてはそんなに過去減っていない、むしろ、自治会によっては上がっている世帯数もあるということですので、だから大丈夫だという答弁ではないわけなんですけれども、状況としてはそういう形になっているというものです。

私のほうが先ほど御説明させていただいた一部屋にルームシェア的なもので住んでいる世帯主を、例えば一人として仮定しますと、ざっくり町計算ということなんですけれども、加入率としては73%ぐらいの加入率を維持しておりますので、議員からお示ししていただいた総務省の75.8という数字にはまだまだ数的には劣っておりますけれども、今、示している令和4年という65%という数字で私たち持っているんですけれども、その数字よりも多いというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 私が示した参考資料もグラフの右側が平成26年を1として世帯数そ

のものがどれだけ増えたかというのが出ています。北区と片岡というのは増えてきているというのは分かっているわけですが、それ以上に母数が増えているから見た目は加入率というのは減っているというのは事実で、そこはそう思うんですが、こう今おっしゃったその原因というのはいろいろある、世帯の問題、これ、今日詳しく聞く気はありませんが、これは考慮すると73%というのはまた後でしっかり教えてください。ここで教えても時間かかっちゃうんで。

今後、答弁の中に、転入者や外国人へ向け、加入促進のため自治会連合と連携を図り企業への働きかけというのをやっていくということでございますけれども、具体的にはどういうことをお考えなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

吉田町の中には、大きい企業さんで企業所有のアパートとかを所有している会社の方もいらっしゃると思います。そういったところに自治会の加入促進をお願いをしたりだとかということを町としては考えておりますので、また、そこは自治会連合会でそんなやり方はどうだということを提案させていただいて、自治会の皆さんにも御意見聞きながら動いていきたいなとは思っております。

あと、もう一つ、うちの町のアンケートではないんですけども、国とか大きいところの自治体でアンケートを実施したところ、何で自治会・町内会に加入をしないんですかというアンケートの問いに対して、加入方法が分からない、また、誘われないというようなのが上位に挙がってきておりました。吉田町もそういう状況がもしあるのだとしたら、自治会に加入する方法としてはこんな方法がありますよということもPRをしていけば、もうちょっと加入率も上がるのかなというふうに考えておりますので、そういった方法も町と自治会と協力しながらどんな方法がいいのかということも、今後検討していきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 参考資料の3番目です、吉田町の人口が書かれました。総人口、日本人人口、外国人人口、これを取った7月末では外国人が初めて2,000人を超したという状況ではありましたが、8月末のデータを見ますと、それよりも85人増えて2,125人になっており、それに対して日本人は13人減の2万7,240人、要するに、外国人は増える、日本人は減る、それで、何とか均衡を保つがちよっと上がっているというような状況であります。

今後、新型コロナによる入国規制というのが緩和されていくと、また増えてくる可能性はあると思うんですけども、そうしたときに、外国人の方へ現状、今、どういうアプローチで入会してくださいよと、そういうことを町がやっているのか、それは全然、そういうことに今現在はタッチしていないのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

ちょっと、答弁の繰り返しになってしまうかもしれませんが、なかなか町から自治会の加入ということは、今、現状として難しいと捉えておりますので、直接町から自治会の加入について外国人の皆様にお知らせしていることはありません。また、今後については、



連合会と協議していただきながら、どんな方法が効果的なのかということは検討していかなければいけないなどは思っております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 外国人ということであれば、吉田町にも国際交流という会がありますよね、そういう方々とも協力し合って外国人にアプローチしていくというのも、一つの手ではないかというふうに思っているのですが、そういうことも含めて考えて、より入っていただくような施策を打っていただきたいと思います。

加入率の低下に関してもう一つ、アパートの問題があると思うんです。オーナーさん次第のところもあるわけです。オーナーさんがしっかり払って、住民の皆さん参加してくださいという方もいれば、名目上加入はするけれども、活動しなくていいですと明らかにおっしゃっているオーナーさんもいると、その辺に対して、やっぱりそこも加入率上げるというポイントになると思うんですけれども、今も、先ほど言っていますように人口が増えているという中で、一人世帯というか、そういうのも増えてくるとなると、そういうアパートへのアプローチというのも大切なんですけれども、そこはどちらかといったら自治会がやるべきことかなという思いもあるんですけれども、一つの提案なんですけれども、「広報よしだ」を作るというメンバー、これ、全国表彰されたり優秀なメンバーがいると思うので、そこは各自治会の皆さんとどういった活動をされているのか。

また、自治会に入るとこんなメリットがありますよとか、こういうデメリットがありますよというようなパンフレットを使って、できることなら全戸配布をすれば、今の配布方法だと自治会に入っている人しか配られないわけで、全戸配布することによって加入促進を進めていくというような考え方というのはないでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

町から発行している「広報よしだ」に自治会の加入のことをPRしていくということに関しては、今後、それがいいか悪いかということを検討していかなければいけないなどは思っておりますけれども、一つ、今、議員からの御質問を聞く中で、チラシを不動産屋に置いてもらって、そのお部屋の契約に来たりだとかということにPRに御協力をしていただくようなことはやれるのかなというふうに思ったりもしましたので、今、ごめんなさい、私がちよっと思ったということだけですので、またそういったことも連合会と相談しながら、どんな方法が効果的かということも検討していきたいかなと思います。議員さん、さっき、国際交流協会のお話もしていただきましたので、また、様々な、皆さんが集まるところにいろんな加入促進のことを呼びかけていきたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 自治会への加入率の低下で私が一番心配、そういうこと言っちゃいかんかもしれませんが、要するに防災なんです、危惧しているのは、要するに、防災に関する情報というのが届かない人がいる。そのために防災訓練にも出ない、出られない。加えて、コミュニティの不足によって自助とか共助という点においてどんどん低下していく可能性があるというふうに考えておまして、防災課としては、この自治会の加入率の低下というのは防災の観点からはどういうふうな見解をお持ちでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今、議員の御質問ありましたように、自治会の加入率、防災に関するものというところなんですけれども、もちろん、加入されている方が多くいけば、それによって防災に関する情報等も速やかに伝達等も可能になってくるものだと思っておりますので、加入が多くなるということは大変喜ばしいことじゃないかなというふうには思っております。ただ、防災の情報につきましても、加入されていない方ももちろんいらっしゃるかと思うんですけれども、そういう方につきましても、幅広く情報ができるような形としまして、町の情報伝達手段のほうをフルに活用させていただく中で、随時情報発信しながら努めていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そういう点では、防災ラジオを配布しているとか、そういう情報でできるだけ多くの情報を町民の皆さんに流していきたいと、最近はLINEでもやるようになったというのは認識しているんですけれども、やっぱりどちらかという、町内会に入っていない人で防災訓練来ている人っているんですか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

申し訳ありません。必ずしも来ているかないかというところまでは詳しい情報をちょっとつかんでいないところあるんですけれども、お話を聞く中で、外国人の方も防災訓練に参加していただいているというところのお話も聞いているところもございますので、加入されていない方も、広報とか何らかの形のものを見て参加いただいている方も、中にはいらっしゃるかというふうには思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 現段階では組長が集計しますよね、参加人数。ということは、組の人間をチェックするだけであって、それ以外の人はチェックしていないというのが現状だと思うんですが、外国人も組に入っていれば参加していただくと思うので、実際に3割か4割ぐらいですか、防災訓練に参加していらっしゃる方というのは、やっぱりそこをどんどん上げていっていかなきゃいかんと思うんですが、この防災に関してやり出すとまた長くなるので、また、次回かその次くらいにやることにします。

それで、加入を促進するという点に関しては、いろんなことを今後連合会と連携図りやっていますというようなことなんですけれども、そこはしっかりとやっていただきたいというふうには考えております。

そのときに、メリット・デメリットというお話は町からは言えないというようなことを書いておりますけれども、やはり入っていただくということに関して言えば、自治会に入ったらこんなメリットがあるよというふうには人としっかり触れ合うことができる、防災に関して、防犯に関してそういうしっかり見てくださっているというようなこと、また、課題、個人的な課題にしても自治会で相談して解決していくと、そういうことができますよというようなことをしっかりお伝えして、ただ、デメリットとしては会費払わなきゃいけないよとか、役が回ってきますよというような、そういうことをしっかりお伝えして入っていただくとい

うことをやっていただければというふうに考えています。

先ほども言いましたけれども、役が回ってくるということで、結構自治会の役員の方というのは結構御苦労されているという認識であります。

資料4の自治会の抱える問題や課題の変化というところで、自治会が抱える問題というのをグラフに示しております。その中で、役員の成り手不足、役員の高齢化・固定化、高齢化・過疎化で組織維持困難が比率的にも高いということもございます。これは、2008年と2020年を比べた場合です。この両年を比較すると、真ん中あたりにあります高齢や介護で脱会及び役員や会費の負担重く、脱会が急増しているという状況であるということでもあります。

先ほど紹介しました総務省による会合の資料によりますと、自治会の負担軽減の取組についてというページがありまして、自治会の負担軽減の取組について二つ取り上げている。市町村の担当窓口の一本化というのが挙がっています。

吉田町の現状というのはどうなのでしょう。今、自治会と町との窓口というのはどういう状況なのでしょう。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課のほうで、自治会連合会の事務局のほうをやらせていただいておりますので、ほかの課のことに関しても、総務課のほうにお問い合わせしていただければ、うちのほうから担当窓口におつなぎしたりだとか、うちのほうで一旦、悩み事だとか相談事を受付させていただいて、またお答えするだとか、ということをさせていただいておりますので、大きな窓口としては総務課のほうでやらせていただいておりますのが現状でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それで、以前、基本的には吉田町が自治会の皆さんにお願いしていることはどういうことがありますかとお聞きしたときに、総務課からこういうことをお願いしていました。でも、ほかの課からもあると思いますというような答えだったと思うんですけども、やはりそのときに思ったのは、総務課が窓口であれば、総務課というのはしっかりどういう依頼がいつているのかというのを把握しておくべきだし、やたら多いようなら少しはセーブしろという話が出てくると思うんですけども、やはり、町が自治会に対してどういう依頼をしているかというのは、どこかの部署が基本的には押さえているという状況をつくったほうがいいと思うんですが、そこに関してはどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

委員の就任に関しましては、4月1日から必ず就任するものばかりではないというふうに思っております。4月から就任するものに関しては、総務課のほうで一度まとめさせていただいて、来年こんな委員の改選があるので自治会の皆様お願いしますというようなことはやっておりますけれども、途中途中のものに関してはちょっと今の状況ではまとめ切れていないのかなというのが現状です。

今後、全部総務課でまとめるようなことを検討することが必要ならば、総務課のほうで窓口になって全部のものを把握したいなと思っておりますけれども、今の現状としては議員おっしゃるようにちょっとばらばらとしている形になっております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 逆もあり得ると思うんです。自治会のほうから町に連絡する。土木関係はまずは総務課に行くというふうなお話は聞いているんですけども、やっぱり直いくようなことはないのかという話。

結局、自治会からの要望というかお話をやっぱりそこで町が一括してどこかの部署がそれを理解しているということができれば、町と自治会のコミュニケーションをより円滑にいて人間関係もうまく進むとすれば、より課題も解決に近づくのではないかというふうに考えておりますんで、その辺を、後では言いますけれども、連合会の方々としっかり相談していただければというふうに思っております。

窓口に一貫化というのはそういうことなんですが、私、1年ですけれども町内会長をやりました。一番苦労したのが、人の推薦です。

現在、今、答弁にもありましたけれども、町から自治会に依頼している委員等は交通指導員、民生委員、児童委員、下水道料金審議会委員、青少年健全育成委員、生涯学習推進員、保健協力委員、選挙管理委員の7つと総務課からのお話があったんですけども、選挙の立会人とか吉田町表彰候補の推薦とか交通安全協力委員等ほかにもあるわけなんですけど、この自治会にお願いしているのと別に町が委員を選出するというのもあると思うんですけど、吉田町役員名簿というのを見ると、そういうのを除いていったとしても10以上は町が決めているわけです。

町が決めている役員、委員さんと、自治会に依頼している委員、推薦をお願いしている、これ、何が違うんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

私の今からの答弁が全ての委員に該当するかどうかというのはちょっと分からないところで申し訳ないんですけども、より地域の方のところへ還元される委員のお仕事につきましては、地域の方から選出をお願いしたいと考えております。例えば、民生委員、児童委員さんにつきましては、地域のことを一番よく知っている方に委員さんになっていただいて、身近な方、その御家庭のことが分かる方のほうが、よりその役割を果たしていただけるというふうに思っておりますので、そういった方が地域の方からの選出をお願いしたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 建前はそうだと思います。ところが、私も、生涯学習員とか保健協力委員とか探しなさいという指示が来るわけです。同級生もいないわけですし、どうやって探すんだと、そして、現委員の方に、どなたか推薦してもらえませんかねと言うと、次の人を探さなきゃ私は辞められんのかというふうなお叱りを受けたわけです。

それで、実際にそこに、地域に精通した人を申し訳ないですが出せていない。ある人は、私の本当の友達とかに頼むと。それで、やってもらおうと。保険協力委員なんかも、最後は女房ですよ。やってくれる人がほかにいないんだよ、それで、やってもらおう。現状そうなんじゃないかと。地域のことを精通した人が出てきている、全員が全員じゃないとは思いますが、かなりの部分、何とかお願いして出てきて、もう名前だけでもいいからみたいなどころあると思うんで、そこは町の考えている人選の方法と、実際に行っている人選のやり方というのは相違はかなりあるのではないかと思うんですけど、そういう実態というのは町は知

らないということなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員のおっしゃる人選、確かに乖離があることは事実だと思います。なかなか、今、言ったように生涯学習だにどうかそんなところ結構多いんだと思うんですよ。しかし、まして頼みますよとかそういう形でやると、そうした部分はあるとは思いますが、基本的に、まず、いろんな形で委員をお願いするのは、地域の方々にやっぱり自治会活動に参加していただいて、こんな言い方だとちょっとまずいかもしれませんけれども、町づくりとか土地への愛着とかそういうのをもっともっと涵養していくというのがまずあると思います。

それと同時に、今、総務課長が最初に申し上げたことですが、やはり民生委員、児童委員であるとか交通指導員であるとかそういう方については、基本的にやはりその地域に住んでいてその地域をよく知っている方をお願いするほうがより結果を効率的にいくわけです。だから、そういうふうなことも考えてお願いしているというわけですが、たくさん出てくる、議員がおっしゃったところにおいては、その辺でちょっと乖離があるのかもしれませんけれども、しかし、それも最初に申し上げたとおり、自治会活動に参加することによって地域をより知っていただくと、そういうふうな一つの効用があると思っております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 民生委員、児童委員も自治会から推薦するということなんですが、吉田町には民生委員推薦委員会がありますよね、そこと自治会が探すということの関連性はどうかですか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、鈴木尚雄君。

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課でございます。

今、議員のほうから御質問のありました推薦会との関係ということでございますけれども、まず、自治会のほうから民生委員の候補者の方を推薦をいただいております。そして、その推薦のあった候補者の方について、それを県のほうに実際に推薦するかどうかというのもその推薦会のほうで改めて検討しましてやるということで、候補者を実際の推薦者とするかどうかを検討するところがその推薦会ということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 流れとして、推薦会つくらなければならないのか、要するに、厚労大臣が任命するわけですよ、民生委員というのは。だから、そういうステップを踏まなければならないから、そういう会を設けていますということなのか、逆に言えば失礼な話じゃないですか、自治会の役員の皆さんに推薦してもらって、この人が民生委員に適しているかどうかをその委員会で判断するというのは、私は失礼な話だと思うんです。やらせておいて、出してきた人を駄目だ、多分、駄目だというようなのがあったかどうか知りませんが、必要なればもう町の方々が、福祉課というのはそういう活動をされている方をよく御存知なんだろうと思うので、そういう人から福祉課なら福祉課が選出するとか推薦するとか、そういうことはできないですかね。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、鈴木尚雄君。

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課でございます。

まず、その推薦会のほうで各自治会から推薦していただいた候補者をふさわしくないというのは失礼ではないかというなお話いただきましたけれども、基本的には、推薦いただいた方がちゃんとそちらの職務のほうをやるかどうかという本人の状況のほうを確認した上で推薦をするということで、そこでこの方はふさわしくないんじゃないかといったようなこと、条件として、すみません、話がちょっと前後してしましますが、もともと、自治会のほうで候補者のほうを推薦していただくときに、民生委員の適格要件ということもお示しさせていただいた中で推薦のほうしていただいておりますので、その挙がってきた方がそちらの条件にうまく合っていないということは基本的にはないものと思っております。です。で、そちらのほう確認をして、会社員の方であれば、本当に民生委員の活動ができるかどうかといったようなところ、そちらのほうの確認を取った状況もお伝えさせていただいた上で御承認をいただいて、推薦をするというような形を取っております。

そして、もう一つ、福祉課のほうで直接民生委員の候補者のほうを選出すればどうだろうかというお話であります。こちらにつきましては、最初の答弁のほうでも申し上げましたとおり、やはりどういった方がその地域に住んでいるかということは、福祉課のほうでは情報のほうはちょっと持ち合わせておりませんので、より地域のほうで、地元の方のことをよく御存知の自治会の方による選出というものが最もよい方法であると考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） ここで町の建前と現実、こう、やったとしても埋められないと思うんで、これに関しても、これは私の私的なとか私の意見ですので、自治会の皆さんともしっかり議論していただいて、自治会の負担軽減に対してどういうことをやっていったらいいのかということは、議論していただきたいというふうに考えます。

そのときに、実際、何とかやってくださいということにいくんですけども、自分も何をやればいいのかよく分かっていないわけですよ。生涯学習推進員、何やるんだと言われても正確には答えられないわけです。協力委員、何やるんですかって答えない。まあ、大したことないからと、そういう話。

だから、そこに対して、今後、こういう方を推薦いただきたいということであれば、これはこういう仕事があって、具体的にはどのぐらい出なきゃいかんのかと、それは夜なのか昼なのかとか、そういう情報が実際に勧誘に行く方に入っていれば、より丁寧に説明できて、少しは、それならやってもいいかなぐらいに思ってもらえるようなことはないかということで、そういう情報を自治会のほうにいただいて、そういう紙があれば、こういうことなんだよとお渡しして見てもらえると思うんですが、そういうことに関してはどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

連合会を通して依頼をお願いするものに関しては、連合会で、こんな委員さんでこんなお仕事で、じゃ、どれぐらいの活動があるのかということは、何か口頭ではなく紙で依頼するところまで届けるような形を取るように、今後、工夫をさせていただきたいと思っております。ごめんなさい、過去、そういったことをやっていたかどうかというのは、ちょっと私の認識不足で大変申し訳ありません。

ただ、議員が再々、今、御質問、御意見いただいている民生委員、児童委員のことにしましては、やはり委員の選出について、大変地域の皆様も苦勞しているというお話は今年になって総務課にも入ってきておりますし、担当課の福祉課のほうも共有をさせていただいております。改めて、連合会でも話をさせていただいて、こんな活動だというペーパーもお出ししてありますので、そういったことをより丁寧にもしていききたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） では、もう時間もないので、お金の話にいきますけれども、何でそんなこと聞くのか分かんというお答えなんですけれども、実際は会費集めています。一般の町民の方からも集めていますけれども、これ、自治会によってやり方違うんですけれども、法人の方からもお金を協力的に集めているところでもあります。それは、異なる金額、それぞれ自治会の考えで集めていらっしゃるというのはあるんですが、これ、お願いするのには、三役の方がそこの会社へ行って、お願いしますと言うのもあるし、町内会長が分担でお願いしますと、それも現実にあるわけですよ。

これも一つ、役員の方の負担になっているというのも事実であります。そうしたときに、やっぱり集めたものを町からの補助金というものだけではまだその活動をしていくということに対してまだ足りない。100万とか300万ぐらい法人の方から頂いているわけです。

そういうことを考えると、やはり今の活動の中において、もう少し町からの補助金というのを出せないかというお話なんですけれども、今日の話を見ると、「各自治会の要望やそのときの状況に対応していくべきものである」と、各自治会において新たな取組を行うなど状況の変化につきましては、補助金の増額や補助制度の新設」という回答いただきました。ということは、今まで十数年間、それがなかったから増えていないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

過去の経緯は、申し訳ありません、どこまで遡っていいのかというお話もあると思いますけれども、町長も答弁させていただいたとおり、予算を決定するに当たりましては、今年度どんな事業がある、町としてはどれぐらいの予算要求をしたらいいのかということは、連合会で図らせていただいているというような形式を取っておりますので、何か御要望があれば、そのときに、町としてはお聞きをして予算要求をするものはするという形を取っております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そういう話も連合会の方たちにもしっかりお伝えして、要求があればどんどん出してくださいよというようなことをお伝え願えればと思います。

一つ、確認しておきたいのが、今年の自治会において、自治会運営費と町内会活動費が従来世帯を単位としてやっていたのが人口割りにしたじゃないですか、そのときには、それは自治会の皆さんの了解を取っていますという説明のときにはあったわけです。それを話したときに、自治会の皆さんからどういうお話があってどういう議論がなされてその結論に達したのかというのはありますでしょうかと言っても、前任者しか知らないということですか

ね。

心配しているのは、町がこうだと言や従わざるを得ないよと、そこで、ちょっとおかしいんじゃないですかと言ったとしても、逆にそれは出さないといけない、怖いわけで、要するにそういう状況になっていませんかと、連合会で活発に意見が言えるような状況になっているかどうかという、その確認です。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の今の発言は取り消していただきたい。いわゆる連合会の人間とは毎月連合会で話をしていますけれども、いろいろ話をすることもございますけれども、一番町にとって大事な組織が自治会であると、当然のことながら、今言った予算の問題等につきましても、自治会のほうでこういうふうな事業を今後やりたいとかそういうことありましたら、当然、町としては、それをできる限りかなえる方向で考えていますので。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それであれば、先ほど申したどういう議論があったのかということのをちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 去年の経緯を申しますと、議員からも昨年質問がありまして、我々の問題意識としても、人口が減っている中で世帯数が増えているということで、世帯数単位を基準として配布するにはやっぱり問題があるんじゃないかと問題意識がありまして、その辺のところを我々のほうからその趣旨を丁寧にお話しさせていただいて、それについて御賛同いただいたということで、一応、ちゃんと趣旨はそういう形で、我々理屈というかその辺の考えを丁寧に説明させていただいた上で御了解いただいたと、そういうことだと理解しています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 時間ないので、今日お話ししたことに関して言えば、その自治会の方とも相談した部分もありますけれども、かなりの部分は私の考えを町に伝えたというところがありますので、こういう話が一般質問であったというような話を連合会の方々に話させていただいて、それを基に連合会の方と町というのがしっかり話し合いをして、よりよい自治会をつくっていくと。よりよい活動をしやすい自治会をつくっていくためには、町が何ができるのかということも町に関しては考えていただきたい。やっぱり、目指すは、住みやすい自治区だし、吉田町だし、だから、そのために町が何ができるかということを考えていただきたいと思いますので、そこはよろしくお願ひしますが、何かありますか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

町長も御答弁させていただきましたけれども、町としましては、自治会の皆様は大切なパートナーと、町づくりと一緒にやっていく仲間だというふうに思っております。議員がいろんな御質問の中で、なかなか自治会が町に対して御意見が言えないような関係が、もし私たちにあるのであれば、それは反省しなければいけないなと思いましたが、そんなことがないようにこれからもやっていきたいと、御意見をしっかりと聞いて町づくりに生かしていきたいなと思っております。



○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 最後にちょっと、誤解がないように。

自治会の方から、言えないというようなことは私、聞いていませんからね。そこはしっかり自治会の方と話していただいて。答弁を聞いていると、そういうふうに感じたということですので、それが事実だとは言っていないので。そこは、無理にそう理解しないでください。

じゃ、終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、12番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時05分とします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は、12名です。

引き続き一般質問を行います。

---

◇ 山 内 均 君

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 8番、山内 均でございます。

今回の質問の前に、ちょっと申し訳なかったですけれども、資料の1、文中に四つの写真がありますけれども、この四つの写真の中のを見ていただくと、カラーでやるとよかったですけれども、A、B、C、これは同じ日に撮った写真です。Dは1年、2年後の雨が降った夜の写真です。同じような写真ですけれども、この中でちょっと課長から指摘されたのが、2021年10月22日、多分これ、間違いじゃないかと言われたんですけれども、ここに今日見えていただいております方からこういう形で資料を頂きましたので、それを実際には私のほうでちょっとミスかもしれませんけれども、調べればよかったです。

この夜の写真は、これは2019年10月12日夜9時頃の台風のときの写真ですので、これも含めて、こちらは正確な情報、間違いはないと思いますけれども、疑っていなかったものですから、すっかり引用していましたので、申し訳ない。すみません、そういうことで、もうちょっと調べればよかったです。

1の資料の質問をいたします。

神戸川の冠水対策及び排水系統の見直しについてということで、お聞きいたします。

近年、日本各地で豪雨による河川の氾濫や冠水が頻繁に起き、建物等に被害が発生しています。吉田町の北区地区では、能満寺北側を流れる神戸川が頻繁に冠水し、床下浸水等建物

の被害が常態化しています。

資料①は、2019年10月12日の台風の雨によって神戸川が冠水したときの周辺の状況と、住宅に発生した床下浸水の写真であります。

また、北区は、都市化が進み田んぼが宅地化され、遊水池が減少して雨水等の多くが神戸川へ流れ、流量は増大をしている。大雨時には、湯日川との合流地点では神戸川へ逆流が発生し、冠水の要因にもなっている。

冠水に対する地域からの要望に対して、町からは「現在、神戸川を含む湯日川流域の調査・分析を行うための治水対策検討業務を実施しており、来年度には具体的な対策案において排水系統の見直しも検討していく予定でございます」との丁寧な回答をいただきました。

地元の人たちは、これからの町の計画に大いに期待しているところであります。

一方、排水経路について、神戸川の水を直接水路に流すことによって、農業用水に利用することも合理的ではないかと考えます。

そこで、以下の点について、質問をします。

(1)神戸川の治水対策は、冠水による被害の解消が優先課題となると思うが、町の基本的な考えは。

(2)実施に向けた今後のスケジュールは。

(3)排水系統の見直しとは。

(4)過去の雨量調査から、冠水に危険な雨量数値の設定はしているか。

(5)冠水場所は、今とは違い、数十年前は湯日川の出口近辺だった。検討には、地元を知る人や被災者等の意見を反映させていただきたいが、考えは。

(6)県道住吉金谷線と町道富士見東名線の道路面が神戸川より高くなり、冠水に影響していると思う。県との協議は行われるのか。

答弁、よろしく願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の御質問にお答えする前に、神戸川の概要と神戸川を含む二級河川湯日川の流域を取り巻く治水対策の現状について、御説明いたします。

神戸川は吉田町神戸の青柳地区や下川原地区、向原地区など約130ヘクタールの区域を流域とし、山崎橋の約50メートル上流側において二級河川湯日川に接続する河川でございます。

神戸川全川のうち、下流側の延長765メートル区間につきましては神戸都市下水路と位置づけ、その上流側につきましては普通河川神戸川として管理をしております。

このように、神戸川は県が管理する二級河川湯日川の支流となりますが、湯日川流域は富士山静岡空港や吉田インターチェンジ、広域的な幹線道路などを有し、交通ネットワークの要所として利便性が向上し、さらなる発展が期待されております。

その一方で、近年の気候変動に伴う豪雨の激化や台風の大型化による洪水被害の発生も懸念されることから県では治水・利水・環境が調和するとともに安全・安心で地域に親しまれる憩いの場となる川づくりを進めるため、湯日川水系河川整備計画を策定することとし、計画策定に当たっては、地域の代表者や各分野の専門家で構成する湯日川水系流域委員会が令和元年11月に設立されました。

これまで、3回の委員会が開催され、本年度中には湯日川水系河川整備計画が策定される予定と聞いております。

県では併せて、湯日川など榛南地域を流れる二級河川流域において、水害の激甚化、頻発化に備えるため、流域全体のあらゆる関係者が主体的に水害対策に取り組む流域治水を計画的に推進することを目的とし、昨年2月に、静岡県や当町を含む関係市町、大井川土地改良区で構成する榛南地域流域治水協議会を設立いたしました。

5月25日には第3回榛南地域流域治水協議会が開催され、7月27日の町政連絡会において御報告いたしました坂口谷川水災害対策プランと同時に、湯日川水系流域治水プロジェクトを策定されました。

この流域治水プロジェクトは、水害リスクの増大に備えるため、河川等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、いわゆる流域治水の全体像をまとめたものでございまして、三つの対策の柱が示されております。

一つ目は、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策でございまして、河川改修や内水氾濫対策の強化、雨水貯留浸透施設の整備といったハード的な対策となります。

二つ目は、被害対象を減少させるための方策でございまして、土地利用の適正指導や立地適正化計画による浸水リスクを考慮した町づくりの推進などの対策となります。

三つ目は、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策でございまして、ハザードマップの周知や住民に対して水害・土砂災害リスクへの理解を促進する取組といったソフト的な対策となります。

今後は、この流域治水への転換を進めることが求められております。

それでは、神戸川冠水対策及び排水系統の見直しについての御質問のうち、1点目の神戸川の治水対策は、冠水による被害の解消が優先課題となると思うが、町の基本的な考えはについて、お答えいたします。

町では、湯日川流域における流域治水の考えに基づき、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策のうち、流下能力向上のための河川改修の実施や内水氾濫対策の強化などを進めるため、まずは治水対策検討業務を実施することといたしました。この業務では、河川などの河道改修、雨水排水施設の整備・改修、河川水路のしゅんせつなど具体的な対策を計画してまいります。

しかしながら、これらの対策は過去の実績洪水などから算出された一定の雨量に対するものであり、近年各地で頻発する想定を超える記録的な豪雨の発生を考えたときに、冠水による被害の解消というところまで確約できるものではございません。

町といたしましては、このような状況において、流域治水の考えに基づき流域の壊滅的な被害を回避するため、ソフト対策と併せた治水対策を実施していくことにより浸水被害の軽減を図ることができるよう取り組んでまいります。

次に、2点目の実施に向けた今後のスケジュールはについて、お答えいたします。

さきに申し上げました湯日川流域における治水対策の検討業務につきましては、6月に令和4年度二級河川湯日川流域治水対策検討業務委託の契約を締結いたしました。

この業務では、基礎調査から施設整備計画の策定までの総合的な治水対策を検討していく予定でございしますが、対象とする流域面積が約500ヘクタールと広大であることから履行期

間を令和5年度までの2か年として実施するものでございます。

1年目となる本年度においては、流域における内水被害調査、地形調査、流域状況調査などの基礎調査を実施した上で流域における内水被害等の特性を把握する予定でございます。

2年目となる来年度においては、内水処理方式・手法の検討、内水解析モデルの作成などを実施した後に、流域の治水安全度が確保できる施設、規模を計画する予定でございます。

この計画により位置づけられた整備メニューの実施時期につきましては、事業費や優先度などを鑑みながら検討してまいります。

次に、3点目の排水系統の見直しとはについて、お答えいたします。

現在進めている治水対策検討業務では、湯日川流域全体を対象としており、例えば、湯日川の支流となる神戸川、さらにその支流となる道路側溝や水路についても断面や勾配などを調査し、現状の排水系統を確認いたします。その上で、対策の一つとして、排水ルートや排水先などの見直しを実施する予定でございます。

次に、4点目の過去の雨量調査から、冠水に危険な雨量数値の設定はしているかについて、お答えいたします。

坂口谷川水災害対策プランでは、解析を進める上で、平成25年4月豪雨の時間雨量63ミリと令和元年10月豪雨の時間雨量48ミリの二つの実績洪水を設定いたしました。

現在進めている治水対策検討業務におきましても、基礎調査の結果から過去の実績洪水をモデルとして雨量の規模を設定し、対策を検討していくこととなりますが、対象となる雨量につきましては今後検討してまいります。

次に、5点目の冠水場所は今とは違い、数十年前は湯日川出口近辺だった。検討には地元を知る人や被災者等の意見を反映させていただきたいが、考えはについて、お答えいたします。

現在、進めている治水対策検討業務では、土地利用の変化や道路網の整備などにより生じた地形の違いなどについても調査した上で冠水の原因を追求し、対策の検討につなげてまいります。

また、業務の一つでもある内水被害調査では内水被害時の被害状況などを整備するとともに、必要に応じてヒアリング調査の実施も予定しております。

このような調査の実施に当たっては、現地の状況を熟知されている地元の方々の御意見も参考にさせていただきたいと考えておりますが、具体的な方法につきましては今後検討してまいります。

次に、6点目の県道住吉金谷線と町道富士見東名線の道路面が神戸川より高くなり、冠水に影響していると思う。県との協議は行われるのかについて、お答えいたします。

県に対しましては、流域治水の考えの下、さきに申し上げました湯日川水系流域委員会や榛南地域流域治水協議会などの場を通じて、町の現状を伝えることで課題を共有してまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 町長より答弁いただきました。

内容としては、実際、今、現状やっていることですので、中には踏み込めないことはよく

分かりますので、その上で、私はここにずっと住んでいて、実際に何が起きているか、そういうものを中心にしながらこれから進めていただくこと、それをお聞きしたいと思います。

まず第一に、今年度というのは平成5年3月末をもって今年度としていますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

今年度というのは、令和5年3月末日までということであります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 答弁の中に、全体的には大きな感覚で概念的な話が出ていたわけですが、今年度といたしましても今どのくらいまで進んでいるのかちょっと分かりませんが、もう10月ですよ。10、11、12、1、2、3、あと半年でかなりの踏み込んだ調査をしていただきたいと思うんですよ。

実際に、今日、この傍聴に来てくださっている方もいろんなこの資料を頂きまして、この方のうちがもう今写真であるような床下の、もう雨が降るたびにとにかく車を移動するんです。隣のうちもそうです。あの一帯がそうです。そういう状況が昔はなくて、最近がすごい出来上がってきたと、それが自分が感じているのが正しいかどうかはちょっとこれからの調査の結果になるでしょうけれども、そういう中で、今、どこまで進んでいますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

今、発注している治水対策検討業務の進捗状況ということでお答えさせていただきますが、6月に契約をしまして、その後、どのように進めていくかという業務計画を立てます。それはもう当然済んでいまして、今はもう資料収集です。

これは、町のほうで提供する資料もいろいろあるんですが、今は、資料収集をやっているという状況でございまして、現在の計画では年内基礎調査ということでそういう資料収集であったり、内水被害調査、地形調査等です、そういったものを行っていきたく思います。この中に簡易測量というものも含まれるんですが、これはおおむね年内に行っていて、先ほど申し上げました3月までに内水特性の把握ということで、こういったことが原因で内水被害が生じているかというのを追求していきたく、そのようなスケジュールでございます。以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 確かに、調査がどの程度の頻繁さ、濃さで行ってくれるかということですが、今年度中に出すということになると、そこに住んでいる方の実際に困っている方、以外とトンネルができたことによって、旧道の坂から上がってくる道が車通れなくなったんですけども、あそこから鉄砲水が出るわけです。

それで、ちょっと心配したのは、過去のシミュレーションが54ミリとか60ミリ、答弁の中で。先月起きたことが、私、浜松に15年住んでいたんですけども、東名のすぐ近くの川が氾濫するとは考えられなかったんです。ただ、あその水が100ミリから120ミリですよ、時間。この想定は倍ですよ。もう何が起きるかというのはもう考えなくても分かりますよ。恐らく、もう床下上がっちゃうでしょう。それと、東名の新しくできた道までは間違いなく上がってくるでしょうね。

そういう意味で、そこに住んでいる方の意見というのを今年度中には、どこかで聞くようなスケジュールというのは具体的にはありますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

町長答弁でもございましたが、地元の方の意見というのも大変貴重なものと思ひまして、そういった意見も参考にさせていただきたいというのは考えておりますが、それが実際、現地で立会いするのか、または別の形でやるのかというのは、方法についてはまた検討していくんですけども、今、現時点では、時期については令和5年頭初、ですから4月から春先から夏頃にそのようなヒアリングというか、あと、合同踏査というのも今予定しているんですけども、それも来年度の頭初に今計画しているというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 計画の状況というのは大体分かったんですけども、実際、あそこに住んでいて、山の上に住んでいる方が今、地元、下に土地を持っていて、そして常にとにかく車避難、坂に住んでいる人の車も避難、地域の人たちの車も避難、そういう状況が実際にコンスタントにやるということを聞いていますので、そのの彼らに一つの状況を伝えることによって、彼らも全てそういう常にやっていますから、恐らく我々が気がつかないところまで判断するでしょうから、その地元の人たちの考え方、実際の考えていること、思っていることに関しては確実にやってくださいよ。そうしないと、後で何かあったときに、どうしたって責任が出てきたときに、どこかに矛先が行っちゃいますから。

ぜひ、その辺だけはしっかりやってください。我々が仕事やっているのはやっぱりそのとおりです。現地を見て、現地でしか答えが出てきませんから。ぜひ、その辺をお願いします。

それで、本当は自分が一番心配していたのは、神戸川というのは皆さんが考えているほど優しい河川ではなくて、自彊小学校からずっと西行ったところに出水川ってありますよね。あの出水川は昔はほとんど常に冠水をしていた。あその水が外に出ていて、影響していた。その間に土手ですか、川を造ってくれたと、ただし、そこから下が神戸川全部はもう神戸川しかないです。

それで、私ちょっと地図で計算したときに数式で出してやったんですけど、そうしたら、これ、例えば50ミリの雨が降ったときに、ここには500ヘクタールとありますけれども、ちょっとどの辺か私の感じとは違いますから。大まかな三角形で出したんですけども、そうしたら、76万平方メートルという計算が出たんです。それで、50ミリというと、雨が1時間に1平方メートルのところには3万8,000立方メートル、これ、ちょっとにわかに計算しましたので、詳しいことはもっと、ポイントとして見ますけれども、その水が、この数字がどの位の数字かというのはちょっと想像つかないです。

ですから、そのところで今このシミュレーションが60とか少なくとも80とかそういうものでやっていかないと、恐らくそういう冠水したときのもっと違う状態が出るんじゃないかと思っておりますけれども、これからやっていくんでしょうけれども、その辺の町としてのおおよそのというか被害をできるだけ減らすため、被害に遭わないための想定ってどのくらいをコンサルタントには指示をしているんですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

この業務の中におきまして、当然、不慮を設定して、その雨量に対してどこまで対策を検討していくかということになるんですが、その設定につきましては、まだ今後でございます、今、町のほうからこの雨量で計算してくださいというのはまだ指示は出しておりません。

基本的には、町長答弁にございましたように、住吉のところでは平成25年の豪雨と、あと台風19号というときの雨量で計算しているんですが、1時間雨量にすると48ミリとかそういう50ミリいかない雨量なんです、特に台風19号のときにおきましては、そのような雨が長時間続いたということでございますので、必ずしも1時間当たりの雨量だけで設定するというのはちょっとよくないというか、正しくないと思いますので、そういった雨量、またその後も令和3年7月にはやっぱり1時間雨量80ミリを超える雨、先日の雨も80ミリ、役場の雨量計では超えていましたので、そういった降雨も度々発生していますので、今後、その辺どの雨量を設定するべきかというところを検討して、業者のほうに指示を出していきます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そうですね。その80ミリができるだけ多いほうがいいわけですけども。それと、実際に、最近、線状降水帯って出てきたじゃないですか。あれ、恐らく、上昇気流が積乱雲を起こしてそこにとどまるんですよ。能満寺の高さってこんなもんでも上昇気流って常に発生していて、能満寺のトンネルの南と北では全く気候違うでしょう、雨降る状況がね。

そういうのがありますので、その辺もぜひコンサルタントのほうに行ってください、雨が降ったときの現実を見てもらえれば分かると思いますので、その辺もできるだけ安全な方向へいくようにしていただきたいと思います。

その辺も行くんでしょうけれども、コンサルタントにいろんな情報を提供するというのは大体いつ頃になるんですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

先ほど申し上げましたが、今、現実にそろい次第、それぞれの資料送っているところでございますが、そういうのも含めて年内には取りまとめたいと、その調査としては、そのように思っています。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 具体的にちょっといきますけれども、実際、現地に立ちますと、県道の住吉金谷線が割とよくあがったでしょう。それと同時に同じように町道の富士見東名線、ありますよね。あの間というのは、確かに見たとおり、上側はもう冠水ですよ、常に冠水。それで写真でさっき言いましたけれども、もう1年に1回、本当に頻繁に冠水しているんですよ。ここに住んでいる人はたまったもんじゃないですよ、本当に、大変なこと。見れば確かに下がってきていますから、そのときに、今、現実的には、先ほど出水川の川の話が出ましたけれども、出水川は、ああいふ堤防の断面、あれを計算して造ったのっていつ頃だったですか。そのときの資料みたいなものがあるんですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

出水川につきましては、現地に転倒堰という堰が設置されているんですが、その設置年度を見ますと1991年ということですので、平成3年、それは多分、河川が整備された後に設置されたものと推測しますので、河川の整備自体は昭和の後半に整備されたものと考えますが、ちょっとすみません、資料というものは今ない状況でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 多分、貴重な資料ですし、そういうのは非常に重要な判断材料になりますので、実は、あそこの田んぼでよく田植えをしたんですけども、もう膝まで潜るようなところ、本当に水が駄目だったです。水の調整が。ですから、その辺の工事もしっかり出していただいて、そしてその判断によって、現在はあそこすごい状況でやっていますので、ぜひその辺もお願いいたします。

あと、先ほど言った道路ができたことによって冠水する地域が変わったと、自分で言いましたよね。このときに、皆さん、御存知ですかね、あそこに給食センターがあった、知っていますよね。あの給食センターは多分その水の影響でいられなくなっちゃったんじゃないですかね。かなり、こう、そのくらいたくさん出ていたんです。それと、現地では、その今言った富士見東名線であるとか、あの辺に立つともう元はずっと下がっていますよ。私の考え方としては、もう出水川のことも含めてあそこにそれぞれ道路の天端を直線で結ぶような、道路の土手も、そういうものを造っていかないと。それともちろんもう駄目なんじゃないかと思うんですけども、そういうものの判断というのは全てコンサルタントがやっていきますか、それとも、そういう現状があったときにそこに情報提供したのは、そういうところをしていきますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

議員おっしゃられますとおり、神戸川、道路網の整備によってそういった県道とか富士見東名線とかそういうのもできまして、確かに、私も現地確認させていただいたんですが、くぼんでいる状況というのは見受けられます。また、土地量も変化しまして、田んぼが減っています。また、宅地も増えているという状況もある中で、今、でも、やらないきゃいけないのは、やはり、現状をまずしっかり知ると、その中で、雨をあててどういう対策が必要なのかということを検討してまいります。

その一つとして、今、議員おっしゃられましたとおり、天端のくぼんだところを直線で結んで、要は堤防のかさ上げです。それも一つの案とは考えられると思うんですけども、そういったものは、まずは基礎調査を今年やって、来年度、コンサルタントと協議しながらメニューを拾い出しして、その後、解析をかけていくと、そういうような流れになります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） その辺は綿密な形でやってください。そして、特に、最後に言おうと思っていたんですけども、この神戸川の冠水というのは、そこに住んでいる人たちがもう本当に困る状況にいたために、これ、成功したら確かにうまくそれが、造って機能してできたら、これは吉田町の将来って明るくなると思うんですよ。もし、逆に、どこまでやるか、



納得というところまでいって、できなかったときにはもう最終的には、もう完璧に吉田町の将来が不安に陥れますから。その辺だけ、ちょっとしっかりとやっていただきたいと、そういう形で思います。

あと、先ほど話を伺いに行ったときに、シミュレーションの話をしていただきましたよね。実際に、シミュレーションをして雨がどのくらい降ったかというのをこのシミュレーションの中で何段階かやっていって、そして、その仮想の中で見えるものが非常に重要な部分を占めてくると思うんです。

私はそのときに、先ほど言ったのは、田んぼ、水路が全くなくなってあれですが、ほとんど団地ができてきてなくなってきた。調整池というのはもう、我々はもう調整池まで1時間持つだけのはずだから、それはこれとはもうどんどん出てくるはずだから、その宅地化されたこと、非常に大きな要因だと思うんですね。その辺もぜひ、やっていただきたい。特に、町のほうで分かりますかね、北区の今、問題としている西側の全体で、どのくらいの宅地、東日本大震災あたりから宅地化されたところというのは、僕はもう1割以上いっていると思うんですけども、その辺の予測というか計算というか、そういうの出ていますか。もし、出ていなかったら、別にいいですけどもね。

○議長(大石 巖君) 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

今、実施している業務の中でいろいろ調査をさせていただくというお話をさせていただきましたが、その辺の過去からの土地利用の変化も、今、調査しているところで、神戸川途中経過でございますが、ちょっと東日本というのはデータも少し詳しく見ないとあれなんですけど、ちょっと古くなりますけれども、過去、これはもう昭和51年になるんですが、そこから比べると、神戸川の流域では宅地が30%増加しております。田んぼは10%減少しているということでございますので、すみません、東日本大震災以降というところちょっとお時間いただきたいと思いますが、宅地化は増えているという状況は調査しております。

以上でございます。

○議長(大石 巖君) 8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 東日本をちょっと出したのは、前にもやったのが、人口というか町の小学生の人口やったことあるんですけども、あの当時は1年間で100人瞬間的に増えたんです。うちの近くがほとんどもう宅地化されて、人口えらい増えていますので、その辺も大きな要因となりますので、ぜひそれはもうちょっと詳しく調べた形を押さえてやっていただければと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長(大石 巖君) 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長(田邊 誠君) 建設課でございます。

すみません、ちょっと、今、資料確認させていただいたんですけども、平成23年、その前の平成21年なんですけど、宅地の割合が37.5%だったものが、平成28年時点ですけども45%ということで、7%、8%ぐらい上昇しているという状況でございます。

以上です。

○議長(大石 巖君) 8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 500ヘクタールで7%というところすごい大きい数字ですね。雨量にしたらすごいですね。その辺も、できるだけ情報として出していただければ。とにかく、私とし

ては、ここに来て、多分。ああ、いらっしゃっていますね、あの、もう、そこが頼りなんです。そこしか頼りがないんです。ですから、ぜひ、可能な限りは。今、町長の答弁があったように、完全にということはできませんので、その辺だけはしっかりとやってくださいね。

あと、私がここで聞きたいのは、神戸川の水、出水川もそうです、一帯もそう、そうしてやっていって、このコンサルタントの西側の範囲というのは、今、これから調査していく範囲というのは、例えば、丘の上とかその辺までもずっと、そこから出る雨とかそういうのも調査をする対象になるんですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

今回実施させていただいています検討業務は湯日川流域ということで、町長答弁で申し上げましたけれども、約500ヘクタールとかなり広大でございます。もうほとんど吉田町の北から海まで、あと、東名川尻幹線から住吉金谷線を挟み縦長に含む流域全体という形になります。その中の神戸川流域についても、北側は湯日川と出水川の右岸堤防まで、あと、西側は東名高速道路までです。南側は牧之原市との行政境であります中瀬北原1号線と。東側につきましては、備前守隧道の真上に道路が走っているんですけども、能満寺原4号線というんですが、その四方に囲まれた130ヘクタールということになりますので、その解析も行うということになります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） できる限りの範囲で。

先ほどのシミュレーションの話、それをちょっと紹介してもらえませんか、どういう形でやるのか。僕が聞いた限りでは、そのシミュレーションの雨の何ミリ、どのくらいをシミュレーションして、そういうものが出てくると、そういうところまでやりますよというのを教えていただくと、聞いている方もある程度分かるんじゃないかと思うんですけども、どのようなシミュレーションでやるんですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

この業務委託で実施するシミュレーションの話でございますが、まずは今年度、基礎調査というものをさせていただきまして、当然、地形だとかいろんなものを調査して、まず、データ上で地形図ですね、3Dの、そういったモデルみたいなものを作ります。ここに水路が走っていて、湯日川にみんな流れているような、そういった、まず下地を作っておいて、そこにこれから設定するんですけども、幾つか今まで大きかった雨を実際当てます。

その雨を当てると、当然、流し切れないものが氾濫しますので、データ上でそういった、これだけ出ますよというのが出てくるんですが、それは、また現地とそのときに皆さんの意見を聞きながら、それが実際合っているかどうかというのをまた照査させていただくんですけども、まず、そこをやります。

その上で、今度は、例えばですけども、川を広げるだとか、かさ上げをするというのを、その下地の中に、今度、改良をします。それで、また同じ選定した雨をそこに当てたときに、果たしてどれくらい被害が減るかという検証をしてみたいです。

必ずしも100%というのは、今後難しい話でございますので、その雨量をどこに設定する

かというのが、費用とかいろんなことを考えながら今後検討していくんですけども、幾つかそういった大きい雨を当てたときに、どれだけ実際データ上で被害が減るかという検証をして、最終的に、ではここのこの雨に対してはここまで対策が効果が出るから、これでいきたいと思いますという計画を立てると、そういう業務になります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 地元の人たち、私も含めて、今のスタイルが恐らく説得力一番持つじゃないかと思うし、シミュレーションはまたやるときというのは、そのシミュレーションの結果というのはどこかで公表してくれるわけですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

この業務委託は2か年ということで、最終的に終わるのは令和6年の3月ということで、今、見込んでおりますが、そのときにはこの業務の成果として、要は計画です、これが出来上がっていますので、それは、そのうちのどこまで公表するというのはまた検討させていただきますが、当然、結果については公表してまいります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 令和6年ね、今、平成と確か言ったかな。要するに、あと2年間のうちにそうやって形をね。まずこれは、我々がこう仕事をしていて一番確実に分かるの、目に見えて分かるのはその方法しかありませんから。できるだけ可能な限りの公開、それは、多分、今日の話、広がっていくと思いますので、ぜひ、それはお願いをしたいと思います、それは大丈夫ですね。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

今回の業務の成果につきましては、説明もしていきますし、公表もしていくと。ただ、その内容についてはまた検討させていただきます。結果は公表させていただきます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ぜひ、お願いします。それによって安心する人たちが出るはずですから。多分、それしかないでしょう。我々の仕事やっているのもそうですけれどもね。

それから、あともう一つ、次には排水の経路、自分があそこの実際ポンプアップしているのを見て、神戸川のポンプアップです、あれを見たときに、水路をポンプアップしている下側につなげることでできないんですか。要するに、なんかどこかにネックとか、そういう法的なネックってあるんですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

今、議員がおっしゃいました神戸川の河口部の湯日川に出るところから直接用水を取るために水路で接続するというお話だと思うんですが、神戸川の下流部は神戸都市下水道に指定されておりまして、都市計画決定されているものになりますので、それをやはり改造するとなるといろいろな都市計画法の、あと、下水道法のいろんな制約がかかってまいりますので、

ちょっと現実的ではないかというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 現実的ではないという話だったですけれども、そういう法的なものを外すと一番現実的なものが少し私の中で出るわけですが、全く同じことやっていますから。だから、その辺も、そこに住む人たちのためですから、それは必要なものであれば踏み込まないかんかもしれませんけれども。

実は、私、なぜそういうことを言うと、もしそこに水が出すことができれば、ラバーダムなんかやらなくて、そこで湯日川の水を、例えばせせらぎをつくってそうして増やしてそこへ水を送っていけば、そういうものは可能である、なってくると思うんですよ。

だから、そういう意味でやったんですけれども、法的なものであれば、ということはこれから検討材料になると思いますけれども、それ以上は踏み込めないですよ。言ってもあれですよ。どうにかあそこできませんよね。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

ちょっと重複してしまいますが、物理的には可能です。掘って水路設置すればいいという物理的には可能なんですけど、やはり位置づけというところからなかなかそれは現実的ではないというところがございます。また、用水でございますから、やっぱり安定した水量が必要だということを考えますと、やはり今、故障しておりますが、山崎ラバーを復旧して安定した用水を供給するべきだと考えていますので、今は山崎ラバーの復旧に向けて調整させていただいているというところがございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、課長から、物理的にはという合理的なというお話を今いただきましたけれども、それはそれとして、いつかはそういうものができればより安心ができるいいことが、より確実なものができるような気がします。

それと、今、ラバーダムの話が出ましたけれども、私は、本当にこの先ほどの湯日川の件の流域の環境にあるとかやったときに、あのダムができたことによって小魚がいなくなっちゃったんです、実際。それもちょっと、非常に残念で突っ込んでいきたいところなんですけれども、魚道、そういうものって本当はやっぱり造ってやっていただきたいというのは魚のための本音です。昔はいたんです、アユとかウナギとか、いっぱいいたんです。

○議長（大石 巖君） 山内議員。質問の治水対策と今の魚道の関係ってあまりないと思うんですけれども、質問を変えていただけますか。

○8番（山内 均君） あまり狭くしないでほしいんですけども、やっぱり大事なこともんですから言ったんです。ダムの水路の取り込み方としてはやっぱりそういうものを考えていただきたい。

ちょっと方向変えます。

今、先ほど言われた神戸川の土手の構築であるとか断面図の確保であるとかそれに対して私、本当に前から何回も言っているとおり、県道の住吉金谷線とか町道の富士見東名線、あれができたことによって冠水する地域が変わってきた。それは現実的には出てくると思い

ますけれども、それと、そのときに県にもこういう今やっているこの業務の中での位置づけというのはあるんですか。湯日川水系の整備計画も県は持っていますけれども、そういうのを含めて、県との対話であるとか協議とか、そういうのは想定はできるんですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

県道ができたことによりということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、そういった県道とか道路網が整備されて、まずはやっぱり現状を踏まえた上でどういった治水対策の検討をしていくかというのが軸にはなるんですが、とはいえ、県にも関わるお話でございますので、先ほどの湯日川水系流域委員会、あるいは榛南地域流域治水協議会など、そういう場、その前には幹事会とか担当者会議ございますので、そういったところで町の状況は発信して協議はしていきたいというふうに思っております。

また、これ以外にも、ちょっと先日もあったんですけれども、島田土木事務所管内で県が主催でそういった河川の担当者を集めて意見交換会みたいなのがございまして、私のほうからその場でも今ここでこういったことが起きているという情報を発信させていただきましたので、そういう場なども活用させていただきながら県と調整していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、話に出ましたその検討会って、それは公開していますか。聞きに行くこともできる。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

先日行われたものは非公開でございますので、ちょっと公表はしていないと思うんですが、あくまでも担当者の中で課題を共有し合うという意見交換会でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

また、そのチャンスがあったら教えてくださいね。本当に、せっぱ詰まったそこに住む人たちのための、やってもらうに当たっては、全てのものを考慮していきたい、そういう話ですよ。

今日、いろいろ聞かせていただきました。全てのものに関しては今これからやるものですか、お願いをしていくということですよ。その中で、そこに住んでいる人たちの切実な思い、切実でも、そう、恐怖感を含めて、その思いをどうやって取り除いていくか、それは大きな意味があるんです。

それと、特に、今回の神戸川の冠水に関しては、恐らく吉田町の人たちほとんど知らないですよ。神戸川に定期的に、年に1回ぐらいの床下浸水、もう床まで上がる寸前まで行っていますけれども、そういう冠水があるということは多分、知らないですよ、みんなはね。それは、今回ちょっと意識をして、そこを通った時見てみてください。それはやっぱり多くの人の意見でしか、物事動いていきませんから。それと、目的が本当一つですから、その辺でお願いをしたいと思います。

いろいろ聞かせていただきましたけれども、これに関してはまた、いろんな機会を捉えながら、調査とかそういう中にも私たちも入っていきたいし、中でも、そういう今日の話も含めて、自治会の中で話をしながら、そうして近所の人たちというか、そこに住んでいる人たちが納得できるようなものが見つけることができると思うんですよね。一応、そういう意味ではしっかりとした調査、それと失敗をしないような、失敗をしたら不安だけが残る町になっちゃいますから。要はその辺だけしっかりとやっていただきたいと思います。

これから、そこに住む人に期待を持てるような施策ができるように、特にシミュレーションをやりながらやっていただくということで、納得する材料、できると思いますので、しっかりとしたものをつくっていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大石 巖君） 以上で、8番、山内 均君の一般質問が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 本日の日程はこれで全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時58分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会20日目でございます。  
本日は4番、中田博之君から欠席の届け出があります。  
ただいまの出席議員数は12名であります。  
これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 本日は、提出されました第44号議案 令和3年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。  
議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

◎議案第44号の質疑

- 議長（大石 巖君） それでは、議事に入ります。  
日程第1、第44号議案 令和3年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。  
これから、第44号議案についての質疑を行います。  
質疑は、最初に歳入の1款から11款、21款についての質疑を行います。  
引き続き、歳出の質疑を行います。議事日程のとおり、本日は1款から4款及び12款から14款までとしまして、款別に区切って質疑を行いたいと思います。  
説明員を入れ替えながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので、御了承願いたいと思います。  
また、歳入の1款から11款、21款以外の歳入については、歳出の財源に合わせて行うようお願いをしたいと思います。  
質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いをしたいと思います。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないように御協力をお願いいたします。  
それでは、質疑に入ります。  
初めに、歳入の1款から11款、21款についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
5番、山口一博君。
- 5番（山口一博君） 5番、山口です。  
決算書の12ページ、13ページ、町税についてお聞きしたいと思います。

一番上に記載されております不納欠損額についてお聞きします。

町税の収入済額のこの金額は0.0016%で、町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税で、町が徴収に関わると欠損になる傾向にあると思います。

不納欠損額の納税者の内訳を先日の全員協議会で聞きました。財産のない方、行方不明の方、死亡者の方といろいろ課長のほうから報告あったんですけども、そのうちの海外出国者が22人いるという報告でしたが、同僚議員が税務課に行って調べていただいて、同僚議員が調べた結果、全員が名古屋から出国したというのを報告を聞きました。

不納欠損額ですので時効があります。時効を待つまでの間、出国できれば100%不能になるというのは思うところではありますが、その時効になるまでの間、この方々に対してどのような処置、行動をされたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 税務課長、中村真也君。

○税務課長（中村真也君） 税務課でございます。

まず、海外出国の方々も含めて日本人の方々も、外国人の方々も同じなんです。町税の不納欠損は地方税法第15条の7の規定に基づきまして、滞納処分の執行停止の処理を行い、執行停止から3年を経過すると、不納欠損とするものでございます。

滞納処分の執行停止は、滞納制度における財産などの調査を尽くしても、滞納処分できる財産が全くない、滞納処分することにより生活困窮を招くおそれがある。また、滞納者の所在と財産が不明の事実が認定された場合、職権で行うものでございます。

そして、また、滞納処分につきましては、不納欠損に至るまでの対応といたしましては、先ほど来言っていますように財産調査、実態調査を行う中で滞納処分の執行停止基準に該当すると認められる方については、税務課のほうに勤務しております税務相談員、顧問に相談の上、滞納処分の執行停止の調査書を作成しまして、執行停止処分としてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 文書で出したり、何かということは受けたんですけども、実際に1月1日時点で町に住所がある方は税金を払う義務もあるということだと思んですけども、それと、5月に我々のところに今年度の金額が分かるんですけども、例えば、海外の方でもう出国されていると、多分、住所で戻ってきちゃったりという場合があると思んですけども、私がお聞きしたいのはその前のことで、収入未済額になった時点で、例えば財産がなかったり、今、課長がおっしゃるように、生活困窮という方もいらっしゃると思んですけども、例えば海外の方で収入未済額になった場合ですと、出国されてしまうともうほとんど回収できない、回収という言葉いいのかわからないんですけども、不納欠損になる可能性が非常に高いので、例えば収入未済額になった時点で訪問をしたり、例えばもし会社にお勤めでしたら派遣会社の方に行ったり、アパート住まいだったら、この間の一般質問にも町民課の課長が言うには、割と世帯だけ増えているので、アパートのほうにたくさんの方が住んでいると私思ってしまったんですけども、そういう方に対して何か税務課としては行動されているんですかと、ちょっとお聞きしたいんです。

○議長（大石 巖君） 税務課長、中村真也君。

○税務課長（中村真也君） 住民税につきましては該当する年の1月1日時点で町内に住所があれば、納税義務が発生し、課税の対象となります。



特別徴収であれば5月、普通徴収であれば6月に納税通知書を送付いたしまして、課税が確定することとなります。

そのため、課税確定前に海外へ出国し、今後日本に帰国予定がなく、徴収することができない場合は執行停止、それから即時欠損処理を行うこととしてございます。

しかしながら、そのような場合であっても、可能な限り徴収するように努めてございます。具体的に申し上げますと、外国籍の方が吉田町から県内、県外、それから国外へ転出する場合は原則といたしまして、町民課住民窓口へ転出の届出に来庁されるため、滞納者が転出の手続に来庁された際には滞納及び納付に関しての案内、相談業務を行っています。会社側で特別徴収を行っている場合は社員や関係者の方が付き添って来庁されることが多いため、その際に給与から一括徴収を行っていただくよう依頼もしてございます。

また、普通徴収の場合であっても、再入国する予定であるということであれば、在留資格の更新の際に納税通知書が必要となりますので、再度入国した際には納税相談のほうに来庁するよう、依頼してございます。

外国人の方、出国に伴う手続、転出の手続をした際には、そして滞納明細書と納付書を渡して、出国前に納付を依頼しているところでございます。

また、税務課といたしましては、滞納者が出国した後の預金などの財産調査、解約忘れなどが無いか、そういうものを含めまして、いま一度継続して調査をしています。そして、財産が仮に見つかった場合には滞納処分のほうをしてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 5番、山口です。

昨年も同じような質問をしまして、副町長にお答えしていただいたものですから、同じような質問になるかもしれませんが、またちょっとお答えいただきたいんですけども、なぜ、私がこのような話をしているかという、先週、同僚議員が一般質問をしまして、そのときにいただいた資料の中で、今年の8月時点で外国人が2,125人いるということをお聞きしまして、不納欠損額の時効になる前の5年前に比べると、町内だけでも1,000人以上増えております。

この20人の方に限って、もし言えば、どこの国なのか把握はしていないんですけども、20人の方が同じ会社だったり同じグループだったりすると、その方々は町税とか支払わずに出国したということは、同じ仲間だったら払ったほうがいいよとか、払わなくてもいいよとかいうと、どちらかという、同じグループの中ですと、分からないかもしれませんが、払わない方が多いんじゃないかなと私は思いまして、去年質問したのは、この支払わない方たちは水道料金だったり教育費だったりも払わないんじゃないかという質問をしたんですけども、地方税法いろいろ見ていって勉強すると、そういうものは私債に当たるので、税務とはまた別で、例えば、税務課でも町税吏員という町長から職務権限された方がいらっちゃって、質問権とか調査権というのを持っていらっしゃるということで、副町長が固定資産税の評価委員とお聞きしたと思うんですけども、出国するには例えば難しかったら、転入したときに今みたいな課長がおっしゃる後の方法じゃなくて、先に転入したときに何かそういった手を打って、例えば、外国の方が来たら、財産債務者というんですか、派遣会社の方にそういった手続を先に言うとかということはないものなんでしょう

か。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 今の御質問は租税債権と租税債権以外の例えば、水道料金とかそういったものについてですね、一括して、税の滞納がある方は、水道料金の滞納もあつたりするだろうから、一緒にできないかという、そういう御質問かと思えます。

たしか去年も御質問を受けて、私のほうから制度の壁があるんだということをお答えさせていただいたんですが、やはり、一つは税金の滞納という情報を、この上下水道課の職員と共有するという事は、公務員上、その守秘義務の観点からちょっと許されないという一つの制度の壁がございます。これは勝手な滞納情報を町の職員であったとしても第三者が知り得ることになりますので、それが一つの大きな壁ということでございます。

もう一つは今、議員おっしゃったように、仮に両方とも滞納があつたとしても、債権の種類が別ですので、租税債権については強制徴収とか可能ですが、水道料金は私債権になりますので、強制徴収することができません。

したがいまして、情報を仮に相談に来て、両方あるんだよと言っただけならば、納付相談の中で、じゃ両方納めてくださいということの指導はできますが、こちらから情報を取って、合わせて一斉に両方強制徴収するという事は無理なこと、これはなかなかできないということで御理解いただきたいと思っています。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

質問は短めをお願いします。

○5番（山口一博君） 最後にしますけれども、私、今言いましたけれども、税務課長のほうで転出したときにいろいろ企業にお願いしたり、何か手続をするというよりも、最初、転入したときに、先ほど地方税法上、私債をとというのは私、勉強しましたので、無理だなというのは思ったんですけども、転入したときに何か手を打つ方法は前もってできないのかということをお聞きしたいなと思ったんですけども。

○議長（大石 巖君） 税務課長、中村真也君。

○税務課長（中村真也君） やはり転入時には不明というか、分からない部分が多々ありますし、転入してきて、いきなりその辺の話をするというのは少し事例としてもないですし、やはり吉田町に暮らしてからそういうものが発生したときにはそういう相談にも乗りますけれども、転入時には指導等はありません。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 一つお聞きします。

今、同僚の話で、外国人がいよいよ先日資料をいただいたときに2,000人を超えましたよね。そのときに今、同じことで、町民税とかそういう形でいきますと、外国人が入ってきて、実は私の近くの大きな会社も去年なくなったんです。会社そのものがね。そうすると、先ほど言った不納欠損になるとか、そういうことがどんどん増えていくことは止むを得ないことは分かりますけれども、多分今これから吉田町が1,500人、2,000人超えて入ってきたときに、これから多分増えるでしょう。そのときに町のほうとしての対応、そういうのがどういう形で対応しますか。

○議長（大石 巖君） 税務課長、中村真也君。

○税務課長（中村真也君） 当然ですね、そういう外国人の方には付き添いの方がいらっしゃいます。人材派遣会社の方であるとか、会社の方、語学に堪能な方がいらっしゃいます。そういう方と交渉をして、少しでも滞納を減らすという方向で、お話をさせていただくということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 確かにですね、話をしながらどこまでやれるかという、もう限界があるでしょうね。そこまでしないと行くことはできないと思うんですけども、その前に確かにそこに行くまでの一つのルールというか、そういうものというか、何か確定をしておかないと、非常に困った状況いっぱい出てくると思うんですよね。

実は毎朝うちの前で、外国の方が何人も通っていたんですけども、それが吸収か何かされて、親会社へ行っただけですね。名前は大体分かると思うんですけども、大きな会社ですよ。そうすると、そういうところがあったときに会社のほうで払ってくれればいいですけども、払ってくれる会社そのものが消えちゃったときに、恐らく、もう滞納とかそんなじゃなくて、もうその場で欠損を出すような形しかないと思うんですけども、そういうときのルールというのは、そういうのはやっぱりないんですか。

○議長（大石 巖君） 税務課長、中村真也君。

○税務課長（中村真也君） 今、外国人を主体にお話をしていますけれども、これにつきましてはやはり日本人も共通する部分がございます。それぞれ滞納者分の基準に従って、まずは督促状、催告書を送り、財産調査をして執行停止と、そのような流れになっています。

当然、外国人の方にちょっと集中しますけれども、外国人の方が入国された際には当然番号が振られますから、ずっと国内にいる部分ではずっと追っていく、こちらの町の持っているシステムで、どこに居住しているか分かるようになっていきますので、当然居住先が分かれば、勤務先も分かります。勤務先が分かれば勤務先と交渉して、滞納があれば給与から給与を差し押さえると、そういうようなことでずっと追っていくので、そういう意味では取れないということではございません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 聞きたいのは、会社から払ってもらえるのか、もらえればいいんですけども、会社そのものが消滅しちゃった、消えちゃったと、恐らく今、コロナで起きていますので、そういうときの対応というのは今、そういうような回答しかないですか。

○議長（大石 巖君） 山内議員、今の質問は個人の町税に対して、会社に督促するということですか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） それも含めての話です。町のほうでやっている対応がこれから外人が増えてきて、多分どこかで限界が来るんでしょうけれども、そういうものに対して外国の人たちが払えなくなったと、その理由があればいいんですけども、会社がなくなったりとか、そうなったときには町の対応というのはどういう形でやりますかということですか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 今の議員の質問は会社がなくなったときとおっしゃっておりますので、多分その会社の源泉徴収義務者であって、外国人の方は源泉徴収しているのですから、その源泉徴収したお金を町に納める必要があると、ただ、会社が倒産したので、納められなくなったと、そういう話だと思っておりますが、それを外国人個人の方に我々徴収することはありません。あくまでも、それについての債務者は会社でございますので、会社に対して、債務の履行を求めます。ですから、その外国人だろうが日本人だろうがそこは全く関係ございません。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質問はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 町民税、法人に関して、決算書の12ページ、13ページです。

まず、町民税法人の当初予算は2億8,000万ほど、それに対して調定額が6億3,000万ということで、その差額は約3億5,000万ということでございます。

例年比べてみますと、補正した予算現額と調定額の差は20%以内ぐらいに収まっているというふうに思っておりますけれども、令和3年度は125%増の2倍以上であるということがありました。

その原因というのは、何だったんでしょう、その当初予算と調定額と。

○議長（大石 巖君） 税務課長、中村真也君。

○税務課長（中村真也君） 税務課でございます。

今、議員の御質問、法人町民税の予算額と比べて決算額が増えているけれども、その差額はということですが、これにつきましては、当初はコロナ禍によりまして、法人町民税の調定額が減少するものと見込んでおりました。新型コロナウイルスの影響から着実な回復に加えて、業績が好調であった法人税割の規模の大きい法人が数社あったことが調定額は増加いたしました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染者数は令和3年度の年間を通じて、感染拡大の波を繰り返して長期化していたことから法人の企業活動への影響も十分考えられました。

また、法人町民税につきましては、申告納付をしていただくものでありまして、法人の決算状況、それから、決算の時期も異なりまして、場合によっては中間申告に対する還付が発生する、そういった不安要素があったことから、税務課、それから財政管理課、上層部とも協議いたしまして、その辺の増額の補正のほうは行わないという結論に至ってございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） ちょっと質問とは違うような答えなんですけれども、要は次に聞こうと思ったことを先に答えていただいたということなんですけれども、要するに、要は平成24年は調定額と当初予算が147%ぐらい多かったんですよ。調定額、それに対して、1億1,000万の補正をかけて17%ぐらいに収めた。過去においても半分ぐらいは増額、減額はあるんですけれども、補正をかけているわけです。ここ数年は補正というのはないんですけれども、令和3年度3億5,000万という今まで一番大きいと思われる差額があるにもかかわらず、補正を行わなかったということに対して、私は疑問を感じています。

今の話だと、上層部とも相談してというお話がございましたけれども、なぜ、それをやら

なかったのかというのはちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） そこは大変ちょっと難しい判断になろうかと思いますが、今、税務課長から話がありましたように、還付とかのおそれもありまして、不確定の要素が結構このコロナ禍において、非常のその辺のところの状況が不透明であったということが一番大きな要因で、なかなか確定的な形の補正をする根拠となるような数字をなかなか導き出せなかったというところが実態でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 還付といっても、3億5,000万あって、どれだけ還付があるんだという話なんですけれども、それが読めないとして、3億もの還付があるということが基本的に考えられないと私は思っています。

やはり、予算を各課からいろんな事業をやりたいということで、申請が来ると思いますが。しかし、歳入という枠があるからその枠に収めなければならないので、削りかかっていると思います。

そうしたときに、各課から申請したけれども、その落とされる部分というのはあると思うんですけれども、その中でも優先順位というのがあって、もしその歳入が増えた場合の復活枠、当初予算で落としたけれども、これが歳入が増えた場合、優先順位高いので、復活させるというような枠というのは当町にはないのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） ございません。

仮に、歳入が増えたらということではなくて、どうしても歳出として町として、どうしても年度途中の何らかの事由でやらなきゃいけないということが起きましたら、我々その財源をそれこそ起債を発行するとかありますし、財調を取り崩すという手もありまして、そこはその歳出の緊急性なり必要性を見極めた上でやっていきますので、税収があるからやるとか、そういうことではありませんし、我々はそういう枠は持っておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） とはいえ3億5,000万ですよ。いろんなことやれると思うんですよ。やっぱり町民福祉ということをできるだけスピード感を持ってやるとすれば、結局、歳入歳出の差で11億残したわけですよ、3年度は。普通は8億とかそのぐらいのレベルなんだけれども、要するに例年よりもたくさん残したというのは事実であって、それであれば、その中で使える枠、繰越額を残すというのも大切だと思いますけれども、その差額というか、そこはしっかり令和3年度の事業に生かして町民福祉に貢献するということは考えるべきだと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 町民福祉に充当するということは当然あってしかるべきかもしれませんが、3億5,000万というのは単年度の数値でございますので、仮に新たな給付金制度みたいなものをつくったときに、毎年毎年それが出てくると到底足りなくなってくるということもありますし、単年度の支出であれば、そういうこともあり得るかもしれませんが、

そこはなかなか財源があるからすぐそのまま使うということではなくて、これは繰越金というのは財調に積みますので、今度5年度以降の中でその辺の使い方、全協のときでしたかね、いろいろ御質問あったと思いますが、町長からお話があったと思うんですが、いろんなまだまだ町としてやらなければいけないことも多うございますので、その辺のところでも今回のこの法人当初の3億何がしの金額も含めて、我々全体的に使い道について考えていきたいと、このように思っております。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結をします。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時31分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、歳出に入ります。

歳出の1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費、1項総務管理費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 決算書の78、79ページ、庁舎管理費の電気料、全員協議会でも行っていますけれども、現在の料金が基本料金が安くて、年間300万円ほど安くなっているということで、大変いいことだというふうに思っておりますので、今回、電気料金がずっと高くなって、高止まりがなかなか予想できない中での役場との契約が5年から3年になったと伺ったんですけれども、その理由を教えてください。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

こちらの契約につきましては議員おっしゃるとおり5年最初契約しておりますが、3年更新しているというものでございます。

これについては、電力会社のほうとのその契約に際して、どういう条件でやるかということ、こちらは5年で行くということの話をしたんですけれども、相手側からの3年というところで、結局相手の申出がありまして、3年になっているということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 町からじゃなくて電力会社のほうから3年ということだったので、何か会社のほうからそうやって言われると、今、電気の事情がちょっと難しいところなんですけれども、余計気になっちゃうんですけれども、相手方の丸紅商事ですか、ちょっと調べたら2022年4月6日から新規受付というのを原則中止というふうに載っていました。

そうすると、やっぱり個人的にはちょっと役場との契約の中で将来的に電力の供給とかそういうのに支障が起きるんじゃないかなというふうに心配をするわけなんですけれども、そういうことで契約上に問題ということは何か考えられませんか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

今のところ、丸紅のほうから特に電力供給に対して不安があるということをごちからも聞いておらない状態です、契約どおりの内容で履行されているものですから、今のところはうちとしてもそうした不安というのは今のところ持っていないという状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

ほかに質問はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 説明書の5ページで、令和3年に番号発券機を導入いたしました。これは総務管理費の中で総務課がやっていることなのであれなんです、実際この発券機を置いたことによって、どのような効果、町民にとっての効果、または職員にとっての効果があったのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

番号発券機は庁舎の1階、窓口、町民課、福祉課、税務課、会計課というところに配備をさせていただきました。

調書のほう、主要な施策と成果のほうを見ていただくとおり、コロナ対策で発券機を置かせていただきましたので、コロナに関して、なるべく町民の皆さんの接触を防ぐということで置かせていただいておりますので、そういったところに効果があったのではないかと考えております。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 町民の方と接触を防ぐためというより、従来は同じように券を配るにしても自前で作ったものを配っていて、それをいちいち消毒していた。それを発券機によってその手間が減ったというのが一番のところかなと思います。

そうした中で、よくロビーで私見ているときがあるんですよ、ブラブラ。そうすると、結構大きな声で呼んでいるんですよ、何番の方と。この補正で、福祉課が音声と言葉を文字に換える機械を入れましたよね。そうすると、その理由がやっぱり耳が弱い方のためという理由がありました。

そうしますと、決算なので、これはこれでいいんですけれども、今後の展開として、番号をパネルで表示するとか、そういった方向に行ったほうがより町民のためにも便利になっていくのかな。ましてや、そうした大きな声で何度も呼ばなくてもいいという中で提案という

か、今後の展開として、この決算踏まえて、こういった機械を一つ入れたことによって、また新たな投資ができる、投資というか、やっていったら町民のためになるんじゃないかなというのがあるんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

今回、決算ですので、今年の予算、3年度の予算ではこういうことをやったということの御報告までしかできませんけれども、今後、また、どんなコロナ対策があるかということで、町として検討していきたいなと思っております。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書14ページの庁舎管理費です。庁舎管理費のうち10節の修繕料に関してであります。令和3年度は予算が1,240万程度で、それに対して決算額は1,260万ぐらいで、あまり差がございました。令和2年度は予算660万に対して決算額が880万と。令和元年度は510万に対して1,880万、令和元年度というのは台風があつて、緊急の対策というのが必要であつたんだというふうに考えておりますけれども、修繕料を予算計上するときに修繕する箇所の計画というのがあつて、それプラス、その年度にこれをやるというのが決まっていて、それプラス突発の事故対策のための予算、そういう感じでこの予算というのはできているのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

この予算組むに当たっては、当然修繕しなければいけないと分かっているもの、箇所づけと言っていますけれども、という部分でまず予算を取ります。

それ以外に、毎年、発生する突発的なものに対しての予算をこの中にプラスアルファして、毎年200万程度になりますけれども、そういった額を入れながら、全体の修繕費のほう組んでおります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 基本的には計画はあるということによろしいのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

計画というと、実施計画を毎年やっておりますので、基本的にはその3年という中では、こういうところをやりましょうというのは組んでおります。

ただ、そこからさらに長期化したものになりますと、そこまで細かいものにはなりませんので、そのレベルの計画としては組んでおります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そういう計画はあるということで、少しは安心なんですけれども、しっかり調べていच्छゃるとは思いますけれども、その劣化状況というのを調査した上で、まだもうちょっともつから次、3年後ぐらいにやるかと、そういう予防的な修繕をすることによって、結果的にはその修繕料を抑えることができると思うので、そこはしっかりやって



いただきたいと思いますが、年度によって結構、その予算の額があるというのは、その計画と何か関係あるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

やはりいろいろ診断、点検をしたり、そういった中で当然発見されるものがあるって、例えば、エレベーターであるとか、ああいうものが大きく出てしまうと、当然その額としては大きくなってしまっていて、ある程度、一律の金額でずっと、なるべく財政としてはそういう形でやっていくのがいいんですけども、なかなかそこまで平準化し切れない部分がございますので、そういった年度間の凸凹というのはちょっと出てしまっているという状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 17、18ページの公用車の管理。全協のときにもお聞きをしました。その中で、なかなか返事がないわけですけども、20年を超えた車がもう4台ありますよね。それで、まず20年を超えた車が何を起こすかというのは、この中で一番見えていて、ラジエーターを直すとか、もう基本的な本体を直しているようなものです。

特に、言いたいことなんですけど、今、車で毎日テレビを見ていて、いろんなあおりであるとか、いろんな問題が出てきて、その中にこういう車に対して、本当は全車にドライブレコーダー、自分を守るために、あなた方を守ってくれるのが、我々も含めてドライブレコーダーしかないです。それをつけるようなルールをつくっていただきたい。それはどうですか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

基本的に公用車のドライブレコーダーの設置がされておりますので、基本的にはついていくということで、やはり最近でもドライブレコーダーでいろいろ事故があった後の検証であるとか、そういったことがございますので、今、公用車買うに当たっては、ドライブレコーダー設置をさせていただいているということで、以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 我々も建設課の連中に乗ってもらって、現地行くとき飛び込みで行く時があるんですよね。同時に県の人たちも乗らせてね。そういうのを見ていくと、大分よくなるはなってきたけれども、何でこんな乗らせて、県の人たちを運ぶの、県の建築の担当者が悪いなという気がしているんですね、人ごとながらね。

そういうときに、もう特に温暖化の問題であるとか、今回のいわゆるエネルギーの問題、単価の問題、それを考えると、今の当然、車の技術がこれだけ発展してきたものに対して、例えば、ガソリンだけでもかなりのプラスとかなると思うんですよ。そういうのをぜひルールをつくってほしいんです。何年たったらどうするとか、例えば、私の勧めるのはリースですけども。リースで常に何かあってもすぐに対応できるそういうものがないと、もし何かあったときというのを考えると、非常にこの20年以上たった車に対しては対応ができないんじゃないかと思うんです。その辺はしっかりとやっていただきたいと思います。ハイブリッド含めていろいろ出ています。EVも出ています。当然EVに関してはこれから町と業者と

してもやっていかなければならんと思うんですけども、そういうものに関して、町の考え方はどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

議員おっしゃるとおり、ちょっとうちのほうで20年来の車があるというところで、非常にそこについては今こちらも課題として捉えておりまして、この更新について今検討しているところでございます。

そうした中で、やはり購入するのか、リースするのかというのも考えておりますし、さらに環境面を配慮したEVというところもだんだん技術が進歩してきていて、長距離乗れているとかいろいろ使い勝手がよくなってきているとは思っておりますので、そういうところもうちとしてどういうふうに入れていくのかというのでも検討しているところでございますので、ちょっとどこまでルール化できるかというところもございますけれども、そういうことは検討しているということで御承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の回答で検討しているということですので、来年度の予算の中にぜひもう入れてくださいね。4台一揃でもいいですからね、守るためですから。お願いをしておきます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の36、37ページで、シティプロモーション事業の中の若年世帯新築住宅取得応援補助金というところがございますが、効果のほうを見てみますと、令和3年度は交付条件を絞ったため、例年より減少したものの、平成29年から概ね80件前後で推移しており、当町への永住の促進に寄与しているということがあります。

その中の交付条件を絞ったというところで、絞った内容というのはお聞きしていますので、ある程度理解はしておりますが、そもそもなぜそこで絞ってきたのかというところで、まず1点お聞きします。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

要件を絞ったということで、今回の要件につきましては町内に関しては賃貸住宅だけということで、絞らせていただいたということでございます。

この補助金につきましては、移住定住を目的としておりまして、町外から町内に入ってくる方、町内からなるべく外には出ずに中で定住をしていただくということを目的としております。限られた予算の中で、有効に使っていくという中では、やはり町外からの移住者に関しては100%なるべく出してあげたいという中で、いろいろ要件を絞って有効的に使うという中では、町外から町内で賃貸住宅の方というのは、まだこれからどこに行くかまだ分からないというところが多分でありまして、そういう方に関して補助金を出すと。

あと、町内で同居している方が今回条件から外しているわけですけども、その方につきましては、例えば、親の土地があるだとか、いろんなこの中に吉田町内で定住する条件がそ

ろっている方もかなりおりますので、そういう方よりもできるだけ町外から入ってくる方に有効的にその補助金のほうを使っていこうと、入ってきたときに、その補助金がなくて使えないというようなことがないように、なるべくそういう方に有効的にしていきたいという中で、今回補助金の要件を絞らせていただいて、令和3年度については実行させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今の説明の中で町外から来た方がせっかくやってくれたのにお金がないとか、払えないことが起きると困るというような発言があったんだけど、そうしたら、それを補正で増やせばいいのかなと思うんだけど、要は今の説明だと予算内で収めなければいけないので、これ以上来ちゃうと困るよと、だから絞りましたよみたいに聞こえたんですが、その点、もう一度お願いできますか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

すみません。予算内で抑えるというよりは、例えば、補正が期間的にできなかったというときに関しても、そういう方がもし3月までの間に該当する方がおれば、そういう方に有効的に移住してきてくださる方には、そういうところで対処できるという意味で、ちょっと言わせていただいたんですけども、当然、その前にかなり件数的に移住してくれる方が多ければ、予算の今後補正なり何なりということで、そういう方にも対処できるような形は検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そうしますと、この新しいこの要項については当分続けるということによろしいですね。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

この要件で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今のですけれども、よそから来た方に定住していただくためにそういう補助をして、もともといる方が親の土地があったり何だりでそこにいるのが当たり前だと、今発言の形で、そういう方には遠慮してもらいたいということだけれども、今までずっと吉田町いなくて、これから来ますよという方と、これまで吉田町にいて、働いて税金を納めていて、その方がまた自分が同じ吉田町に住むという方と、私は比べたら今までいてくれた人で町に貢献しているというふうに思うわけですよ。別によそから来る人と吉田町にいて、またそこへ新たに定住、移住・定住とあると思うんです。移住を主に重視している、定住を重視していないという感覚が今受け取ったわけですが、どちらかといえば、そもそも納税していた方が吉田町へ定住するというのが私は大事じゃないかと思うものですから、比

べてどちらが大事と言えないかもしれませんが、今の答弁だとちょっとその辺がもともと住んでいる方のほうがちょっと感覚的にないがしろという言い過ぎかもしれませんが、ちょっとそういう感じに受け取れたもので、それは考え方ちょっと違うんじゃないかと思imasuので、その辺いかがですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

この事業の目的が今、議員おっしゃったとおり移住、よそからなるべく吉田町に人が入ってきていただきたいというところの目的が一つ。もう一つは定住ということで、そこにずっと住んでいただきたいということを目的としてやっております。

今、先ほど説明させていただきましたが、例えば、よそから来てアパート暮らししている方が今まだ吉田町に住むのか、それとも、ほかのところに行くのかという条件の中で、やはりある程度、住むところについて、補助金があれば吉田町に住もうというふうなことを思っている方について補助金を出していく。もともといらっしゃる方というのは、例えば、親と同居してしまして、確かに吉田町に所得税であるとか、税金を払ってくれている方ではございますが、その方というのは条件を見ますと、先ほど言った土地がもう確保されているだとか、2世帯住宅でそこに住むだとか、そういう方がかなり多くいらっしゃいます。そういう方については、もう既に吉田町に住んでいらっしゃるということで、先ほど言ったよそから吉田町に来てくださる方をなるべく多く吉田町に住んでいただきたいという目的がございまして、今回の補助金というものを設定させていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 仮に家族の中で、男の兄弟という形で、跡取りと次男等で入居する方があると思いますけれども、そうしたら跡取りの人は出さないよ、隠居する人は出す、そういう感じですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

隠居の場合は出さないとか、そういうあれじゃなくて、親と同居していらっしゃるって、吉田町内に家を建つという方は対象にならないということでございますので、長男、次男であってもそれは関係ございません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 次男が町内でアパート住まいをしていて、それが町内に住もうと思つて、家を建てる。そういう場合はどうなりますか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

そういう場合は補助の対象になります。

賃貸アパートなり賃貸住宅に住んでいて、新しく家を建てる方というのは補助の対象になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書の29ページ、住民参画推進事業費です。この事業の決算額はゼロ円ということで、過去を見ましても旅費の数千円ということになっております。

その意図には住民等の町づくりへの参画意識を高めるとともに、参画機会の拡充に努め、住民参画型の町づくりの意識を醸成すると記載されておりますが、効果には県や他市町との意見交換をしたことで、NPO法人などの住民参画推進事業について課題を共有することができたと記載されています。この意図に書かれていることと、実際に行っていることに対する差をちょっと感じるんですけれども、町はその住民参画推進事業で何を目指しているというところはどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

住民参画事業ということでございますが、この住民参画事業というのがここで言っています住民参画事業というのは、例えば、ある一定のプロジェクトだとか、そういう今後町づくりを進めていく中で、NPO法人だとか、そういう法人化しながら組織的に町に貢献していくということを目的に住民参画事業というものはどういうものがあるか、県下でどういうふうな事業を進めているかというところについて議論をしているというものでございます。

実際に、そういうことで住民参加型の社会貢献活動として住民が町づくりに参加してくるというところのことを模索するのは、この住民参画事業というところで議論しているところでございまして、今現在、そういうことで組織的に動くようなことが今、吉田町の中でなかったということで、事業のほうでゼロ円ということになっています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 第5次総合計画には、行政と住民が一体になって取り組む町づくりの施策の方針というところには、町の事業における住民参画手法の導入促進、NPO法人の設立支援及びボランティア団体の活動支援と、この二つが挙げられておりますけれども、今やっているものは、どちらかというところと後者のものに対して力を入れてやっていくというふうに思うんですけれども、前者の町の事業における住民参画手法の導入促進というところに関しては、何か活動というのはやっているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

後者ということで前者についてどういうふうな動き方をしているかということでございますが、町としましてもその前者につきましても、例えば、各事業でこの前うちのほうでやらせていただきます公共交通であるとか、そういうときに住民懇談会であるとか、ああいうものを開催しまして、幅広い住民の方の意見を聞くだとか、大体、町でやっている計画については住民懇談会を開いたりだとか、計画についてはパブリックコメントを実施しまして、幅広く住民の方の声を聞くというような手続もとっております。

なるべく住民の方が参画できるような形で、進めていくということは各事業では進めておりますので、そういう意味では住民参画の町づくりというのは行われているということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 先ほどの公共交通は入っていたので、言いにくいところもあるんですが、実際に出ている人という自治会の人、民生委員、いろんな町の中で委員会とかありますけれども、どちらかといえば充て職的に、ここになればもう自然にそこに入ってくるというような委員会というのが多いと思うんですよ。

それよりも広く意見を持った方はいらっしゃると思うので、そういう方の意見ということ、入れ込むような体制というか、そういうところを考えていただければ、より住民参画という意味が出てくると思うんです。その辺に対しては今、各課がやっているからもういいでしょうではなくて、もう少しそこを考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

先ほど言った計画に応じてそれぞれ参加してくださる方というのは多岐にわたる部分もございまして、やはり専門的なものになってくるとやはりそういう充て職じゃありませんけれども、そういうところで専門的な意見も聞きたいということもございまして、ありますが、今回の住民懇談会につきましても、一般公募で誰かいませんかというようなことで広く募ってみたりでありますとか、あと先ほど言ったパブリックコメントあたりにつきましては、皆さんに公表をして、この計画について何か御意見ございましてかというような話でパブリックコメント等も開いて計画の中に反映させていくということもございまして、そういう面ではなるべく一般の方に広く募っていくということについては、今後についても検討していきたいというふうに考えています。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

なければ、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時04分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、2款総務費の2項町税費から6項監査委員費までについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時08分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書の119ページ、ファミリーサポート事業についてです。

ファミリーサポート事業につきましては、サポート会員が25人、リクエスト会員は105人で、両方会員が4人在籍しているということでもありますけれども、そして、その実施回数というのは年々増えてきて158回になっております。

しかし、その会員の中で実際に活動しているのはサポート会員が5人、サポートを要求しているリクエスト会員が8人というのが令和3年度の実績ということでございました。

登録者に対して実際に活動されている方が少ないということに関して、ここはなぜだというふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

現在利用している方と、それをサポートしている方が限られた方ということで、どのように考えるかという御質問だと思います。実際には登録数、今回、ファミリーサポートのリクエスト会員といったものは事前登録になっております。

といいますのも、突然に、例えば、お母さんが歯医者に行きたいとか、お熱が出て病院に行きたいときに、子供さんを見てもらいたいといった内容もあるものですから、事前に登録をさせていただいて、突然のときの対応にも対応できるようにといった形で、事前登録が多いものです。

ただ、最近、利用の状況を見ますと、受診のための御利用というのは少なくなっております。この最近の使い方ですと、習い事に行くための子供の送迎をやってほしいですか、保育園へのお迎えをお願いしたいとか、そういったものが幾つかあります。決められた方が慣れた、お互いが慣れた子供さんと、リクエスト会員の慣れた形での利用という形が多くな

りまして、定期的に使われる方というのが多い状況です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） サポートする方とサポートされる方の相性というのもあると思うんですけれども、それ以外の方は登録はしているけれども、お声がかからないという状況というのは、そうすると、登録する意味あるのかというような感じで、逆に私はいいですと、少なくともサポートしようという意欲のある人が抜けていくというようなことにちょっと危機感を感じるんですけども、その辺に対する対策というのはあるでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） サポート会員さんはいろんな会員さんがいていただくほうが私はいいかなと思っております。

せっかく登録をしても、議員おっしゃるみたいに要望がないんだから、私、登録を抹消しますとかという方がいらっしゃるとやっぱり急なときの対応というのができなくなる可能性がありますので、モチベーションを高く維持していただくためにも年に1回ほどですけれども、研修会を開いたりですとか、少し経験者達の話をしたりとか、そういった形のを設けるような形です。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 94ページ、敬老事業費ですが、昔は敬老会しましたね。以前は敬老会という、結構いろんなイベントとかあったんですね。確かにコロナでいろんなことが少なくなってきたり、集まることができなくなってきたり、影響はあるでしょうけれども、本来、吉田町がだんだん敬老の事業がどんどん減ってきた中で、どういうものをやるのか何となく見えなくなってきたんですね。そのときに、本来これでコロナが収束していったときに、復活するに当たって吉田町は敬老事業に対して何をしようとしていますか。これから何をする必要があるかと思っていますか。

○議長（大石 巖君） 山内議員、決算の中での質問にしてもらいたいと思いますけれども。

よろしいですか。質問の内容についてもう一度お願いします。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 決算、94ページに敬老事業費で241万4,000円という金額が出ているわけですね。今、執行率が77.3%出ていますけれども、なかなかこれは現実的にコロナによって見えてこなくなったですね。それに対して、この決算の掲げたこれからのものに対してはどのようなものを、今回はどういうものをやろうと思ったのがこういう形になっていきましたかというのをお聞きします。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、鈴木尚雄君。

○福祉課長（鈴木尚雄君） 福祉課でございます。

ただいま敬老事業についての御質問があったんですけれども、こちらのほうにつきましては、いわゆる敬老会ということで、体育館のほうで高齢者の方に、今で言うと、記念品の贈呈を行っているそちらの事業となっております。こちらの事業につきましては、特にコロナの影響で縮小ということではなく、近年、高齢者の方が増えている状況を考えまして、対象者のほうをこちらの94ページにも載っているように、80歳、85歳、90歳以上の方ということ



で、対象者のほうを絞るような形で実施のほうをしているものになります。

そういったところですので、特にコロナが今後収束した後に何かやることが変わるかという、特に具体的に今、何かを縮小しているという状況ではありませんので、特別変わらないものと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時27分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

説明書の148ページ、感染予防費のところの説明書148の子供インフルエンザ予防接種費助成事業について、ちょっとお聞きしたいと思います。

令和2年に助成額の上限2,000円だったんですけども、それを令和3年の予算時に上限1,000円に見直しました。上限を1,000円に見直したんですけども、令和2年の助成人数が1,494人で、助成額の合計が479万4,000円だったんですけども、令和3年に上限が下げられたことでこれが減ったのか。町としてはこの減った、今回、令和3年の決算では助成人数が801人で、助成額の合計が80万1,000円というこの差、それを町としてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

子供インフルエンザ予防接種費助成事業につきましては、議員がおっしゃるとおり今年度から助成内容を変更をさせていただいております。

助成人数が前年度の1,494人から3年度は801人というところでございますが、予防接種自体打っていただいた方が減ったとか、そういったことではないかというふうには考えております。

3年度はコロナの予防接種に加え、インフルエンザの予防についても国・県から呼びかけもされておりましたので、接種はされていたのではないかと思います。その接種をした後の申請による助成でございますので、申請ということ自体が減ってしまったのではないかと、いうふうには考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

では、助成額が変わったからということではなくて、インフルエンザのワクチンを接種はしているけれども、そんなに皆さん必要がなかったということで、打つ必要がなかったということなのかなと思うんですけれども、町としては助成額が減ったからということは考えていないということによろしいですか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

予防接種をした方が直接減ったかどうかについては、減ったというふうには断言できないというふうには思っております。

ただ、その助成制度につきましては、申請をしていただかなければならないというところで、全員の方が申請していただけたかどうかというところについては不明でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の171ページ、ダンス健康づくり事業費というところがございますが、ここで出ているダンス健康づくり事業補助金ということで、推進会のほうへ補助金を出しておるわけですが、まず、この3年度の予算までは健康づくり課でしたよね。決算になって、生涯学習課の今年度の予算のほうそちらへ移ったということで、決算のほうもそちらでやるというふうなことは理解できるんだけど、この交付要綱を見ますと、オリジナルダンスの普及により町民の健康づくりを推進するというふういうたわれております。

そうしますと、健康づくり課から生涯学習課へ移っていく中で、何かこの会に対しても変わったことが起きてくるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ今年度から生涯学習課のほうに健康づくり課のほうから移管されたという事業になります。現在のところ、この要綱に関して、今後どうしていくかというところにつきましては、健康づくりのほうから生涯学習という中でスポーツという観点を加味しながら検討しないといけないということも考えておりますが、今後、そういった面も踏まえて、要綱を変えるかどうか、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

この3年度決算において、執行率が低かった原因というのは「笑っしょいよしだ」という中でありますが、ほとんどがこの「笑っしょいよしだ」への補助金なんですよね。

それこそ要綱を見ますと、この推進会がやるのが非常に大きいんですよね。このダンス発表会というか「笑っしょいよしだ」にしても、彼らに町から補助金を出して、彼らはお金で、どこかのところへイベント会社か何か委託しちゃっているようなところも多分あ

るのかなと、委託料とかそういうのも全部持ちますよ、補助金でカバーできますよという要綱になっていますので、そうしますと、今後、これまでずっと自分思っていたんだけど、「笑っしょいよしだ」に関しては町のイベントとして独立させたらどうかというふうに非常に思っております。

先ほど課長のほうから今後もどういう形になるか分からないけれども、健康づくりというよりもスポーツのほうに考え方が動いていくということになりますと、この推進会自体がそちらのほうのスポーツ関係のダンスという方向に行くとするれば、この「笑っしょいよしだ」は独立した一つのイベント、ましてや、やっていないのであれなんだけれども、やっている頃は町外の方が非常に多かったですね。出演者にしても、それを見に来る人にしても町外からのお客さんが非常に多いというのはいまは一つのイベントであって、それこそにぎわいをつくるものだというふうに理解できるのかなと思いますが、その点について今後これを独立したものにしていこうというふうなお考えはあるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ、要綱の関係で健康づくりというところ、プラス今年度から生涯学習課に移管されたということで、スポーツの観点からということの説明させていただきました。

今後についてはそういったことを踏まえまして、要綱を含めて推進会との協議の中でよりよい事業にしていきたいというふうに考えております。

町のイベントとして独立というところで、シーガーデンシティ構想でにぎわいということもやっておりますので、そういったことも全てゼロからのスタートじゃないんですが、改めていろんな関係機関と協議しながら、今後については検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 最後にしますが、この町オリジナルダンスの普及ということが、大きなこの推進会の目的かなとは思っておりますが、平成26年から始まったのかな、この要綱自体が、補助金が。そうしますと、この令和3年までの間にどれくらい普及したというふうに認識できているのかなというところが非常に決算に関してあるのかなと思うんですが、その点、どのような町としてイメージは、もう本当にこの期間に十分普及してきたよというのか、それとも、まだまだだよ、まだまだこれやっていかないと普及しないよという思いなのか、どちらでしょう。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ、普及活動への成果というところだと思いますが、議員おっしゃるとおり、26年度に補助金交付団体になりました。でもその前に、推進会として活動を10年以上続けているという状況でございます。その中でダンス普及講習会、ダンス練習会であったり、講師を招いての講習会であったり、それからイベントへの参加、ダンスのPRというものをさせていただいたり、あと、各学校地域に講師として赴いて、皆さんにダンスの普及をしてきたという状況でございます。

これまで、そういったいろんな講習会であるとか、イベントであるとかそういったものを

累計ですけれども、10年以上やりまして4万人以上の方に参加いただいているということも  
ございます。

そういった中から健康づくり、また、当初の健康づくりということでは成果というものが  
あるというふうに考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 健康づくりとしてはという、だから、オリジナルダンス自体がどこま  
で普及しているのかというのが非常に分からないところがあります。

昔は吉田音頭というのがありました。我々小学校の頃から授業の中でやったりとか、運動  
会とかでもそういったみんなで吉田音頭を踊るみたいにやってきて、今でも曲かかれば体動  
くんです、はっきり言って。じゃ、このオリジナルダンス、そこまでを目指してやっていく  
のか、その普及というところが見えないところがあるんだけれども、どこまでを考えている  
んでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

オリジナルダンスの普及というところなんですけれども、本当に今コロナ禍ということで  
ここ2年は活動というものがほとんどできていない状況にあるというところでございます。

そういった中で、今まで学校等に赴いて、地域に赴いてやってきた成果というものが私と  
してもあるというふうに考えますが、今後、コロナの収束ということで、見た中で今後も引  
き続き、その社会、時代の変化に応じた形で普及活動、成果に結んでいければいいかなとい  
うふうに考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 生活排水改善対策事業費、説明書156ページです。

令和3年度は敷地内工事の新設で補助金額が上がりました。そのためか補助が8月で終了  
してしまっただけで、それを受けて令和4年度は補助金を約倍にしたんですけれども、今年も8月  
で終わってしまったという事実がございますけれども、令和3年度に8月で補助金が終わっ  
た後に個人が自費で単独槽から合併槽に転換したという実績というのは把握されているんで  
しょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

ただいまご質問のあった個人で町からの補助なく設置をしたという数があるかどうかにつ  
いては把握をしておりません。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 生活排水改善対策事業の財源内訳を見ますと、年度によって、一般  
財源の比率が36%から73%まで、国や県から補助金をいただくということに対して努力され  
ているというのは非常にありがたいことだというふうに考えておりますが、補助金の単価が  
増えたということもあって、ここ2年、8月で終わってしまうという現状を踏まえて、やっ  
ぱり単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する要望というのは強いんだというふうに感じており

ます。

町から出る以上、できるだけ早くきれいにするという観点からはその補助額をもっとさらに増やしていただきたいというのが本音なんですけれども、それは町がしっかり考えていただければと思います。

それに対して、次のことをちょっと考えていただきたいんですが、8月で終わってしまったという状況を踏まえてなんですけれども、その合併浄化槽の設置の義務化というのは平成12年からだと思うんですね。そうすると、今となると、もう30年以上たっている単独浄化槽というものも結構あるんじゃないかというふうに考えます。

そうしたときに8月に従来の補助金が終わった後でも単独浄化槽、故障して困ると、そうした場合には今までの従来の補助と別枠で故障対応補助みたいな感じで、別枠の補助金というのを申請するのは可能でしょうか。やっていただきたいと思うんです。

要するに、開始して5か月で、あと残りの何か月で壊れないという保証はないし、もうかなり前からだから30年以上たっているということを考慮すると、そういう対策も必要なのではないかというふうに考えますが、どうでしょう。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

ただいま御提案をいただいた故障した場合のということですが、やり方としては二つあるかなと思います。

国・県の補助、これは故障対応として別枠で幾つか取っておくと、あるいは全く町単費で別枠として取るか、ちょっとここではどんなふうにできるかは即答はできませんけれども、検討していきたいと思います。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） いろいろ手があるということなんですけれども、ぜひそこを考慮して、やっぱり目的は町から出る水をいかにきれいにするか、そこで故障したら元も子もないわけなので、考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

また戻ってしまいましたが、説明書の149ページ、風疹の追加的対策、一応これ毎年ちょっと聞いているんですけれども、この追加対策がまた延びたということをお聞きしました。令和2年度の抗体検査の実施率は24.3%で、予防接種の実施率は76.9%でした。令和3年度はこの説明書にあるとおり、抗体検査は実施率30.5%、予防接種の実施率は101%ということでありました。

今年度はコロナワクチンの接種もあって、いろいろ大変だったと思うんですけれども、町として国が見込んだ実施率というものに当町には近づいているのかどうなのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

風疹の追加的対策についての令和3年度の実績でございますが、国が目標とする抗体保有率から推計される、何人抗体検査をして、そのうち何人予防接種を受けたかといった評価の

仕方というか、国の目標に照らし合わせた町の人口で割り替えた数字を見ますと、国が求めているその抗体保有率を令和4年12月までに85%に引き上げるといったところを目指すとなると令和3年度については、令和3年度までの実績を見ると、あともう少しというところがございますので、当町といたしましては、国を目指す目標に向かって、実績としては悪くないといえますか、とてもいいところで推移してきているというふうに考えております。

コロナワクチンの接種もございますが、それとは別にやっぱりそのコロナ感染症の感染拡大に伴って、受診理解があったりだとか、そういった懸念はございましたが、主に職域の健診等と一緒に抗体検査を行い、その後、抗体価が低い方は予防接種を受けていただいておりますので、町としましては遅れることなどと言ったら表現が正しくないかもしれませんが、順調に来ているというふうに評価をしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 令和3年度のワクチンの周知については職場で検診があって、それで抗体価が低い人は受けてくださいということなんですが、町として全体の、職場外の出ている人もいますので、そういった方たちに対して周知について、どのように周知したのか、そこをお聞きしたいです。

たしか令和2年はコロナの前だったので、サイカツしなかったという話を聞いたので、今年度も同じようにサイカツはしなかったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

令和3年度につきましては、令和3年度の接種券の無料クーポン券の送付対象者という方がいらっしゃるしまして、その方には個別の通知をしております。そのほかその前年、前々年、抗体検査を受けていない方、それから接種をしていない方に合わせましても未接種者の勧奨というものも行っております。

令和4年度につきましては、接種をしていない方、抗体検査を受けていない方には全員無料クーポン券を送付をさせていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑は。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 156ページ、先ほどの同僚議員のいいところついているなと思いましたが。その中で、現実論としてお聞きします。

今、先ほど、浄化槽が単独浄化槽は30年以上たっています。その中で実際に先週私のところに入ってきました。もう補助金、終わっちゃったよと。しかし、管理者、管理する人いますよね。管理業者からちょっとひびが入っている、そう言われたんですね。私のところへ来て、耐震やった人なものですから、どうしますかと言ったら、方法ないんですよ。自分でやるしか。

その代わり、町の結論は来年まで待って、全部出るわけじゃないから、外へ出ちゃうわけじゃないから来年まで待ってくれと。現実の今、同僚議員が言ったその心配というのは、確かに考えているとおり、大きな問題が出てくると思うんです。その中に、生活排水の対策もちょっと真剣になって、周りをチェックしないといけない状況が来ているんじゃないかと私

は思っていますけれども、現実的にそういう垂れ流しというか、浄化槽本体にひびが入っているよと、正にそういうものに対しての救済策というか、対応策というのを考えていただきたいと思うんですけれども、どうなんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

先ほどの平野議員からの御質問にもお答えしました。

現在も単独浄化槽に経年で故障されてお困りの方がいるということで、現時点では我々にそれを救済する手だてはないわけですがけれども、先ほど御提案いただきましたように、故障した場合は補助を別枠で何かできないかということですので、今後それは検討していきたいというふうに思っています。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

自然の環境を間違いなく汚すことですよ。そういう状況がもう出ているということになりますと、管理をやっていますよね、必ずね。管理の業者に指示をして、そういうものの実態を早急に確かめていかないとと思うんですけれども、その辺は準備として、どうなんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

現在、我々が持っている手だてというのは浄化槽を設置しようとする、あるいは転換しようとする個人の方に補助金を出すというような仕組みでございまして、浄化槽の点検業者に我々が今おっしゃったような指示を出すとかという権限を持ち合わせていないものですから、それはちょっと難しいかなと思っています。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

難しいかどうかは別として、間違いなく外へ出ている話ですよ。早急に何か検討するものがあれば検討していただきたいと、そのお願いです。

○議長（大石 巖君） 答弁はいいですか。

○8番（山内 均君） もう一ついいですか。

場所を変えます。

153ページの、154に詳細が出ています。猫の件です。

今日、中田議員がいないものですから、彼と話をしたときに、全協で確かめたときに、この問題に関してはちょっと言いますよということなので、私も同じこと考えました。ちょっと聞かせていただきます。

例年300万ほどの補助金が出ていたのが、決算書の181ページのところに飼い主のいない猫、去勢手術149万3,400円がついています。そして、こちらの説明書の中には説明の効果のところに、結果として道路上で死んだりする猫が少なくなったと、効果が出ているだろうという話を書いてありますけれども、その効果というのはどういう形で確かめましたか。確かめる方法というのはあるんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

ここにはすみません、効果が出たとは書いていないんですが、議員のおっしゃるとおり、こちらの公共施設等で発生した死亡猫につきましては、令和元年が121件、令和3年が73件ということで大幅に減っています。というのは総数が大分減ってきているんじゃないかという予測のもとで、こういった形で記載させていただいているということで、御理解いただければと思います。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ここに書いてあるとおり、この数字を見た限りは減っていると思います。

実際に、ちまたで見たときに減っているような感じはします。

ただ、この数字もさることながら、実際に餌をくれている人を知ってしまして、それを行っている以上はその人たちはもう救うということなんですね。子供がいっぱいできることじゃなくて。そういったときに、そういうものに対する啓発の事業とか、そういうものというのはやる必要あると思うんですけども、どうなんですか、その辺の啓発に関して。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

議員のおっしゃいます餌やりにつきましてですけども、この餌やりというのは、動物愛護の観点から急にやめろというのは町のほうからちょっと言えないということをもまず御理解いただきたいのと、餌やりを途中でやめてしまうということはこの猫の飢餓になるおそれがありまして、その猫がごみをあさったりとか、その住民環境の影響を及ぼす可能性があるということの中で、適切な餌やりというのは、例えば動物愛護センターですとか、そういったところから啓発ルールが出ていますし、町のほうでもそういったルールのほうを周知をしていきたいというふうに考えております。

今回、そこまでの周知は載っていませんが、今月の広報に動物愛護に関する啓発の記事を載せますので、今後も引き続きやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） この問題に関しては、今言われました121件から75件、大幅に減ってきましたよね。確かに効果が出ているんでしょう。ただ、この効果が持続するためには吉田町だけではなくて、一帯で管理というか、そういうものに関しての意識と、それとそれぞれのみんなでそれを役目をやっていくと。あともう一つは、地元でお金の問題もあるかもしれないけれども、地元の人が去勢手術をしていただけること。地元の人には地元の人でないと分からないこといっぱいありますから。あとは遠くへ持っていったときに、本当にこのものかどうかというものを税金を使う以上、やっぱり吉田町に効果がなければやっちゃいかんと思っておりますので、その辺でしっかりとした対応というか、それをしていただきたい。

要するに、広範囲での関係した対応というのはそういうのは当然必要になってくると思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

議員のおっしゃいますそれこそ周辺市町の状況も確認している中で、やはりどの市町も補助金をつけて、啓蒙活動というか、去勢手術、不妊手術のほうをしている状況でございます。

吉田町につきましては、川根本町、牧之原市、県の動物保護協会の榛原支部というのを組



んでいますので、そういった中でも共同しながらというか、周知のほうを図っていきたいと思いますし、引き続き町のほうでも広報等を利用して周知を図っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

説明書の151ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費の中で多分お聞きしてもいいのかなと思うんですけども、実際、町がワクチンを持っていると思うんです、ワクチン自体を、その管理についてちょっとお聞きしたいと思います。

そのワクチン自体の管理、保管の管理、冷凍庫に入れたりとか、ワクチン3種類、4種類ぐらいあるけれども、保管の状態とか違ってくると思うんですけども、その実際は管理ということで、どういうふうな体制になっているのか、誰がやっているのか、町でその専任の人がいるのか、そういったことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

新型コロナワクチンのワクチンそのものの管理というところでございますが、ディープフリーザーといって必要な冷凍の状態を保てる保管庫を国のほうから町のほうにいただくというか、配備をしていただいております。その中に適正な温度を保ち、ワクチンを保管しているわけですけども、保管庫についてはワクチンの種類、2種類、モデルナ、ファイザーでございますが、その保管の温度が違いますので、2種類のディープフリーザーに入れまして、平日は朝昼晩の温度の確認、それから、休日、土日、祝日につきましては1日1回職員が当番で、そこに出向いて温度の確認チェックをしております

健康づくり課の健康総務部門が中心となって管理をしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

ワクチン接種が始まってもう1年ぐらいたつので、そろそろワクチンの期限というのが問題になってくると思います。ワクチンの期限切れを打たないためにも町として、その管理に気をつけていることというのはありますか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

ワクチンの期限につきましては、特にモデルナワクチンが期限が切れたことがございまして、それについては翌日に廃棄という形を取っております。

あとは、いつまでが期限かというところにつきましては、管理をされていて期限が切れたところで廃棄をしておりますが、今まで期限が切れたのは1回ということになっています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

健康づくり課の職員でワクチンの期限とか保管の状態を管理していることが分かったんで

すけれども、やはり今後もワクチン接種、多分続いていくので、期限は来ていないけれども、保管の状態がよくなって、破棄していくワクチンとかということも、注射器で吸い上げたワクチンの破棄ということもあると思いますけれども、期限切れのワクチンを打たないように町にももう一度要望として出させていたいただきたいと思います。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結をします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時04分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。  
本日は、定例会21日目でございます。  
本日は、4番、中田博之君から欠席の届出があります。  
ただいまの出席議員は12名であります。  
これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 本日は、提出されました第44号議案の質疑を行います。  
議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

◎議案第44号の質疑

- 議長（大石 巖君） それでは、議事に入ります。  
日程第1、第44号議案 令和3年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。  
これから、第44号議案についての質疑を行います。  
昨日に引き続き、質疑は、歳出の5款から11款についての質疑を行います。  
質疑は、款別に区切って行いたいと思いますが、説明員を入れ替えながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので、御了承願います。  
また、歳入の1款から11款、21款以外の歳入については、歳出の財源に合わせて行うようにお願いします。
- 質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いをします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。
- それでは、質疑に入ります。  
歳出の5款労働費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。  
次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
8番、山内 均君。
- 8番（山内 均君） 山内です。

説明書の188ページ、農林水産業費、この中に荒廃農地再生事業費、この項目がありますね。これを見ていくと金額的には10万のものが33.3%と出ていますけれども、これ非常に少ないというか、この金額を見ていきますと、恐らく農地そのものの対象が田んぼとか、その辺に主眼が行っているというような思いがあるんですけれども、実はお茶の木のお茶産業が最近非常に低迷をしていると。低迷をしているというよりも、大打撃を受けていますよね。

その中で、昨日ちょっと見てきましたけれども、能満寺のずっと西の上のほうに杉の子の前ですね。あの辺一帯がもう多分知っていると思いますけれども、きれいになっていますよね。知っていますか。昨日行ってきたんです、言われて行ってきたんですね。その周りというのは、もうお茶の木が3メートル以上の森になっています。全体森になっています。その中に、この金額の恐らく今さっき言った金額、それと執行率とかそういうものを見ていって、多分非常にその目指すもの、見えるものがちょっと違うような気がするんですけれども、これに対してそのお茶産業、お茶に関してどのような政策というか、政策というよりも政策に対しての結果をここに見えていると思いますか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

お茶につきまして、実際お茶農家さんは、現状生葉を農協に入れたりやっている価格については、本当に厳しいというのは以前、農業委員さん、農業のほうの方から示してもらって本当に厳しい大変だなというのは、すごく実感しております。

今、議員がおっしゃった杉の子園のところにつきましては、今年度、杉の子園の北側の部分のところであれば、この荒廃農地の補助金を使いまして園芸団地ということで当年度でやっていく箇所だと思います。

農地につきましては、お茶の管理は適正にやってほしくて、当然この補助事業、金額は少ないんですけれども、活用してもらって、お茶を進めていってほしいということは重々感じておりますけれども、なかなか今お茶については、すごく現状を踏まえると難しい状況というのは把握しております。課題だと思っておりますけれども、何とかうまくいくように検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今のこれから何が起きていくのか。恐らく転換期が来ていると思うんですよね。その中で、昔、議員やっていた方とか、それから実際にやっている方から、一応どうするんだと、どうなっているんだと、何考えているんだという話は聞いたんですね。その内容はお茶の木を産業廃棄物として取るでしょう。そうすると、その30万、40万廃棄するだけでかかる。大きさはそんな大きくないと思うんですけれども。それと同時に、あと維持していくのも今、課長言われたように、お茶産業が茶葉の産業ですね、それがもう非常に疲弊してきたというか、ものすごく難しい状況になってきたと。その中で、これからこの決算を踏まえていくと、もうしっかりした手をこれから打っていかないと、恐らく大変なことになるんじゃないかと。私の中では、もう明らかに転換期が来ていると思うんです。その辺のこれから町がどのようにしていくか。この状況を踏まえて、決算の状況を踏まえて、どのような形にしていくかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

荒廃しているお茶に関しては、なかなか継続してやっていくということが本当にいいことかどうかということはすごく難しいものだと思います。今、県交付金とかでも高収益作物とかの交付金がありますので、そういうものを活用した中で転換してもらおうとか、そういうメニューもありますので、そういうことも今後は進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） お茶の木が多分同僚の方が専門なものですから、いろいろ聞いたんですけども、お茶の木の実を乾燥して、そして、例えばその皮とかたんぽにやると、タニシのジャンボタニシが死滅すると。お茶の木は、もともとタンニン酸含んでいますから、強烈な毒素を持っていますよね。そういう中でそういう方向に農業に関しても効果的な方法ができると思うんですよ。どこかでイノベーションを起こさないかんと思っていますので、その辺もしっかりとした研究というか調査してもらって、そしていろんな文献ありますので、その中でまた方向性を決めていただきたいと思うんですけれども、その辺のこれから何をしていかなければいかんということはどういう形で考えていますか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

ちょっと繰り返しになってしまうんですけれども、新たな高収益作物への転換等のパンフレット、メニューがありますので、その辺を周知しながら説明してやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の202ページ、津波高潮危険管理対策事業費のところではありますが、これは吉田漁港の整備ということであるかと思えます。その効果のところを見ますと、最後のほうに、整備計画の策定を行ったということで、委託料もちゃんと支払ってございます。

そうした中で、総合KPI施設整備計画の策定率ゼロ%、これどういう意味だかよく分からないんですよ。片方では策定を行って委託業務も行っている。でもKPIを見るとゼロ%、これどういうことで、こうゼロ%になるのか。途中の経過は表しなくていいということなのか。その辺よく分からないんですが、教えていただけますか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

令和3年度にこの業務委託費で津波対策整備の業務委託を実施したのですが、実際3年度に実施したものにつきましては、令和2年度の結果を踏まえまして、吉田漁港の津波対策に対するシミュレーションを実施しました。そのシミュレーションを実施したことを整備計画の策定をしたという言い方で書いてしまっておりまして、ここの言い回しについては、ちょっと関連はありますけれども、ちょっと記載の仕方が、ここの書き方は紛らわしくて申し訳ございません。

この総合制度KPIの施設整備計画の策定率ゼロ%というものにつきましては、3年度の

実績も踏まえて吉田漁港のL2の津波対策をどのようにするかということの整備計画が確定した時点で100%になりまして、3年度やったものにつきましては、まだ途中段階ということになりますので、この記載はゼロ%ということを示してあります。

説明は以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） その途中まで行っているんだっただけじゃなくて何パーセントか進んでいるわけですよ。そういうのは、こういうものには表記する必要はない。100%にならない限り、ゼロか100かという表示でいいということでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この津波対策のKPIの整備計画の策定率ゼロ%、策定につきましては、まだ途中段階でゼロ%なんですけれども、進捗としましては進んでいる状態であるんですけれども、ここの策定率という言い方ですと、まだ策定ができていなかったのがゼロ%としてあります。進捗としましては、今、シミュレーションの結果を踏まえて今年度も業務を実施していきますので、進捗としましてはゼロ%ということはありませんが、ここの記載はそういう形で示してあるものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 答弁になっていないと思います。だったら、それちゃんと記せばいいと思う。現状こうです。ここまで行っていますということ、それをそういうことをしないで、100%行っていないからゼロ、そうとしか聞こえない。それについてはちょっと疑問がありますので、答弁をお願いします。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

ただいまの御質問ございましたけれども、今回、こちらの計画のところにつきましては、施設整備計画の計画の策定ということございまして、今現段階ですね、先ほど担当課長からも話ありましたとおり、シミュレーションの結果を出したというところございまして、ここは先ほど議員がおっしゃったように、計画を策定したかしないか。いわゆるゼロか100かというところになるかと思います。

この件につきましては、行財政合同改革推進本部という内部会議がありまして、その中でも整備率どうなのかというところで行ってまして、現段階では、まだ計画策定に至っていないということでゼロとなっています。ちなみに、この総合戦略につきましては、令和6年度が目標年次ということになっておりますので、そういうことで御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうやって目標年度をちゃんと示していただいて、ここまでに100パーにするよというのが本来あるべきこの書き方かなと思いますので、これからそのような形でお願いしたいと思います。そうした中で、この一応、整備計画は業務委託したんですよ。そうした中で、今の答弁だとまだこれからだよ、ちゃんと策定はしていないよ。この業務委

託の内容は、今まだチェック中だからという意味でよろしいのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

3年度にやったものにつきましては、シミュレーションの結果なんですけれども、具体的なもので言うと、既存の今、陸閘と水門と胸壁が吉田漁港の周りにはあるんですけれども、その既存の構造物と現在、川尻にできました多目的広場を含める防潮堤と将来住吉側にもできることを想定して検討してシミュレーションを行ったんです。そのシミュレーションの内容につきましては、まだ漁港の開口部のところについて、どのような形にするかというところが3年度実施につきましては、4パターンでやったんですけれども、そこら辺について、まだ詳細が詰められてない状況で、こういう形がいいかどうかということまでは至っていないのが現状になります。4年度につきましても、そのところはちょっと詰めていくものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書の64ページを見てください。

そこには町民個人の所得区分別の所得金額が記載されています。その中の農業所得に関して、令和3年度の金額は4,200万、これを平成29年と比べますと3分の1になっています。人数で比べますと、令和3年度は21人ですけれども、平成29年に比べると2分の1になっている、減っていると。この金額というのは、もう設備投資とか、いろんな必要経費を除いて課税対象になった金額や人数というのを記載していると思うんですけれども、それにしても減っているということに対して、どういうふうに捉えていますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この3年度の賦課徴収事業の農業所得につきましては、21人で所得金額が4,204万7,000円ということで、過去から見ても毎年下がっているのは承知しております。ただ、この21人という方が細かい情報は個人情報なので分かりませんが、兼業の方も主としてやっている農業者もいるので明確には言えないんですけれども、吉田町の場合、農業者はレタスが主な事業で、レタスの価格が下がっているものが一般的には影響しているものが大きいものだと思います。また、最近、燃料の話が出ていますけれども、今までも徐々に燃料の価格等上がっていることによって、影響を受けているものもあると思います。また、実際に農業者から聞いたときには、国内の内需拡大、海外からの輸入じゃなくて、国産のものを使うものが増えていけば、ここら辺も改善されると思うけれども、なかなかそれは難しいんじゃないかという話も聞いていて、なかなかここは上がっていないということは認識しております。そのあたりが影響しているのではないかと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 所得というのは減っているということなんですけれども、結局、吉田町の農業というのは、もうからない職業なんだというのか。今はいっぱい設備投資してレタスの金額が下がっている。要するに雌伏のときだと我慢のときだという状況なのか。その

辺をしっかりと捉えた上で、いろんなデータを集めるとか、今お聞きになっているという話もありましたけれども、今、吉田町の農業というのは、どういう状況にあるのかというのをしっかりと把握した上で、町として何ができるのかというふうな考え方で進めていくべきだと思うんですが、それに対しては、何か行動しようとか、そういうことは考えていますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

吉田町の場合、お米をやってその裏作というのか表作というのか、レタスをやってという方が大部分いらっしゃると思います。また、その高収益作物の交付金等を活用してトウモロコシだとか柿とかも併せてやって増やしていく対策、メニューも新たにありますので、その辺をPRしていくものと、あと農業者に対しましては、前年度の所得に応じて保険等の加入をしていただければ、補償制度もありますので、その辺も農業者は理解しているとは思いますが、その辺も周知していく中で、何とか吉田町のレタスというものについては、やっぱりレタス以外についても農業者をしっかりと支援していきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 高収益のものに変えていくPRとか、そういうことはお話があって、その最後に農業者を支援していくというお話だったんですが、具体的にどういう支援を考えているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

農業者に対しましては、国も県もそうですけれども、すごく支援制度というかメニューが、自分も来てから分かったことなんですけれども、いろいろな面がありますので、そこら辺をやっぱりPRしていく中で、収入が高収益に少しでもなるような形で、先ほどの繰り返しになりますけれども、PR、お互いコミュニケーションを取ってやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければ、これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

説明書の208ページになります。産業支援事業費です。

こちら令和3年度ですね、創業支援効果というところになります。創業支援者対象者が30人ということで、令和2年度が8人と聞いていますので、随分と対象者の方が増えておりますが、町としてどのような活動をされて、このような結果が出たと考えますか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

産業課では、3年度、2年度も継続して実施しているんですけれども、産業振興事業費補



助金ということで新規事業者に対しまして補助金を交付して実施しております。あと吉田町としましては、創業支援事業計画特定創業支援事業というものを計画を定めまして、国の認定を受けて事業者を支援していることもやっています、それを行うことで通常50万しかメリットがないというものが、そこの認定を受けていることによって国から最大200万円まで支援をいただくような形になっておりますので、今後もこれにつきましては、継続してしっかりPRしてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

答弁をいただいて、町のほうで国からの認定も含め、新体制による創業支援ネットワークみたいなものがしっかり確立されたことによって、新規の創業者の方のバックアップがかなり強くできるような形になったと聞いております。今後もこのコロナ禍の中でなかなか創業される方というのも不安もありつつ、そういった目標も持って町のほうに相談に来る方も多いと思っております。ぜひそういった方々に、明るいこのようなすばらしい支援事業が町と国と県と連携して行われているものなので、ぜひ、もっと皆さんにPRして、そのような方々に伝えるようなことをしていただきたいと思っておりますが、今後、どのような形でそういうPRをされていく予定ですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この創業支援につきましては、2年度よりも3年度のほうが3年度も補助金、交付金を出しまして事業をやっていくんですけども、よしサポとかも一緒に協力しながら後押しができるような形で、今後も支援をしていきたいと思っております。

以上です。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時27分

再開 午前 9時29分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

資料の215ページですけれども、防潮堤整備事業費になりますが、最初に、防潮堤の側道の整備が終わって、この間、完成式のときもそこを歩いて供用されているわけですが、道路がこの間ちゃんと水防センターですか。完成式にそこまで行けたのですが、今現在、途中の吉田公園へ行くために橋があって川を越えるじゃない。あそこで進入禁止になっているわけですね。それで、せっかく全部造ってあるもので、何のために造ったかわからないよね、そういうことじゃ。だもんで、向こうまで行けるようになれば、何か事情があって今行けなくなっているんじゃないかなと思うんですけれども、供用が全てできるのは、めどとしていつ頃になりますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

今、議員おっしゃいました防潮堤の側道という話なんですけど、今供用させていただいてますのは、町道認定させていただきました西は東臨港橋、東は第2号橋梁という、この間でございます。そこから水防センター、河川防災ステーションの東側については、今橋梁のほう、町道認定もしていませんし供用もしていません。そっちにつきましては、ちょうど完成式典やったかなり広いところがあるんですけれども、今、ここの有効活用に向けて検討を重ねているところでございます。その位置づけによって、その道路も接続していきたいという考えの下、今供用はしていないという状況でございます。その見通しについても、ちょっと余剰地というんですか、完成式典をやったところの広場の活用と同時期というような形になろうかと思うんですけれども、現時点におきましては、その時期というのは、まだ未定でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 向こうまで全部というんですか、使えるまでには今、一応めどが立たないというような形で、あそこの広場の利用が決まらないと分からないということを伺ったんですけれども、結局、今、行き止まりというか、通行止めになっているちょっと向こうに坂路があって、それもこの間、一緒に造ったわけですね、側道と一緒に。それで東方向、西方向と両面上がるようになっていて、この間の一般質問で、増田議員のほうからサイクリングやるということで天端を整備したよという割には、自転車が入り入れできないと。自分も確認しに行ったら、やっぱりそういうことで、ですから私が思うにはせめて坂路のあるところまで、そこの事情があって奥まで東のほうまで行けないよということあるかもしれませんが、せっかくそこに坂路があるので、そこまで道路を使って行くようにしていただければ、その道も生きるし、天端の整備も生きてくるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

議員おっしゃられますように、令和3年度の側道整備工事ということで、東が坂路のところまで舗装まで整備のほうをさせていただいています。また、坂路につきましても、これは海岸保全施設になりますが、ちゃんと舗装もされた坂路でございますので、現状今ちょっと自転車もなかなか行き来できないという状況でございますので、そこはちょっと海岸の利用者のことを考えまして、なるべく早期にこの辺有効できるような形を検討してまいりたいと

思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 分かりました。

この道路ですけれども、水路が両側についていて、この間、完成式の時、そのときまで結構雨が降っていて、通ったら防潮堤から土が流れ出ている箇所が何か所かあったわけです。そうした場合、今、町道認定しているよというところはあって、それより東側は認定してなくて、今使ってはいないというふうに、そういう形になっているですけれども、結局、この道路の管理ですけれども、普通自分ちの町なかだと、自分ちでこう側溝の清掃なんかやったりするですけれども、ああいうところにあると、誰も住民が周りにいないもんですから。側溝清掃とかというのは、その管理があると思うんですけれども、その辺に防潮堤から土が流れてきたら、そういうのが堆積しちゃうと思うんですけれども、その辺の管理はどちらがするんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

側道につきましては、現在供用しているところ、また、東側の供用していないところも含めまして、海岸保全区域の中に設置した道路になりますので、町が国に対して占用申請を上げて、町が占用している道路となります。したがって、管理者は町となります。

議員がおっしゃいました、のり面から流れ出た土砂が側溝に堆積してしまうのではないかという懸念でございますが、ないとは言えないと思うんですけれども、背後盛土ののり切り、これは陸側の一番下端部になるんですが、そこから側道までは1メートルから5メートルぐらいの余剰地というんですか、平地がずっと続いていますので、直に側溝に出ないというのもございます。また、のり面もちょっと天端が土のままの状態であったのをまだ完成間もない頃は、やはり雨水によって雨裂等でのり面の崩壊とか局所的にございましたが、今はそれも落ち着いております、植生によって大分のり面が埋まってきましたので、のり面から土砂が流れて側溝に入るという懸念は、さほどないものと判断しております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 自分は専門家じゃないので、ちょっとよく分からないですけれども、のり面から流れる土砂、土砂というか、土が流れることはないとは今はっきりと答弁していただいたですけれども、結局、自分がこの地頭方になるんですかね、今、防潮堤国道150号線沿いやっていて、あそこなんか道路から見ると、コンクリートで全部覆われていて、そして結局最初は防潮堤を造るときでも、説明では土がやっぱり一番強いよということで、コンクリートなんかよりも土が強いよということで、いろいろ頭いい人が考えたことだもんで、自分ちも納得したんですけれども、現状を見てみると、豪雨とかそういうのでやっぱり表面から土が幾ら芝生が一応張ってあるということはその工事も入ったので分かるですけれども、ゲリラ豪雨というんですか、大量の雨が降ったりそれが雨がしみ込むと、あそこは結局、県知事の話もありましたけれども、公共工事の発生残土ということで盛土をしたよということで、そうすると土が種類がいろいろでいろんなものがこう来て、それを全部混ぜてちゃんと積み上げたのはいいけれども、そうじゃなくて、その都度その都度持ってきた土がどこの土か場

所が違って、ですから、土の種類もいろいろ違うと思うんですよ。それでそれが層をなしているもので、やっぱり雨が降ってしみていくと、その層によって、土の種類によってしみ込むところ、たまるところがあってということで、熱海の盛土による土石流がありましたけれども、ああいうのも、やっぱりよく分からないですけれども、そういうのが原因でたまった水がしみていかないところを滑って流れたような、そういうふうな受け取っているですけれども、もしかしてそうなると、大ごとになっちゃうですけれども、ですから、そういうこともあって、いろんな土で積み上げているもので、今、課長だと絶対出てこないよということですが、一番心配なので再度お伺いしますが、本当に大丈夫かなということで、ちょっともう一回お願いします。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

まず全体としまして、川尻の防潮堤の背後盛土は、海岸管理者が管理する海岸保全施設でありまして、海岸管理者以外でもいわゆる町が施工する工事として整備したものでございまして、この背後盛の施工に先立ちましては、海岸法第13条第2項の規定に基づき、協議書を国交省のほうに提出しております。その協議書、図面とかそういったものになるんですが、それをもって国のほうから同意をいただいて着手しているわけなんです、その同意書には条件としまして、海岸法第14条で定める海岸保全施設の基準が示されております。

この基準というのは、L2盛土に特化したものでございまして、模型実験を踏まえた結果であるとか、あと議員がおっしゃいました、いろんなところから土砂が来るという想定の中での基準になるんですが、川尻防潮堤の背後盛土は、その基準に沿った形で施工して、終わった後、国土交通省のほうの完成検査を受けて、現在は海岸保全施設として海岸管理者に引継ぎを完了しているものでございますので、安定性というところについては問題ないと判断しております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

今のことについては、盛土については了解しました。

あと、今のところで今度防潮堤天端整備工事があるんですけれども、これについて、これも先日、同僚議員のほうから一般質問のそれで答弁として、天端を舗装路をランニングやサイクリング等で利用するよというようなお話がありました。それで、現在、住吉海岸のほうは防潮堤の天端のかさ上げで補強をやっているんですが、できたところはみんな柵とかフェンスとか分からないですけれども、ちゃんとやってあるわけですよね。それ自分が思うには、少し高くなったもので転落すると困る。よく散歩している人がいて、高齢の方もおるものですから。転落防止のためにああいうふうな柵がやってあるのかなというふうには自分は受け取ったわけです。川尻の新しくできた防潮堤は、あそこの地面から大体8メートルぐらいというふうには伺ったんですけれども、天端までね。海拔11.幾つだもんで大体8メートルくらいですか。それで住吉と比べると随分高いわけなんですけれども、それであそこには転落防止の柵がないということであるものですから。そういうサイクリングとかで、ちょっと落ちちゃったとかということもあるかもしれないですけれども、そういうことで必要じゃないかなと自分は思ったんですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

川尻防潮堤の背後盛土の構造的なものから申し上げますと、背後盛土の天端は海拔11.8メートルの高さで出来上がっていきまして、その11.8メートルの高さの幅員は6.8メートルございます。その6.8メートルの中央5メートルに舗装を設置しておりますので、残り1.8メートル、これが半分にしますと、90センチずつ舗装の横に路肩部としてございます。その左右にのり面という形で、下のほうにだだらとのり面が行くんですが、これが1対2と呼ばれるのり勾配で比較的緩い勾配になります。

ちょっと参考として、大井川の堤防を思い浮かべていただきたいと思うんですが、おおよそそのような形で、大井川の堤防にも、あそこは車も通っているところでございますが、歩行者も自転車も通るところでございますが、転落防止は設置してございません。同様に、川尻防潮堤につきましても、そのように路肩部もございまして、その左右ののり面も比較的緩やかな勾配ということで、転落防止柵は不要だということで設置のほうはしてございません。

なお、議員がおっしゃられました住吉工区の柵でございますが、これは今、国のほうで粘り強いということで、堤防の補強工事、天端の補強をしていただいたものになります。確かに柵のほうを設置はしてございますが、これは転落という観点よりは、防風柵ということで設置したものと国のほうから聞いております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今の説明で確かに大井川の堤防なんかは何もなくて、落ちたら自己責任というような感じがするものですから。それと同じと言われればそうかなというふうに思いました。

あとこの間、同僚議員が一般質問した後とか前とか、現地を確認していただいたのかどうかというのはちょっと分かりませんが、現在、行ってみると、のり面が雑草が生い茂っちゃって、結構私の腰くらいまであるんです。それで、防潮堤は天端の今言った舗装をして、両脇が90センチずつ0.9メートル、それぞれ空いているよと言うですけども、全然それすら分からないですよ。舗装のところまでもう雑草が侵略したというか、舗装面までかぶさっちゃって、だから舗装と舗装じゃないところの境目が分からないというのが現状なんです。それでせっかくこの間、中学生が植樹したり、あのとき亡くなられた安倍さんとか県知事なんかも植栽、苗を生けてくれたんですけど、その苗なんかがどこにあるのという感じで分からないんですよ。こうしたところも一応今、決算では天端の舗装の工事というので出ているわけですよ。一応、全体的な防潮堤工事というのは町でなっているんですけども、ですから、これの管理というんですかね、その辺が、あくまでも国へ渡しちゃったもので、国がやるよと前に芝生がどうのこうのというときは、そういうふうに向ったですけども、ここのよく草刈りで行くと、天端から裾がどのくらいまではどこがやるよとかという話もありますよね。よく2級河川なんかもそうですけれども、そういう中で、この管理というのはどのようになったか、ちょっと伺います。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

防潮堤の管理というお話でございますが、先ほど申し上げましたとおり、川尻防潮堤の背

後盛土は、基本的には海岸保全施設となりますので、海岸管理者が管理となります。海岸管理者、最終的には県なんですけど、今、直轄で国が管理していただいているところではございます。

そういう中で、背後盛土も先ほど申し上げました11.8、これは今出来上がっている形でございますが、その前段としまして定規断面というのがございまして、これはL2津波に対して必ず必要であるというところがございます。それは11.5でございます。11.5は、定規断面としてあるんですが、そこから30センチ上げているというのは、町がその上を占用して、そういった自転車とか歩行者が通れるように舗装、またシャリンバイを植樹するため、そのための30センチをさらに上に確保して、上の30センチについては町が占用している部分でございます。ですから、天端の舗装であったりシャリンバイ、路肩の部分は町が管理するような形になります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

それじゃ、今私が境目が全然分からないと言ったところは、じゃ、そのちょうど天端とのり面の角があるわけですね。それが30センチは町が草刈ってきれいにしとかにやいかんというような、そういうふうを受け取ってよろしいんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

議員おっしゃられますとおり、路肩部は町の管理ということで湯日川とか坂口谷川とか、あの天端も町が大井川もそうですね。道路を占用させていただいているんですが、その両サイドは、大体約1メートルは、条件として除草等の管理はするということになっていきますので、川尻防潮堤の背後盛土につきましても、同様1メートルぐらいは町の管理ということになります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

決算の質疑とちょっと変わっちゃうかもしれませんが、結局、今言ったように、天端のところからの30センチが町の管理だといって、それで結局その天端の舗装が1.5キロ、ランニングとかサイクリングとかで皆さんに十分使っていただきたいという思いで造って、せっかく必要として造ったものであるもんですから。だもんで、そこへ上がるにも3か所上がっていく階段があるんですけれども、どこに階段があるか。その真正面へ行かないと大体階段があるところは、北から出てきた道路のところにあるんですけれども、側道を通っていくと、どこに階段があるか分からない。草がぼうぼうなので、せめてその階段の周りとか、その辺も早急に刈って、せっかく3年度に天端の舗装をして、この間、一般質問でもすごくいいことをやっているというふうに分も感じたわけですので、せっかくやったことが無駄にならないように、せめて有効活用できるような形で、何とか草刈りとか、そういう整備をして進めたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

草ということで、私も現場のほうをちょっと昨日確認させていただいたんですが、議員おっしゃられますように、確かに天端のところも大分両側から草が生い茂っている状況でございます。

先ほどの道路と話が重複しますが、やはり、それは利用者の利便性ということを考えまして、天端の両サイドの除草についても適正に管理のほうに努めてまいりたいなと思います。

また、階段の部分は、先ほど申しあげました国の管理になりますので、そこはまたちょっと国と調整させていただきながら、そちらについても適正な管理ということで調整をさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） ちょっとあれですが、あの防潮堤の海岸端から上がっていくに坂路しかないということで、反対側が昔の向こうの大平橋のほうから大井川の堤防を通過してこれるじゃないかというようなお話も伺ったですけれども、現在、私行ってみたら、大井川の堤防も何か工事中ということで、全然入る余地がないもんですから。今せっかくあそこをやったですけれども、使用できない状態という形になっているもんで、せっかく必要があつて造ったということであるもんですから。早急に使っていきたいと思いますが、その辺使えるようにしていただきたいということで、先ほどの町道も坂路のところまで持っていくような話もしたもんですから。その辺について、なるだけ急いで使えるようにしていただきたいと思うんですけれども、再度その辺でお伺いします。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

今議員からも御要望というか、早めにとということでの話ございました。

先ほど、建設課長も答弁させていただきましたとおり、吉田公園の南側、あの余剰地につきましては、今年度、計画のほうを立てております。現在、道路のほうですね、今町道につきましては、先ほど言ったところまでの利用ということになります。あそこを町道認定するかどうかということも踏まえて、あそこは都市公園の決定区域になっています。都市公園の区域になっているものですから、その利用度を含めて今後の利活用も含めて、今後計画の中には入れていきたいというふうに思いますので、またもうしばらくちょっとお待ちをいただきたいというふうに思います。しっかりせっかく造ったものですので、住民の皆さんに利便性、また、たくさんの方に来ていただけるような公園の計画等をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

側道を計画したとき、その後のことどうなるかちょっと予測もつかなかったと思いますけれども、坂路がもう少し西にあれば、別段町道認定して坂路を上がって、そのサイクリングなり歩いて上がる方もいるかもしれません、上が有効利用できるわけですよ。もうできちゃったものを言ってしまうかもしれませんが、一応できたことに関しては、決算で言っているもんですから。ということで、要望になっちゃうですけれども、できるだけ早くお願いしますということでよろしくをお願いします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の226ページをお願いします。

治水対策推進事業費ということで示されてございます。ここでも先ほどと同じようなところで、総合戦略のK P I住吉地区浸水対策計画の策定率ゼロ%、この決算においては、この計画の策定云々一切出ていない。そういう中で、このK P Iをこうして載せてくるといふところがよく分からないんだけど、これはこの坂口谷川の水門関連で、それができないとこの策定はできないからこういったところに載せてくるといふことなんでしょうか。総合戦略もそうなんですが、総合計画のほうにも出ているんですよね。これは令和元年がゼロで、目標値として令和5年に100となっています。あと2年しかない。そういう中で、何の事業もこれ示されてないんだけど、大丈夫ですかというのは非常にあります。大雨が降るたび、大体冠水する道路、住吉地内で決まっているんです。それが本当に皆さん、雨が降るたび大丈夫かやとって心配されています。そうした中で、住吉に議員がいっぱいいるんだけど、何やってんのと苦言をいただいております。そうした中で、これ見ると、非常に不安に思うんですが、どういうことで、これK P Iに載せて、しかも事業をしていない。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

治水対策推進事業費の中の総合戦略K P I住吉地区浸水対策計画策定率、今現在、ゼロ%で記載しているということでございますが、先ほど、6款のところですかね、答えましたように、こちらにつきましても、計画の策定率ということでございまして、表記はゼロか100かというものになります。令和3年度の決算に、これ記載のほうはさせていただいているんですが、これに伴う令和3年度の事業というものがなかったんですけれども、令和2年度まで住吉地区浸水対策検討業務委託というものを、この推進事業治水対策推進事業費の中で予算をお認めいただいて実施させていただいたという経緯がございます。それがあって、令和3年度に支出したものはございませんが、やはり、この事業の一つとして、K P Iは表記のほうをさせていただいたというものになります。

その進捗率でございますが、この住吉地区浸水対策計画というふうな名称にしているんですが、イコール先日、町政連絡会でもちょっと御説明させていただいた県が策定したものになるんですが、坂口谷川水災害対策プラン、これが当町では、住吉地区浸水対策計画というものでございます。令和2年度までに実施させていただいたその浸水対策業務委託の結果を県とやり取りしながら、最終的に県が取りまとめて計画を策定したものであるということになりました。これをもって住吉地区浸水対策計画は策定したということでございますので、令和3年度の時点ではゼロ%でございましたが、それは今年の5月に策定されましたので、現時点においては、もう100%というものになります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうしますと、これからその計画に従って着々と住吉のほうはやっていくよということでよろしいんですね。



○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

その坂口谷川水災害対策プランに基づきまして、今年度から業務委託の予算、お認めいただいておりますので、今発注して宮裏川の河口を、ここのポンプ増強ということで今着手のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 233ページを見てください。説明書です。TOUKAI-0促進事業費です。

この決算の内容を見ると、我が家の専門家診断事業9件、少ないですね。あと木造住宅の耐震補強一体型がここに出ているのが9件、それとブロックに関しても、これちょっと後で聞きますけれども、7件ですね。

それで、この金額の中を最初見ますと、計画の当初予算から執行率99.9%、恐らく100%という数字が出ていますけれども、これに対して、実際のもくろんでいたこのくらいをやりたいね、やらなければいかんね、できるんじゃないかと、やらなければいかんねという事務的な話の中から、この執行率に対して満足度はどのくらい持っているんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

この決算につきましては、まず目標というところの満足度から言いますと、やっぱり半分程度というふうに考えます。というのは、この予算は、この倍ほど計上させていただいてました。大体、木造住宅で20件ほどをいきたいという目標で予算をつけていましたので、大体半分ぐらいということになってしまいます。この執行率が99%で国の補助金のほうの減額というのがあるので、それに合わせて補正予算で削減したということになりますので、こういった執行率になっています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 執行率に関しては、全くこだわりませんけれども、ただ今言った実際にやらなければならない家が旧耐震基準ね、その家は、じゃ1,000軒を超していると思うんですけれども、今どのくらいあるかというのはちょっと。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

昭和56年6月以前の対象家屋というのが、実は平成22年に一度大体整理しているんですが、ちょっとそこからやはりいろんな除却等の乖離等がありまして、平成30年度に台帳を再度整備し直しております。その数字でいきますと、台帳自体には1,565軒ということになっておりますが、本年度ですね、再度ちょっと除却であったりとか建て替え等を省いて、その補強済みの家屋を抜きますと、あと残りの家屋が1,382軒ということになります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今言われた1,382軒、それでいきますと、あとTOUKAI-0、7

年までですよ。そうすると、あと5年間でこの中で実績が7件、令和3年ね。そうすると、その5年間という35軒ですよ、計算して。そうすると、今言った1,382軒のうちに、ここに意図として書いてある理念としては、一人一人を地震から救うため、助けるため、守るためということで、非常に高尚な方針があって、理論があるものですから。その中で、このものを何とかしなければいかんと思うんですけれども、この結果を踏まえて、その1,382軒を踏まえて、町のほうでどうしようとか、そういう方法、方策というか、建築士なり使ってくれといったらどんどん使ってくれていいんですけれども、一人一人を助けることですからね。そういう意味では、どのような形をこれから考えてやろうとしていますか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

TOUKAI-0 自体の業務もさることながら、ほかの業務もある中で、職員が事業自体として割けるものというのは限りがある中での周知活動にはなりますが、現在、中部地域局、あるいは土木事務所ですね、島田土木事務所等、あと建築士会の皆さんと連携しながら戸別訪問を行っております。年々、戸別訪問につきましては、県のほうの協力というのは年内というところでございますが、本年度につきましては、年が明けても、ちょっと職員だけでも周知活動をしていきたいというふうに考えています。やはり、顔を合わせて説明をすることが一番納得いただけるというようなこともございますし、今、県のほうで令和7年度までのその総仕上げということで動いている中で、そのお宅の要は意向も聞いていきたいということがございまして、今、戸別訪問をやっている中で、会えた方につきましては、その意向もちゃんと確認をするということで進めておりますので、今後、限られた職員の中ではございますが、しっかりこういった周知活動をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 絶対にやっていただきたいと。それで、実際の飛び込みの中に、一緒についていくと感触はいいですよ、結構。ところが、結びつきがつかない、なかなか。

その原因いろいろ考えていくと、メディアを含めていろんな地震の結果も何が駄目かという、壊れた家だけがものすごい恐怖感だけあおるわけですね。写真見ていくとね。それと年の人たちは、もういいわというやつが多いですよ。でも実際にあちこち東日本へ行ってきたときには、何でこの家倒れんだろうと。そういう不思議な感覚を見たときに、必ず倒れた家の中に、耐震やってできた間違いなくいい家1軒、壊れた家あったら必ず3軒、4軒耐震の、要するに大切さを強調するようなそういうパンフレットとか、それとかもう一つ、私の考えているのは、とにかく視覚に目に訴えるために、あと5年しかないですから。だから、その間にできるだけやるためには、動画というか、そういうものも作って目に訴える。そして、そういう方法も何か必要なことがあると思うんですけれども、その辺の新しく考えている政策とか方法論とか、持っていますか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

全協のときにもお話しさせていただいたとおり、すぐにこういったものというのは、今後相談させていただきたいというふうに考えておりますが、今、県のほうで、実はタレン

トが出演していただいているTOUKAI-0のPRのCMが放送されております。

そういった中で、その放送VTRを貸出しをいただけるというふうに伺っておりますので、それを例えば、今度小山城まつり等がございますので、そういったいつも地震体験車をブースとして出させていただいている中で、併せて映像もそういった中で放送させていただくと。あと、これもすみません。まだ相談してなくてという部分ではありますが、ロビー1階にテレビがございますので、そういった中でもちょっとPRさせてもらえればというふうに都市環境課としては考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 最後にしますけれども、確かに映像とか、あとはできることは視覚に訴えること。それが必要だと思うんですね。ぜひその辺やってくださいね。そしてその協力に関しては、得意な連中いっぱいいますからね。ぜひお願いします。

それと最後に聞きたかったのは、あとブロックの塀のものがこれ本当に7件、もっとたくさん欲しいんですけども、実際は縦割りでやっていくと、必要なものはここだけ。ところが、通学路であるとか、主なところであるとか、それは主なところ以外にも、子供たちが通っているところ、そういうところの中ではブロック塀はものすごく危険性を持っているので、特に伊豆石のようなあの1個45キロぐらい、あの子供の頭完璧にすぐ壊れますからね。うちの近くにもあるんですけども、そこは通るなど言っているんですけども、そういうのをちょっと含めて、ぜひこれからそういう方向も含めて縦割りでなくて、2つの課をまたいだ中でやっていただくとありがたいと思うんですけども、それは最後にどうですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

各課の連携につきましては、今後やっぱりしっかり相談させていただきたいと思っております。ブロック塀につきましては、やはり議員のおっしゃるとおり、事故というか、そういったのが例が出ているということの中で、しっかりやっていかなければいけないというふうに考えておりますので、実際、TOUKAI-0の戸別訪問の中でもブロック塀の周知もさせていただいていますし、木造住宅の耐震補強に併せてブロック塀のあるうちがあったときに、建築士さんと相談して、施主さんにそういった呼びかけをしまして、令和3年度なんかはブロック塀の撤去もやってくれたという結びついたお宅もありますので、そういった周知活動も併せてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 同じTOUKAI-0です。今、同僚議員のほうでお話がありましたけれども、今後、耐震補強が必要な棟数としては1,382棟であるということでもあります。

令和3年度の財源内訳を見ますと、国庫支出金が46%で県支出金が31%、ふるさと納税寄附金基金から22%というふうになっておりまして、先ほども話に出ていますけれども、令和7年度で県の事業が終了するということなんですけれども、吉田町としては、これをTOUKAI-0、名前変わるかもしれませんが、そういう家屋とかブロックとかのその耐震補強というのは、それ以降も続けていくという方針なのでしょうか。その辺はどうですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境でございます。

今議員おっしゃるとおり、県がTOUKAI-0の総仕上げということで令和7年に終了するという話を伺っている中で、1,382という数字を出させていただきましたが、それを全部やるというのは到底難しい話でございます。

当課としましては、やっぱりそこは県が補助金がなくなるといった場合にも、何らかの形で国の補助金が残っていれば、それを活用して町の当然財源もあるものですから。これから当然調整をしていかなければいけないということでございますが、津波が来るという当町の中で、その津波の前に倒壊する家屋で1人でも命が亡くならないというようにするためには、やはりこれは続けていく必要があるというふうに考えていますので、今後、県の動向も見ながら進めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 耐震補強がなかなか進まないというのが実態だと思うんです。町とか建築士の方というのは、いろいろ努力されているというふうに思っているんですが、町からの補助金があったとしても、耐震補強をやろうとすれば自己資金が必要であると。かなりの分、質によるとは思いますけれども、そういう中で、やっぱり自己資金がかなり必要であるとすれば、なかなか進まないのではないかなというふうに私自身は思っているわけです。そこへ町は防災ベッドや耐震シェルターに対しての公園とか設置に補助金を出しているんですけども、そこの実績というのはどのぐらい出ているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

今、ちょっと防災課長がいないので、こちらの答えで申し上げていいかどうかという点がありますが、今のところ実績はないというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 要はTOUKAI-0が進まない。でも目的は、大きな地震があったときに倒壊を防いで、人命をここに書いてありますけれども、1人でも多く救いたいということからすると、そういう方針、7年度以降もやっていただくというのはやっていただくんですが、特にやっぱりブロック塀に関しては、そのときの被害もあるし、避難路を確保するという面で、やっぱり実際にしっかりやっていただきたいと思うんですが、家屋に関しては、いろんなことを考えながらもシェルターというか、防災ベッドのほうへシフトするというか。じゃ、聞く場所を間違えて申し訳ないんですけども、やっぱりそういうことも考えて、町としてどうやっていけば、TOUKAI-0の目指す大地震におけるその死者を減らすという目的に合うのかということ、その防災課と都市計画課でしっかり話をさせていただいて、町としてどういう方針で進めていくのかというのをちょっと考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

おっしゃるとおり、耐震ベッド、あるいは防災シェルターというものがございます。

先ほど申し上げた倒壊する家屋で人命を救いたいというところの部分で、そういった対応が可能ではないかということで、TOUKAI-0のほうも考えている中で、選択肢の一つとして、やはりその耐震補強するまでの金額に至らなくても、そういったものを買うことは可能でございますので、そういった中の選択肢の一つとしてPRをしていければというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

次に、11款災害復旧費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時24分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書257ページ、防災意識向上事業費についてお伺いします。

防災意識向上事業費の決算額のうち、防災公園指定管理委託料の比率が、以前の地域防災指導員などの養成講座を行っていた頃でも75%から80%であって、令和3年度にあっては97%を占めているわけです。説明書の効果には、町民が行う地域コミュニティ活動をはじめ、多様な取組が実施できるよう、また災害時に避難者支援の拠点として活用できるよう吉田町防災公園の設置目的に即し、適切な維持管理を行うことができたと記載されておりますが、この防災公園の指定管理料、防災意識向上事業という名の下でこれを払っていることに、ちょっと違うんじゃないかという印象を持つんですが、その辺に関して、防災課はこれでいいんだというお考えなんですか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

それこそ防災公園につきましては、議員も御承知のとおり、かまどベンチとか、あとマンホールトイレ、耐震性の貯水タワー、そういうもの防災機能を備えた公園になっているものでございます。

災害時におきましては、応急仮設住宅の建設の予定などがされておまして、被災者の支

援の拠点、また平常時におきましては、来場者の憩いの場所ということで活用されているところがございます。その管理の施設になってございますオアシス館、こちらの中につきましても、町のほうのこれまでの防災の取組等を展示したり、オアシス館の中での情報発信等を行っているところがございます。また、それとは別に小学校とか、あと町内の団体、こちらの視察等の対応等もその中でやっている中で、そういうものが防災意識の向上につながっている施設であるというふうに捉えてございます。

このようなことから、防災公園につきましては、防災意識の向上に資する施設ということで防災課のほうは考えてございまして、現状、今その防災公園に関わります維持管理の費用につきましては、こちらの防災意識の向上事業費内、こちらの中で計上のほうをさせていただいているところがございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 若干、防災意識向上に寄与しているということはあるのかもしれませんが、それはちょっと町の当局のほうで考えていただきたいと思います、今後に対しては。

要は見た目ですよ。防災意識向上に1,000万以上の金を使っていますと言いながら、ほとんどが委託料なわけで、実際に令和3年度において、どのような防災意識向上策を講じたのかということはどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

金額面で見えるところとのもちろん差があるかと思うんですけども、それこそ、令和3年につきましては、コロナ禍ということもございまして、町のほうで計画を予定しておりました防災講演会のほうが中止になったということもございます。ただ、それ以外に、防災意識の向上ということで、地域防災指導員の養成の講座、あとジュニア防災士の養成の講座ということで、そういう講座関係のものを地域防災指導につきましてはやらせていただいたんですけども、ジュニア防災士の講座も、やっぱりコロナの関係でちょっと中止になってしまったところがございます。ただ、それ以外に各小学校、こちらのほうにおきまして、学校教育の中で、防災のほうの関係を一緒にやっていただいております。そういう中で、防災の向上ということを努めさせていただいております。まだそのほか、高齢者の団体、そういう活動につきましても、町のほうにおきまして、ハザードマップの周知とかそういうものをこちらのほうから職員が出向いて防災の向上に努めていたところがございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） いろいろでもないけれども、やったというお話なんですけれども、私の意識として防災意識というのは、東日本大震災終えてかなり上がったと思うんです。町民の防災意識向上は。それがもう10年以上たつて、かなり落ちてきているんじゃないか。防災訓練の参加者もそうですし、そこに来てくださった方に関しても協力はするよ程度。自分自身が防災意識を持って参加しているようには思えないわけです。その今の吉田町民の防災意識レベルというのを、防災課としてはどのように捉えているのか。十分だと思っているのか、まだまだ足りないから今後こうやっていこうというようなことがありましたらお願い

します。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

先ほど来、議員おっしゃられたように、東日本大震災あってから、それ以降、確かに町民の皆様と申しますか、防災意識のほうかなり向上されていると思います。それ以降、やはり年々、地震、津波等に対する危機意識というものが、だんだん低下してきているような状況にはなっているのかもしれませんが、ただ、町としましては、津波防災まちづくりというような事業の中で、津波避難タワーの建設であれ、防潮堤の整備ということを進めてきているところでございます。それに併せましてソフト面でありますものも、今後実施をする中で防災意識の向上、それこそ、いろいろ新しい災害情報と申しますか、防災に関するものも新しく発信されておりますので、そういうものにつきましても、改めて町のほうで広報等を通じて防災に関するものは、周知して防災情報を流す中で防災意識の向上のほうに努めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それやったら長くなるので、もうやめます。

先ほど、TOUKAI-0のところ、防災ベッド、耐震シェルターの話をしたんですが、担当は防災課だということでお伺いしますけれども、実績はないというお話なんで、これが実績がない理由は何だというふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

正しいと申しますか、これがそうかというものはちょっと見いだせないようなところはありますけれども、まず、防災ベッドと耐震シェルター、この補助につきましては、もちろん要件のほうがございまして、町内にももちろん住所がある方、建物がある方で昭和56年5月31日、建築された木造住宅の関係、TOUKAI-0の関係でございますので、その建物であることで、あと耐震診断のほうをやっていたいただいた結果、耐震評価が1未満のもので、その耐震の結果後、耐震補強をやっていない方ということがまず対象になってございます。

これにつきましては、町のほうとしましては、補助としまして、防災ベッドにつきましては、20万円を上限として10分の10、耐震シェルターにつきましては、30万円を上限に10分の10ということで出ささせていただいております。必要性につきましては、各これを補助を受けたいという方につきましては、お話のほうもちろんさせていただくような形になるんですけれども、うちとしましては、やっぱり広報をもう少しと申しますか、御理解をいただくように、ちょっと推し進めていくような形を取っていかなければならないのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 先ほど、条件として多分1,382棟はその条件に当てはまるものだというふうに認識しておりまして、20万、30万なんだけれども、10分の10でほとんどそれで入るのではないかと。それはもう県がお勧めの製品なんてあるわけですね。だから、そういう面では、個人の負担というのはかなり軽減されると思うので、まだ1,382棟もあると。人数

考えれば、もうちょっと多いんでしょうけれども、そういうことに対して、やっぱり先ほども申しましたけれども、大地震があったときに倒壊による死者を防ぐという観点、もっと広くこういうものがあるんだということを広めていって、例えば、防災訓練があったときには、こういうのがありますよとか何かそういうチラシ配るとか、それは全員が対象ではないと思いますけれども、そういうこともあるよというのが人づてで伝わっていくというようなことがあれば、その人命を救うという観点でも少しは役に立つのではないかと思うので、例えば、そのTOUKAI-0で、もう環境課長にも言いましたけれども、診断とかやるときに、こういうのがありますよと。一緒にアピールしていくとかして進めていっていただきたいと思いますので、そこをよろしくお願いします。何かありますか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

都市環境課と連携を取らせていただきまして、対応のほうを図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 253ページの地震対策費の中で、ちょっとこの金額的なもの、この執行率に関して非常に私懐疑的な部分持っています。一般質問でやったとおり、この中に次のページに、地震防災訓練、令和3年12月5日、参加者8,402人、この内訳はどういう人たちが、例えば消防の関係であるとか役場の関係であるとか、小・中学生、学校の関係であるとか、一般の人たちの関係、ちょっと教えていただけますか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

団体といいますか、行政機関とかそういうものを除いたという形にはなるんですけれども、これにつきましては、すみません、各自主防災会のほうから参加人数がどれぐらいかというところをいただいてございまして、住吉、川尻、片岡、北区それぞれからいただいた合計が8,402名ということになってございます。地区ごとの内訳で申させていただきますと、住吉地区につきましては2,732人、川尻地区につきましては2,029人、片岡地区につきましては1,799人、北区につきましては1,842人で、合計で8,402人になっているものでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、人数を聞かせてもらったんですけれども、一番恐ろしいのは、本当に参加して、そしてそのとおりに解散をしていく。それを防災訓練という名前でやっちゃうと、それもう防災訓練でこれでいいんだというので、一番危険なところに入っていくんですね。そういう意味で、もうちょっとその辺の部分の細かい把握は必要だと思うんですよ。ぜひその辺やっていただきたいのと、それから、その辺の意識としての中で、これから本格的に東海・東南海・南海が目の前に来ている中で、本当にやっていくためには、その分析しっかりして、そうしてやっていかないと、もっともろにその影響をかぶるような形になると思うんです。その辺のこれからの防災訓練での分析、そういうものをちょっと次にやりたくないもんですから、ちょっとそういう考え方、これからそういうものをもっと細部にとって



もってやっていく。そういう考え方は持っていますか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

災害に対する対応、自助・共助・公助でございます。この中でやはり自助・共助、これが今一番重要になってくるものだと考えてございますので、そこら辺につきましても、自主防災会と協力を取りながら、総合防災訓練だけに限らず、なるんですけれども、各訓練につきましても御協力いただいて、また、そちらのほうも、どのような形がいいかというところも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） もちろん防災の意識というのは、皆さんもう何となく持っていますよね、恐らく防災は大事なものであると。ただそういうものがどういう形で大事かというものはこれからしっかりやっていかないかと。

私、よくJ I A Mへ行って、そういう防災の関係好きなものですから、行ってきました。その中で、各先生方言うのは、生活の中にその防災の訓練を取り入れなさいと。一つの例えば案として、今度防災訓練やりますよね、やったですね。それで海岸線の人たちは、避難タワーに乗りますよね。そのときに、例えば……

○議長（大石 巖君） 決算の中についての質疑をお願いしたいと思います。

○8番（山内 均君） だから、言っているんです。これがどうですかという話です。意識の向上です。いいですか。その中で例えば本当に意識を向上して、それを実践するんだったら、私は花火とかそういうときに、抽せんで避難タワーへ65歳以上の人を乗せると、その抽せんで乗っていいよと。そういう募集をしながらやっていったときに、必然的にあそこへ行くわけですよ。そういうものをしっかりと生活の中に根づいた訓練、そういうものを幾つか考えてやっていくことが必要だと思うんですよ。それはそういうものに関しては、常に町とかはそういう対策は考えていますか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

それこそ津波避難タワーの活用的なお話になるんですけれども、それこそ健康づくり課のほうで津波避難タワーのところを使ったウォークとか、そういうものも開催のほうをさせていただいたところもございますので、何かしらの今議員がおっしゃられて生活に近づけたといえますか、根づいたような形のもの、またどのようなものがあるかというのは、ちょっと今後検討のほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木ですけれども、防災訓練の実施についてですけれども、ここへ8,402人が参加したよということでありまして。自分が考えるところによると、参加した人よりも参加しない人が今どこで何をしているかということは、本当に地震が起きたとき、避難した方はそこで一応分かるわけです。だけれども、避難来なかった方は、どこで何をしているか分からないもので、できたらそっちのほうの方が大事かなと思うんですけれども、町と

しては、考え方としていかがかなということでお伺いしたいんです。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

議員のおっしゃるとおり、参加されていない方ももちろんいらっしゃるかと思います。

町としましては、訓練だけを捉えて総合防災訓練、ほかの訓練もそうなんですけれども、そこだけをというところを考慮せずに、日々のところ、町のほうの広報とかというような周知とかにはなるんですけれども、そういう中におきまして、それこそ備蓄品につきましては、今ですと7日間、1週間ぐらいの備蓄を家庭のほうで持ってくださいとか、そういうものもございまして、いろんな機会を捉えまして、訓練というだけではなくて災害といいますか、防災に対する備えというような形で考えていただくように、いろんなちょっと広報のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

いざというとき、近所で助けが必要な人がいるとか、そういうことも訓練のときにそういう来ない人が隣組ごとというのですか、近くの人で来ない人所在をちゃんと確認して、今日はこういうことで来られないとかという中で、実際、自分でここへ来られない方がいたりとかと、自分の近くにも車椅子で家族で避難訓練に参加する方があるわけですよ。なので、そういうのを見ていると、やっぱり来られない方というのはどうかということで、そういう今度逆の立場で逆な考え方で、訓練のときの結果を調べてやるというものもどうかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

来られない方がどのような理由で来られないかというのと、そこまではちょっと町のほうで把握できないところございますので、町のほうでできるところは、その周知の部分というとおかしいんですけれども、災害があったとき、避難所がどこだよとかそういうところが分かるようなものを、きめ細やかに周知のほうを図っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。ほかには質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時47分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

決算書259ページ、説明書269ページ、270ページ、確かな学力定着事業。

この中の事業支援業務委託料、ICT支援業務委託料、またミライシード活用によるICT公設学習塾のことなど質疑したく思います。

既に2年半、コロナ禍及んでおります。発生時が小学校4年生だったり、中学校1年生だった子が既にもう卒業を伺うような時期になっておりまして、マスク生活も長引いておりますので、表情の読み取りとかコミュニケーションというのが大変難しくなっております、学級閉鎖などもありましたね。学習の指導に関しても非常に変化を必要とされるというか、工夫が必要な時期だと認識しております。

そんな中、まずICT支援員さん、昨年度は1人1台パソコンの導入年度ということで、いろいろ操作説明から活用の指導、様々あったと思いますが、今年度になりまして、それが一段落もしついたところでは、少し昨年度の決算時と今年度は、役割の変化がちょっと出てきていると思うんですが、その辺はどのようになっていますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ICT支援員さんの関係でございますけれども、まず、ICT支援員につきましては、当町につきましては、株式会社ベネッセさんと株式会社オカムラさんにそれぞれICT支援員さんを委託しているということになります。

269ページでいくと、12節の委託料の中に入っているこちらの授業支援業務委託料、こちらがベネッセさんとの契約で、ICT支援員派遣業務委託料が株式会社オカムラさんとの契約ということになります。こちらのICT支援員さん派遣して、令和3年度につきましては、御承知のとおり、GIGAスクール元年ということで1人1台端末が入って、そこから初めて先生方も児童・生徒も端末を使ってやっていくよということになるものですから。まず、ICT支援員さんの役割としましては、先生、児童・生徒ともに端末の使い方など、初歩的な操作方法、それから、それについての問合せとか作業依頼ですね。例えばデジタル教科書の先生にとってはデジタル教科書をインストールしたりとか、あとグーグルを取り入れていますので、グーグルクラスルームというそういったものを作成してクラスでそういったソフトを作成するとか、そういったような初歩的な作業というのが多くて、初年度についてはICT支援員は、そういったフォローの役割を主としていたということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そうですね。昨年度導入年度で、今年度はその有効活用を加速していく年度だと認識していますが、そうした中のICT経験の蓄積で、昨年度の経験でできることが広がっていているのではないかと思います。ICT支援、またはそれを活用した授業支援、あと今年度、恐らく電子黒板が昨年度かなり導入して、今年度も今まさに導入がこの時期だと思うんですが、その結果、新しい例えば吉田町独自の何か取組という

か、こういうことをやり始めたよというようなものについて、何かお伺いしてもよろしいですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

I C Tに関わるいろんな授業を昨年度してきて、今年度に向けた新たな取組というところですが、令和3年度につきましては、先ほどI C T支援の関係で基礎的な操作方法とかということでお答えいたしました。

令和3年度は端末についても授業で常に取り入れている状況で、さらに持ち帰りをしたということもありますので、自宅において、そういったミライシードのドリルパークを実施したりとか、グーグルのクラスルームにおいて自宅でクラスメイトや担任とつながって、連絡調整が取れるというようなことを行ってきました。

また、昨年度は、新型コロナウイルスの影響で夏休み明けにコロナ蔓延ということで分散登校をした場合もありまして、そういった場合に、学校に登校して授業を受ける児童・生徒と自宅からオンラインで授業を受けるハイブリッド方式の授業も実施したということになっています。昨年度からそういった取組をしているという状況になります。だから、学校で各小・中学校共に端末持ち帰っておりますので、宿題等もその端末によって実施するというようなこともやりますし、それから、予定表の配信も既に毎日端末にしているというところになります。

ですので、今年度についても、さらにそういったものの活用を広げていくということで、引き続き行っているという状況になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そうですね。直近の例えば夏休みに関して言えば、近隣のある中学校では、もう既にパソコンで宿題を出すような要は書き取り以外のところで、問題などはもう既に紙ベースではなくて、パソコンでもって出して、それを送りなさいというような夏休みの宿題の出し方をしているところもあるというところなんで、さらなる工夫を求めたいと思います。

今、ミライシードというソフトの話が出ましたので、こちらについても伺いたいと思います。これももう3年近く前になりますか、実際に学校で拝見させていただきました。

公設学習塾に関してのことなんですけれども、266ページの成果のところにもちょっと言及がございました。公設学習塾でアンケートを取ったら、分からないことが分かるようになったと答えた割合が小学生児童で84.27%、生徒で100%、中学生は100%ということなんです。その一方で、学力調査、全国学力調査の成績として270ページの成果のほうでは、小学生で国語は県平均を上回ったが、算数は下回ったと。中学校は両方とも下回っているよということで、このやっているタイミングもあると思います。これ恐らく令和3年度の4月に行われた学力調査の結果が秋口に上がってきたものと、それ以前から続く全て公設学習塾でのI C T支援というわけではないとは思いますが、この学力調査の結果とはあまりリンクしていないといいますかね、成果として表れにくいのか。それとも、何かもうちょっと工夫が必要なのか。そこら辺のところはどうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ただいまの公設学習塾と学力調査の結果はリンクしていないじゃないかというところの御質問なんですが、まず、公設学習塾について申し上げますと、当町、令和2年度までは学力の差異に関係なくて、希望する児童・生徒を対象に公設学習を学校の帰りに行ってきたという状況でございます。

そこが令和3年度につきましては、学力における下位層の底上げを図ることを目的の一つとしまして、対象者を学習に苦手意識を持つ児童・生徒、それから日本語指導が必要な児童・生徒であって、学校から参加を勧められた児童・生徒に絞って行うことにいたしました。そこで基礎学習を徹底して定着を図る内容について変更したという経緯がございます。

今回の公設学習塾が学調の結果にリンクしていないことについては、この公設学習塾、各学年大体10人程度ですね。実人数10人程度の少人数で個別支援として実施しているという状況でございます。全体の平均での結果として表すのは、学調の平均結果として表すのとリンクするのはちょっと難しいかなと考えております。

学力向上のためには、この公設学習塾だけではなくて、授業改善のための教材研究と授業設計の実施も含めて、学力の底上げを考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

吉田町としての学力の底上げというのは、恐らくいろいろ手を尽くされて、実感としては上がっているんじゃないかと思うんですが、令和3年度に町独自の学力調査自体は、これを行わないような決断をされました。恐らく、そのICTとの連携の中で、そういう作業といいますかね、その調査としては必要性を少し考えてみようというところだと思うんですが、その一方で、このような要はあくまで県の平均との兼ね合いで、全てが正しいかどうかもあるんですけども、特に国語や算数を調べる項目だと思うんですけども、弱点の把握みたいなものが町独自の調査をやめてしまったことで、むしろかえってできないんじゃないか。例えば、先ほど言ったように、学習塾みたいなものに来なさいよというような形、それも当然強制力はないものですから。やはりそういうものを昔の話をするとなんかですけども、昔の話はできない子を発見したら分かるまでやるみたいなのがありましたけれども、今はなかなかそうもいかない時代なので、こういう弱点把握とか、それを底上げのための工夫というのは、どのようなことやっておったんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

学力向上のための施策として、吉田町学調、これまで令和元年度までやっていたわけなんですけれども、やめてしまったという中で、吉田町としてのどういった授業改善していけばいいかわからないんじゃないかというところについての対策につきましては、吉田町学調をやめた理由の一つとして、全国学調のほうで分析をしていきますよという話をさせていただいたことがあると思うんです。

全国学調でしっかりと分析をしているという状況がありますので、例えば令和3年度の学調の結果を受けての対策としましては、まず各学校のほうで早期対応の分析と結果が公表されてからの詳細の分析を実施いたしました。ここでその分析の概要として、例えば令和3年

度については3つあると。一つが学力層の偏りを見たときに、下位層の生徒の割合が多くて、下位層への支援を考える必要がある。二つ目、知識の理解だけではなく、その知識を実際の生活に即した場面で活用できるようにするための授業設計が必要ではないか。それから三つ目、新学習指導要領で加わった領域、例えば統計資料等のデータの活用、こういったテスト問題が多かったのも、そういったものの授業研究が必要じゃないかということで、学校の中でそういった対策を共有したというところになります。

それから、その後、静岡大学の村山 功教授、今までも吉田町学調の頃からもお世話になっていた先生のほうのその講話を全体の学調の結果を受けた講話ですね。そういった講話を聞いて、各学校の先生がその対策、それぞれ各学校でやった対策とその講話を比較して、その共有をして、今後の対策として確認した内容としましては、令和3年度は、まずICTを効果的に活用し、子供が主体となる授業への授業改善、そのための教材研究と授業設計の実施、それから家庭学習の質の向上について、各校で取組むように確認したという内容となっております。

基本的には吉田町学調なくなっておりますが、全国学調の結果で詳細に分析しているという状況でございますので、そういった大学の教授の御指導もいただきながら、こういった結論の中で授業改善をしていくというようなやり方をしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 全国学力調査を活用したものをフィードバックした吉田町なりに底上げにまた努力していただきたいと思うんですが、最後の質問にさせていただきます。

一方、生徒を取り巻く吉田町なりの状況といいますか、非常に多様化しているところ、私も感じておまして、他自治体の生徒さんとの比較の中でも感じる事なんですが、やはり学校を事情があつてうまく利用できていない生徒がいる。そして両親が外国ルーツの方の家庭なんかは、いわゆる日本の文化的背景などが無い状態から、先ほど少し日本語を教えるようなこともございましたが、そういうところが大変だということなどもあるかと思えます。そうした部分に今後一層寄り添うICTなどを活用してやっていただきたいと思うんです。先ほども少し言及ありましたが、その部分、特に決算を受けて今年度は、もうちょっと工夫していただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

いわゆる不登校児童とか、それから外国人の児童・生徒が増えているという中で、そういった多様性のいろんな人がいる中で、こういったことができるかというところでございます。これはまさにICT1人1台端末が入ったことによりまして、不登校児童については、まだ確定的に動いているというところではないんですけれども、オンラインを使って授業支援等ができるということは、当然物理的にはできますので、そういったところを取り入れて、不登校の子がしっかりと家庭と連絡取れるようなICTを使った連携が取れるというところは使えるということになるかと思えます。

それから、外国人児童・生徒につきましては、それもICTを使えば、いろんな日本語に通訳とか、そういった翻訳機能等も最近充実しておりますので、もし、そういった言葉の壁というところについても、そういった機器を使えばスムーズにいける部分が増えてきている

のかなというところで、その辺もICT関係の機器を最大限に利用しながら、今後そういった方たちの取りこぼしのないような形で進めていきたいと考えております。

以上です。

〔「以上です」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 同じところですか。教育振興で公設学習塾のやり方、底上げするように令和3年度は方針を変えた。また、吉田の学調を中止して授業支援業務委託やICT派遣業務を開始した。また、令和3年度の全国学調の結果を基に授業改善というのをやっていきましたというお話があったんですけども、じゃ、その成果として、令和4年度の全国学調の結果はどうだったんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ただいまの御質問、令和4年度の学調の結果ということでございます。当然新聞等で御承知のとおり、学力調査につきましては結果が既に出ているという状況でございます。これにつきましては、今現在、各こちらの教育委員会のほうで調整しておりまして、公表する方向、形で今整えておりますので、ちょっとこの場ではお控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 期待して待っています。私自身は、平均正答率にそんなにこだわる必要はないと思っているんです。

ところが、吉田町は、総合計画の各事業の目標に令和2年度に小・中ともに県平均正答率以上を達成し、それ以降、継続すると。令和2年度なかったわけで、3年度は目標を達成しなかったわけです。それに対していろんな対策を打っていったというお話なんですけれども、全国学調というのは、小学校6年と中3の一発勝負なわけですよね。そこで、いろんな体調もあるだろうし、そこでどうのこうのというのではなくて、以前から言っているように、吉田学調、各学年、年1回で十分だと思えるんですけども、学習の生活習慣とか学習の環境とか、そういう学習状況調査の段階でイエス・ノー的なそういうものも含めて、それをやることによって、その個々の生徒に対するデータというのが蓄積されていくわけで、だからそういうことによって、その子供たちがそのデータとして見守ることができる。小学校6年生の全調ではどうだけれども、それまではしっかりよかったんだけど、その日だけ悪いとか、逆の人もいるだろうし、だから、その辺をやっぱり私としては、復活させていただきたいというふうに思っているんです。実際にそれをやろうとすると、現場の先生たちの負荷は増えると思うし、そういう負荷が多いので、もう学校のほうからやめてくれという話があったのを聞いておりますから。そこは吉田町の子供の成長ということをしっかり見守って、より高いレベルに持っていくんだというようなことで、その現場を学校教育課が目指す姿というのをしっかり説明していただいて納得していただいて、私としては復活させていただきたいというのが希望なんですけれども、先ほど、全国学調で十分だというようなお話があるので、その辺に関してやっぱり本当に全国学調だけで十分なのかどうかというのは、もう一度ちょっと説明していただけますか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、桑田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（桑田真男君） 学校教育課でございます。

全国学力学習状況調査については、小学校6年生と中学3年生しかないということで、経年で見られないというところにつきましては、以前、吉田町学調やめた理由の一つとして、県の定着度調査ですね。それについては県の学調については、毎年全学年やるというところで、そこでも確認ができますよというところで、県学調と全国学調の両方を見ながらというところの説明をさせていただきましたので、経年についても、その県学調も含めれば一応全ての学年の児童・生徒が何らかの成績を見いだせるというところになりますので、その確認でいいのかなというところ。

それから、先ほどからICTの関係の説明をさせていただいていますが、文部科学省のほうでMEXCBT（メクビット）というものが出てきまして、それは何かといいますと、全国学力学習状況調査の過去の問題集とか、それから、ほかの全国の他市町で行われている独自の学力調査とか、そういったいろんなテストですね。それが見られるものができております。

現在、既に令和3年度末に各学校でそのMEXCBT（メクビット）のアカウントをもらいまして、今各学校でそれが見られるような状況になっていますので、そういったもので、吉田町学調を復活しなくてもそういったメクビットで、無料でそれできますので、今までの全国学調の過去問をそこで復習したり、他市町が作っている学力調査の問題を解いたりとか、そういったことも今ICTを介してできることになっていますので、いろんな方法でテストができるというところもあるものですから。そこも含めて吉田町学調については、今のところは休止のままいこうかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 先ほども申しましたけれども、テストの点を上げることが目的ではないというふうに私は思っていて、後でもちょっと話すんですけども、吉田探究というのを私かなり評価してしまっていて、要するに自分で考えて仲間と一緒に行動して、何か成果を出すという進め方だというふうに思っているんで、そういう力をいかに育てるかというのが重要だと。みんながそういうふうに行っていけば、大人になったとしても、そういう習慣がついているわけだから、生きていけるというふうに思っているんで、テストの点だけではなくて、その生活習慣とか学習状況とか、そういうものをしっかり把握することによって、あ、この子ちょっと心配だねとか、この子、今年頑張っているねと。そういうのを褒めてあげれば、心配な子はちょっとアドバイスしてあげるとか、そういうことによって、そういう力を強めていく必要があると思うんで、テストの成績を上げるという観点だけで大丈夫ですというのは、ちょっと違うというふうに思っています。質問はそこでコメントも必要ないですが、そういうことに関して、しっかり考えていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑は。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 295ページを見てください。参考資料です。

この中に教育費の社会教育費の文化財保護事業費、この状況を見たときにちょっと寂しい



思いがしたんですけれども、この中の埋蔵文化財調査手数料38万9,400円、これ計上されていますね。その中に、効果を見ますと、ソテツのことだけが書いてありますね。能満寺のソテツがね、能満寺のソテツというのも非常に歴史があるし、江戸時代の徳川家康の時代からの歴史もしっかりあるんですよ。

私が言いたいのは、この中にまず取組の内容がありますけれども、その中の文化財保護審議会、この中で実施された中の定例会の中で1回、2回が古文書確認、2回目が古文書の確認及び視察研修。吉田町もかなり古い歴史等をいろいろ持っていますよね。それと同時に私の知っている先生みたいな人たちが何かこれやっていて、すごい知識の中に情報をもらうわけです。この辺の審議会、結果が出ていると思うんです。古文書をよく知っている人やっていますからね。そういうのをぜひ公表するような場所、小山城ではなくて、皆さんが常に見られるところに吉田町の歴史を設置できるようなもの、そういうものを中央公民館とか、そういうところに、ここに成果としてこういうものの中に入れていただきたいと思うんですけれども、どうですか。この成果はやっぱり吉田町にとっては重要なものを持っていますからね。その辺のものをソテツだけではなくて、いろいろ考えていただきたいと思いますけれども、どうですか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

今、議員御質問の文化財保護審議会の関係でございますが、この審議会におきましては、教育委員会の諮問に応じて文化財の保護及び活動に関する重要事項について調査、審議いたしまして、これらの事項に関して委員会に建議するということで、主にやっていますのが文化財の指定ということで、一番直近でいいますと、令和元年度に住吉神社の船山のものを指定したという状況でございます。

議員おっしゃる、もう少し文化財を活用して皆さんに知ってもらおうということだと思います。方法としても、文化財幾つかあるものを今おっしゃられた中央公民館に展示してある一定期間、皆さんに見ていただくというのも一つ方法があるのではないかと。当然個人で所有しているものもあるもんですから、そういった交渉もしていかないといけないというところでもあります。あとは、やはり現場でいて、当然持ってこられないもの、小山城跡であるとかそういったものもありますので、そういったものは現場に行っていただくような方法を取るのも周知の一つというふうになると思います。現場においては、標柱だけだったものを説明文を入れた看板ですね、案内板のほうも設置のほうもしておる状況ではありますので、皆さんに知っていただくということで、今後も審議会と共に協議していくということでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 子供たちの教育にも関係することだと思うんですから、ぜひそういうものに関してはやっていただきたいと思うんですよ。特に協議会の中で、いろんな古文書あるとか、そういう人たち、かなり頻繁にやっていて、そういう能力を持った人たちがやっていますので、いろいろ聞くといろんなものを見せていただくことができるもんですから。そういうのを吉田町の人たちであるとか子供たちであるとか、そういう歴史の中で教えていくことがやっぱり全体的に大事なことだと思うんです。その辺の考え方というか、それから

これからどういうふうな形でやっていけるかという考えとかは持っていますか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ、審議会の委員の皆さんにつきましては、古文書でありますとか歴史書、そういったものを資料の解説等を行っていただいておりますという状況の中で、新しい文化財を生み出すということの協議なんかもされているということでございます。子供たちへの文化財の伝承というんですかね、そういったものも実際講師として学校に出向いて、教えたりということもしている事実はございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 展望台小山城の倉庫のところね、倉庫ありますよね。トイレのところ、あの辺近辺にいろんな過去の歴史を見られるものが入っていますよね。その中で、そういうものというのをぜひ表へ出してもらうことできませんか。実は我々仕事をしていると、例えば100年、150年前の家を壊すときに出てくるんですよ。いろんなそういう文化財に匹敵するものが。その中で私は学芸員とは言いませんけれども、例えば、いろんなものをソテツであるとか、追及していったときに研究材料が出てきたときに、そういうものを見つけて、そして吉田町の価値を外へ出していくとか、そういうことをぜひやっていただきたいと思うんです。そうすれば、ここにそのソテツだけではなくて、そういう成果が出てくるはずですが、そういうものが出てくると思うんですよ。

〔「決算についての質疑をお願いしたいと思います」の声あり〕

○8番（山内 均君） そうですよ、やっているでしょう。だから決算出ていないからやっってくださいよと。大事なことじゃないですかという話です。大事なことじゃないという結論ですけども、どうなんですか。そういうものを展示して町の人たちに見せる、子供たちに見せる。吉田町の歴史を大事にする。そういうのが必要だと思うんですけども、この結果から見えないもんですから言っているだけの話であって、それはこの人たち持っていない、持っていないませんか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ今、議員おっしゃられた小山城のところにある郷土資料館のことだと思います。郷土資料館については、今、町の産業課の管轄で見学のほうをしている状況でございますけれども、中には昔使われていた農機具であるとか、おもちゃであるとかというのは、私も何度か聞いておりますので、状況のほうは分かっております。

そういった中で、その文化財との連携というところが、そういったものがなり得るかというところが、今後、これまでも検討のほうをされたかと思います。観光面からそういったものを披露、皆さんに見てもらうというのは非常に大切なことだと思います。

また、文化財に関しては、今、文化財の活用というところに非常に重きが置かれている状況でございますので、今、大河ドラマでやっております関係ですね、今、静岡県東部のほうがそういった文化財を活用した観光施策というのを打ち出しております。

来年度については、また別の大河ドラマで、ここの静岡県がまた舞台に関係するということでございますので、今動きとしては、観光サイドでそういった文化財を回るとい

ろも提案をされている状況でございますので、そういったものを使って、文化財を皆さんに広く知っていただくというものは有効であるというふうに考えておりますので、そういった面に関しましては、生涯学習課とあと観光のほう産業課になりますけれども、連携を取って今後取り組んでいきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 最後にしますね。

皆さん御存じのとおり、小山城の中にとりでがありますよね、本当のとりでね。あの先生が造ってくれたそういうものをやっぱり吉田町のいいものを外に回ってアピールをしていただきたい。それが最終的な私の希望ですので、もし何かあればお願いします、簡単に。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ有効な文化財、皆さんに見ただけの文化財、吉田町の中にもあるというふうに思っておりますので、有効な活用方法を見いだして、広く町内外にかけて周知のほうをしていければというふうに考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

今の山内議員が聞きましたところ、同じページになります。295ページ、文化財保護事業費であります。

毎年、こちら文化財保護審議会の委員の方々が、いろいろと文化財に対する適切な管理をしながら新しい文化財を発見していくように、いろいろと中心となってやっていたているものと理解しております。

一つちょっとお聞きしたいのが、例えば、こちらのほうの毎年その文化財保存活用地域計画研修会、また視察研修とございますけれども、こちらのほうとかに行っただけのその後の報告ですとか、また、その研修視察に行く場所なんかの設定を計画するに当たって、委員会からの要望で行かれるのか。それとも、その教育委員会と共に協議の上、このような場所が決められるか。どのような形で決まっているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

文化財保護の関係の審議会の視察研修の関係でございますけれども、視察に関しては、ここ数年コロナの状況もありますので、近隣市町の文化財のところを視察させていただいております。その他市町の文化財の状況の把握であったりとか、今後、そういったものを吉田町の文化財の保護に関しまして参考とするために、視察のほう、そういった目的で実施しているという状況でございます。

昨年度の令和3年度で言いますと、この報告書にも大井川地区というところで記載のほうをさせていただいておりますけれども、3年度につきましては、焼津市ですね、大井川のほうに行っておりまして、飯淵不動、それから吉永八幡宮、則心寺などを視察しているという状況でございます。

飯淵不動と則心寺については、焼津市の指定の文化財があるというところであるものですから。そういった状況を把握して保護と修繕、そういったものを確認させていただいて、吉田町の文化財の保存にプラスになるような形で知見を広げていただいたという状況でございます。

吉永八幡宮については、奴道中という関わりがあるものですから、そのあたりを調査させていただきまして、奴道中の歴史、これの再認識、今後の維持、活用方法について視察をしたというところで、この視察の成果というところでございますが、これら参考とすべき事案ということで、委員一人一人の知識の一端ということで、知見を広げるような形でプラスになったということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

詳しい視察内容を今聞きました。多分、委員会の方々からの要望が主な中での視察の内容になったかと思われまます。

コロナ禍の関係で、比較的ここ最近の視察場所は、やっぱり近隣が5市2町の間が多いかなというふうに自分も認識してはおりますが、今年度令和4年ですね。また来年度以降ですね、ほとんどこちらの事業費というものが、文化財の保護、修繕そういったものに使われるような予算額が多いんですが、委員会からの要望とかもあれば、吉田町に接する近隣の場所じゃなくても、文化財と何か関連があるような場所に視察のほうも流していただいて、ぜひ委員会の方々の今後の知識を深めて、また吉田町のためにたくさんの知恵をいただくようにしていただきたいと考えますが、町はどのように考えますか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ視察先、そういった内容を含めて、審議会の委員さんと協議した中でどこに行くというところを今後も引き続き決めていって、有効な視察になるようにしたいと思います。

以上です。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

資料307ページです。

全協で伺いましたが、図書館管理費で電気料金が載っていますけれども、今、電気料金が高騰している中で、図書館にある太陽光の発電システムが故障中だということで、お伺いするのは、それが稼働していれば多少なりとも金額が減るかどうかということをもまず聞きます。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

やはり太陽光発電システムあるとないと申しますと、使用料金には一般的には関わってくる。当然あることによって電気料金が安くなるということではあると考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

たしか平成28年12月からというふうに伺ったですけれども、そうすると、かれこれ6年もたつようになるんですけれども、そうすると、その間で、損失した金額というふうに言わせてもらおうと、ある程度あると思うんですよ。なので、その計算するということはだと大変だと思いますけれども、そういうことで、ぜひこれ修理したほうがいいんじゃないかと思うんですよ。ですけれども、これを最初ソーラーを図書館へ乗せるという目的は何かありましたか、目的ですけれども。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ平成10年に国及び県の補助金によりまして設置したということでございます。その導入の目的ということでありますけれども、災害時におけるエネルギー供給を確保することと新エネルギーの普及啓発を図ることという目的で実施しているという状況でございます。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

災害時にということで、今災害あってもそれ使えないということですよ、結局、故障しているもんでね。それとあと新エネルギーというですか、今、脱炭素社会というかそういう形で公共施設だもんで余計そういうことに向かって、町民にアピールするということも大事だと思うんですけれども、そういうことを踏まえると、すぐにでもこれ故障をちゃんと修繕したほうがいいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ今の現状を太陽光システムがどういう状態であるのか。直るのか、ものをそっくり換えないといけないのかということを含めて、今うちのほうで調査をしているという状況でございます。そういう結果が出て、それこそ今議員おっしゃいました今脱炭素というところにも行政としては取り組んでいかなければならないという方向でありますので、そういったところにつきましても、あわせて町のほうと協議をいたしまして、前向きに検討をしてみたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 八木です。

調査というのは、ちゃんときちんと調査費をつけて、その専門業者に調べてもらっているということでしょうか。関連質問になっちゃったということなんであれですけれども、結局電気使用料が少しでも減るようにしていかないかんと思うもんですから。図書館の発電機でためた分は、別に売電しなくても自分のところで使うということで自分ちの電気代が減るもんですから。そういうことでしっかり調査しているということではありますが、早急に修繕をして稼働するよにということをお願いではありませんが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ、今我々で調査しているという話をさせてもらいましたけれども、当時の設置したメーカーですか、それがもうないもんですから、関連している専門の業者に今、現場のほうを見てもらうということで進めておりますので、そういった状況をしっかり把握、確認しながら今後方向性を決めていきたいというふうに考えます。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書274ページの小中一貫教育振興事業費です。

この小中一貫教育振興事業は、平成29年度から事業化し、毎年数回の小・中学校のつながりのある教育検討会を開催するとか、先進地視察をして当町における小中一貫教育の在り方を検討しているわけであります。

令和3年度では、新型コロナの影響で先進地視察はなくて、総合的な学習の時間として吉田探究で小学校5年生のバスの借り上げというようなことで、その防災関係の施設見学に経費を使ったということであります。5年たって吉田町のその目指す小中一貫教育の在り方というのは決まってきたんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

吉田町が目指す小中一貫教育ということで、TCPトリビンスプランで吉田町の小中一貫教育ということから打ち立ててから5年間たった中で、こういった方向に進んできたのかというところでございます。

まず、吉田町の言う小中一貫教育、これにつきましては、1中学校区のみで構成されているところは、県内で言うと伊豆半島の下田市を含めた南部の一部の中学と吉田町だけで、1中学校区で9年間を通して子供たちを育てることができるという、そういった特徴を持っているというのが吉田町の特徴と。

そういった吉田町としましては、その特徴を生かしまして子供たちにどんな力をつけていきたいのかということ、小・中学校の先生方と協議をしまして、小・中学校のつながりがある教育検討委員会、こちらの中で平成30年度のときに、目指す子供像として出した答えが、「吉田の精神を受け継ぎ、未来を切り拓いていくことのできる子ども」というふうに捉えまして、内省する力や行動力、郷土愛、問題発見力、コミュニケーション力などの資質能力を育成していくことを、学校内で共有したという状況になっております。

ですので、町としましては、平成30年度にそういった取り決めをした中で、ずっと令和3年度まで同じようにその資質能力を育成していくことを目指して進めていって、その小・中9年間を通して、その力を育てていくことを一貫教育として目指しておいて、その軸に吉田探究総合的な学習の時間を置いているという中で進めているというものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 小中一貫教育、いろんなタイプがあると思うんですね。9年間を義務教育としてやっていくやり方とか、学校は一緒やないけどやっていくと。学校も一緒にしちゃうと。そういう面において、吉田町のつながりのある教育というのが、その吉田町の目

指す小中一貫教育というのは、一般的には小中一貫教育というものと何か私ぴんと来ないわけです。

極端な話すると、吉田探究を9年間やりますと言ってもテーマは違うわけですよ、毎年。その吉田探究の目指すところは、私は共感しているわけですがけれども、例えば、小学校の算数は中学校で数学に代わるわけですがけれども、国語はずっと国語ですよ。だから、そういう面言えば、吉田探究も国語もつながりのある学習であるというふうに考えれば、本当にその吉田町が目指す一貫教育というのは何なんだと。小中一貫教育というのは手段であって目的ではないと思うので、その小中一貫教育で何をを目指したいのか。それが先ほどの吉田探究の目標ですということであれば、もっとやり方があるんじゃないか、もしそれが目的であれば。

ところが、一般的に小中一貫というのは、中一ギャップを解消するんだというような話であるとすりゃ、そのつながりのある教育と中一ギャップの解消というのは、どうつながるのか。その辺、要するに目指すところとやっていることがちょっと合っていないんじゃないかなと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

議員おっしゃった一般的に言われている小中一貫教育、これについては一般的に言われているのは、小学校で行われている教育と中学校で行われている教育の過程を調整して一貫性を持たせた体系的な学校制度のことを言うというようなことが一般的に言われている小中一貫教育。

いわゆる小・中学校同じ一体型で9年制の義務教育学校みたいな形というのが一般的な小中一貫教育ということになるかと思えます。

ハード面で考えますと、吉田町の3小学校1中学ということを見ると、そういった小中一貫校というのはなかなか難しいというところで、吉田探究を軸にということが始まっているわけなんですけれども、その吉田探究がつなぐ小学校と中学校の中一ギャップのつながりに、ちゃんとうまくいけるかという部分については、吉田探究の学習内容が当然吉田探究ということで、吉田町内のことを各学年で学んでいくということになります。

小学校3年生から一応中3までの学習内容について、教育委員会として、これをやってはどうでしょうということでお示ししているものがございまして、ちょっと一つずつ申し上げますと、例えば、小学校3年については、吉田町内の自分の住む地域について探求する。4年については、吉田町の福祉について探究、5年については、吉田町の防災や産業についての探究、6年については、吉田町と自分の生き方、キャリア教育についての探究。

それから中学校1年になりますと、吉田町の魅力について探究、これについては、例えば3年生で地域のお祭りのことを学んだときに、1回3年生で学んでいます。中学校になってまた、お祭りなどの伝統行事と吉田町の魅力をもう一回確認してみようというのが、中学校1年生の探究課題。

中学校2年生になりますと、吉田町と他市町との比較ということで、これまで中1までにやってきた吉田町のいろんな魅力とほかの市町とはどうなんだというところの比較をしていく探究課題が2年生。

それを総合して、最終的に中学校3年生で自分の生き方と吉田町へ提言する町づくり提言

というところを目指すというような流れで、そういった吉田町の探究をしていくことで一貫して教育していくというところを捉えて、そういった方針になっているということになります。

ですので、国語とか算数、数学等についての教科についても、あわせて当然総合的な学習だけじゃなくて、それをある意味、先生方はそうやって吉田探究でやっていきますので、小・中学校のつながりのような教育という視点というのは、各小学校、中学校の先生方は承知している中で動いていますので、当然各教科においても、そういったつながりが見いだせるような形で授業をしていただいているかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 教育長も課長もこの事業をスタートしたときにはいらっしゃらないので分からないかもしれませんが、吉田町で小中一貫教育をやろうというきっかけというのは何だったんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

吉田町で小中一貫教育が掲げられたきっかけですけれども、これは平成29年の2月の総合教育会議、ここで初めてTCPトリビンスプランについて提案されたということになります。その中で小中一貫教育というものも、そこで生まれたということになりますが、具体的には、そこから吉田町として、じゃ、何が小中一貫教育なのかということを検討していこうということで、小・中学校のつながりのある教育検討委員会というのを立ち上げて、そこで大学の教授等を交えながら学校の先生、有識者等を交えながら検討していったということになるものですから。

最初の29年2月のときの立ち上げたときというのは、小中一貫教育をやるんだと。そこが吉田町としてどうしていくか具体的にしていくかというのは、その検討委員会の中で決めていくということと推察されます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 最後にしますけれども、学校教育課の小中一貫教育、ホームページ見ますと、まず中一ギャップが出るわけです。突然つながりのある学習に飛んじゃうわけです。

要するに5年間これを続けてきて、まだ明確に小中一貫教育をどうしていくかという方針が決まっていなれば、毎年数十万ですけれども、結局無駄な金を使ってないかと、いや無駄だとは思っていませんよ。けれども、やることはしっかり決めていかないと、これだらだら先進地見て参考になりました、先進地見て参考になりましたと言っているだけでは始まらないので、できるだけ早く結論を、何をめざすんだというところ、方向をはっきりさせていただきたいんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

吉田町が目指す小中一貫教育の結論ということでございますけれども、先ほど、一番最初に私が述べた吉田町が言う小中一貫教育というところは、吉田探究を軸に9年間を通して子



供たちの資質能力を育成していくというところをお伝え申し上げました。

ですので、平成30年度に「吉田の精神を受け継ぎ、未来を切り拓いていくことができる子ども」というところに、基本はそこに向けて進んでいくということになりますので、結論がそこに向けてということになるかと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 本当に最後にします。

要は途中の答弁で、そういう答えは出ているんだけど、要するに小中一貫教育が目指す例えば、中一ギャップを一番最初に教育委員会書いているわけです。本当にそれがつながりのある教育で解消できるのかと。

今、吉田町が目指すのはそうかもしれんけれども、最初に目指した中一ギャップを解消するために、それでいいのかというのがしっかり議論できた上で、それでできるんだという結論であればいいんだけど、その中間がなくて突然そこに飛んでいるというふうに疑問を感じているわけです。

だから、そこをしっかりとこういうことで我々はこれをやるんだという説明ができるのであれば、ああそうですかという話になるんだけど、今何かびんと来ないということなんで、そこをしっかりと詰めた上で、我々はこれでやるんだという形を示していただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 議員、冒頭におっしゃった小中一貫という中で、いろんな形がありますよというどう捉えるかというのはいろいろあるかと思うんです。その形としてハード面、教育課程上のつながりを持つ。さっき教科のことを言いましたけれども、教科系統性、学問上の系統性がありますから。総合的な学習の時間については、そうした学問的なものではなくて、どんな力をつけるかというところにも系統性があるかなというふうに思っています。

そうした意味で、そうした形ではなくて、どんな子供を育てるかというところを義務教育の9年間でどうやって育てていくか。そこが一つの小中の一貫的な教育でもあるというふうに私は思っています。

そうして考えたときに、例えば、今、中一ギャップの話が出ましたけれども、その中一ギャップと言われる中には、小学校から中学校に行くにしたがって、例えば部活動があったり学習が難しくなったりというところで、ギャップを感じたりというようなところが表面的にはよく言われることなんですけど、人間関係的なところについても、いろいろなギャップ、3小学校から一つの中学校へ行きますので、というところもあるかなというふうに思っています。

先ほど課長が言ったように、平成30年に小・中の教員とどんな子供を育てるかというところの話がされています。そうした中で幾つかの力が言われているんだけど、実は昨年、じゃ、どういう力をつけていくかというのをあれもこれもというよりは、一つちょっと絞りながら小・中のつながりを持っていこうというところで、何が大事なんだろうということをみんなで協議をした中で、コミュニケーション力という話をしました。

要はコミュニケーション力をつけていくことで、人間関係的な部分というのも円滑にしていくというのは一つの要素になります。ですので、先ほどの中一ギャップにしても、そうし

た人間関係をつくっていく上では、コミュニケーション力を育てていくということが中一ギャップだけではなくて、今後、将来的に子供たちが社会生活を送っていく上で、とても大切な部分になるだろうというようなどころでの押さえを持ちました。

本年度はそのコミュニケーション力というところに重点を置きながらやっていっていますが、そうしたことを今後もちよっと見ながら、まだこのコミュニケーション力が足りなかったら、そこをどういうふうに手を打っていくかということも含めて今後考えていきたいと思っていますが、議員が今おっしゃられた将来的にどのような小中一貫を目指すんだということに関しては、今、その育てたい子供たちの力、資質能力、そうしたことを押さえて考えていきたいなというふうに思っていますので、また、その辺で御意見をいただければなというふうに思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

資料の275ページの住吉小学校維持管理費、それから277ページの中央小学校維持管理費、287ページの吉田中学校維持管理費、それぞれ補修材料費としてグラウンド用土というのが入っているんですよ。それでこれどういう形で入ったんですかと言ったら、学校の先生から要望があって入れたということですが、315ページの体育施設広場維持管理費、これグラウンドのほうですけれども、高島のグラウンドですけれども、ここのところ土が入っている、ここ何年か土が入っていないもんですから。まず、ここに野球のグラウンドですけれども、体協の野球部のほうからグラウンドへ土を入れてくださいという要望があったかどうか、お伺いします。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

高島グラウンドの中の野球場ということで協会のほうから要望があったかというところでございますが、今年度に入ってということで、うちのほうの生涯学習課で話のほうは聞いてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 昨年、一昨年も話はなかったということでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

今、議員おっしゃいました昨年、一昨年、要望はなかったかという話でございますが、すみません。確認のほうはしておりません。分からない状況でございますが、私も実績のほうを見ますと、議員おっしゃるとおり、ここ数年やっていなくて、直近では3年前の令和元年に土を入れたというところの状況は把握してございます。その前といいますと、平成26年度ですか、野球場で言いますと、そういった数年に1回程度ではございますが、土を入れているという状況が確認を取ってございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） おかしいですね。私のところはそういうふうをお願いしているけなかなか入らないというふうに意見を伺っているのですが、これまた後ではつきりさせたいと思いますけれども、そういう中で、学校関係だと先生が言うと、土を割りかし早く入れてくれる。ですけれども、社会教育ですか、そういう観点で一般の方からだと、そこを体育協会の野球の方がお願いしてもなかなか入らないと。これ何か学校教育と生涯学習というか、社会教育というか、それ何か入らない理由というのがあるのですかね。違いがあるということで、何か理由がありますか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

学校にあるグラウンドと高島グラウンドの維持管理の違いというところで、基本的には違いのほうはないというふうに考えております。当然、利用者、使用者の方が安全に競技をしていただくというところが一番であるというふうには考えておりますので、そういったことについて、適正な維持管理を進めていくという状況で、学校施設に関しても高島グラウンドに関してもあるというふうに考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

野球場へ行って見たことありますか。何か一応いつも巡回して管理しているというふうにはうたってあるわけですね。バックネット、ベンチ前のコンクリートの部分が1メートルくらいあって、幅1メートルくらい、そこよりも土がもう下がっちゃって段差がついているわけですね。それだとレフト線、ライト線のラインのところももう10センチ以上へこんじゃっていて、下手すれば足をくじいたり折ったりするかもしれない。それでコンクリートのところは何か無理して取りにあって、けがをするかもしれないということで、ここに315ページに意図というところに、町内における体育施設並びにスポーツ広場の維持管理を行うことにより、町のスポーツ環境を向上させ、町民が快適な環境で安心してスポーツのできる場所を提供する。それで効果として、スポーツ広場を定期的に見回り、修繕の必要な箇所を早期に処理することで、利用者への安全確保及び施設老朽化の軽減が図られ良好な維持管理ができた。結局、効果はこうなっていますが、実際できているんですかね。これで、私はできていないと思うんですよ、危険だなと思うんです。ですけれども、担当課としてはできたということによろしいですね。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

高島スポーツ広場の維持管理につきましては、まず、シルバー人材センターに除草であるとか、植物の植栽の管理、剪定なんかを行っていただいています。ほかに職員による現場確認、点検ということで、週1回現場を見回っているという状況でございます。そこで何かあったら対応していくということもやっております。土ではないんですけれども、野球場の施設であるものが何が不具合があるよということで、利用者からたしか今年度に入っても話があったと思いますので、そういった面も含めて早急に現場確認して対応のほうをしているという状況でございます。ただグラウンドの土入れにつきましては、直近では3年前の令和元年に実施したというところで終わっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） そういう依頼があった要望というのがそういうのがあったかというのは私がちゃんと個人的に確認をしますけれども、その後、お話をしていきますけれども、結局今見回って、その私が言ったようなああ危険だなと思わないということですね、町のほうは。そのままにしてあるということは。でないと、学校は補修用土としてグラウンドの補修をしていると。ですけれども、そういう高島のグラウンドですか、こちらは補修用土を入れないということは別に補修をする必要はないと、そういうことで見てくれて危険じゃないというふうに考えているということによろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

私も今年度に入って生涯学習課というところに所属させていただいております。これまで現場のほうも見に行っているという状況の中で、たしか雨が降った後、一度見たことがございまして、セカンドベース付近が少し水たまりがあったというところで、少し低くなっているなというところでは状況を確認してございますので、最初にも言いましたが、利用者が安全に使っていただくということが第一だと思いますので、今後、対応のほうを検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） ここに書いた意図という状態にするということと、効果、これがこういうふうに乗っているようにちゃんとしているなら、ここに載せたようなことがちゃんとできていればどうかということ再度確認していただいて、これが不足があったら、それなりにちゃんと対応していただくということで、私はそれでお昼になったんですか。それでいいですよ。やっていただくと思いますので、それでいいです。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これをもって第44号議案についての質疑を終結をいたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は終了しました。

御協力をいただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 零時01分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。  
本日は、定例会22日目、最終日でございます。  
ただいまの出席議員数は13名であります。  
これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
これから議案審議に入ります。  
初めに、決算及び補正予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。  
審議については、質疑は既に終了しておりますので討論から行います。  
引き続き、決算及び補正予算に関する議案を除く、その他の議案審議を議案番号順に行います。  
それでは、審議に入ります。
- 

◎議案第44号の討論、採決

- 議長（大石 巖君） 日程第1、第44号議案 令和3年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。  
これから討論を行います。  
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり認定されました。
-

◎議案第45号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第2、第45号議案 令和3年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

---

◎議案第46号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第3、第46号議案 令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

---

◎議案第47号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第4、第47号議案 令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり認定されました。
- 

#### ◎議案第48号の討論、採決

- 議長（大石 巖君） 日程第5、第48号議案 令和3年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。  
これから討論を行います。  
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり認定されました。
- 

#### ◎議案第49号の討論、採決

- 議長（大石 巖君） 日程第6、第49号議案 令和3年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。  
これから討論を行います。  
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

---

◎議案第50号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第7、第50号議案 令和3年度吉田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 8番、山内 均でございます。

私は、令和4年9月定例会に議案提出されました第50号議案 令和3年度吉田町公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

吉田町公共下水道事業は、平成2年1月に事業認可を取得し、整備着手して以来、工事が行われております。令和3年度末までには289.94ヘクタールが整備済みとなっており、令和3年度の総費用は7億725万3,550円となっております。

また、令和3年度吉田町公共下水道事業は、浜田土地区画整理区域内の川尻南部污水幹線工事第1工区から第6区工区及び片岡1号線污水幹線工事第1工区である。

建設改良工事の内容は、川尻南部污水幹線工事第1工区が管渠工事費3,914万1,300円、利用完成区画が16区画です。川尻南部污水幹線工事第2工区が管渠工事費が4,384万500円、14区画を整備してあります。川尻南部污水幹線工事第3工区管渠工事費は2,208万3,600円で10区画が整備されています。川尻南部污水幹線工事第4工区管渠工事費4,048万円で7区画が工事されています。川尻南部污水幹線工事第5工区管渠工事費が4,225万4,300円、9区画の工事です。川尻南部污水幹線工事第6工区管渠工事費が4,407万1,500円、2区の工事になります。

もう一つは、片岡1号線污水幹線工事第1工区で、管渠工事費が1,658万2,500円となっております。5区画が整備されています。

トータルしますと、管渠建設費の合計金額が2億4,845万3,700円で、利用できる戸数は63戸という知らせがありました。計算をしますと利用1戸当たりの工事費が約394万3,700円となります。仮設ではありますけれども、下水道道路区域指定がなかったならば、環境省算出の合併浄化槽5人槽設置費用80万4,000円、国庫助成の浄化槽市町村整備推進事業ができたならば、利用戸数17戸では1,368万6,000円がかかります。全体の利用戸数63戸では5,065万2,000円で完成できました。管渠建設費2億4,845万3,700円とは比較になりません。特に平成12年の浄化槽改正法で合併浄化槽を設置することが義務づけられた。

他方、浜田土地区画整理事業は、前例となる富士見土地区画整理事業と同様に、将来の都市化を想定しての公共下水道事業である。しかし、富士見土地区画整理は、84区画中40区画弱がいまだに下水道未利用となっていて無駄な投資が多い。



また、浄化槽維持費は、浄化センターによる下水道維持よりもはるかに少なく済む。将来のことを考えると、下水道事業による水洗化はやめ、経済的に有利で地震にも強い合併浄化槽による水洗化にすべきであるとする。

税金の投入を考えるならば、公共下水道事業よりも合理的な合併浄化槽による水洗化への転換で水環境の整備を行うべきであった。

以上、反対討論といたします。

○議長（大石 巖君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、平野 積君。

〔12番 平野 積君登壇〕

○12番（平野 積君） 私、平野 積は、第50号議案 令和3年度吉田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について賛成の立場で意見を述べます。

決算認定の第一義は、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかの審査であります。それに関して収益収支が黒字であること、企業債に関して発行額を対前年度約5,000万円減らし、令和2年度末の残高51億6,850万円から令和3年度末49億6,567万円へと残高を約2億円減少させたこと及び一般会計からの繰入金を予算に比べ750万円、対前年度280万減少させていることなどから、私は、適正かつ健全に運用されたと判断し、決算認定に賛成いたします。

加えて、接続人口を対前年度302人増加させ、水洗化率を2.3ポイント上げ74.3%にしています。仮設済みで未接続の方にアプローチし、接続人口及び水洗化率向上に努力されたことも評価したいと考えます。

今後は計画どおり令和8年度までの管渠工事を滞りなく進め、企業経営のさらなる安定を目指して活動を進めていきたいと考えます。

また、吉田町から出る水をきれいにするとの観点から、下水道の水洗化率向上及び単独浄化槽から合併浄化槽への転換をスピード感を持って進めていただきたいと考えています。

以上をもって、私の賛成討論といたします。

○議長（大石 巖君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに討論はないようですので、これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は、反対とみなします。

採決します。

本案は原案のとおり決定及び認定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大石 巖君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

◎議案第52号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第8、第52号議案 令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第53号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第9、第53号議案 令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第54号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第10、第54号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第55号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第11、第55号議案 令和4年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第56号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第12、第56号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、一般会計及び特別会計の決算及び補正予算に関する議案の審議が終わりました。

これからその他の議案の審議に入ります。

---

#### ◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第13、第42号議案 吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第14、第43号議案 吉田町議会議員及び吉田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

議案書の8ページ、これ一例としてお聞きしますが、ビラの作成費ですね。これが7円73銭とするというところで、この7円73銭というところの算出根拠ですね。全協の説明の中では、国会議員の選挙公営限度額に準じて、同施行令と同額としたというようなことになっております。

そこで聞きたいところは、選挙用ビラに関しては、国会議員の枚数とこの町議会選挙、または町長選挙、枚数が違うんですね。そうすると1枚単価というところが当然違ってくると思うんです。それを国会議員と同一にするというところが無理があるというのか。だから上限ですから、これ以上は出しませんよというのは分かるんだけど、ちょっと価格に対して違うのかな、多少差があってもいいのかなと思うんですよ。現に供託金にしても何にしても違いますよね、みんな。あと選挙中の俗に言うウグイス、あの人たちの報酬も選挙によって違います。でも、これだけは固定というか、国会と一緒にするというのはどうなんでしょうと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

議員がおっしゃったとおりの回答になるんですけれども、町もじゃ実際幾らがいいのかということは、それぞれ考え方がいろいろあったと思います。その幾らということが町の中でもいろんな議論になったことから、公職選挙法で定められているというか、国会議員のものを参考にさせていただいて、町の上限額を決めさせていただいたということになります。

議員が例で出していただきました供託金、またはアナウンスというか、ウグイスのことにしましては、町の条例で決めるものではなく、それこそ公職選挙法等々で選挙ごとに決まっているものでありますので、それと考え方は同じということになります。町の考え方は入っていないということになります。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 町の考え方が入っていないということは、国をもう基準にやりますよということで、そうしますと、今回、他の町もこういった条例を多分つくってくると思うんだけど、大体どこも一緒というような解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 町の考え方というのはごめんなさい。供託金とかウグイスのことにしましては、町は条例で定めていないということです。あとそのほかの先ほど言ったビラのお金だとかというのは、それぞれの市町の考え方もあると思いますので、それぞれの市町のお考えで条例が定められているというふうに思っています。

吉田町としましては、国の条例を参考に、国の法律を参考にさせていただいたという考え方でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 町の考え方は分かりましたけれども、最低限、県内13の町があると思うんですが、そこで多少比較ができないのかな。もちろん議員の報酬も違うので、一概には言えないのかもしれないですが、そういったところのチェックというか、検討もされたんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 検討をしたかしないかというお答えですと、検討はさせていただきました。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） じゃ、検討の結果、これが我が町としては妥当な線だということですよらしいですね。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 検討させていただいた結果、ほかの市町も吉田町と同様な条例の制定だということでございます。

○議長（大石 巖君） ほかに。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

43号議案、町長、町会議員選挙において、お金のかからない公正な選挙を実現し、立候補や選挙運動の機会を広く持てるようにするための選挙公営制度、市議会にあったものが町村にはなかった選挙公営ですね。2年前ですか、2年前の公職選挙法改正から車やポスターでビラなど、選挙に対して費用の一部負担が出てくるという主な内容なんですけど、最初にお聞きしますけれども、今、少しお話もあったんですが、これに伴う形で供託金というものがあるのが今後新たに発生すると。これ条例には一切言及がなかったので、条例だけを見ていると、供託金はうち要らないのかなという、ちょっと誤解も生じるところがあるので、この辺の事情ですね。全国的なあれを見ますと、町長で50万円、町会議員で15万円、それに没収点があるような部分ですね。この辺に対しては、特に今回の条例では制定されなかった事情というのはどのようなものなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 今回、条例制定させていただくのは、公職選挙法が一部改正になって、当町でも条例を制定しなければ条例を制定することで初めて効力が発生するというものがありましたことから、上程をさせていただいて御審議をいただいているということになります。

一部上程のときに御説明をさせていただきましたけれども、今回、公職選挙法が変わった中には、大きく3つございまして、選挙公営のことに關すること。それから、町会議員におけるビラの頒布が解禁になったこと。それから、町会議員選挙における供託金が導入された。その3本でございます。

それで、一番最初にお話をさせていただいた選挙公営の拡大のことについては、町の条例で制定して条例が可決されたことによって、初めて効力をなすというふうに決められておりますので、今回上程をさせていただいたということです。

2番目、3番目ですね。ビラの頒布と供託金制度の導入のことに關しましては、公職選挙法のほうで、もう決められておりまして、条例の制定は関係ないということですので、当町は上程はしておりません。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そのことに関しては、それなりに自分なりに理解はしていたんですが、別のこともちょっと伺いたいです。

統一地方選として吉田町7か月後に選挙があるというところなんですけど、全国の936ある町村の中で、この条例の制定、もうかなり進んでいて、現時点で恐らく9割方もう終わっていると。吉田町少し遅いなと感じました。確かに統一地方選が7か月後なんで、最初はこの

ぐらいのタイミングなのかなと思ったんですが、例えば、解職とか解散に伴うもう一度選挙をやり直すですとか、あるいは任期途中でどなたかが退職されたようなときの補欠選挙、こういうことを考えれば、ほとんどの自治体というところちょっと言い過ぎですけども、かなりの自治体がもう令和2年度の公職選挙法の実施直後から動いて、3年度昨年ですね。ほぼ8割方ぐらいの町村がこういう条例をもう制定したということで、吉田町ちょっと遅いなど感じたんですけども、そのあたりの事情というのはどのようなものでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

私たちが今回の条例を上程させていただくにつきまして、いろんな市町のことを調べさせていただいております。私たちが全ての町村を調べたわけではないので、お話のほうがちよっと全てのことでないということ聞いていただきたいんですけども、自分たちの町で、町長選、または町議会選がある前に、こういった議会審議をお願いしている町が多かったというふうに判断しております。

したがって、吉田町が決して遅いというふうには判断してはおりません。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 早めにやっておくというのも1つの考え方です。ただ、統一地方選の枠から外れたタイミングでの選挙もあるので、そこはそうなのかなと思いますが、こうした部分を早めに言うことで、例えば、選挙に関心のある方が早く認知できるということもありますので、今後、このような情報を早めに条例につなげていただければと思います。

もう一つ、お聞きします。この条例が改正された折の先ほどのような広く伝えると、これがこう変わったよと。従来こうだったけれども、これは新しくこうなるよというところは議員ですとか、町長なんかを志す方は、もちろん一生懸命調べて認識していらっしゃるんですが、一般の町民にはあまり伝わっていないので、その広報の手段とスケジュールについて教えてください。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

今回の選挙公営の趣旨を考えても町民への周知は大切だなと思っております。

本日、議決をいただければですけども、早めにホームページで町でも選挙公営が開始される旨を伝えていきたいと思っております。

議員からも御質問があったとおり、この条例の効力を発するのは、統一地方選、来年の5年の4月が一番予定としては濃厚だというふうに思っております。統一地方選の日程が年末ぐらいには決まってくるかなとは思っておりますので、その頃には、ホームページで選挙の特設ページを作らせていただく予定にもなっております。そのところには、今回の選挙公営の拡大、それから公職選挙法でこんなことが変わった等々のものも盛り込みまして、町民の皆さんには周知をしていきたいというふうにも考えております。

もちろん、毎回、毎回同じような答えになってしまいますけれども、広報にも載せるし選挙のビラ、うちのほうの選挙のお知らせですね、そういうものも作って町民の皆さんへの周知を図っていききたいとは考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そうですね。自分ももう4年前になりますけれども、このぐらいの時期に相当分からなくて、選管さんに何度も伺ったりとかして結構そこが障壁とまでは言いませんけれども、結構大変だったなという記憶があったので、分かりやすいところを表記を各自治体のもう既に条例制定されているところはかなり分かりやすい、先ほどの供託のことも含めた形で、こういうものが選挙公営になるよとか、供託金はこういう目的のためにやるんだよとかいうようなところも、誰が見ても分かりよい形でのホームページでの表記がございました。

そうしたところをぜひお願いしたいのと、町では毎年予算を組んで明るい選挙推進費というのを計上していますね。そこには意図として選挙、政治に関する知識及び意識の向上、きれいな選挙が行われるとともに、多くの人が投票に参加する。選挙、政治に関する知識及び意識向上、社会情勢への関心を高める。これ町民にとっては、ぜひやってほしいなと思っていますので、そのところをよろしくお願いしたいのですが、そこに関してはいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

ちょっと一部決算の内容も入ってしまうのかもしれませんが、明るい選挙の中には、若者の選挙の啓発等も含まれて、選挙で投票ができる年齢になると、お誕生日カードではないですが、選挙で投票できますよというようなメッセージカードも配布しております。そのような啓発活動も今後続けて、選挙のほう皆さんが投票できるような環境はつくっていきたいと思っております。

〔「終わります」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければ、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第15、第57号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

---

◎議員派遣について

○議長（大石 巖君） 日程第16、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付しました「議員派遣の件」のとおり、現時点で期日等が確定している行事について、派遣したい  
と思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります「議員派遣の件」のとおり派遣すること  
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

議員派遣については、お手元に配付してあります「議員派遣の件」のとおり派遣すること  
に決定をいたしました。

---

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大石 巖君） 日程第17、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事  
務調査について、それぞれ、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、

議会閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 以上で、令和4年第3回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たりまして、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 御苦労さまでございました。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（大石 巖君） ありがとうございます。

本日はここに令和4年第3回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月1日以来、22日間にわたりまして諸議案についての御審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動をはじめ、何かと御多忙のことと存じますが、町政発展のため、より一層御尽力賜りますようお願いを申し上げます。誠に意を尽くしますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

御苦労さまでした。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上をもちまして、令和4年第3回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 9時38分